平成 24 年度第三者評価結果報告書

平成 25 年 3 月 27 日

一般財団法人短期大学基準協会

目　次

はじめに…… 1

平成24年度第三者評価結果について

1. 平成24年度第三者評価結果 …… 2
2. 平成24年度第三者評価結果決定までの日程 …… 3
3. 平成24年度第三者評価の経過 …… 3
4. 評価結果の構成 …… 5

資料1　一般財団法人短期大学基準協会の概要…… 6

資料2　短期大学評価基準…… 11

資料3　評価組織

理事会理事及び監事一覧 …… 32

第三者評価委員会委員一覧 …… 32

第三者評価委員会2号委員一覧 …… 33

第三者評価審査委員会委員一覧 …… 33

資料4　評価員一覧…… 34

平成24年度第三者評価結果

1　函館短期大学 …… 35

2　佐野短期大学 …… 45

3　東京福祉大学短期大学部 …… 57

4　国際学院埼玉短期大学 …… 65

5　埼玉医科大学短期大学 …… 79

6　埼玉純真短期大学 …… 91

7　聖徳大学短期大学部 …… 103

8　千葉経済大学短期大学部 …… 115

9　青山学院女子短期大学 …… 127

10　湘北短期大学 …… 137

11　大垣女子短期大学 …… 149

12　中部学院大学短期大学部 …… 161

13　中日本自動車短期大学 …… 171

14　東海大学短期大学部 …… 181

15　愛知医療学院短期大学 …… 189

16　大阪女学院短期大学 …… 201

17　大阪成蹊短期大学 …… 209

18　関西外国語大学短期大学部 …… 221
19　関西女子短期大学 …… 231
20　近畿大学短期大学部 …… 241
21　鳥取短期大学 …… 251
22　岡山短期大学 …… 263
23　広島文化学園短期大学 …… 273
24　安田女子短期大学 …… 283
25　山口芸術短期大学 …… 295
26　香川短期大学 …… 305
27　高知学園短期大学 …… 315
28　香蘭女子短期大学 …… 327
29　西九州大学短期大学部 …… 337
30　長崎女子短期大学 …… 349
31　長崎短期大学 …… 359
32　別府大学短期大学部 …… 369
33　宮崎学園短期大学 …… 381

（都道府県別・五十音順）

参考１　用語解説 …… 391
参考２　会員校一覧 …… 409

はじめに

一般財団法人短期大学基準協会が行う第三者評価

本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から第三者評価（法にいう認証評価）を開始しました。本協会の第三者評価に係る目的と基本方針は、教育の質の保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

第三者評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において適格・不適格・保留の判定案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の第三者評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、第三者評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、本協会以外の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う短期大学の第三者評価において、適格の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。第三者評価は、部分的なものでなく評価時点における包括的な評価です。それゆえ適格の判定は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することですが、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は第三者評価の評価結果に含まれるわけではありません。

また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努力します。また、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼にこたえるとともに、評価システムの不断の改善に努めます。

短期大学評価基準

本協会の平成 24 年度からの評価は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価が可能となるよう評価領域を再編成することとしました。再編成では、従前の 10 の評価領域を四つの「基準」にまとめ、短期大学の日常的な自己点検・評価の作業の展開を一層しやすくし、また、複数の領域にまたがって同一の記述を求めるような自己点検・評価の記述の重複を見直すとともに、短期大学独自の特色を生かした記述を追加し、自己点検・評価報告書を作成しやすいように改善しています。さらに現下の高等教育を取り巻く環境変化にかんがみ、各短期大学が自らの経営分析による経営の健全化を図る項目も追加しました。この 4 基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ　教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ　教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス」と表しました。加えて、選択的評価基準も新たに設け、各短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

平成 24 年度第三者評価結果について

１．平成 24 年度第三者評価結果

一般財団法人短期大学基準協会は、平成 24 年度に申請のあった 33 短期大学に対して「平成 24 年度第三者評価実施要領」に基づき評価を行った結果、本協会が定める「短期大学評価基準」の評価の考え方により「適格」の認定を行いました。なお、このうち 2 短期大学については、一部に問題が認められるため、条件を付した上で「適格」と認定しています。

(1)「適格」と認定した短期大学（31 短期大学）

函館短期大学
佐野短期大学
国際学院埼玉短期大学
埼玉医科大学短期大学
埼玉純真短期大学
聖徳大学短期大学部
千葉経済大学短期大学部
青山学院女子短期大学
湘北短期大学
大垣女子短期大学
中部学院大学短期大学部
中日本自動車短期大学
東海大学短期大学部
愛知医療学院短期大学
大阪女学院短期大学
関西外国語大学短期大学部
関西女子短期大学
近畿大学短期大学部
鳥取短期大学
岡山短期大学
広島文化学園短期大学
安田女子短期大学
山口芸術短期大学
香川短期大学
高知学園短期大学
香蘭女子短期大学
西九州大学短期大学部
長崎女子短期大学
長崎短期大学
別府大学短期大学部

宮崎学園短期大学

（都道府県別・五十音順）

⑵ 条件を付して「適格」と認定した短期大学（2 短期大学）

東京福祉大学短期大学部

大阪成蹊短期大学

（都道府県別・五十音順）

２．平成 24 年度第三者評価結果決定までの日程

平成 24 年度の第三者評価決定までの日程は下記のとおりです。

- 平成 23 年 7 月 31 日　平成 24 年度第三者評価申込受付締切
- 平成 23 年 8 月 23 日　ALO（第三者評価連絡調整責任者）対象説明会
- 平成 23 年 9 月 15 日　評価を受ける短期大学（評価校）の決定
- 平成 24 年 6 月 30 日　自己点検・評価報告書の提出締切日
- 平成 24 年 7 月 12～13 日　評価員研修会の実施
- 平成 24 年 7 月～8 月　評価員による書面調査の実施
- 平成 24 年 9 月～10 月　評価員による訪問調査の実施
- 平成 24 年 11 月 5 日　評価チームから基準別評価票の提出（最終締切日）
- 平成 24 年 11 月 19～20 日、12 月 4～5 日　第三者評価委員会分科会の審議
- 平成 24 年 12 月 13 日　第三者評価委員会の審議
- 平成 24 年 12 月 20 日　理事会の審議
- 平成 24 年 12 月 21 日　評価校へ機関別評価案の内示
- 平成 25 年 1 月 21 日　異議・意見申立書の提出締切日
- 平成 25 年 1 月 31 日　第三者評価委員会の審議
- 平成 25 年 2 月 7 日　第三者評価審査委員会による異議申立ての審査
- 平成 25 年 2 月 14 日　第三者評価委員会の審議
- 平成 25 年 3 月 13 日　第三者評価委員会の審議
- 平成 25 年 3 月 14 日　理事会による評価結果の最終決定
- 平成 25 年 3 月 15 日　評価校へ評価結果通知
- 平成 25 年 3 月 27 日　第三者評価結果の公表

３．平成 24 年度第三者評価の経過

上記日程に沿って平成 24 年度第三者評価の経過を説明します。

（1）本協会は平成 23 年 7 月末を締め切りに平成 24 年度第三者評価の申込受付を行い、34 校の短期大学から申し込みがありましたが、その後、平成 24 年 1 月末までに、うち 1 校から学生募集停止を理由に評価申し込みの取り下げがありました。これにより、合計 33 校の短期大学を対象に平成 24 年度第三者評価を開始しました。

（2）本協会は、平成 24 年度評価実施に先立ち、平成 23 年 8 月 23 日に各短期大学の自己点検・評

価活動や第三者評価を円滑に進める責任者（ALO）を対象に「平成 24 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を開催し、本協会の目指す第三者評価、実施体制、実施方法などについて共通理解を図るとともに、ALO に第三者評価の円滑な実施のために本協会、評価員と評価校との窓口となって連絡・調整の任に当たるよう要請しました。

（3）第三者評価委員会では、評価員候補者のうちから 143 名の評価員を選出し、評価校 1 校につき 4～5 名で「評価チーム」を編成するとともに、各評価チームにチーム責任者（理事長・学長又はそれらに相当する役職者）を置きました。

（4）評価員は、「平成 24 年度第三者評価　評価員研修会」において、本年度の第三者評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、次の手順で評価を取りまとめていきました。

① 評価員による区分別評価

評価員は、担当する評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を通じて、当該評価校の状況を区分ごとに把握・分析し、それらに基づき、テーマの評価を行いました。

② 評価チームによる基準別評価

評価チームは、訪問調査時には評価員会議を行い、訪問調査終了後には各評価員の区分別評価及びテーマごとの評価に基づき、評価チームとしての基準別評価を行いました。同時に、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、又は「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成し、第三者評価委員会へ提出しました。

（5）第三者評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる分科会として 9 分科会を設けました。

各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行った上、機関別評価原案を作成しました。

（6）第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに平成 24 年 12 月 20 日に開催された理事会に機関別評価案の報告を行い、翌 21 日に各評価校へ内示しました。

（7）第三者評価委員会からの内示に対して、2 校の短期大学から機関別評価案の指摘事項に対する異議申立書の提出がありました。

これらの異議申立を第三者評価審査委員会に諮り、同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正内容の適否を慎重に審議し、その適否及び必要な修正などを明示して平成 25 年 3 月 14 日開催の理事会に報告し、理事会は同審査委員会のそれらの結果を承認しました。

（8）理事会では、第三者評価審査委員会からの異議申立の審査結果報告を平成 25 年 3 月 14 日に審議するとともに、第三者評価委員会から提出された機関別評価案を審査した結果、平成 24 年度の評価校 33 校について、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。なお、このうち２校に対しては一部に問題が認められるため、定められた期日までに改善状況を報告することを条件としており、その時点で改めて判断を行うこととしています。

４．評価結果の構成

評価結果は、35 ページ以降に短期大学ごとにまとめられています。各短期大学の評価結果は、「機関別評価結果」と「機関別評価結果の事由」で構成されています。「機関別評価結果の事由」には、「総評」、「三つの意見」、「基準別評価結果」が含まれています。

「機関別評価結果」は、評価校の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況が機関全体として、短期大学としての水準を満たしているか否かを記述しています。本協会では適格、不適格、保留という形で判定をします。

「総評」には、本協会の評価基準に定める 4 基準の概略を記載しており、これは「機関別評価結果」に示す判定に至った理由に相当します。

「三つの意見」には、評価校の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図るための本協会の見解をまとめています。これは、評価校の教育活動等の状況のうち「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」を、後に述べる各評価基準の評価結果（合・否）とは別にまとめたものです。「特に優れた試みと評価できる事項」には、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特に特長的な取り組み等をまとめています。「向上・充実のための課題」には、評価校の教育研究活動等を更に向上・充実させるために必要な課題や、更なる向上・充実が期待できる事項等について、本協会の見解をまとめています。なお、「三つの意見」の記載事項は、各評価基準の評価結果（合・否）と連動するものでないことにご留意ください。「早急に改善を要すると判断される事項」には、問題・課題等が深刻で、速やかな対応が望まれる事項をまとめています。例えば、短期大学評価基準や短期大学設置基準等の著しい未充足事項等が該当します。

「基準別評価結果」には、まず、表形式で各基準の評価結果（合・否）を示しています。それ以下に、当該基準を合又は否と判定するに至った事由をまとめています。

また、第２評価期間からは、新たに選択的評価を設けています。これは、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの評価基準を設けています。これらの三つの取り組みは４基準にも含まれていますが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、４基準とは別に設定しています。選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行い、加えて特色が表れている取り組みを取り上げています。

資料１　一般財団法人短期大学基準協会の概要

１．概要

平成 14 年に学校教育法の一部が改正され、平成 16 年度からすべての短期大学は、当該短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的状況について、少なくとも 7 年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

短期大学基準協会は、学校教育法第 110 条の規定に基づき、平成 17 年 1 月 14 日に認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、我が国の国公私立短期大学 488 校のうち、380 校（平成 18 年 1 月末現在）が加盟しました。また、本協会の評価事業は公正性や社会からの信頼性を強く求められる公益性の極めて高いものであることから、本協会は、財団法人として、平成 17 年 3 月 31 日に文部科学大臣から許可を受けました。

この学校教育法の改正以前、特に、平成 3 年の大学審議会答申「大学教育の改善について」から始まった高等教育機関における改革の流れの中で、短期大学関係者は、その改革の基本的な方法として自己点検・評価の組織的な導入の必要性を認識し、短期大学の水準の維持・向上を図るとともに、短期大学の自己点検・評価による改善を支援するため、平成 6 年 4 月、任意団体として「短期大学基準協会」を設立しました。その際、日本私立短期大学協会の支援を得て、同協会に加盟しているすべての短期大学が参加しました。

以来、「短期大学基準協会」は、短期大学の自己点検・評価活動や短期大学相互評価の促進・支援及び地域総合科学科の適格認定評価などの実施などを通じ、短期大学の特色とそのあるべき姿について研究・検討を続け、平成 17 年 3 月 31 日をもって財団法人短期大学基準協会と改組し、その後平成 24 年 4 月 1 日一般財団法人短期大学基準協会となり、現在に至っています。

２．評価の対象と目的

本協会は、評価を通して短期大学の教育の質保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して短期大学の向上・充実に資することを目的としています。本協会の行う第三者評価は、評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学の教育活動などについて総合的に評価するものです。また、本協会の評価に対する社会の理解と支持を得るために、評価システムや評価結果を公表します。

３．第三者評価の実施体制

（1）実施体制

本協会は、理事会の下に、第三者評価を行う組織として第三者評価委員会を設けています。同委員会では、第三者評価に関する基本方針の策定、第三者評価システム全体の点検･改善、機関別評価案の作成に関することなど、第三者評価の実施に関する事項を担当しています。

さらに、第三者評価を円滑に実施するため、次のような組織体制を整えています。

○ ALO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）

本協会の評価では、各短期大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎においていることから、その自己点検・評価活動や第三者評価を円滑に進める責任者を各短期大学に 1 名置いています。この責任者を ALO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）といい、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

○ 評価員（評価チーム）

第三者評価委員会において、会員短期大学から選出された評価員候補者や学識経験者などのうちから当該年度に必要な評価員を委嘱し、評価校１校につき 4～5 名で「評価チーム」を編成しています。各評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。

また、評価に際して、チーム内の多様な意見を取りまとめ、評価校との連絡・調整を図る「チーム責任者」を選任します。

○ 第三者評価委員会分科会

第三者評価委員会の下に、原則３名以上の第三者評価委員会委員及び分科会２号委員で構成される第三者評価委員会分科会を設け、各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案の作成にあたります。

○ 第三者評価審査委員会

第三者評価委員会が各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校から事実誤認などによる異議申立があった場合の審査機関として、理事会の下に第三者評価審査委員会を設けています。同審査委員会は、本協会理事長の諮問に応じて異議申立てに対する審査を開始し、その審査結果を理事会へ報告します。

（2）評価の手順

① 短期大学評価基準に基づく自己点検・評価報告書の提出

本協会では、短期大学の教育活動などの状況を多角的に評価するため、４基準で構成されている短期大学評価基準に基づき、第三者評価を実施します。また、各短期大学が短期大学として有すべき水準を満たしているかどうかという視点から、この４基準に2～4のテーマ（合計 12 テーマ）を設定し、それらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（合計 29 区分）として設定しました。さらに各区分を理解し、分析するため、164 の評価の観点を示しています。評価校は、これら基準、テーマ、区分及び評価の観点を踏まえ、教育活動などの状況を分析・評価して、自己点検・評価報告書を作成し、本協会及び評価員へ提出します。

② 書面調査及び訪問調査

評価員は、評価員研修会において、当該年度の第三者評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、区分評価、テーマ評価及び基準別評価に当たります。また、選択的評価についても評価します。

a. 区分の評価

評価員は、書面調査及び訪問調査を通じて、当該評価校の現状と課題を把握・分析し、区分ごとに当該評価校が短期大学としての水準を満たしているかどうかについて、合・否の 2 段階による評価を行います。

b.テーマの評価

評価員は各区分の評価を行った後、それらとその改善計画を踏まえてテーマごとに４段階の評価を行います。

c. 基準別評価

評価チームは、各評価員が作成した上記の区分別評価及びテーマの評価に基づき、訪問調査中に行う評価員会議を経て、訪問調査終了時に評価チームとしての評価を検討します。そこでは合・否の２段階による評価を行い基準別評価として集約します。

また、その際、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、又は「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成します。

なお、「特に優れた試みと評価できる事項」は、当該評価校の取り組んでいる事項が特色ある優れたものであることを示した項目です。また「向上・充実のための課題」は、当該評価校の教育活動が向上・充実するためにその解決、克服が必要となる課題、又は現状にとどまらず、更なる向上・充実を図ることが期待される事項を掲げています。さらに「早急に改善を要すると判断される事項」は、例えば短期大学設置基準未充足など、短期大学としての水準を満たしていないと判断される事項について指摘したものです。

d.選択的評価

評価員は選択的評価の基準ごとに(1)「当該短期大学の特色が表れている取り組み」及び(2)「更なる充実が期待される点」について評価します。さらに評価員会議において、各評価員の評価及び訪問調査の結果を踏まえて、評価チームの見解を取りまとめます。なお、選択的評価の評価内容は公表しますが、機関別評価には反映されません。

③　第三者評価委員会による機関別評価

第三者評価委員会では、各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、分科会及び第三者評価委員会でそれぞれ検討を加えます。

a. 分科会

分科会は、分科会ごとに担当する評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行った上、機関別評価原案を作成します。各分科会は、この機関別評価原案の作成にあたり、当該評価校の教育活動などの状況が短期大学全体として、短期大学の水準を満たしているか否かを審議します。

b. 第三者評価委員会

第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、各評価校へ内示します。

同委員会は、この評価の時点で「早急に改善を要すると判断される事項」について、改善が可能であると判断した場合には、「一般財団法人短期大学基準協会第三者評価実施規程」に基づき、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で、評価校に内示します。

条件を付された評価校は、通知を受けた日から一定期間内に改善計画書等を提出した上で、指定された期日までに改善報告書を提出して評価を受ける必要があります。第三者評価委員会は、当該評価校から提出された改善報告書を検討し、指摘事項が改善されたか否かを証拠書類に基づいて確認し、改善が完了したと認められる場合には、適格とします。なお、改善に一定の期間を要する場合については、改善計画書等を提出した上で、指定された年度の 6 月までに改善状況の報告を提出し、改めて評価を受ける必要があります。

④　第三者評価審査委員会による審査

本協会では、内示に際して、機関別評価案の指摘事項に対する異議申立の機会を保証する

こととし(一般財団法人短期大学基準協会第三者評価実施規程　第 11 条第 1 項)、評価に重大な事実の誤認などがないように努め、評価校から、内示に対して異議申立が出された場合は、直ちに、第三者評価審査委員会で審査します。同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正内容の適否を十分審議し、必要な修正を行うよう理事会に報告します。

⑤　理事会での決定

理事会は、第三者評価委員会から提出された機関別評価案に基づき、第三者評価審査委員会からの報告を踏まえて審議し、評価校に対する機関別評価を決定し（一般財団法人短期大学基準協会第三者評価実施規程　第 12 条)、各評価校へ通知します。

⑥　評価の公正性

本協会は、評価の公正を期するため、以上の評価のすべてのプロセスにおいて評価を受ける短期大学の利害関係者であると理事会が認める者は、その所属する短期大学を対象とする第三者評価業務に従事できないこととしています（一般財団法人短期大学基準協会第三者評価実施規程　第 16 条)。

４．一般財団法人　短期大学基準協会　組織図

資料２　短期大学評価基準

短期大学評価基準

平成 16 年 10 月制定
平成 22 年 7 月改定

短期大学評価基準の趣旨

短期大学が行う自己点検・評価は、第三者評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズにこたえ、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

短期大学による自己点検・評価は第三者評価の基礎であり、その促進は評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し（基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ　教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ　教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス）ようになっており、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4 基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～C）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～5）として表した。4 基準の大きなくくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

また、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行う。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育の目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育の効果を査定する仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

建学の精神は、短期大学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする大学経営の自主性を示すものであり、短期大学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため短期大学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有することが重要である。建学の精神は、短期大学の継続的な発展を遂げるために自身の個性・特色として継承されるべきである。

建学の精神は、時代や社会の変化の中にあって社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検することが求められる。

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。特に私立短期大学においては、建学の精神から成る独自性及び自主性に基づく特色とともに、人材の養成の成果が社会全体に影響を及ぼすことにかんがみ、公共性の高いものでなければならない。

教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、三つの方針という）の関係を見直し整備する PDCA サイクルである。短期大学は、学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践から得られる量的・質的データを根拠とした学習成果の分析・評価を行い、目標・計画の向上・充実を図る恒常的かつ系統的な自己点検・評価活動を行わなければならない。

A 建学の精神

短期大学は、学科・専攻課程の教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。

基準Ⅰ-A-1　建学の精神が確立している。

（1）建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
（2）建学の精神を学内外に表明している。
（3）建学の精神を学内において共有している。
（4）建学の精神を定期的に確認している。

B 教育の効果

教育の効果は、学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、学内外に示す。教育の効果を改善するための査定（アセスメント）には、事実の評価、到達目標設定、資源配分、実施、再評価という継続的で系統的な PDCA サイクルを用いなければならない。

短期大学は、自己点検・評価の取り組みを通じて学習成果を向上・充実させ、学位授与においては、社会に対して、根拠に基づく質保証を示さなければならない。

基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標が確立している。

（1）学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
（2）学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
（3）学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
（4）学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

基準Ⅰ-B-2　学習成果を定めている。

（1）学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
（2）学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
（3）学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
（4）学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
（5）学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

基準Ⅰ-B-3　教育の質を保証している。

（1）学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
（2）学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
（3）教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

C 自己点検・評価

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組むべきである。また、理事長、学長など、大学の管理運営機関が自己点検・評価に率先して関わり、ALO の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。

なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

（1）自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
（2）日常的に自己点検・評価を行っている。
（3）定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）自己点検・評価の成果を活用している。

◇　基準Ⅰについての特記事項

（1）以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
（2）特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

期待される学習成果や学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果を保証していることを明確に示す。

学習成果が、社会的（国際的）に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館・学習支援センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果を向上させていることを明確に示す。

短期大学は、学科及び専攻課程別に建学の精神から成る教育の目的・目標、学習成果及び三つの方針を明確に学内外に示し、その実践においては設定どおりの学習成果を達成しなければならない。そのために、教育課程と学生支援は、学習成果の達成に向けて、三つの方針に基づく質の高い教育プログラム、学生支援サービス及び他の学習資源の活用を促進しなければならない。

学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。

学習成果には、単に卒業要件の単位を充足することや資格を取得するというものだけではなく、高等教育の成果としての教養なども含まれる。学生が獲得した学習成果を量的・質的データとして測定し、学位授与の方針を満たすものであることを証明することで教育の質保証を図らなければならない。また、学習成果の量的・質的データには、卒業生の進路先における評価の聴取など、卒業後評価への取り組みも含まれる。

A 教育課程

短期大学は、学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その学位授与の方針は、卒業、学位認定、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果を保証し、社会的（国際的）に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、短期大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。

基準Ⅱ-A-1　学位授与の方針を明確に示している。

（1）学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

（2）学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。

（3）学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。

（4）学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。

（5）学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

（1）学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。

（2）学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。

①学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。

②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。

③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。

④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。

（3）学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

（4）学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-3　入学者受け入れの方針を明確に示している。

（1）各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。

（2）入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

（3）入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

基準Ⅱ-A-4　学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

（1）学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。

（2）学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。

（3）学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。

（4）学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。

（5）学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-5　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

（1）卒業生の進路先からの評価を聴取している。

（2）聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

B 学生支援

短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、成績評価基準に従って学習成果を評価し、学習成果の向上のために教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

短期大学は、建学の精神と教育の目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させる。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門の職員を配置することが望ましい。

短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

（1）教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

②教員は、学習成果の状況を適切に把握している。

③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。

④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。

⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。

⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑦教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

（2）事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。

②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。

③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。

④事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。

⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

（3）教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。

④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

（1）学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

（2）学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

（3）学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補

習授業等を行っている。

(4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

(6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

基準Ⅱ-B-3　学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

(9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

(10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

(2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

(4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基準Ⅱ-B-5　入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。

(2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

(3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
(4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
(5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

◇ 基準Ⅱについての特記事項
(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。

短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源ととらえるべきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。

施設設備に関して短期大学が最も取り組むべきことは、安全性の確保である。法令等に規定される通常の施設設備はもとより、非常時の学生の安全の確保や、情報伝達の手段に重点を置いた物的資源や技術的資源の整備が重要である。

短期大学の財的資源には、学生生徒等納付金、公的補助金、寄付金、事業収益、資産運用収益、その他の外部資金の受け入れなどがある。財的資源は、目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるものであり、支出に当たっては、所定の手続きと意思決定機関による決定が必要である。短期大学は、教育資源と財的資源の有効な活用に加えて、学校教育法や私立学校法、中央教育審議会の答申等を踏まえた項目や、大学教育に関係する諸団体の客観的・数量的指標等を参考に自ら教育資源と財的資源を経営分析し、経営の健全化を図るために教育研究の活性化や経営改善への取り組みを自己点検・評価に取り入れなければならない。

A 人的資源

短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行うとともに、三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積まなければならない。

そのために、短期大学は、組織的な FD・SD を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

（1）短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
（2）短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
（3）専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
（4）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
（5）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
（6）教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

（1）専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
（2）専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
（3）専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
（4）専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（5）専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
（6）専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
（7）専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
（8）専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
（9）FD 活動に関する規程を整備している。
（10）規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
（11）専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3　学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

（1）事務組織の責任体制が明確である。
（2）専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
（3）事務関係諸規程を整備している。
（4）事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
（5）防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
（6）SD 活動に関する規程を整備している。
（7）規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
（8）日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
（9）専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

（1）教職員の就業に関する諸規程を整備している。

（2）教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
（3）教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

B 物的資源

短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

（1）校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
（2）適切な面積の運動場を有している。
（3）校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
（4）校地と校舎は障がい者に対応している。
（5）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
（6）通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
（7）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
（8）適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
（9）図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
（10）適切な面積の体育館を有している。

基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。

（1）固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
（2）諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
（3）火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
（4）火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
（5）コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
（6）省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源（ハード／ソフトウェア、専門的な支援等）をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、短期大学の設置者の事業計画

に含まれ、計画的に実施しなければならない。

短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有している。また、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用している。

基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。
(9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理する。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。

(1) 資金収支及び消費収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
(2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
(3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
(4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
(5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
(6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
(7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
(8) 教育研究経費は帰属収入の 20%程度を超えている。

(9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
(10) 定員充足率が妥当な水準である。
(11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。
(1) 短期大学の将来像が明確になっている。
(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
①学生募集対策と学納金計画が明確である。
②人事計画が適切である。
③施設設備の将来計画が明瞭である。
④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

◇ 基準Ⅲについての特記事項
(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップとガバナンスが発揮されていることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

短期大学が継続的に発展するためには、リーダーシップとガバナンスが極めて重要である。

リーダーシップとは、短期大学の継続的な向上・充実を図るために、組織全体を動かす上で最も重要なことである。

ガバナンスとは、理事長・学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を審議する機関として位置付けられている。学長は、短期大学の各々の規程に従い、教授会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。短期大学は、理事長と学長がリーダーシップを発揮し、理事会と教授会の責任と役割を明確にし、相互に協力して運営に当たる。

経営環境が厳しくなる中で、各短期大学は自ら経営改革を図ると同時に経営倫理の見直しを図らなければならない。組織体を経営するに当たっての倫理、「経営倫理」とは経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とバランスを取った組織経営を実践していくことであり、無責任な体質を脱却し、責任を明確にした経営システムを確立することである。経営倫理の確立を着実に推進し、定着させることが重要であり、理事長がその責任を果たす。

短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に財務情報・事業計画を公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的な情報公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。今後、多様な外部資金を導入するためにも、社会の理解と協力を得ることが必要であり、財務情報等の学内の情報を公開するとともに、社会に発信することが求められる。

短期大学は、学生の在学中に経営破たんに陥ることがあってはならない。理事会は、その責任を十分に認識し、学習成果を焦点にした恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行い、万が一にも破たん状態に陥ると判断する場合には、速やかに学生の募集停止を行い、部門の廃止への準備を進めることも必要である。これら一切の経営に関する計画の見直し整備を図ることはもとより、必要な決断は、リーダーシップとガバナンスの重要な責務である。

A 理事長のリーダーシップ

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

理事会は理事長の経営判断や執行を補佐する最高意思決定機関であり、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、理事長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

（1）理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

（2）理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。

⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

（3）理事は法令に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

②理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。

③学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

B 学長のリーダーシップ

学長は、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって短期大学の教育活動について重要な事項を審議、議決しなければならない。

基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

（1）学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

③学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

（2）学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。

③教授会の議事録を整備している。

④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

C ガバナンス

理事長・学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することがガバナンスであり、特に監事と評議員会がその役割を担い責任を果たす。

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。

評議員会は、予算及び事業計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長及び理事会の諮問にこたえる。

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

（1）監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

（2）監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。

（3）監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

（1）評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

（2）評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

基準Ⅳ-C-3　ガバナンスが適切に機能している。

（1）学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、

関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

(2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

(3) 年度予算を適正に執行している。

(4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

(5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

(6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

(7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

(8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

(9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

(10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

選択的評価基準

1. 教養教育の取り組みについて

学習成果には、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念としてとらえられる教養も含まれている。

短期大学における教養教育は、教育課程で培われるものに加え、独自の教育の目的・目標や教育成果を定めた特別なプログラム、例えば礼儀作法、教員や友人との日常的なコミュニケーションによる人間関係力、労作やサークル活動などを通じて育む協調性や指導力などの涵養、ボランティア活動、インターンシップなどの職業体験によって自己と社会とのかかわりや労働の義務について考えを深めることなども含んでいる。

これまで展開されてきた教養教育は、それぞれの短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育であり、今後も点検・評価を実施し、一層の充実を図ることが重要である。

基準（1）　教養教育の目的・目標を定めている。
基準（2）　教養教育の内容と実施体制が確立している。
基準（3）　教養教育を行う方法が確立している。
基準（4）　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

2. 職業教育の取り組みについて

短期大学は学校教育法第 108 条において、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を主な目的とすると規定されている。短期大学における職業教育に対する社会の期待は高い。また平成 23 年度から、短期大学設置基準において職業指導に関する取り組みが義務化され、短期大学は職業教育の一層の充実を図ることが求められている。

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。
基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。
基準（3） 職業教育の内容と実施体制が確立している。
基準（4） 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。
基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。
基準（6） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

3. 地域貢献の取り組みについて

短期大学は地域文化の担い手である。地域住民をはじめ地域の公共機関や企業などから地域に必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域の幅広いニーズにこたえその活性化を図る責務を果たさなければならない。

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

資料３　　評価組織

理事会理事及び監事一覧　　◎：理事長　○:副理事長　☆:監事

氏名	現職	氏名	現職
◎　関　口　修	郡山女子大学短期大学部／理事長・学長	清水　一彦	筑波大学／理事・副学長
○　末岡　熙章	名古屋経済大学短期大学部／理事長	滝川　嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長
○　関根　秀和	大阪女学院短期大学／理事長	舘　昭	桜美林大学／教授
麻生　隆史	山口短期大学／理事長・学長	ｼﾞｮｲｽ・津野田幸子	聖徳大学／学長補佐・教授
安部恵美子	長崎短期大学／学長	原田　博史	岡山短期大学／理事長・学長
一谷　宣宏	園田学園女子大学短期大学部／理事長	福井　有	大手前短期大学／理事長・学長
上平　幸好	函館短期大学／学長	福元　裕二	西九州大学短期大学部／理事長・学長
工藤　智規	東京電機大学／監事	湯浅　茂雄	実践女子短期大学／学長
小出　忠孝	愛知学院大学短期大学部／学院長・学長	☆　奥田　吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長
佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長	☆　小口　春久	日本歯科大学東京短期大学／学長
佐々木公明	霞が関法律会計事務所／弁護士	☆　齋藤　力夫	永和監査法人／会長

（平成 25 年 3 月現在）

第三者評価委員会委員一覧　　◎：委員長　○:副委員長

氏名	現職	氏名	現職
◎　関根　秀和	大阪女学院短期大学／理事長	滝川　嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長
○　原田　博史	岡山短期大学／理事長・学長	田久昌次郎	いわき短期大学／学長
麻生　隆史	山口短期大学／理事長・学長	舘　昭	桜美林大学／教授
大野　博之	国際学院埼玉短期大学／副理事長・学長	谷本　榮子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長
大橋　博	環太平洋大学短期大学部／理事長	富永　和也	富永公認会計士・税理士事務所／公認会計士・税理士
金子　邦彦	明治大学／教授	野澤　智	城西短期大学／教授
川並　弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長	早田　幸政	大阪大学 評価・情報分析室／教授
桐原　由美	聖セシリア女子短期大学／教授・教務課長	平野　幸治	上智大学短期大学部／教授
草原　克豪	拓殖大学／名誉教授	福井　有	大手前短期大学／理事長・学長
佐藤　善一	女子美術大学短期大学部／学長補佐	三神　敬子	山梨学院短期大学／学事顧問・名誉教授
島田　燁子	文京学院短期大学／理事長	森　勝行	愛知工科大学自動車短期大学／教授
清水　一彦	筑波大学／理事・副学長	森本　晴生	新渡戸文化短期大学／学園長
下山　晃	筑波大学／名誉教授	森脇　道子	自由が丘産能短期大学／学長
高木　明郎	国際短期大学／学長	山本　伸晴	常葉学園短期大学／前学長
髙城　宏明	京都西山短期大学／教授・広報企画室長	脇　俊隆	中日本自動車短期大学／教授

（平成 25 年 3 月現在）

第三者評価委員会分科会 2 号委員一覧

氏名	現職	氏名	現職
奥田　吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長	永田　靖章	岡崎女子短期大学／前学長
久山　宗彦	カリタス女子短期大学／前学長	和賀　　崇	岡山大学 教育開発センター／准教授

（平成 24 年 12 月現在）

第三者評価審査委員会委員一覧　　◎:委員長

氏名	現職	氏名	現職
◎　末岡　熙章	名古屋経済大学短期大学部／理事長	佐々木公明	霞が関法律会計事務所／弁護士
工藤　智規	東京電機大学／監事	田中　義郎	桜美林大学／総合研究機構長・教授
小出　忠孝	愛知学院大学短期大学部／学院長・学長		

（平成 25 年 3 月現在）

資料４　　評価員一覧（平成 24 年度）

（五十音順）

相場　浩和
青木　眞知子
青嶋　由美子
青山　雅哉
赤井　住郎
朝倉　洋
安達　幸成
安部　一郎
阿部　哲郎
安保　康治
天根　俊治
荒井　義則
荒木　啓元
池内　健治
池田　徹
池田　博文
池田　利恵
石岡　礼次
石川　浩
市岡　登
伊藤　晴康
井上　清久
入間田　修
上田　智子
内田　君子
梅村　憲司
蛯名　和也
大﨑　堅
大下　二三子
大武　茂樹
大谷　岳
大宮　智江
大村　壮
岡　清秀
岡　純
小川　純子
冲永　寛子
奥田　吾朗
尾崎　富義
落合　俊文
オムリ　慶子
甲斐　範光
香川　明夫
柿木　重宜
角地　幸男
加藤　真一
神谷　眞弓子
河北　浩峰
川俣　美砂子
河村　芳行
神蔵　幸子
木内　清美
北澤　晃
木下　茂昭
木村　康一
工藤　真由美
倉科　勇三
小出　龍郎
五島　敦子
児嶋　雅典
小林　泰子
近藤　健示
近藤　陽一
酒井　達夫
榊原　孝道
坂根　康秀
坂本　真由美
流石　智子
佐藤　生一
佐藤　洋平
須貝　成司
鈴木　俊二
鈴木　妙
鈴木　崇由
鈴木　洋一
鈴木　理枝
千賀　博巳
千古　利恵子
高野　克己
髙野　剛
武田　盛夫
竹森　達丸
多田　憲孝
田中　直美
田中　英俊
智原　哲郎
津島　忍
寺嶋　隆
遠山　佳治
土橋　正文
富岡　徹久
永井　量基
長岡　寛治
中島　千惠
長瀬　荘一
中野　隆司
中原　康博
中山　治男
西山　薫
仁平　章子
野尻　嘉朗
野添　雅義
野原　八千代
秦　るみ子
馬場　康宏
早川　滋人
林　幸治
林　若子
樋上　純子
弘谷　多喜夫
福田　仁
藤田　武夫
古橋　和夫
堀　忍
三浦　正光
溝口　雅明
宮﨑　つた子
向　雅彦
武藤　薫
武藤　哲郎
村澤　忠司
村杉　守正
森　義男
森際　孝司
森山　章
森脇　修二
安川　正雄
安谷屋　武人
八越　寛明
山口　淳
山﨑　彰
山田　斉
山田　理惠子
山本　悦子
山本　みゆき
横瀬　浩司
吉井　利眞
吉川　敏通
由田　新
吉田　礼子
吉村　いづみ
吉村　真理子
渡辺　孝章

以上（143名）

函館短期大学の概要

設置者	学校法人　野又学園
理事長	野又　肇
学　長	上平　幸好
ＡＬＯ	猪上　徳雄
開設年月日	昭和 28 年 4 月 1 日
所在地	北海道函館市高丘町 52-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		120
保育学科		100
	合計	220

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

函館短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成25年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成23年7月6日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の設置母体である学校法人野又学園は、野又貞夫氏により昭和13年に創立され、今日では、八つの教育機関を有する学校法人である。当該短期大学は、昭和28年に函館商科短期大学として設置され、昭和37年に函館短期大学と改称されている。その後、栄養士養成施設の指定を受けた食物栄養学科からなる単科の短期大学となった。平成21年には、新たに保育士養成施設の指定を受け保育学科が開設され、現在は2学科体制となっている。

当該短期大学は、創設以来、人間教育と職業教育の融合を目指して、学園訓3か条「報恩感謝・常識涵養・実践躬行」を定めており、それに基づいた建学の精神、教育の理念を具現化する方法として、資格が取得できる職業教育と結びつけ、目的意識をしっかりと持つ学生を育てている。教育目的は、学則第1条の2に明確になっており、食物栄養学科では、食物栄養に関する専門を深く教授研究し、関連する職業人を養成することを目的としている。また、保育学科では、幼児教育及び乳幼児保育に関する専門の学芸を深く教授研究し、関連する職業人を養成することを目的としている。

教育の目的は、学科別の教育の目標、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針（以下、三つの方針）に反映され、目標、三つの方針により獲得できる学習成果は何であるかを導き出し、学習成果の獲得を査定する指標を抽出し、PDCAサイクルで改善を図りつつある。

教育課程の編成では、食物栄養学科においては、栄養士を目指すための教育課程を明確にし、食と健康に関する知識あるいは栄養士としての必要な知識・実習を含む科目を基礎から専門性の高い科目へと配置している。保育学科においては、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得を目指す教育課程を明確にし、必要な知識・技術・実習を含む科目を基礎から専門性の高い科目へと配置している。

講義要項は、記載内容の統一化、講義内容の記載の充実、文字の大きさなど、学生にとって見やすくなっている。

FD・SD研修は着実に実施されており、「授業に関するアンケート調査」も、その結

果は教職員にフィードバックされ改善計画に反映されている。

学生支援での特徴の一つとして「教養ゼミナール（SL)」は、少人数制の必修科目であるが、建学の精神を深める取り組みのほか、1 年次生ではオリエンテーション、ガイダンスの役割を担い、そのほか学習上の悩み、相談を受け助言する一次的カウンセリングの場としての役割を果たしている。進路支援においても、「教養ゼミナール（SL)」をとおして、学生一人ひとりの考え方を生かした進路支援に繋がるような努力がみられる。

基礎学力が不足する新入生には、それを補完するための単位認定科目が準備されている。

短期大学設置基準並びに改正された学校教育法に従い、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教員組織の整備が行われている。教員構成については、不足しがちな中堅や若手研究者を選抜するなど、具体的な改善策があげられている。教員の研究活動は論文、学会発表を含み活発であるほか、函館市にある八つの高等教育機関が連携して結成した「キャンパス・コンソーシアム函館」には教員が毎年参加し、FD 活動が実施されている。

図書館は、改修工事において閲覧室が拡充された。また、就職活動や学生支援を充実させるため、情報処理実習室を整備して学習指導を行っている。

財的資源は、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分において、経営実態を把握し、積極的な改善計画の策定を実施して、平成 23 年度の時点では、財的資源は適切に管理されている。短期大学部門における入学定員充足率は 100 パーセントに達していないが、学園の帰属収支差額は、学校法人、短期大学部門とも漸次改善している。

理事会、評議員会の基本的な諸規程類は整備されている。理事会は理事長のリーダーシップの下に運営されている。評議員会は、理事の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、理事会の諮問機関として適切に運営されている。学長は、教育の質の保証、建学の精神に基づく教育研究を推進、学生募集においてもリーダーシップを発揮し行動計画を立てている。また教授会は、学則に基づき開催され、運営されている。

火災・地震対策・防災対策については規則が整備され、また、マニュアルが作成され実施されている。

学園の中期計画に基づく毎年度の事業計画及び予算編成は、当該短期大学を含む八つの教育機関の意向を集約して、理事会に諮り決定している。資金収支における次年度繰越支払資金は、毎年将来の資金として積極的に目的別に特定資産への繰り入れを行い、財源確保に努めている。

自己点検・評価の実施体制は、常設委員会の自己点検・評価委員会の下で、平成 13 年度より毎年自己点検・評価を行っており、平成 21 年度から平成 23 年度については「函館短期大学の発展のために　―その現状と課題―」としてまとめ、冊子にして公表している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　「教養ゼミナール（SL)」は、少人数制の必修科目として行われている。建学の精神の理解を深める取り組みが行われているほか、1 年次生にはオリエンテーションやガイダンス、2 年次生には学習上の悩みの相談や助言にも活用され学生支援の核となっている。

○　FD・SD 研修活動が合同で開催されている。一例として、「授業に関するアンケート調査」終了後、FD・SD 研修会が開かれ、その結果は、教員ばかりでなく事務職員にもフィードバックされ、成績評価と照らし合わせて、学習成果の把握に繋がっている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　専任教員の研究業績、発表は活発で顕著な成果を上げている。また、函館市にある八つの高等教育機関が連携して結成した「キャンパス・コンソーシアム函館」において、毎年教員が参加している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ C　ガバナンス］

○　外部資金の導入について、文部科学省から平成 23 年度税制改革における「税額控除」対象学校法人に適用され、系列の函館自動車学校の収益金にかかる寄付金の受け入れ体制が整備されている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　学生便覧について、学則、諸規程・規約、細則等が目次を含めて全面に出ており、規程集のような編集になっている。授業実施に関すること、必要な届け出、図書館の利用案内、奨学金に関すること等、学生生活に関する情報がすぐ見て分かる内容構成にすることが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　消費収支において、短期大学は帰属収支が平成 23 年度に収入超過となったが、学校法人は平成 21 年度から平成 23 年度のうち 2 か年は支出超過であるため、収支の改善が課題である。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　学校法人野又学園寄附行為第 17 条（理事会）第 10 項では、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」とあるが、意思表示を行う書面（葉書）は、具体的議案ごとに賛否の意思表示を行うことができる書式となっていないので、改善する必要がある。評議員会についても同様である。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

学校法人野又学園には、創設者野又貞夫氏が掲げた学園訓 3 か条「報恩感謝・常識涵養・実践躬行」があり、「建学の精神とは、この学園訓 3 か条を具体的信条として、知・情・意を高度にして、しかも円満に発達させる真の学問を追究することである」と示されており、当該短期大学の道標として継承され、人間教育、職業教育を通じて具現化されている。

この建学の精神は、教育目標、三つの方針に反映され、学びを通して深化し、専門職として社会貢献できる人材を養成している。

食物栄養学科、保育学科それぞれに、教育目標、三つの方針が示されて、学習成果として何が獲得できるのか、また、学習成果の査定をするための指標を具体的に呈示し、学習成果を測定する仕組みを作り、PDCA サイクルで検証・改善し、教育の質の保証に努めている。

平成 21 年度には、「地方短期大学の資格取得支援計画による教育力の向上と就職支援」が文部科学省の「学生支援推進プログラム B」に採択され、全学的な取り組みとして位置付け教育支援、就職支援を発展させた。

自己点検・評価は、平成 13 年度から実施しており、現在は、常設委員会の自己点検・評価委員会の下で、全教員が関与し実施されている。特に、FD 並びに SD の重要性が理解されるようになり、FD 並びに FD・SD 研修を全教職員参加で実施している。さらに教育の質の向上を図るため、卒業生に対するアンケート調査の実施方法を確立すること等、四つの改善計画が立てられている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は、学則に明記されており、教育目標を具体的に示している。教育課程においては、短期大学士としての学力、資格取得のための科目を設定し、入学者受け入れの段階から卒業後まで継続して支援する体制がとられている。

FD 活動は、「授業に関するアンケート調査」が平成 22 年度後期から質問項目及び実施形式を見直して現在に至っている。調査の集計が終わるとすぐに「函館短期大学 FD・SD」が開かれ、教員ばかりでなく事務職員にも集計結果がフィードバックされ、

成績評価と照らし合わせて、学生の学習成果を把握し、授業及び学生支援の改善に活用されている。

教育課程は、食物栄養学科は栄養士資格、保育学科では保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得を目指すための教育課程を明確にし、講義要項に、実習を含む全科目の到達目標、成績評価の方法、基準を明示している。

入試要項には、5 種類の多様な入試選抜制度のあることを記載し、入学者受け入れの方針を教育目標とともに具体化して示し、求める学生像を明確にしている。

学習成果の査定には、成績評価、卒業率、資格取得状況、学科就職率、卒業生や雇用者に対するアンケート調査、様々な視点からの評価指標を取り入れて多面的査定を行い学生、教職員に還元され教育の向上を目指している。

学習支援においては、教職員全体が共通理解の上に立った取り組みが行われている。

授業科目「教養ゼミナール（SL)」は、当該短期大学の学生支援を特徴付けるものである。また、基礎学力が不足する新入生には、補習される科目を単位認定し、学力を補うばかりでなく、学生の勉学意欲を高めている。

学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制に関しては、現在カウンセラーの資格を持った教員を中心に対応している。

進路支援としては、就職・進学等の情報を適宜提示し選択の場を設けている。また、「教養ゼミナール（SL)」を通して学生一人ひとりの考え方を生かした進路支援に繋がるような努力がみられる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

各学科の科目担当者は、短期大学設置基準並びに改正された学校教育法に従って、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織の整備が行われている。また、人的確保の改善計画もあげられている。

専任教員の過去 3 年間の研究業績、発表は活発で顕著な成果を上げており、研究課題を持ち定期的に発表報告ができる教員が多く、教育に資することが多いと考える。外部からの研究資金の調達も進められており、研究活動に関する規程の整備も行われている。

FD 活動は積極的に行われ、特に函館市にある八つの高等教育機関が連携して結成した「キャンパス・コンソーシアム函館」において、合同企画で FD 活動が実施されており、毎年 5 名程度の教員が参加し、還元されている。

事務局は、5 部 7 課 3 施設で構成されている。SD 活動の規程を整備し、また、平成 22 年には FD・SD 委員会規程を整備し、SD 並びに FD・SD 活動をし、学生支援に還元している。

教職員の就業に関する諸規程は整備され、新任教職員には就業に関する諸規程の印刷物を配布し、すべての教職員が学内 LAN で確認できるようにしている。

図書館については、司書が配置され、閲覧室が拡充された。検索システムもコンピュータ化される予定である。

情報教育では、必修科目・選択科目の設定により情報技術習得のためのトレーニン

グを提供している。また、就職活動や学生支援を充実させるため、情報処理実習室を整備、技術的資源の整備、学習指導を行っている。

財的資源について、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分において、経営実態を把握し、財政上安定確保のため積極的な改善計画を策定し、財的資源の管理を行っている。収支においては、学生生徒納付金の減少、不動産の処分による資産処分差額の発生等があるが、帰属収支差額は学校法人、短期大学部門とも漸次改善している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、学園の設置する八つの教育機関に運営協議会を設置して、重要案件について事前協議制度を導入し、理事長のリーダーシップの下で運営している。会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めるなど適切に運営している。

理事会における基本的な諸規程類は整備されており、責任ある事務体制が取られている。

学長は、教育の質の保証、建学の精神に基づく教育研究を推進、学生募集においてもリーダーシップを発揮し行動計画を立てている。教授会は、学則に基づき開催され、定期的に開催している。また、20 余りある諮問機関となる委員会についても教育の質保証に主眼をおき活性化を図っている。

ガバナンスについて、監事は業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、予算、借入金、重要な資産の処分、事業計画、その他学園の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるものの諸事項について、理事会の諮問機関として適切に運営している。また、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

学園の中期計画に基づく毎年度の事業計画及び年度予算編成は、当該短期大学を含む八つの教育機関の意向を集約して、理事会に諮り決定している。特に、資金収支における次年度繰越支払資金は、毎年度将来のための資金として積極的に目的別に特定資産への繰り入れを行い、財源確保に努めている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

地方にある高等教育機関として様々な形態の学校を有しながら、短期大学も職業教育についての努力を行っている。また、学園訓 3 か条にも示された「報恩感謝・常識涵養・実践躬行」を具現化する方法としても職業教育の実施は合致している。資格が取得できることはそれだけで職業教育と結びつくことも大きく、目的意識をしっかりと持つ学生を育てることができる。そのためカリキュラムを工夫し、基礎的な学力をしっかりと身に付けさせることができるように栄養士養成・保育士養成ともに努力している。

保育士養成では、ボランティア活動を実施することにより、自分の進む将来像により具体的なイメージを持つことができるようになっている。また、キャンパス内に「子育て研究所」を持ち乳幼児や保護者に直接触れる機会が作られていることは、効果的取り組みと考える。

栄養士養成では、フィットネスセンターを持つことにより食と運動の関連を体験的に学ぶことができる。

外部資金の導入を図りながら、職業教育の推進の力を得ていることもよい取り組みと考えられる。

また、文部科学省主催の平成 21 年度「大学教育・学生支援推進事業」に応募し、「地方短期大学の資格取得支援計画による教育力の向上と就職支援」が採択されている。この学生支援推進プログラムは、不況の時代の中でいかに地方の大学が学生の就職内定率を上げられるかという課題に取り組んだものである。具体的には、就職相談体制の強化、企業との交流による求人確保、ビジネスマナー講座の開設及び認定実力試験対策として専門領域学習の積極的な復習など、学生課と教務課が一体となった、ひいては学校全体が協力しあった取り組みとなった。結果として、平成 23 年度に食物栄養学科と保育学科平均 94 パーセントの就職内定実績を得たのは、十分にその努力が評価できる。

佐野短期大学の概要

設置者	学校法人　佐野日本大学学園
理事長	浦田　奬
学　長	輿水　優
ＡＬＯ	大室　精一
開設年月日	平成２年４月１日
所在地	栃木県佐野市高萩町 1297

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
総合キャリア教育学科		300
	合計	300

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

佐野短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成25年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成23年7月14日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神に基づいて、「地域の教育に奉仕する」ことを第一に、「広い視野に立ち、複雑化・高度化・多様化する社会に対応しうる専門知識・技術・確固たる職業意識を身につけさせるとともに、国際社会に必要な教養豊かな人材を育成すること」を目的に定め、「想う人、考える人、行う人を創る」ことを教育理念とし設立された。その教育理念や教育目標は、学生募集要項、学生要覧、短期大学案内、入学式での式辞などにより学生、保護者に周知し、また教員には FD 委員会、学科会議等を通じて共有されている。

組織的な自己点検・評価を行い授業内容や教育の質の改善を図るべく、平成23年度には学習成果を焦点とするアセスメントを含む「学習成果向上計画」を策定し、平成24年度からその実施を開始した。学科の教育目的及び学習成果を定め、学生による授業評価、新入生対象アンケート、学習成果の自己評価、学生時代についてのアンケート、教員による授業報告書の作成、シラバスの改善、といった PDCA サイクルの実施を試みている。

教育課程を構成する各フィールドにおいては、分りやすい広い視野と教養豊かな人材を育成する内容の授業科目を編成し、各科目のシラバスの様式は必要な項目と記載内容が明確に示され、学生に理解しやすい内容となっている。また、学習上の悩みなどの相談や生活支援・進路支援は体制が整い、組織的に連携が図られている。

社会的活動に関しては、佐野市との地域連携事業として、小学校における英語指導、学童保育所での食育指導、子育て家庭支援活動など学生による様々なボランティア活動の支援が行われ、地域社会から高く評価されている。

教育課程の教員組織においては、短期大学設置基準、関係法令等を満たした教員数を配置している。教員の研究業績は多く発表され、公開講座等の活動も活発に行われている。

校地・校舎の面積とも短期大学設置基準を充足し、適切な面積の運動場・体育館を有している。また、技術的支援として積極的な情報活用を推進している。

財的資源において、学校法人全体では過去3年間とも消費支出超過となっているが、平成23年度は短期大学部門では改善されている。また、学校法人全体では5年間の財務シミュレーションを作成し、全教職員が経営実態、財政状況を共有し、財務の安定化に向けた努力をしている。

理事長は教職と学園理事としての経験を生かし、学校法人全体のガバナンスの中心としてリーダーシップを発揮している。また、理事長は学長や事務局との連携を図り、学校法人全体の運営・発展に臨んでいる。なお、理事会、評議員会及び監事は、審議内容、開催回数等からみて適切な運営がなされている。

学長も長年の教職経験を生かしたリーダーシップを発揮し、平成21年度就任以来積極的に教授会を含む短期大学の管理運営全般に取り組んでいる。学長が若手の教員との懇談会を開催し、多方面からの教育改革・改善の意見を取り入れるなど、積極的に短期大学運営改善を推進している。

学校法人及び短期大学は、日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告し、計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を正しく表示している。また、公認会計士の監査意見への対応を行い、資産及び資金の管理と運用について、帳簿に正確に記録し、安全かつ適正に管理している。

当該短期大学は、平成22年4月より総合キャリア教育学科に改組し、本協会の地域総合科学科の認定を受けている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマＢ　学生支援］

○　佐野市との地域連携事業として、小学校における英語指導、学童保育所での食育指導、子育て家庭支援活動など学生による様々なボランティア活動の支援が行われている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマＡ　人的資源］

○　FD委員会は学長を委員長として、毎月1回定例の会議を開き、規程によって教員の教育内容、授業方法、教授法の改善、また教員の教科研究や研修等に関すること、

さらにシラバスの充実に関することなどについて実践的な活動を展開している。

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］
○　新入生全員へのアカウント発行、授業科目におけるネットワークログイン、メールの操作法等の指導、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実や計画的な維持と整備を図っている。さらに、学生カルテを導入し学生支援を充実させている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス
［テーマ A　理事長のリーダーシップ］
○　理事長は学長及び教授会と連携を図り、また事務局の管理職で構成される事務運営会議を定期的に開催し、学校法人全体の運営・発展に臨んでいる。

［テーマ B　学長のリーダーシップ］
○　学長は若手の教員との懇談会を開催し、多方面からの教育改革･改善の意見を取り入れるなど、積極的に短期大学の運営改善を推進している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源
［テーマ A　人的資源］
○　事務組織については連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程等を整備することが望まれる。

［テーマ D　財的資源］
○　学校法人全体では過去3年間消費支出超過の状態にあるが､余裕資金はあるので、中・長期的な観点から策定された、5 年間の財務シミュレーションに基づき、着実に実行されることが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

「地域の教育に奉仕する」ことを第一に、「広い視野に立ち、複雑化・高度化・多様化する社会に対応しうる専門知識、技術、確固たる職業意識を身につけさせるとともに、国際社会に必要な教養豊かな人材を育成すること」を目的に定め、「想う人、考える人、行う人を創る」ことを教育理念としていることが明確に示されている。具体的には、学生募集要項、学生要覧、短期大学案内、入学式での式辞などにより、学生、保護者に周知し、また教員にはFD委員会、学科会議等を通じて共有されている。

また、建学の精神・教育理念に基づいた教育目的を確立すべく、組織的な自己点検・評価を行い授業内容や教育の質の改善を図ろうとしている。自己点検・評価委員会規程は平成5年に制定され、改訂も行われた。理事長は定期的に事務運営会議を開催し学校運営に関する意見交換を行い、また担当会議に毎回出席し、各担当責任者とともに自己点検・評価報告書を作成しており、全学的な取り組みがみられる。しかし、自己点検・評価報告書に記載された問題の把握や定期的な自己点検・評価の公表方法については今後の課題である。

平成23年度には「学習成果向上計画」を策定し、平成24年度からその実施を開始した。学科の教育目的及び学習成果を定め、学生による授業評価、新入生対象アンケート、学習成果の自己評価、学生時代についてのアンケート、教員による授業報告書の作成、シラバスの改善、といったPDCAサイクルの実施を試みている。

現在、学習成果のアセスメントの手法を模索している段階で、学長を中心とするFD委員会で検討しているところである。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

教育課程を構成する各フィールド（キャリア教育フィールド、専門フィールド、教養・実践フィールド）において分りやすい授業科目を編成し、広い視野と教養豊かな人材を育成する内容のものとなっている。各科目のシラバスの様式は必要な項目と記載内容が明確に示され、学生に理解しやすい内容となっている。なお、三つの方針は、ウェブサイトなどでは公表されているが、学位授与の方針は、各フィールドの「学習成果」との整合性が課題であると認識されている。

教員は成績評価基準により学習成果を評価している。学生による授業評価アンケートは前後期の各学期末に実施し、評価結果は教員ごとにフィードバックされ、教員は学生の授業評価の結果を含めて「授業報告書」を学長に提出し、授業方法や教育内容の改善を行っている。事務・図書館職員は、教員が学習成果をあげるために支援を行うべく、SD活動などを通じて理解を深めている。また図書館職員は、パソコンを利用した文献検索法のガイダンスなどで学生の学習支援を行っている。

入学式前の3月下旬、事前履修指導が実施されている。学習の方法や科目の選択のためのガイダンスは、オリエンテーション期間中に行われている。

学習上の悩みなどへの相談等は学生相談室、フィールド主任、クラス担任を中心とした体制が整い、組織的な連携が図られている。学生の生活支援・進路支援は組織的に行われ、また、クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に活動を行えるよう諸規程を定めて支援している。健康管理については、保健室を中心に学生の定期健康診断を実施し、メンタルヘルスやカウンセリング等には、専門の教員を学生相談室に配置し対応している。短期大学独自の奨学金制度、社会人学生への入学金の免除など経済的な学生支援が行われている。

佐野市との地域連携事業として、小学校における英語指導、学童保育所での食育指導、子育て家庭支援活動など学生による様々なボランティア活動の支援が行われ、地域社会から高く評価されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教育課程に基づいた教員組織の下、短期大学設置基準、関係法令等を満たした教員数を配置している。教員の職位、採用、昇格については教員選考規程等の規程、基準に基づき運営され、フィールド主任や実習関係の助手も配置している。教員の研究業績は多く発表され、公開講座等の活動も活発に行われている。研究活動では毎年度研究紀要を刊行し、FD 活動では毎月 1 回 FD 委員会を開催している。

学習成果を向上させるため FD 委員会と学科会議の連携を深め、更に教職員の連携を図り「学習成果向上計画」を進展させることが重要である。SD 活動については、事務組織の連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程を整備するとともに、学習支援体制の整備を図り、教職員で情報を共有化するため、教職員用の文書管理システム等の整備が望まれる。

校地・校舎については短期大学設置基準を十分満たし、必要な講義室等を備え、4 つのコンピュータ教室には多くのパソコンを備え、十分な広さの図書館はその機能を果たしている。今後は、定期的な防火・防災、避難訓練の実施が望まれる。コンピュータセキュリティや省エネルギーに関しては積極的な対応がなされている。技術サービスとして新入生全員にアカウントを発行し、授業科目におけるネットワークへのログイン指導等、専門的な支援を行っている。パソコンのリース契約やマイクロソフトとのスクールアグリーメントの契約など最新の環境を維持し、計画的な維持整備を行っている。

財的資源において、学校法人全体では過去 3 年間支出超過となっているが、平成 23

年度は短期大学部門で改善された。学校法人全体では 5 年間の財務シミュレーションを作成し、財務体質の改善に努力している。さらに、全教職員が経営実態、財政状況を共有している。具体的な経営計画により、財政上の安定を保つことが望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は教職と学園理事としての経験を生かし、学校法人全体のガバナンスの中心としてリーダーシップを発揮している。寄附行為に基づき、理事会、評議員会を開催し、責任を持って事業運営にかかわる重要事項を決定している。また、学長も長年の教職経験を生かしたリーダーシップを発揮し、平成 21 年度就任以来積極的に大学の管理運営全般に取り組んでいる。理事長は学長及び教授会との連携を図り、また事務運営会議を定期的に開催し、学校法人全体の運営･発展に臨んでいる。学長は若手の教員との懇談会を開催し、多方面からの教育改革･改善の意見を取り入れるなど、積極的に大学運営改善を推進している。

理事会は審議内容、開催回数等からみて適切な運営がなされており、理事は学校法人の建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び見識を有し私立学校法第 38 条及び寄附行為第 5 条に基づき定められた適正数が選任されている。

監事は年 2 回財産の状況及び業務の監査を行い、監査報告書を作成･提出し、理事会及び評議員会に出席し、積極的に意見を述べている。

評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営されている。

教授会は教授会規程を修正し、全専任教員出席の「合同教授会」として毎月定例化して開催されており、規定された事項に関する審議機関として運営されている。また、各種委員会において教育研究上の問題点を検討し、計画の立案がなされたものを最終的に決議し実行している。

学校法人及び短期大学は、日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告し、また、公認会計士の監査意見への対応を行い、資産及び資金の管理と運用について、帳簿に正確に記録し、安全かつ適正に管理している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

「社会的自立、職業的自立にとって必要な基礎的・汎用的能力を養い、併せて健全な倫理観、勤労観、職業観をもって高度化、複雑化する社会に対応し得る知性と能力および豊かな人間性を備えた有為な人材を育成する」を教養教育の目的と定めている。そして、「社会的、職業的自立に必要な、知識、技術、価値、態度を養う」、「多様な視点から情報やアイデアを分析、総合、評価する力を養う」、「様々なツールを相互作用的に活用して、効果的なコミュニケーション能力を養う」、「個人として、職業人として、さらには社会人として、その能力を高めるために様々な学問領域の知識、概念を総合する力を養う」、「学習によって習得した様々な知識や技能を活用、応用して社会の発展のために貢献する力を養う」と目標を定めている。

教養・実践フィールドの授業科目からの 4 単位以上の修得を卒業要件とし、当該短期大学の教育理念、学科の教育目的に則して社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力の涵養に配慮した内容になっており、学科会議を中心に学務委員会と連携する実施体制が確立している。内容に関しては特に、インターンシップやボランティア概論、プロジェクト科目等を配置し、社会的実践力が育成されている。また、現在、教養教育の授業科目の構成及び修得単位数の検討、専門教育との有機的な統合など、その改善に着手している。

時間割上の課題（60 の授業科目が設けられているが、専門科目と時間割が重なるため希望科目を履修できない）はあるが、学科会議を中心に学務委員会と連携して卒業要件である 4 単位以上修得できる実施体制を構築し、時間割において漏れなく配置している。なお、時間割上の課題については、現在授業科目の構成及びその区分の見直しが行われている。

シラバスに授業の目的、目標、学習の成果を明示するとともに、「評価の領域」、「評価の基準」を設定し、それに基づいて測定、評価が行われている。また、教養教育の目的や学習成果が、短期大学の教育理念、学科の目的、学習成果と同心円的構造を持ち機能しているかを検証するため、今後は、①学科等の目的、目標、学習成果の確認、②学習成果の査定・評価項目の確認、③アセスメントのツールと方法の決定、④アセ

スメントの実施、⑤データの分析と解釈、⑥結果の評価、⑦結果の活用と改善、というPDCAサイクルによって確認し、改善の取り組みが行われることとなっている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　教養教育の意図を具現化するため、教養・実践フィールド（教養教育）に60の授業科目を配当し、学生の幅広い科目選択を可能にしている。

○　インターンシップやボランティア概論、プロジェクト科目など、社会や職業に直結する実践型の教養教育の授業科目を数多く配置している。

職業教育の取り組みについて

総評

職業教育として、第一に基礎的・汎用的な知識、能力、態度を育成すること、第二に特定職業で役立つ知識、能力、態度を育成することの二つの役割・機能を定め、前者は必修科目の「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」で、後者は各ユニットの専門科目群において教育が行われている。さらに、「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」に対する学習成果調査及び卒業生進路先アンケート調査で明らかとなったコミュニケーション能力の不足等への対策として、専門科目でも発表やディスカッション形式を取り入れた授業を展開するなど、両者を連携させた教育が試みられている。

栄養フィールドにおいては計算の基礎学力、児童フィールドにおいてはピアノ技能の不足及び個人差への対応策が講じられている。特に、栄養フィールドで実施されている入学前・後の個別指導によって、前年度までと比較して計算の基礎学力の成績向上がみられるなどの成果があがっている。

必修科目「キャリア教育」の内容は、「第一にキャリア形成に役立つ人間性を高めるための内容」、第二に「就業前に職業人として身に付けておくべき知識や能力、態度」、第三に「就職活動に役立つ知識やスキル、態度の学習」の三つに整理されている。第一の内容は1年生科目の「キャリア教育Ⅰ、Ⅱ」で、第二の内容は2年生科目の「キャリア教育Ⅲ、Ⅳ」で、第三の内容は就職活動時期にキャリア教育の中で行っている。これらのキャリア教育を実施する体制としてキャリア教育委員会が組織され、中心的役割を果たしている。

社会人学生が平成21年度から毎年10～20人前後入学し、クラス担任による支援体制や就学支援奨学金制度が整備され機能している。特に、学習面における一般学生との意識や学力の差などについては、クラス担任や授業担当者による個別対応によってその解消が図られている。

中心的な役割を果たすキャリア教育委員会委員の関連研修会への参加や他機関視察などが行われている。さらに、全専任教員を対象にした次年度「キャリア教育」の方針とシラバスについての説明会実施や、学生と同じ時間帯に全専任教員が「キャリア教育」の講義を受講するなどの全学的な取り組みが行われている。

平成23年度から前・後期の「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」の最終講義で学習成果を自己評

価させる無記名の調査を行い、1、2 年生共にほとんどの質問項目で 3 段階評価の 2(「やや身についている」) 以上で、1 年生よりも 2 年生の方が高い得点が得られたことから、「キャリア教育」の成果が示されたものと判断される。また、今後の改善の取り組みとして、「キャリア教育」全体では参加型のグループワークや主体性を生かす学習課題、進路計画立案課題を取り入れ、各フィールドではキャリア形成のための基礎的能力の習得状況をフィールド担当者が認識し、フィールド別の指導内容や方法の改善を図り、クラスでは担任が個性に応じたキャリア形成支援を行う計画が立てられている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」を必修科目とし、1 年次春期の「キャリア教育Ⅰ」と秋期の「キャリア教育Ⅱ」で人間性を育成し、2 年次春期の「キャリア教育Ⅲ」と秋期の「キャリア教育Ⅳ」で就業前の職業人としての準備教育を行うことによって、2 年間で段階的に学ぶことができる教育課程を提供している。

○　全専任教員が、学生と同じ時間帯に年間 30 回の「キャリア教育」の講義を受講して、各クラスの担任としてその内容をクラスごとの指導時間に学生に敷衍するなど、全学的な取り組みを行っている。

○　栄養フィールドにおける計算の基礎学力不足や児童フィールドのピアノ技能の不足などへの対策として、入学前段階の学習支援や入学後の個別指導など徹底した補完教育を行っている。

地域貢献の取り組みについて

総評

佐野市及び栃木県との連携生涯学習講座として、一般市民及び県民対象の公開講座を過去 3 年間毎年 8～12 講座実施し、72～147 人の受講者があった。また受講者アンケート調査から、講座に対する満足度が非常に高いことが確認されている。さらに、正規授業（国家資格付与にかかわる科目以外）を開放し、これまでに 16～28 人の社会人聴講生を受け入れた実績がある。ほかに、栃木県労働政策課依頼の介護福祉士訓練コースと栃木県保健福祉部依頼の介護人材育成雇用促進事業における養成の受け入れを行っている。

平成 21 年度から継続されている佐野市との連携事業として委員、講師等派遣事業を 31 件実施した。また、「学生派遣型英語教育」、「市制 5 周年とこどもの国開館 10 周年記念事業」への協力、「家庭教育推進事業わくわく子育て教室」の実施、観光パンフレット作成の協力、さらに子育て応援に関する連携事業として、「キッズプラザさのたん」、「幼児絵画展」、「子育て応援広場」などがある。ほかに、栃木県安足健康福祉センター主催の「とちぎ禁煙サポーターズ育成講習会」や栃木県警から委嘱された「とちぎ学生交通安全リーダー」など、幅広い交流活動が行われている。

さらに、ファッションフィールドのイオンリテール株式会社との共催によるファッションショーや、栄養フィールドの「米粉ヨーグルト」の開発、「ふくべ（ゆうがお）

ジャム」の商品化における研究開発、高齢者の食生活改善のための「食遊かるた」作成など、地域企業との産学連携事業の取り組みや施設への貢献を通して、教育研究の成果が地域社会に還元されている。

平成 21 年度から学友会が中心となって全学的なエコキャップ収集運動が行われ、平成 22 年には約 32 人分のワクチン購入に貢献した。ほかに、サークルレベルのボランティア活動として、音楽活動や児童の造形活動の支援などが行われている。また、東日本大震災では、学生 2 人が被災地でボランティア活動を行うなど、様々な形で地域貢献が行われている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　英語フィールドにおける佐野市公立小学校の児童英語指導の定期的実施や、ファッションフィールドにおける地域企業のイオンリテール株式会社との共同企画によるファッションショーの定期的開催、栄養フィールドにおける「米粉ヨーグルト」の開発、「ふくべ（ゆうがお）ジャム」の商品化における研究開発、及び高齢者の食生活改善の媒体としての「食遊かるた」作成とその福祉施設への寄贈など、各フィールドの専門性を生かした地域連携の取り組みを継続的に行っている。

東京福祉大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　茶屋四郎次郎記念学園
理事長	松原　眞志夫
学　長	中島　範
ＡＬＯ	小林　保子
開設年月日	平成 18 年 4 月 1 日
所在地	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		50
	合計	50

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		800
	合計	800

機関別評価結果

東京福祉大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

ただし、「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」の一部に問題が認められるため、その改善を条件として付すこととする。当該指摘事項については、平成 27 年 6 月 30 日までに改善状況の報告を求め、改めて判断を行う。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 25 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていると判断した。ただし、「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」の「テーマ A 理事長のリーダーシップ」及び「C ガバナンス」に問題が認められた。

当該短期大学を設置する学校法人の管理運営において、複数の事件により退職した元理事長がその後も引き続き関与していた問題について、改善は認められるものの、今般策定された改善計画を着実に推し進め、元理事長がその運営に関与しないことを担保する組織体制を構築する必要がある。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」とし、この建学の精神の下、教育目的が定められ、さらに学科の教育目的、人材養成の目標を具体的に示し、保護者の相談にものれる「こどもの専門家」の育成を目指している。学習成果は、建学の精神、当該短期大学の教育目的、学科の教育目的・人材養成の目標に基づき明確に示されている。

学科の学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、成績評価の基準、資格・免許取得の要件を明示している。教育課程は、学位授与の方針に対応し、分かりやすい授業科目を体系的に編成している。成績評価は GPA を活用し教育の質保証に向けて厳格に適用している。

アカデミックアドバイザーとゼミ担当教員、教務課、「学生相談室」、「保健相談室」等が連携しながら学習支援を行っており成果をあげている。

就職率は高く、就職・進学支援等の体制が整備され適切に機能している。

教員組織は短期大学設置基準で定める専任教員数を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、専任教員の研究活動の成果は公開され FD 活動に関する規程を整備し、規程に基づき FD 活動を適切に行っている。

事務職員は、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力し、就職率を向上させるために関係部署と連携している。教員の人事管理について就業規則のほか、「東京福

祉大学短期大学部教員任用規程」、「東京福祉大学短期大学部教員の任用等に関する内規」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園テニヤ（終身雇用保証）取得に関する内規」等を整備し人事管理は適切に行われている。

校地面積、運動場面積、校舎面積、各種施設設備、図書館等、短期大学設置基準を満たし充実している。校舎の管理や防犯対策、情報システムの管理及び情報セキュリティについては体制が整備され適切に対応できている。

演習室や特別教室に映像音響機器、情報処理機器等を整備し、学内（教室、カフェテリア、ラウンジ等）で無線 LAN を使用してインターネットに接続できるよう整備している。

財的資源に関しては、学校法人全体では資金収支・消費収支共に収入超過で、財政は健全に移行しつつ存続を可能とする財政が維持できている。計画的に設置してきた併設大学の新学部が完成年度を迎え、入学者の確保によって学生数が増加し学生生徒等納付金収入が大幅に伸び財政は健全に推移し、財政的には安定化に進んでいる。

なお、評価の過程で、当該短期大学の入学等に関することについて学校教育法施行規則、学則及び教授会規程どおりに実施されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は法令遵守の下、適切な運営に努め、当該短期大学の継続的な教育の質保証により一層取り組むことが求められる。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　特に成績が不振な者に対しては、個別面談を通して、成績不振に陥った原因を振り返らせ、授業中の態度、予復習の状況、アルバイトの状況等を確認させ、生活態度、将来の展望等を考えさせ、学習へ意欲を向けるよう組織的に指導している。

○　就職率の向上に向け、多くの事務職員を配置し充実した支援体制を整備し、卒業生の多くが短期大学で学んだ知識と専門性を生かした分野に就職している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　機関の異なる併設大学と短期大学の入学者受け入れの方針が同じである。教育目的や学科の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を明確にし、短期大学独自の入学者受け入れの方針を設定するなど改善を検討されたい。

○　通信教育課程におけるシラバスは、必要な授業時間数（スクーリングの場合）、成績評価の方法・基準が不十分であるので、通学課程のシラバスと同様に、明確にする必要がある。

○　科目レベルの学習成果の具体性については、通学課程のシラバスでは、授業・科目ごとに獲得すべき知識、スキル、態度等を確認することができるが、通信教育課程の現行のシラバスでは、学習成果の具体性が不十分なため、改善が望まれる。

［テーマ B　学生支援］

○　短期大学の入試問題が機関の異なる併設大学と同じであり、また、機関の異なる短期大学と併設大学に対して同一願書で出願でき、両方の合否判定を行っていることについて検討することが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　SD 活動に関する規程が整備できていないので、規程を整備し、SD 活動を適切に行う体制を整備し活動することが望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　訪問調査時に規程の確認を求めた際、第三者評価（認証評価）受審資料として提出された規程と異なったものが提示されるなど、規程が適切に管理されていないので改善が求められる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　評価の過程で、当該短期大学の入学等に関することについて学校教育法施行規則、

学則及び教授会規程どおりに実施されていないという問題が認められた。また、教授会の運営において、議事録の署名・捺印が規定どおり行われていないなど不適切な運営もみられた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。今後は法令遵守の下、教授会本来の機能を確認し、運営の向上・充実を図り、当該短期大学の継続的な教育の質保証に努められたい。

［テーマ A　理事長のリーダーシップ及びテーマ C　ガバナンス］

○　当該短期大学を設置する学校法人の管理運営において、今般策定された改善計画を着実に推し進め、元理事長がその運営に関与しないことを担保するとともに、適切な組織体制の構築及びその運営が求められる。

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合した社会貢献」とし、この建学の精神の下、教育目的が定められ、さらに学科の教育目的、人材養成の目標が明確、具体的に示されている。また、ウェブサイトや短期大学案内等において表明され、学内刊行物にも明確に記載されている。学生に対しては学内行事において繰り返し共有されている。教職員に対しても研修会をはじめ創立記念式典や全体のミーティングでの訓話や学内広報誌等の学内配布物を通じて、共有と定期的確認が行われている。

建学の精神に基づき、学科の教育目的を「増大する保育ニーズに対応でき、こどもや家庭に関わる様々な問題を発見し解決できる能力とカウンセリングマインドをもった、質の高いこどもの専門家を養成し、現場で即戦力となる人材の養成をめざす」とし、学科の人材養成の目標として三つの具体的な能力の習得を目標として明確に掲げている。この教育目的を短期大学案内、短期大学ウェブサイト等を利用して表明し、また、新入生対象オリエンテーション等を通して学生に繰り返し説明を行い、学内外に表明している。

学習成果は、建学の精神、短期大学の教育目的、学科の教育目的・人材養成の目標に基づき明確に示している。また、資格・免許の取得率及び就職実績は短期大学ウェブサイト、短期大学案内のほか、各種進学情報誌に掲載して学内外に表明し、学習成果は教授会にて、確認され、年度末から年度はじめに定期的に点検されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備しているが、平成 18 年度に開学して以来、今回が初めての自己点検・評価であり、短期大学の日常的な自己点検・評価活動の充実が望まれる。今後、継続的に自己点検・評価活動を行うとともにその成果を公表していくことが望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学科の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格・免許取得の要件を明示しており、学則に規定されている。学内外に表明されており、毎年、定期的な確認を行っている。

教育課程は、学位授与の方針に対応し、分かりやすい授業科目を体系的に編成して

いる。成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。通学課程のシラバスは、必要な項目が明示され、教員の資格・業績を基にした教員配置となっており、教育課程の見直しを教授会において定期的に行っている。通信課程のシラバスにおいても、必要な項目や学習成果の具体性を明確にするよう改善が望まれる。

学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示し、多様な選抜を実施している。また、入学手続者に対し情報を適切に提供し、丁寧に指導している。

「履修モデル」は、各資格・免許を取得するために各学年で何を学び、何を身に付けなければならないか、分かりやすく記載されている。

就職支援室が、卒業後、就職先を訪問し上司及び卒業生と個別に面談し、勤務状況及び職業人としての能力等を聴取し、「御礼訪問報告書」に記録し活用している。

教員は、学位授与の方針とそれに対応した成績評価基準に基づき学習成果の評価を行い、学科全体で支援する体制を整えている。事務職員は、学習と生活の両面から支援に当たっている。教職員は、施設設備及び技術的資源を有効に活用し、図書館の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っており、利便性を向上させている。

学生への学習支援は、各部署が連携しながら展開している。さらに、併設大学との合同組織である「国際交流センター」が運営する海外研修も実施している。

学生の生活支援のための教職員の組織は体制が整備され、生活支援のための便宜が図られており、アカデミックアドバイザーや教務課のほか、「保健相談室」、「学生相談室」を設置し、学生の意見や要望の聴取に努めている。学内奨学金制度等も設けられている。また、障がい者への支援体制を整えて、学生の社会的活動に対して積極的に評価している。

就職支援体制が整備され行われている。就職率は高く、就職・進学支援等の体制が整備され適切に機能している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

短期大学設置基準で定める専任教員数を充足している。学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置し教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて適切に行われている。

専任教員の研究活動の成果は公開され FD 活動に関する規程を整備し、規程に基づき FD 活動を適切に行っている。

事務職員は、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力し、関係部署と連携している。SD 活動に関する規程については整備ができていないので、規程を整備し、SD 活動を適切に行う体制を整備し活動することが望まれる。

教員の人事管理について就業規則のほか、「東京福祉大学短期大学部教員任用規程」、「東京福祉大学短期大学部教員の任用等に関する内規」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園テニヤ（終身雇用保証）取得に関する内規」等を整備し人事管理は適切に行われている。

校地面積、運動場面積、校舎面積、各種施設設備、図書館等、短期大学設置基準を満たし充実している。また、備品等の管理も担当部署を決め適切に管理している。校

舎の管理や防犯対策、情報システムの管理及び情報セキュリティについては、体制が整備され適切に対応できている。施設設備等維持管理のための規程は整備されており、諸規程に基づき施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理ができており適切である。

演習室や特別教室に映像音響機器、情報処理機器等を整備し、学内（教室、カフェテリア、ラウンジ等）で無線 LAN を使用してインターネットに接続できるよう整備している。

財的資源に関して、短期大学部門は資金収支・消費収支共に支出超過だが、学校法人全体では収入超過で、財政は健全に移行しつつ存続を可能とする財政が維持できている。貸借対照表の状況からも健全に推移しており問題はない。資産運用については、規程を整備し、安全な資産運用に心掛けている。計画的に設置してきた併設大学の新学部が完成年度を迎え、入学者の確保によって学生数が増加し学生生徒等納付金収入が大幅に伸び財政は健全に推移し、財政的には安定化に進んでいる。今後は日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づき、学校法人全体及び設置校ごとの課題を点検し中長期計画を作成することが望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

当該短期大学を設置する学校法人の管理運営において、複数の事件により退職した元理事長がその後も引き続き関与していた問題について、改善は認められるものの、今般策定された改善計画を着実に推し進め、より一層の改善に取り組む必要がある。

なお、当該短期大学の入学等に関することについて、学校教育法施行規則、学則及び教授会規程どおりに実施されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。

規程については順次整備が行われているが、改定後の規程の管理が悪く、規程集として保存しているものに、検討段階の規程が混在するなど適切でない点もあるので、規程の厳正な管理と保存が望まれる。

監事は、学校法人の業務と財産の状況について監査し、その状況について適宜理事会で意見報告を行っている。また、監査法人による外部監査を毎年度実施しており、監事はその監査結果を踏まえて監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員で組織されている。理事長は、私立学校法第 42 条及び寄附行為に定める事項、特に予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更等については、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。

学校法人及び短期大学は、毎年度の事業計画と予算を、適切な時期に決定している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。資産及び資金は会計処理に基づいて記録し、管理運営が行われている。

国際学院埼玉短期大学の概要

設置者	学校法人　国際学院
理事長	大野　誠
学　長	大野　博之
ＡＬＯ	大橋　伸次
開設年月日	昭和 58 年 4 月 1 日
所在地	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 2-5

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児保育学科		180
健康栄養学科	栄養士専攻	80
健康栄養学科	調理師専攻	40
	合計	300

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	健康栄養専攻	20
専攻科	幼児保育専攻	20
専攻科	高度調理師専攻	40
専攻科	キャリア開発専攻	20
	合計	100

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

国際学院埼玉短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 6 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神である五つの言葉「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」、それに基づく教育方針（教育理念）「礼をつくし、場を清め、時を守る」が明確に示されている。特に建学の精神については、「特別教養講座」等において理事長、学長がその重要性を説くなど周知徹底を図り、大いに成果を上げている。

教育目的・目標は、学習成果と共に「学生便覧」「シラバス」に明示され、ウェブサイトにも公開されている。

学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みは、GPA 制度を導入し、また、欠席状況、授業評価を用いるなどして行われている。自己点検・評価活動に関しては、各部署・委員会等によって PDCA サイクルを生かした点検が行われている。

学位授与の方針―知識、技能・実践能力、教養・社会人力、創造的思考力を身に付けること―が確立されており、ウェブサイト等で学内外に公表している。教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応している。入学者受け入れの方針及び入学者選抜の方法は「短期大学案内」「学生募集要項」に明示され、適切に行われている。学習成果は、それぞれの学科・専攻課程の特質に合ったスペシャリストの養成と定めており、その達成度を免許・資格の取得率、それを生かした就職率の高低によって測っている。平成 23 年度は両学科ともに高い就職率となっている。学習成果は一定期間内で獲得可能であり、実際的な価値があり、測定可能といえる。

授業・教育方法の改善のために、FD・SD 活動には全教職員の参加を義務付けている。学習支援については、基礎学力の不足する学生に対しては、基本的知識の復習を目的として補習授業を行っている。学生への経済的支援については、大野誠奨励資金及び国際学院埼玉短期大学奨学金の制度を設けている。就職支援について、教養科目「キャリア教育」の新設、キャリアノートブックの開発、資格取得講座、就職試験対策講座、模擬面接、就業先への状況調査など、組織的な就職支援が行われている。

教員の人数、校地・校舎の面積は、共に短期大学設置基準の規定を充足している。教員の研究成果の発表の場としては紀要を発行し、ウェブサイトにも公開されている。

事務組織はそれぞれの課で、業務マニュアルを作成し、業務を遂行するとともに SD 活動を実施している。職員就業規則、給与規程等就業に関する諸規程を整備しており、これらの規程の周知及び管理を適切に行っている。教育設備として、講義室、演習室、実験・実習室等が整備され、ICT 関係機器も設置されている。図書館に関しては、利用者の増加と蔵書の更なる充実が望まれる。

火災・地震対策のために「危機管理マニュアル」を策定し、年に 2 回避難訓練を行っている。校舎の耐震補強工事も予定されている。

財的資源について、平成 23 年度は学生数の減少等によって支出超過になっているが、教育研究活動のキャッシュフローでみた場合はプラスを保っている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）の資金配分も適切に行われている。現状の経営実態・財政状況を重く受け止め、財務数値を基とする日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標による経営状況分析をはじめ、各種外部機関による客観的分析を実施し、その実態を把握した上で「人件費削減計画」「経費削減計画」等の経営（改善）計画を策定して、財政の危機意識を教職員全員が共有するように努力をしている。

理事長は当該学院の創設者であり、建学の精神、教育方針に基づき、リーダーシップをもって学院の経営に当たっている。

学長は、これまでに中央・地方の教育事業振興のための各種委員等を歴任しており、大学運営に関しては、豊かな経験と高い見識を有している。教授会は学則、人事、教育課程、入学及び卒業認定、成績、教育・研究等に関する重要事項を審議するなど適切に運営されている。

理事会・評議員会は、寄附行為に基づいて適切に開催されており、管理運営体制は確立されている。監事は寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務及び財産状況について監査し、必要事項については、理事会に出席し意見を述べている。教育情報・財務状況等はウェブサイト上に公開している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　学院長、学長のほか、学識経験者が担当する「特別教養講座」で建学の精神を具体化して説き、また、授業科目「人間と社会Ⅰ・Ⅱ」で建学の精神を取り上げ、グ

ループディスカッションを行っている。更に内部評価組織による授業評価を行い、チューターによる改善点を記述した報告書を提出するなど、建学の精神を共有するための組織的な取り組みがなされている。

［テーマ B　教育の効果］

○　卒業研究を学習成果の集大成と位置付け、指導教員による評価を副学長・専攻科長・学科長・教務部長で構成する卒業研究論文評価委員会で検証して、評価の公平を図り、さらに、代表学生による卒業研究発表会を開催し、他大学や高等学校の教員、学生の実習先・就職先の関係者等の学外者に公開して外部評価としている。

［テーマ C　自己点検・評価］

○　各委員会及び各課の「年間目標達成と進捗管理表」を年度当初に作成し、これに基づいて自己点検・評価を行い、更に「教育研究活動等点検・評価委員会」「運営協議会」で協議したうえで「自己点検・評価報告書」を毎年発行、公開するなど、全学的、組織的に自己点検活動が行われている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　「卒業生及び就職先への状況調査と受験報告」は、文部科学省学生支援推進プログラム「総合理解力の向上を図る就職支援プログラム」の中に掲載されると共に、在学生の指導に生かされている。

［テーマ B　学生支援］

○　卒業研究による専門教養教育、チュートリアル教育による教養教育、キャリア教育、就職支援など特色ある学生支援が継続的に展開されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　平成 23 年度は FD 及び SD を多数実施し、熱心な議論がなされている。また、事務職員の専門的知識やスキルを習得するために、職員が各種研修会や説明会へ頻繁に参加している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　学長は、文部科学省や埼玉県が設置する委員会等の委員をはじめ、私学団体の委員や大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会委員等を歴任し、大学運営に関して優れた識見を有している。また、学力向上のための方策等、教育面においても優れたリーダーシップを発揮している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　シラバスの記入欄「評価の方法と時期」において、評価方法の基準が総合的に評価するという科目が多くみられる。厳格で公平性を求めるという立場から、数値を掲げるなど統一する方向で検討されたい。

［テーマ B　学生支援］

○　学生の図書館利用度を向上させ、教育成果を一層高めるために、蔵書数の拡大及びレイアウトの変更などの工夫に努められたい。

○　オフィスアワーの設定において、実質的に対応できる時間帯を明記するなどにより、一層充実させることが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神である五つの言葉「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」、それに基づく教育方針（教育理念）は、「礼をつくし、場を清め、時を守る」の凡事徹底を掲げ、専門教育と共に人格の完成を目指す「人づくり」に重点を置いた教育を実践している。建学の精神・教育方針は明確に示され、学外への表明はウェブサイト、学校案内等で示し、学内においては入学式・創立記念式、理事長、学長の講話等でその重要性を説き、学生に対してはオリエンテーション、「特別教養講座」や通年授業の「人間と社会Ⅰ・Ⅱ」においてグループディスカッションや授業評価と改善を記述した報告書の作成などを通じて周知を図っており、また、その伝え方についての見直しを行うなど熱意のある取り組みがみられる。

教育目的・目標は、平成 22 年度に明文化し、学習成果と共に「学生便覧」「シラバス」に明示し、学生に対しては年度当初のオリエンテーションにおいて、建学の精神や教育方針と共に学科長の講話で説明され、学外に対してはウェブサイト、オープンキャンパス、高等学校教員対象の進学説明会等で広く行き届いた説明がされている。また、社会のニーズや学生の実態に則して定期的に継続して点検を行うことを今後の課題としてあげている。

学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みは、GPA 制度を導入して、具体的かつ明確に確認することができ、効果の実をあげている。これらはウェブサイト、「短期大学案内」に記載されているが、特に在学生に対しては「学生便覧」「シラバス」に明示することが望まれる。学習成果は、平成 23 年度に明文化されているが、今後更に継続して点検する必要のあることを示している。

文部科学省等からの学校教育法、短期大学設置基準等関係法令に関する通知文等は掲示・回覧し、特に重要案件については運営協議会並びに教授会の議題とするなど法令順守に努めている。学習成果の査定は、欠席状況の報告、学生による授業評価の実施、成績評価の方法を明示し、学習達成度を具体的、明確に確認するために GPA 制度を導入するなど、査定の取り組みは十分になされている。また、教育研究活動等点検・評価委員会による自己点検・評価報告書の作成、年度初めの各委員会及び各課の「年間目標の達成と進捗管理表」など PDCA サイクルを生かした点検がなされている。

自己点検・評価のための規程及び組織の整備に関しては、「教育研究活動等点検・評

価検討委員会規程」が定められており、委員会とその上部組織である運営協議会とで状況報告及び協議を行っている。自己点検・評価報告書の公表に関しては、平成 12 年度以降毎年発行し、ウェブサイトに公開している。平成 23 年度の「自己点検・評価報告書」は、新しい短期大学評価基準に基づき全教職員が分担、根拠資料に基づいて記述されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学科・専攻課程の学位授与の方針―知識、技能・実践能力、教養・社会人力、創造的思考力を身に付けること―に関しては、社会的通用性を備えており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は、それぞれ「学則」「シラバス」に明示され、ウェブサイト等で学内外に公表している。定期的点検に関しては、将来構想検討委員会、運営協議会で協議、点検をしている。

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応している。授業科目の編成は、幼児保育学科、健康栄養学科ともに、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則、栄養士法施行規則、調理師法施行規則等関連諸規則に準じた科目を基に編成されている。教員は授業科目に沿って適切に配置され、成績評価には GPA 制度を導入し、評価の厳格、公正化を図っている。シラバスは必要項目が明示され、学生に分かりやすいシラバスの作成を目指し、教務委員会、教育改革推進会議等で検討、改善に努めている。

入学者受け入れの方針については、目的意識を持った意欲的な学生像を示し、入学者選抜には人物と一定水準の学力を評価できるような方策がとられており、これらは「短期大学案内」「学生募集要項」に明示されている。

学習成果は、それぞれの学科・専攻課程の特質に合ったスペシャリストの養成と定めており、その達成度を免許・資格の取得率、それを生かした就職率の高低によって測っている。平成 23 年度は、幼児保育学科では 95 パーセント、健康栄養学科栄養士専攻では 93 パーセント、健康栄養学科調理師専攻では 88 パーセントの高い就職率をあげていることからすれば、教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能であり、実際的な価値があり、測定可能といえる。

卒業生の進路先からの評価の聴取に関しては、在学生の実習期間に教員が実習先を訪問した際や実習先の職員との懇談会、求人依頼の企業訪問の際などを通して、卒業生の評価の聴取に努めている。また、平成 23 年度には、平成 22 年度に実施した卒業生の就職先に対するアンケート調査の結果が「学生支援推進プログラム」選定事業報告書（文部科学省）の中に「卒業生及び就職先への状況調査と受験報告」として掲載された。聴取した結果は分析、点検して在学生の指導に生かしている。

授業・教育方法の改善のために、FD・SD 活動には全教職員の参加を義務付け、組織的に研修会を実施している。

新入生に対して、入学式の前後と宿泊研修（2 日間）において学生生活、勉学の取り組み、履修方法などについて丁寧な説明がなされている。また、基礎学力の不足する学生に対しては、「ピアノレッスン」「化学」「生物」の補習授業等を行っている。

学生の生活支援のために学生委員会をはじめとした各種委員会を整備し、教員と事務職員が連携して支援に当たっている。学生のための施設も充実している。短期大学独自の奨学金として、大野誠奨励資金及び国際学院埼玉短期大学奨学金の制度を設けている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、医務室と学生相談室を設け対応している。また、就職委員会を設置し、クラス担任、学科の教員、学務課学生支援担当が連携して就職支援に取り組んでいる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織及び教員数は、いずれも短期大学設置基準に定める教員数を十分に満たしており、各学科には副手、助手が配され、実習や演習に機能している。教員の研究活動に関しては、科学研究費補助金を獲得するなどおおむね良好である。研究成果の発表の場としては紀要を発行し、ウェブサイトにも公開されている。事務組織は責任体制が明確であり、それぞれの課では年間を通した業務マニュアルを作成し、業務を遂行すると共に SD 活動を実施している。事務職員は専門的知識やスキルを習得するために各種研修会や説明会に積極的に参加している。また、職員就業規則、給与規程、旅費規程等就業に関する諸規程を整備しており、これらの規程の周知及び管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は、共に短期大学設置基準の規定を充足している。運動場・体育館は大宮・伊奈キャンパスに有している。授業で使われる講義室、演習室、実験・実習室も整備され、ICT 関係機器も設置されており、その管理も行き届いている。図書館に関しては、購入図書選定システムや廃棄システムについて明確にし、蔵書の更なる充実が望まれる。

経理規程は、固定資産管理規程及び財務諸規程を包括したかたちで整備している。

火災・地震対策のため、「危機管理マニュアル」（大規模地震）を策定し、全学生・全教職員を対象に避難訓練を行っている。

技術サービス、専門的な支援、施設として、実習室、実験室、情報処理演習室、チュートリアルルームが整備されている。

財的資源について、平成 23 年度は学生数の減少等によって支出超過になっているが、教育研究活動のキャッシュフローでみた場合はプラスを保っている。平成 23 年度の教育研究経費の帰属収入に占める割合は適切である。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分についても適切に行われている。

現状の経営実態・財政状況を重く受け止め、財務数値を基とする日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標による経営状況分析をはじめ、各種外部機関による客観的分析を実施し、その実態を把握した上で「学生募集対策と学納金計画」、「人事計画」、「人件費削減計画」、「経費削減計画」、「施設設備等計画」等の経営（改善）計画を策定、財政の危機意識を教職員全員が共有し、特に「外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画」に関しては「外部資金獲得プロジェクトチーム」を設置し、検討を進めている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、当該学院の創設者であり、自ら築いた建学の精神・教育方針に基づき、リーダーシップをもって学院の経営に当たっている。理事会・評議員会を開催し、決算及び事業の実績に関しては会計年度終了後に監事による監査を受け、理事会承認後、評議員会に報告、意見を求めるなど、適切に運営している。

理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任等を十分に認識し、適切に運営されている。理事は、私立学校法に基づき、学識、見識を有している人物が選任されており、理事会等の学校法人の管理運営体制は確立しているものと認められる。

学長は、学長選考規程等に基づき選任されている。これまでに文部科学省や埼玉県が設置する委員会をはじめ、中央・地方の教育事業振興のため各種委員等を歴任しており、大学運営に関しては、豊かな経験と高い見識を有している。

教授会は学則、人事、教育課程、入学及び卒業認定、成績、教育・研究等に関する重要事項を審議するなど、適切に運営されている。また、学習成果及び三つの方針に関しても運営協議会で検討し、教授会で審議するなど、十分に認識しているものと判断される。

監事は寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務及び財産状況について監査し、理事会に出席し意見を述べている。また、年度末の監査では計算書類や事業報告書を精査したうえで、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しており、適切に業務を行っている。

評議員会は、私立学校法に基づき、適正に組織されている。運営に関しては、私立学校法、寄附行為に基づいて、収支決算、予算編成、財務、人事等重要案件を審議するなど理事会の諮問機関として適切に運営している。

事業計画及び予算については、教学の部門責任者から次年度案を聴取し、法人事務局において取りまとめ、評議員会の意見を聴いた後で、理事会で決定している。日常的な事業計画の指示、予算の執行等に関しては、法人事務局のリーダーシップにより適切に機能している。また、監事や公認会計士との連携も適切であり、ガバナンスが適切に機能している。教育情報・財務状況はウェブサイト上に公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

教養教育の目的・目標は、建学の精神の「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」に基づく「人づくり」の教育―国際社会の中で尊敬される「人」の育成、社会の様々な分野で尊敬される「人」の育成―とする。

教養教育の中核的科目として位置付けられている「人間と社会Ⅰ・Ⅱ」は全学必修である。その実施体制は、クラス担任がチューターとなり、学長・副学長・教務部長・学科長で構成されるピアレビューチームが全クラスを視察、その結果を授業担当者にフィードバックし、授業改善に役立てている。チューターは 1 クール（4 回の授業）が終了すると、到達度、問題点、今後の対応を記述した報告書を提出、授業改善を図っている。また、この科目は少人数のグループで討議をする演習形式で、グループ内でリーダー、記録者、発表者という役割を輪番で担当することによって、それぞれの役割の意味を理解することが出来、豊かな人間性を養うという所期の目的を十分に成している。こうした方式はややもすると担当者間で差異が生じることがあるが、オープニングシーンで問題提起をし、事前にチューターガイドを作成、論点を共有するなど、そうした差異が生じないような工夫がなされている。また、チュートリアル教育を目的としたチュートリアルルームも用意されている。更に少人数グループによる手法で一層の効果を期待して、クラスを超えての交流方式の導入など、学年交流や学科間交流による効果と方式の導入について検討を行っている。

教養教育の効果の測定、評価に関しては、科目ごとにシラバスに評価方法と時期を明記し、これに基づいて適切に行っている。また、学生による授業評価として「授業アンケート」については、その集計結果を授業担当者にフィードバックし、授業担当者はアンケート結果に対する考察、課題と展開（授業改善方法）を作成し、集計結果と共に「授業アンケート集計結果」にまとめて公表している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　教養教育の中核的科目である「人間と社会Ⅰ・Ⅱ」は全学必修で、その実施体制はクラス担任がチューターとなり、学長・副学長・教務部長・学科長で構成される

ピアレビューチームが全クラスを視察、その結果を授業担当者にフィードバックし、授業改善に役立てている。チューターは 1 クール（4 回の授業）が終了すると、到達度、問題点、今後の対応を記述した報告書を提出、PDCA サイクルに基づく授業改善策が行われている。

職業教育の取り組みについて

総評

職業教育の役割・機能、分担に関しては、学科・クラス・クラス担任及び就職委員会、学務課学生支援担当が連携して、それぞれの役割・機能、分担を明確に定めている。自分でキャリアを形成していくという意識向上の具体的指導としては「相互理解を促進するチュートリアル方式による就職支援学習の展開」「キャリアノートブックの有効活用」「就職活動資料の電子化」などがあげられるが、こうした高い水準の支援が、幼児保育学科、健康栄養学科の高い就職率と、社会から高い評価を得る結果になっている。

職業教育と後期中等教育との接続に関しては、高等学校に教員が出向いて行う出張模擬授業、オープンキャンパスでの入学希望者を対象とした模擬授業等、合格者を対象とした入学前教育としてプレスチューデントガイダンス、更に特別公開授業として系列校生徒に向けての幼児保育学科の「オペレッタ」、健康栄養学科の「健康と栄養」の開講などを通して、将来の職業として興味と関心を持たせるよう工夫が行われている。

職業教育の内容と実施体制に関しては、関係講座としては「人間と社会Ⅰ・Ⅱ」「特別教養講座」「キャリア教育」が開講されている。その他「外部講師による就職ガイダンス」「就職模擬試験」などがある。また、ICT を整備して卒業生就業状況調査の実施と結果のデータベース化、求人情報・就職活動関連資料の閲覧の簡素化、視聴覚教材を全学生に配布、就職活動に対する意識向上を図るなど、きめ細かい行き届いた指導、支援がなされている。実施体制に関しては、就職委員会、クラス担任による学年会、学務課学生支援担当、キャリア教育支援推進委員会を中心に全学が一体となった支援体制が確立している。

学び直し（リカレント）の場としては、社会人特別選抜入試により社会人経験者を受け入れている。また、国の制度を活用し、社会人経験者を対象とした「教育訓練給付制度」による講座の開講など、改善計画が検討されている。

職業教育を担当する教員の資質向上に関しては、就職委員会、キャリア教育支援推進委員会、学務課学生支援担当を主体として、保育士養成協議会総会・セミナー・研究大会、全国栄養士養成施設協会、日本栄養改善学会、日本給食経営管理学会など関連外部セミナーに積極的に参加して担当教員の資質の向上を図っている。

職業教育の効果の測定・評価に関しては、当該短期大学の入学時の学生アンケートの入学希望理由として最も多いのは「就職率が高い」「資格・免許が取得できるから」となっており、幼児保育学科での資格・免許を生かした専門職が 95 パーセント、健康

栄養学科栄養士専攻で 93 パーセント、同学科調理師専攻で 88 パーセントという高い就職率がそのことを証明している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「相互理解を促進するチュートリアル方式による就職支援学習の展開」「キャリアノートブックの有効活用」「就職活動資料の電子化」などの就職支援を行っている。

○　ICT を整備して卒業生就業状況調査の実施と結果のデータベース化、求人情報・就職活動関連資料の閲覧の簡素化、視聴覚教材を全学生に配布、就職活動に対する意識向上を図るなど、きめ細かい指導・支援が行われている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会に向けた公開講座としては「人づくりを科学する」をメインテーマに昭和 59 年から毎年実施している。受講者数に増減があり、受講者数を安定的に確保するために公開講座委員会においてテーマや内容の見直しを検討している。

特別公開授業としては高校生を対象に「オペレッタ」(全 15 回)、「健康と栄養」（全 8 回）を実施している。また、資格取得講座として「平成 23 年度介護食士養成講座」（13 回、講義と検定試験）を実施している。

地域社会の行政、商工業、教育機関、文化団体との交流活動としては、埼玉県内の幼児教育の振興に寄与することを目的に、埼玉新聞社、NHK さいたま放送局などの後援を得て、「幼児絵画展」を実施、応募作品は五峯祭（大学祭）の会場内ギャラリーに展示、優秀な作品及びその作品を指導した園に対しては学長賞、埼玉県知事賞などを授与している。健康栄養学科では「味彩コンテスト」を実施、埼玉県民の健康作りに貢献する活動として高く評価されている。また、「地産地消プロジェクト」は、さいたま市内の 20 代から 30 代の農業従事者と連携して、地元の特産物を使って料理の幅を広げ、近郊農業の振興に寄与しようとする試みで、こちらも地域貢献の活動として注目を集めている。

教職員及びボランティア活動に関しては、学生自身の成長を促すものとして、各種団体等から依頼があったものについては、積極的に学生にアピールを行っている。実績として地域乳児院での手話ソング発表、保育園でのお楽しみ会への参加、いきいき埼玉主催の「こどもの日スペシャル」の参加などがあげられる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「幼児絵画展」は埼玉県内の幼稚園・保育所に呼びかけて作品を応募し、五峯祭（大学祭）の会場内ギャラリーに展示、優秀な作品及びその作品を指導した園に対しては学長賞、埼玉県知事賞などを授与しているなど、学生の実践的活動を促す取り組みが行われている。

○　「地産地消プロジェクト」は、さいたま市内の 20 代から 30 代の農業従事者と連

携して、地元の特産物を使って料理の幅を広げ、近郊農業の振興に寄与しようとする試みとなっている。

埼玉医科大学短期大学の概要

設置者	学校法人　埼玉医科大学
理事長	丸木　清浩
学　長	丸木　清浩
ＡＬＯ	所　ミヨ子
開設年月日	平成元年４月１日
所在地	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 38

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
看護学科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	母子看護学専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

埼玉医科大学短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 29 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は、「真に求められる、人間性、技術ともに優れた医療技術者の育成」「自ら学び、努め、以て病める者への労りと奉仕心の育成」「師弟同行の学風の育成」の三項目から成る。学長を兼任する理事長による式辞や特別講義を通して建学の精神を学生、教職員に浸透させる努力が行われている。

教育目的・目標は、ウェブサイトやパンフレット及び学生便覧に掲載されているほか、学内各所への掲示、オリエンテーションでの説明等を通して学内外に周知されている。また、学習成果の指標として「卒業時の特性」を定めている。授業科目ごとに PDCA サイクルに沿って記載する用紙の書式が定められており、各教員が授業改善に取り組むうえで役立てられている。なお、評価の過程で、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学則等に定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともにその向上・充実に向けて、より一層の自己点検・評価活動が求められる。

平成 4 年度に自己点検・評価準備委員会が組織され、平成 5 年には埼玉医科大学短期大学自己点検・評価委員会規則が制定され、自己点検・評価は毎年実施されている。

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、学生便覧等に明示されている。教育課程は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野に大別され、体系的に編成されている。シラバスには、各授業科目について具体的な目的・目標が明記されている。学習の成果のうち、知識に関する部分は看護師国家試験で測定が可能である。また、卒業生の主な就職先が埼玉医科大学関連施設であるため、卒業生の勤務状況や技術到達度について、正確な情報が得られている。就職先から得られた情報は、教育課程の改善に役立てられ、新規科目の開設が行われている。また、卒業生を対象とした懇親会を年に 2 回開催し、早期離職の防止やストレスの軽減に役立てている。

学習上の悩みや健康等、様々な問題に適切な指導助言を行うための体制として、8～

10 人の学生を 2～3 人の教員が 3 年間グループアドバイザーとして担当する制度を有している。併せて、学生を支援する組織として、学生部委員会が設置されている。学生の約 4 割が寮生活をしているため、寮生活についても学生部委員が指導にあたっている。学生食堂や売店等の施設、健康管理施設は、併設大学や病院と共有しており、十分に整備されている。また、関連病院からの支援により奨学金制度が充実している。

看護学科という特性上、臨地実習に多くの教員が必要であるため、短期大学設置基準を大きく上回る人数の教員が配置されている。職員配置については、同一敷地内にある法人本部の事務組織の支援を受け、少人数で効率的に運営されており、人事管理も適切に行われている。

併設される埼玉医科大学と校地及び一部の施設を共有し、短期大学設置基準を十分に満たす校地面積、校舎面積を有している。設備及び物品は、学校法人埼玉医科大学固定資産及び物品管理規程に従い、適正に管理されている。コンピュータシステムは、法人の IT センターにより管理され、教育課程編成・実施の方針に基づいた情報処理教育施設が整備されている。資金収支、消費収支共に、過去 3 年間にわたり均衡しており、財務は健全と判断できる。

平成 23 年 3 月に理事会で承認された「第 3 次長期総合計画」に基づき、明確な将来像の下に短期大学の運営がなされている。理事長が学長を兼任し、適切にリーダーシップを発揮している。理事会、評議員会は寄附行為に基づき適切に運営されており、監事の業務も適切に執行されている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　1 科目ごとに授業改善の PDCA サイクルを記入する書式が定められており、授業改善を行う仕組みが整えられている。また、教員の間での授業参観を行っている。新人教員に対しては、模擬授業を行い、他の教員からの講評を受けて、授業案の修正を行っており、授業改善に組織的に取り組んでいる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　学生部委員会を中心に全教職員で学生に対して接遇指導を行い、キャンパス内でのあいさつや言葉遣いの指導を行い、他者とのコミュニケーションや思いやりの心を育んでいる。
○　卒業生のほとんどが設置法人系列の病院等に就職しているという特色を生かし、埼玉医科大学病院看護部が就職後 1 年目の 4 月と 2 月に実施する「看護技術習得状況に関する調査結果」の情報を得てカリキュラム改善に生かしている。

［テーマ B　学生支援］
○　学習上の悩みや健康等様々な問題に適切な指導助言を行うための体制として、8～10 人の学生を 2～3 人の教員が 3 年間グループアドバイザーとして担当する制度を整備し、学生に対するきめ細やかな指導に役立てている。
○　新人看護師が職場で悩みを持つことが多い時期に対応して、卒業生を対象とした懇親会を毎年 5 月末と 12 月の 2 回開催し、早期離職の防止やストレスの軽減に役立てている。12 月の会には卒業後 3 年から 5 年目の卒業生を迎え、新卒者と交流することで、新卒者の励ましとなっている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス
［テーマ C　ガバナンス］
○　法人として平成 13 年度からすでに長期総合計画を策定しており、現在は第 3 次長期総合計画に沿って毎年度の事業計画が策定されている。長期計画の策定にあたり、理事長が定めた大方針に従って各部署の分科会が計画案を策定し、理事会の承認を得ている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援
［テーマ A　教育課程］
○　シラバスでは、成績評価の方法について、より明確に示すことが望まれる。

［テーマ B　学生支援］
○　学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、すべて教員が対応することは困難なので、第三者としてメンタルサポートをするためカウンセラーの確保が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準第 2 条の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令遵守の下、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努められたい。

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神は、学生便覧、ウェブサイト、パンフレットに明示されているほか、学内にも掲示されており、学内外に明確に表明されている。また、学校行事の際の学長による式辞や、学長による特別講義の中で全教職員に向けて建学の精神が説かれている。さらに、カリキュラム委員会及び自己点検・評価委員会において毎年点検がなされている。

看護学科の教育目的・教育目標が、学生便覧、ウェブサイトに明確に記載されており、オリエンテーションにおいて周知がなされている。また、教員全体の会議及び専門領域ごとの会議で定期的に教育目標の点検がなされている。なお、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が短期大学設置基準第 2 条の規定どおり学則等に定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果は、建学の精神に基づいて定められたものであり、全教員に配布される「教育課程」という冊子及びウェブサイトに「卒業時の特性」として明示されている。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとして、試験、レポート等による成績評価に加えて、就職先の病院から「看護技術習得状況に関する調査結果」の情報を得ている。一方、自己点検・評価を基にした課題として、「卒業時の特性」をより具体的な表現にする必要がある。

当該短期大学の教育内容は、看護師免許受験資格と直結するため、厚生労働省による指定規則の変更に際しては、「カリキュラム改正に関わる説明会」に教職員を参加させ、カリキュラム改訂に反映させている。学習成果の査定は、定期試験、臨地実習の評価の過程を通して行われ、FD 活動の中で改善が行われる仕組みを有している。教員の間での授業参観、新任教員に対する模擬授業を通しての研修を行っている。

平成 4 年度に自己点検・評価準備委員会が組織され、平成 5 年には埼玉医科大学短期大学自己点検・評価委員会規則が制定され、自己点検・評価は毎年実施されている。評価項目は教授会の議を経て決定されている。自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」としてまとめられ、学内外に公表されている。授業科目ごとに PDCA サイクルに沿って記載するシートを作成し、各教員が授業改善に取り組むうえで役立てられている。平成 7 年度から実施されている学生による授業評価アンケートに加えて

平成 16 年度からは卒業生を対象としたアンケートも実施し、自己点検・評価活動に活用している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

当該短期大学の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、学生便覧等に掲載され、明確に示されている。教育課程は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅱ、統合分野に大別され、体系的に編成されている。教員配置は、教員の専門分野や資格に基づき適切に配置されており、教育課程の見直しも学科会議において検討される体制となっている。

学生募集要項には、入学前に習得しておくことが望ましい高等学校での授業科目が明示されている。入学者選抜は入学者受け入れの方針に対応し、各種の入学試験が行われている。シラバスには各授業科目について具体的な目的・目標が明記されている。また、看護師国家試験で知識に関する学習成果は測定が可能である。卒業生の主な就職先が埼玉医科大学関連施設であるため、卒業生の勤務状況や技術到達度については、正確な情報が得られている。就職先で実施された技術到達度評価の結果を基に、平成 23 年度よりカリキュラムを改正している。

入学時及び各学期の開始時、臨地実習前にオリエンテーションを実施し、履修内容や履修方法の理解を促進している。看護学を学習するうえで必要となる基礎的な科目を高等学校までに履修していない学生に対しては、1 年次開講の基礎科目を履修するよう推奨している。

学習上の悩みや健康等、様々な問題に適切な指導助言を行うための体制として、8～10 人の学生を 2～3 人の教員が 3 年間グループアドバイザーとして担当する制度を整備している。併せて、学生を支援する組織として、学生部委員会が設置されている。学生の約 4 割が寮生活をしているため、寮生活についても学生部委員が指導にあたっている。学生食堂や売店等の施設、健康管理施設は、併設大学や病院と共有しており、十分に整備されている。また、関連病院からの支援により奨学金制度が充実している。

個々の就職に対する疑問等については、グループアドバイザーが対応している。関連病院への就職がほぼ 100 パーセントであるため、特段就職支援のための組織は設置していない。看護師国家資格取得のための国家試験対策を行っており、国家試験合格率は全国平均を上回っている。進学を希望する学生に対しては、入学時からオリエンテーションで説明を行うとともに教務委員及びグループアドバイザーが指導を行っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

当該短期大学には、短期大学設置基準を大きく上回る人数の教員が配置されている。教員配置は、教育課程編成・実施の方針に基づき、配置されている。専任教員の学位、業績はウェブサイトでも公開されており、短期大学設置基準の規定を満たしている。教員の採用、昇格に際しては当該短期大学の教員選考規則及び法人の教員人事委員会

規程にのっとって行われている。

研究活動は、自己点検・評価報告書で毎年公開されている。FD 活動は、平成 18 年度より継続的に実施されている。

事務組織は、同一敷地内にある法人本部の事務組織の支援を受け、少人数で効率的に運営されている。事務職員は新入事務職員ローテーション研修、入職 2 年目、3 年目のフォローアップ研修、その他の学外研修により能力の向上を図る仕組みが整備されている。SD 活動は、教員が行う FD 活動に職員が参加する形式のものと、法人本部が実施する職員向け研修として実施されている。

就業状況は、法人の規程にのっとり適切に管理されている。ネットワーク上に学内諸規程のデータが公開されており、いつでも閲覧することができる。教職員の就業管理は就業規則に基づき、適正に管理されている。なお、教員については実質的に裁量労働制をとっており、勤務時間の制約は設けられていない。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。専用の図書室のほかに大学と共有の図書館が利用可能であり、蔵書数、雑誌冊数は十分に整備されている。短期大学内の設備及び物品は、学校法人の規程に従い、適正に管理されている。維持管理は、法人施設部及び経理部が担当し、適切に管理されている。コンピュータシステムは、法人の IT センターにより管理され、教育課程編成・実施の方針に基づいた情報処理教育施設が整備されている。

資金収支、消費収支ともに、過去 3 年間にわたり均衡している。定員充足率は毎年 100 パーセントを超えた水準で推移しており、充足率に相応した財務体質を維持している。

平成 23 年度に学校法人全体で制定された「第 3 次長期総合計画」に基づき、明確な将来像の下に短期大学の運営が行われている。学校法人の財務情報はウェブサイト及び学内報により公開されている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、学生及び教職員に対して講話し、建学の精神及び教育理念・目的を学内関係者に意識付けし、当該短期大学の発展に寄与している。学校法人埼玉医科大学寄附行為の規定に従い、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

学長は、理事長が兼任しており寄附行為及び建学の精神に基づき教育研究を推進し、当該短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長の選任は、学長等選考規程に基づき選任されている。教授会は、教授会運営規則により、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、寄附行為の規定に基づき、学園の業務及び財産の状況の監査を行うとともに毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、理事会、評議員会に毎回出席し、学園の業務及び財産の状況について、必要に応じて意見を述べている。理事、評議員の人数は適切である。

評議員会は私立学校法の規定に従い運営されており、理事会の諮問機関として適切に機能している。

平成 23 年 3 月に理事会において第 3 次長期総合計画が承認可決され、これに沿って事業計画及び予算の作成が行われている。長期計画の策定に当たっては、理事長が提示するテーマに沿って法人各部署に設けられた分科会が計画案を作成し、法人総合企画部で計画をまとめ、理事会の承認を得ている。情報の公表に関しても、学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、シラバス、自己点検・評価報告書等がウェブサイトに公表されている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

当該短期大学では、短期大学設置基準第 5 条第 2 項の条文後半に謳われる「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」という部分に対応してカリキュラムの中に「科学的思考の基盤・人間と生活・社会の理解」という区分を設け、基礎教育と位置付けている。

基礎教育の教育理念に関しては、学生便覧に「基礎教育の目的は、人文科学、社会科学、自然科学、外国語、体育を通して総合的な判断力を培い、単に専門の知識と技術の適用にとどまらない、高い立場からの理解と総合的な判断のできる真の医療技術者の養成に資することである。」と明示されている。一方、規範意識と倫理性等、授業科目としての基礎教育に必ずしも含まれない種類の教養教育は、主として看護系専門教育の一環として行われる。

教養教育科目として、16 科目 26 単位が開講されており、卒業要件として、これらの中から 16 単位以上を修得することになっており、専門科目の負担が大きい単科の看護系短期大学としては、基礎科目に多くの選択肢を持たせている。

他者とのコミュニケーションを円滑にし、思いやりの心を育む目的で、接遇指導としてキャンパス内でのあいさつや言葉遣いの指導を行っている。この指導には、全教職員が協力している。また、サークル活動やボランティア活動等の課外活動や学校行事への参加を通して、協調性や指導力の育成を目指している。

基礎教育に関する特色として、保健医療従事者として良好な生活習慣を身に付ける体育実技を必修としている点があげられる。また、英語教育を重視している点も特色としてあげられる。1 年次と 2 年次に各 60 時間配置しており、1 年次の 60 時間は必修として、多くの授業時間を課している。1 年次は 25 人という少人数で外国人によるコミュニケーションの授業を行っている。2 年次の授業では毎週医療用語の小テストを実施し、テキストにはアメリカの看護雑誌の記事を採用している。

教養教育の効果の測定は、成績等のみでなく実習を含めた総合的判断により効果の測定をする必要があると認識をもち、検討段階にある。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　教育目標として教養教育の項目を独立に設け、学生便覧に明示しており、専門科目の履修単位数が多い中でも教養教育を重視する当該短期大学の姿勢を表している。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、看護師養成という明確な職業教育の機能を持つ。職業教育と後期中等教育との円滑な接続に向けて努力しており、平成 18 年頃より、高等学校に出前授業を行っている。また、短期大学の授業の一部を高校生に向けて開放する取り組みも行なっている。

職業教育の内容と実施体制に関しては、看護師養成という学科の特性から、看護師国家試験受験資格を得られるための十分な教員スタッフを整備し、短期大学設置基準と厚生労働省の指定規則に準拠された省令に基づくカリキュラム内容及びプログラムを有している。特に、カリキュラムの総時間数の約 3 分の 1 を占める臨地実習は、病院 2 か所、施設 18 か所に学生を送り込み、専任教員 26 人と非常勤講師 4 人が実習に同行して実施しており、密度の高い職業教育が行われている。

卒業生の多くが学校法人関連の病院等に就職していることから、リカレント教育を行いやすい環境が整っている。現状では卒業生の研究におけるテーマの設定や文献の紹介、論文のまとめ方のアドバイスを要請に応じて、教員が個別に行っている。最近では、入学生に関しては、モチベーションの低さや日々のゆとりがない状況、卒業生に関しては、リカレント教育の門戸は開いているものの卒業生への周知がうまくいっていない等、課題もある。

職業教育を行う教員の資質向上のために、学生による授業評価アンケートは平成 7 年度より実施されている。この結果は科目ごとに教員に還元され授業内容や授業方法の改善に役立てられている。また、平成 18 年度からは FD 活動が開始されている。教員がグループ討議や授業参観、パネルディスカッションなどを通し「主体性を発揮する」「企画力を身に付ける」「自己表現力を高める」等、教育者として必要な能力の向上に努めている。この活動には平成 22 年度からは職員も参加している。

国家試験合格率は全国平均より高い合格率であり、看護師として関連施設へも多数就職しているが、1 年未満で離職している卒業生も増加していることから、関連施設と合同で看護基礎教育と卒後教育の一貫した教育体制の検討がされている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会との交流については、東京都足立保健所中央本町保健総合センターにおける母子保健事業、埼玉県入間郡毛呂山町保健センター主催の毛呂山町健康まつりなど

に教員と学生が参加している。また、FD活動の一環としてパネルディスカッションを埼玉県内の看護専門学校や臨地実習病院で実施し、活発な意見交換が行われている。

看護学科では開学当初より、地域のボランティア活動を教員と学生とで行ってきた。平成 21 年度入学生からは、カリキュラムに「社会活動」を設け、ボランティア活動を推奨している。平成 23 年の東日本大震災後では、延べ 21 人の学生が瓦礫の撤去作業や仮設住宅訪問等のボランティア活動を行い、この結果を全学生へ報告している。また、教員も被災者の健康管理支援活動や後方支援、瓦礫の撤去作業等の活動を行っている。

埼玉純真短期大学の概要

設置者	学校法人　純真学園
理事長	福田　庸之助
学　長	藤田　利久
ＡＬＯ	小澤　和恵
開設年月日	昭和 58 年 4 月 1 日
所在地	埼玉県羽生市下岩瀬 430

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		120
	合計	120

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

埼玉純真短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 18 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、医学博士にして社会活動家であった福田昌子氏が戦後初期に福岡市に設立した学校法人純真女子学園を母体として、昭和 58 年に開学された。建学の精神として「気品・知性・奉仕」を掲げ、社会に貢献することができる女性の育成を目指している。

本協会による第三者評価は平成 21 年度に実施され、短期大学評価基準に照らして適格の判定を得ている。今回はそれから 3 年後の第三者評価であり、積極的な自己点検・評価の姿勢が評価できる。前回指摘された向上・充実のための課題に関しては、いずれも改善されているだけでなく、この数年間に学園 4 校がすべて入学定員を満たすまでに発展し、財政状況の改善がみられる状況になっている。さらに、自己点検・評価の質的向上のための外部評価委員会の設置、基礎学力に不安のある学生に対する学習支援、地域の実態や個に応じた全学的な進路支援、入学手続者への入学前教育、専任教員の教育及び研究活動の指針としての「教員授業実施心得 10 章」の作成などの試みがみられる。

建学の精神の周知については、学園訓「気品・知性・奉仕」の意味と意義を明確にした解釈文を作成するなど、教職員・学生の具体的行動目標として浸透している。教育の効果については、学園訓に基づく教育目的・目標を教育方針として明示し、教育の質保証のための学内体制を整備している。そして、授業の質の向上を図ろうとする全学的取り組みを重視している。自己点検・評価に関しては、「誠実・公正・客観的」の理念を教職員が共有して改革・改善に生かそうとする学内文化が醸成されている。

教育課程については学園訓に基づく教育目的・目標が明示され、適正な教育課程が編成されている。学習成果の判定基準は明確であり、教育課程の運営も適正に行われている。学生支援に関しては、入学前教育から卒業まで一貫してクラス担任・ゼミ担任による個別指導がなされ、事務職員もそれに貢献する取り組みがみられる。基礎学力に不安のある学生、経済的支援が必要な学生、メンタルヘルスケアが必要な学生を支援する体制も組織されている。就職支援の体制も整備されている。

人的資源については教員組織、専任教員の職位、専任教員と非常勤教員の配置、教員の任用と昇任は適正に行われている。専任教員は FD 活動を含めて教育活動に熱心であり、研究活動についても学会発表等に積極的である。物的資源については校地面積、校舎面積など短期大学設置基準を十分満たしている。教育課程の実施に必要な各教室の配置なども適正である。パソコンの配置台数は適切で、ラウンジや図書館等にも配置され、学生が日常的に使いやすい環境を整えている。財的資源に関しては法人全体として支出超過であるものの、短期大学単体としては改善傾向にあり、学園 4 校の学生生徒数の増加が顕著で財務状況は改善されてきている。

理事長は学園訓に基づく学校運営を常に心懸け、学園 4 校を統括する責任者としてリーダーシップを発揮している。学長は毎朝の幹部教職員とのブリーフィング等を活用した教職員とのコミュニケーションの日常化に努め、教職員の職務のモチベーション向上に極めて大きな貢献をしている。また、学生の声を生かした授業改善も自ら率先して行っている。監事は理事会、評議員会に出席して適正な職務を行っている。評議員会は寄附行為の規定に従って開催されている。評議員会も理事会の諮問機関として適切に運営されている。法人内部に設置された内部監査室は、法人の運営管理、ガバナンスの力となっている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　継続的で質の高い自己点検・評価にするために、近隣市の教育長、学識経験者、保護者、高等学校校長、同窓会長等で構成する外部評価委員会を設け、外部評価を定期的に実施して改革・改善に積極的に取り組んでいる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　基礎学力に不安のある学生に対してオフィス・アワー以外の時間にも学習支援が可能なチューターズルームを設置し、専任教員が常駐して学習相談等に幅広く対応している。

○　専任教員と担当事務職員が常駐する進路支援室の設置、他県から入学し地元への

就職を希望する学生への地域別就職支援、公務員試験や教員採用試験等に向けた「教職教養演習」の授業など、学生の実態に合わせた全学的な進路支援体制が編成されている。

○　入学手続者へのプレカレッジ（入学前教育）を 6 年間継続して実施し、保育や教育を専攻する学生が将来必要な学習課題や建学の精神を学ぶことのできる取り組みを続けている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　年度当初の教授会で配付される「教員授業実施心得 10 章」は専任教員の教育及び研究活動の指針になり、授業の質を高めるものと高く評価できる。FD 活動における「授業実践・研究検討会」も充実している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　学長は毎朝のブリーフィング等による教職員とのコミュニケーションによって日常問題に迅速に対応するとともに、学生の声や評価を生かした授業改善に自ら率先努力し、教職員のモチベーション向上と学生の学習意欲の向上に優れたリーダーシップを発揮している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ B　物的資源］

○　消防計画に基づき、防災避難訓練を実施することが望まれる。

［テーマ D　財的資源］

○　法人の財務状況は、学園 4 校の学生生徒の増加と定員充足率の向上により改善されているものの、引き続いて収支安定化への努力が求められる。理事会及び教職員が、学生募集状況が改善した要因を共有して、今後も継続努力する必要がある。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

学園創設者の学園訓（建学の精神）を教職員と学生が共有し、教育の質の保証と学習成果の改善・向上に結び付けるよう「教員授業実施心得 10 章」を作成し、学生生活の指導や施設設備の充実に積極的に生かしている。特に学園訓「気品・知性・奉仕」の三つの意味と意義が周知され日々の教育活動に資するように、それぞれを行動目標とする解釈文を作成して学内外への周知を図っている。

建学の精神である学園訓に基づく教育目的・目標は教育方針として明示され、学生便覧等に具体的行動目標として記述するなど教職員・学生に浸透している。学術領域「こども学」からみた専門学科は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の資質能力の育成につながる教育目的・目標を学生にも十分周知させ、それを踏まえた教職員の教育の質保証の取り組みが求められる。

学習成果を定める取り組みについては、教職課程履修カルテや人財チェックシートが基礎資料となるばかりでなく、学習成果の判断基準を作成するための有効な手掛かりになる。特に教職実践演習発表会や表現発表会については、学生だけでなく地域貢献と地域への啓発の役割を果たしている。

教育の質の保証の前提となる関係法令の周知・順守については、学長を中心とする教職員の学内体制が整備されている。その上で、教育の質を高める教育環境の整備を図るために、教員の授業に対する姿勢に焦点を当てて「教員授業実施心得 10 章」として明示し、全教員が共有して授業の質の向上を図ろうと全学で取り組んでいる。今後、プレカレッジ（入学前教育）や入門ゼミなどによる基礎学力の低下に対する取り組み、ポートフォリオ形式による学習成果の査定方式の工夫などの成果が期待される。

自己点検・評価のキーワードを「誠実・公正・客観的」と定めて教職員が共有し、改革・改善に生かそうとする学内文化が醸成されている。学長を中心として全学的に推進するだけでなく、近隣市の教育長、学識経験者、保護者、高等学校校長、同窓会長等で構成する外部評価委員会による外部評価を定期的に実施して、自己点検・評価の質的向上に努めている。この姿勢は、平成21年度の第三者評価で認定を受けてから3年後の平成24年度に、改めて第三者評価を受けるという積極的な改革・改善の姿勢に表れている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

教育課程は学位授与の方針に対応し、学則、学位規則、こども学科規則に基づき適切に運用されている。卒業認定要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学生便覧やシラバスに明示され、教育の質保証に向けた取り組みが行われている。シラバスには、学生の努力の方向性を示す学習の到達目標を明記することが望まれる。教員配置は適正である。

入学者受け入れの方針は明確であり、学生募集要項、ウェブサイト、オープンキャンパス等で学外への周知を図っている。入学前の学習成果の把握・評価については募集要項に明示し、入学者受け入れの方針に沿った選抜が行われている。入学後の学習成果の査定は、教職課程履修カルテや人財チェックシートを利用して適正に行われている。学習成果として示された項目は学園訓に基づいており、一定期間内での獲得が可能である。これには実習先や就職先の要請に沿った項目も含まれている。

卒業後評価は、進路支援委員会を中心とした調査が行われ、就職園訪問報告書に記録されている。それは実習事前・事後指導、就職指導、授業等に活用されている。

学生支援に関して、教員は学位授与の基準に基づいて学習成果を評価し、学生の授業評価に対するコメントを返すなど授業改善の努力がみられる。また学生の入学前教育から卒業まで一貫してクラス担任・ゼミ担任による個別指導が行われている。基礎学力に不安のある学生に対しては、オフィス・アワーやチューターズルームを活用した学習相談等の取り組みが行われている。学生委員会は、学生の日常の生活支援と学園行事等を充実させている。施設設備や技術的資源を含めた教育資源の充実にも意欲的である。奨学金等の経済的支援制度やメンタルヘルスケアの体制もあり、組織的な生活支援が行われている。

就職支援の組織として進路支援委員会が有効に機能している。進路支援室には常駐の事務担当者を配属し、きめ細かな就職支援が行われている。県の統一試験や公務員試験に向けた対策講座等の進路支援も実施されている。

入学者受け入れの方針の受験生への明示は、学生募集要項やウェブサイト等でなされている。入学手続者に対しては、プレカレッジと入学前オリエンテーション等を活用して入学前に授業や学生生活についての情報を提供している。入学後も学内オリエンテーション等において学生生活や資格・免許状取得、履修等の説明が行われている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

人的資源については、教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織は適正に編成され、専任教員の職位も、短期大学設置基準と埼玉純真短期大学教育職員選考規則を充足している。専任教員と非常勤教員の配置、教員の任用と昇任も適正である。

専任教員の教育活動の基本的心得は「教員授業実施心得 10 章」に明示されている。研究活動において教員は年度内 1 本以上の学会発表等を求められ、専任教員はこれに応じている。専任教員の FD 活動は「FD・SD 推進委員会規則」に基づいて運営されている。

教職員の就業に関する諸規程は整備されている。現在、教職員の誰もが自由に閲覧可能であり、前回の第三者評価の指摘事項に対応できている。事務管理に必要な諸規程も整備され、その中で職員は複数の業務を兼務しながら業務改善に取り組んでいる。事務局長を中心にした責任体制も明確である。SD 活動にも積極的に取り組み、研修や業務改善が日々行われている。防災避難計画の整備は、今後の課題である。

物的資源については、校地面積、校舎面積は短期大学設置基準を十分満たす広さを確保している。学科の教育課程実施に必要な各教室の配置も適正である。パソコン教室や進路支援室と学生向けのラウンジもあり、教育環境は整備されている。図書館についても蔵書数、雑誌数、AV 資料、また、閲覧座席数も学生数に対し適正である。

資産管理に必要な規程は整備され、適正な維持管理がなされている。コンピュータシステムのセキュリティにおいてはウイルス対策がなされ、ネットワーク、バックアップシステムも不正アクセスに対する安全対策がなされている。省エネルギー・省資源対策については、今後更なる対応が必要になると思われる。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源については、時代のニーズに合わせた中期的な改善計画を作成している。パソコンの配置台数は適切で、ラウンジや図書館等にも配置され、学生が日常的に使いやすい環境を整えている。学内 LAN も整備され、授業や会議等に有効に活用されている。

財的資源に関しては法人全体として支出超過であるものの、短期大学単体としては改善傾向にあり、学園 4 校の学生生徒数の増加が顕著で財務状況は改善されてきている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は学園訓を基本とした学校運営を常に心懸け、基本的に月 1 回開催される理事会と評議員会の運営と日常における各学校管理者とのコミュニケーションにより、学園 4 校を統括する責任者としてのリーダーシップを発揮している。特に一時期の財政状況の逼迫に迅速に対処し、理事会構成員の意見の取りまとめと教職員の理解を得ることに多大の労力を費やした結果、ここ数年間に学生募集において学園 4 校がすべて入学定員を満たすまでに改善されたことは特筆すべき経営実績である。

また、学長が事務局の就業時に合わせて出勤し、率先して教学や事務局の運営に積極的にかかわろうとする姿勢は、日常問題への迅速な対応だけでなく、短期大学教職員の多岐にわたる職務のモチベーションを高く保つことに貢献している。また学生の声や評価を生かした授業改善にも自ら率先し、学生の学習意欲向上に優れたリーダーシップを発揮していることは、短期大学全体をマネジメントする学長の姿として高く評価できる。学長と理事長との意思疎通も日々の細やかなコミュニケーションによって図られ、円滑に運営されている。

監事は、学校法人純真学園寄附行為に基づいて同法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会、評議員会に出席して理事の業務遂行に対する意見を陳述している。監事は当該会計年度終了から 2 か月以内に監査報告書を作成し、理事会、評議員会に提出している。

評議員会は寄附行為の規定に従って開催され、現在の評議員数は適正であり、評議員会は、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

学園 4 校から提出された収支予算書（案）、事業計画書（案）は法人本部が集約し、評議員会に諮り、理事会で決定し、決定事項を各学校に通達し執行されている。予算の執行状況も問題なく、途中経過及び結果は定期的に理事長に報告されている。法人の経営状況、財務状態はウェブサイトで公表され、適正である。資産、資金の管理も経理課において適正に行われている。法人内部には内部監査室をおき、法人及び関連学校の運営状況を管理、監督している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学の職業教育は、進路支援委員会を中心とする役割・機能と分担が明確になっているだけでなく、後期中等教育との接続、リカレント教育、教員の資質向上などの主体的取り組みが多くみられる。

職業教育の役割・機能、分担については、教職員で構成する進路支援委員会が中心となり「キャリアガイダンス」を月1回以上行っている。このほか、委員会所属の教員やゼミ担当教員が個別の相談指導を行い、担当事務職員が諸手続きの個別相談に対応するなど、役割・機能、分担を明確に定めている。

職業教育と後期中等教育との接続については、高等学校への出張授業や進路ガイダンスに専任教員が出向き、高校生が保育・幼児教育に対する興味・関心を高める機会を提供している。毎年、市民向けに実施している公開講座においても保育・幼児教育に関する講座を開設し、そこに高校生も参加できるようにしている。

職業教育の内容については、就きたい職種に対応する履歴書の作成や面接・作文指導など、個別の実務的な指導を含めて実施している。また卒業生を招いて、実際の仕事の様子や就職活動に臨む心構えなどについて体験を話す機会を設けて、学生の就職活動のモチベーションを高めるとともに、就職活動の具体的方法について学ぶ場として活用している。また、埼玉県私立短期大学協会と国立女性教育会館との共催による「キャリアデザイン」の授業開講など、学内外の取り組みを連動させた職業教育の実施体制を整えている。

リカレント教育については、平成23年度に「特別支援教育（発達障害）」の研究セミナーを発足し、学外の学校関係者と市民に加えて当該短期大学の卒業生にも案内して、卒業後に改めて学び直しができる体制を整えつつある。

職業教育を担う教員の資質向上については、教員が積極的に幼稚園・保育所等への訪問調査や実践研究を行い、得られた成果を学生指導に活用するよう努めている。

職業教育の効果の測定・評価については、毎年、学生からキャリアガイダンスのアンケートを基にした実施内容等の分析と評価を行い、翌年の学生指導に生かされるように改善が図られている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　埼玉県私立短期大学協会と国立女性教育会館との共催による「キャリアデザイン」の授業を開設していることは、学生が女性としてのキャリアについて多面的かつ多重的に学ぶことのできる特色ある取り組みである。

○　平成 23 年度に発足した「特別支援教育（発達障害）」の研究セミナーを卒業生にも案内して、卒業後の学び直しの機会としていることや、「ホームカミングデー」や純真祭等を活用して、卒業生の保育力・教育力の向上を支援する機会としていることは、特色あるリカレント教育の取り組みである。

地域貢献の取り組みについて

総評

当該短期大学と羽生市教育委員会が中心となって平成22年度に発足した「羽生市学びあい夢プロジェクト」は、市教育委員会、県立高等学校5校、中学校3校、小学校11校、幼稚園4園、保育所10所と各種児童養護施設の教職員や子どもと学生が相互交流する場となっており、地域の教育力向上に多大の貢献をしている。特に当該短期大学主催の公開講座は、当該短期大学教員が担当する講座だけでなく、広く地元市民有志が担当する講座も開設され、多くの市民の参加を促し有意義な地域貢献活動に育ちつつある。

また生涯学習事業として、平成23年度より「特別支援教育（発達障害）」の研究セミナーを立ち上げ、特別支援教育の充実と発展のために、短期大学の知的財産を地域社会に提供する価値ある取り組みを行っている。埼玉県教育委員会、羽生市教育委員会等と共催の「子ども大学はにゅう」についても、地域の子ども達の大学授業体験など、勉強の楽しさを体験させる先進的取り組みである。

地域社会との交流活動については、日常的に学校間の教員派遣活動が行われており、市教育委員会生涯学習課や市福祉部各課、市キャラクター推進室と連携して地域社会の各種の要請にこたえている。特に特別支援教育にかかわる指導支援については、教職員研修への派遣要請に積極的に応じるなど、地域から高い評価を得ている。

学生のボランティア活動については、市社会福祉協議会や羽生市青年会議所と協力して相互協力の関係が築かれ、地域の公民館についてもボランティア活動を通した親密な関係が継続されている。

当該短期大学の近年の大規模なプロジェクトとして、平成 20 年～21 年に文部科学省によって採択された「社会人の学び直しニーズ対応教育プログラム」の「軽度発達障害のある乳幼児を指導する教育職員再教育プログラム」があげられる。これを契機に、特別支援教育、発達障害関連の指導依頼が多く寄せられるようになり、地域からの期待と要望にこたえる短期大学として認知されてきている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　羽生市教育委員会との共催で発足した「羽生市学びあい夢プロジェクト」において、指導教員の派遣等の積極的対応を行っている。

○　文部科学省に採択された「社会人の学び直しニーズ対応教育プログラム」の「軽度発達障害のある乳幼児を指導する教育職員再教育プログラム」を契機に「特別支援教育（発達障害）」の研究セミナーを立ち上げ、地域社会に学術的貢献をしている。

聖徳大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　東京聖徳学園
理事長	川並　弘純
学　長	川並　弘純
ＡＬＯ	岡田　耕一
開設年月日	昭和 40 年 4 月 1 日
所在地	千葉県松戸市岩瀬 550

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科第一部		350
保育科第二部		50
総合文化学科		140
	合計	540

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	服飾文化専攻	10
専攻科	介護福祉専攻	25
専攻科	医療保育専攻	20
専攻科	保育専攻（夜間主コース）	15
専攻科	保育専攻（昼間主コース）	30
	合計	100

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	保育科	500
専攻科	保育専攻	50

機関別評価結果

聖徳大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 22 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として明確に掲げ、今日に至るまで「人間教育」「女性教育」という大きな柱を基礎として「和」の精神の実現に努めている。また、聖徳学園建学記念館において、昭和 8 年に「和」を建学の理念として聖徳家政学院、新井宿幼稚園を開いてから、今日に至るまでの学園の発展を実物資料や映像資料によって紹介しており、学生や教職員はいつでも建学の精神に触れることができる。教育の質を保証するために、平成 15 年に ISO（国際標準化機構）の品質マネジメントシステムである ISO 9001 の認証を取得した。それによって「教育の質マニュアル」を策定し、日常的に自己点検・評価を行うことを義務付け、自己点検・評価活動には、全教職員が関与している。

教育目標を達成するために、全学共通科目では、建学の精神を具現化し、専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人格形成の基本を形成する「聖徳教育」を中心に据えてカリキュラムを編成している。「授業の質（FD）の PDCA サイクル」に基づき、参観教員の専門分野を限定しない「一般公開授業」と同一専門分野の教員間で行う「研究グループ授業」を実施し、教員には少なくとも年 2 回の授業参観を義務付けている。また、保護者会を地域ごとに年間 11 回開催し、担任は全学生の面談資料をあらかじめ作成し、準備をしている。全学生の 4 割程度の保護者が参加しており、保護者と短期大学側との密接なコミュニケーションが図られている。保育科、総合文化学科ともに、入学前準備教育（学習）を実施している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用し、また地球環境保全に取り組んでいる。特に教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設設備が充実しており、併設する四年制大学と共通利用を図り、有効に活用されている。例えば、ピアノレッスン室、ピアノ練習室自習スペース及び「こども図書館」、「聖徳博物館」等を含む「川並弘昭記念図書館」は質、量ともに充実しており、学生の学習成果獲得に寄与している。また、事務局の情報システム課及び総合メディア室は、情報処理の教育に関すること、学内

ネットワークの利用教育に関すること等の支援を担っている。学生及び教員の情報活用能力の向上を目指して、情報処理に関する研修会、ICT の活用教育にかかわる実践事例や教材開発等の研究、授業研究の交流を推進している。また、コンピュータ演習室などの特別教室を整備し、専門教育科目における特別なパソコン機器及びソフトウェアの充実を図っている。過去 3 年間の教育研究活動のキャッシュフローはプラスを継続し、正常な経営状態にある。消費収支の支出超過の状況について、その理由を把握し改善策を講じている。

質の高い教育の仕組みを構築するため、ISO の品質マネジメントシステム（ISO 9001）の規格を適用した独自のシステム「聖徳リアライズシステム」(「教育の質マネジメントシステム」）を導入している。それに基づき、中期計画「5 年後のビジョン」が策定され、当年度実行計画の作成・実行へと続いている。そこには、理事長の見直しによってフィードバックが行われ、理事長及び理事会のリーダーシップとガバナンスが発揮されている。また、学長のリーダーシップの下、ISO 9001 の「教育の質マニュアル」に基づき、授業の質管理及び FD 活動の PDCA サイクルが実行され機能している。監事及び評議員会は適切に機能している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　建学の精神「和」を具現化した全学共通科目「聖徳教育」を設け、学生だけでなく指導する教員も、聖徳教育によって建学の精神を共有することができている。また、毎年 4 月 27 日に学園の全教職員が出席する創立記念日式典を開催し、学長の講話や特別講師による講演により、全員が建学の精神「和」を確認し合う機会となっている。

［テーマ B　教育の効果］

○　ISO 9001 の規格を適用した独自のガイドライン「教育の質マニュアル」に従った、学習成果を焦点とする査定の手法を示し、その実行に努めている。教員は、このマニュアルにのっとって学習成果を測定しており、教育の質保証の担保に努めている。各教員の学習成果測定結果は、学科会議で定期的に検討・点検している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　厳格な学習成果の査定が実施されていることに加えて、保育科においては実習園側が提出した評価票に基づく教員と学生との面談指導などが実施されており、「質の高い保育者」育成に向けての支援体制が取られている。さらに、「実習研究協議会」を開催し、評価を聴取している。

［テーマ B　学生支援］

○　食堂などのキャンパスアメニティ施設も随所にゆとりを持って配置されている。特に自宅や親族宅から通学できない学生全員に対する学生寮への入寮制度と四つの学生寮完備は、全国からの学生確保と保護者への安心提供に寄与している。また、保護者会は地域ごとに年間 11 回開催し、全学生の 4 割程度の保護者が参加している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　心身の健康管理を掌る組織として保健センターが置かれ、医師、看護師、保健師、カウンセラーが常駐しており、学科構成とも密接に関係して学生及び教職員の心身の健康管理を行っている。

［テーマ B　物的資源］

○　教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設設備が整備され、有効に活用されている。例えば、ピアノレッスン室、ピアノ練習室自習スペース及び「こども図書館」、「聖徳博物館」等を含む川並弘昭記念図書館は質、量ともに充実しており、学生の学習成果獲得に寄与している。

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　事務局の情報システム課及び総合メディア室は、情報処理の教育に関すること、学内ネットワークの利用教育に関すること等の支援を担い、学生及び教員の情報活用能力の向上を目指して、情報処理に関する研修会、ICT の活用教育にかかわる実践事例や教材開発等の研究、授業研究の交流を推進するとともに、コンピュータ演習室などの特別教室を整備し、専門教育科目における特別なパソコン機器及びソフトウェアの充実を図っている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長が短期大学の学長を兼任することのメリットが生かされ、教学の経営方針が徹底されており、理事長のリーダーシップの下、学校法人の管理運営体制と教学運営体制との連携が取られている。また、教授会・各種委員会をはじめ、副学長・学長補佐・学科長・学科長補佐等の役職教員が連携しており、学長を支える教学体制がしっかりと構築されている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　高い質保証を目指している当該短期大学では､2 年間で学生に求められる学習成果は多く、更なる学生への支援対策が望まれる。

［テーマ B　学生支援］

○　総合文化学科においては、雇用情勢の悪化という状況の中で、就職率を上げるための対策をキャリア支援室との連携の下に実施しているが、解決に至っていない。総合文化学科が抱える就職率を上げるための対応について十分検討することが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　学校法人としては余裕資金に比べて負債が多いので、財務改善計画に従い着実に実行することが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として明確に掲げ、今日に至るまで「人間教育」「女性教育」という大きな柱を基礎として「和」の精神の実現に努めている。「和」の精神は学生便覧に分かりやすく示されており、学生、保護者、教職員に共有されている。さらに、ウェブサイトや総合案内、オープンキャンパス等において学外へも積極的に周知を図っている。聖徳学園建学記念館において、昭和8年に「和」を建学の理念として聖徳家政学院、新井宿幼稚園の開学から、今日に至るまでの学園の発展を実物資料や映像資料によって紹介している。学生や教職員はいつでも建学の精神に触れることができる。

「聖徳教育」という科目を含め、建学の精神「和」を学べる授業が、全学共通科目に配置されている。

教育目的・目標については、学則において保育科、総合文化学科共通の教育目的を定め、それに基づき各学科それぞれの人材育成に必要な学習成果を明確に示している。専攻科の目的も示されている。また、毎月開催する学科会議で折にふれて学科及び専攻科のカリキュラムや教育内容が教育目的・目標に十分に則したものとなっているか点検している。

教育の効果については、ISO 9001の「教育の質マニュアル」に基づき、すべての科で共通する学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持ち、教育の質を保証するシステムが機能している。各教員の学習成果の測定結果は、学科会議で定期的に検討・点検している。

自己点検・評価については、学則に基づき、「自己点検・評価委員会規程」を定め、学科の教員と事務職員で構成する自己点検・評価委員会を組織している。平成15年に取得した品質マネジメントシステム（ISO 9001）の「教育の質マニュアル」に基づいて、日常的に自己点検・評価を行うことを義務付け、自己点検・評価活動には、全教職員が関与している。平成18年よりFD活動に絞った研究紀要として「聖徳の教え育む技法」を刊行し、教えるプロとしての教員の資質の向上や指導のスキルアップを図ることを促している。そして、自己点検・評価の成果をシラバスの改定や担任指導、また、FD活動に活用している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

全学共通科目では、専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人格形成の基本を形成する「聖徳教育」を中心に据えてカリキュラムを編成している。保育科において、2年間で 99 単位を必要とすることは学生にとって大きな負担であると認識しているが、学科としては「質の高い保育者」養成を目指している。

総合文化学科においては、雇用情勢の悪化という状況の中で、就職率を上げるための対策を、キャリア支援室との連携の下に実施している。また、「ブランチ」（専門分野）の問題点を踏まえ、未来像について検討しているところである。

学生支援全般では、「授業の質（FD）の PDCA サイクル」に基づき、参観教員の専門分野を限定しない「一般公開授業」と同一専門分野の教員間で行う「研究グループ授業」を実施している。教員には少なくとも年 2 回の授業参観を義務付けている。保護者会を地域ごとに年間 11 回開催し、担任は全学生の面談資料を準備している。全学生の 4 割程度の保護者が参加しており、保護者と短期大学側との密接なコミュニケーションが図られている。入学前教育として全入学者に課題が与えられ、特に AO 入試合格者の課題提出率は 100 パーセントを達成している。保育科では、実技、情操教育のピアノ指導に力を入れており、不合格者や成績の低い学生に対して、各レベルに応じた「特訓」、「補習授業」、「相談室」、などを開催し、落伍者が出ないようにきめ細かな指導が徹底されている。実習を終了した学生に対する保育所からの「評価票」を開示し、実習先の指導者からのコメントなどを学生たちが知ることによって、更なる自己の向上を目指すように指導している。食堂などのキャンパスアメニティ施設も、随所にゆとりを持って配置されており、良好な環境が提供されている。四つの学生寮完備は、全国からの学生確保と保護者への安心提供に寄与している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

各年度には専任教員を対象とした「実績振り返り制度」等を活用し、教員の教育上の指導能力の向上を図っている。また、学習成果を向上させるための事務組織を適切に整備している。日常的な業務の見直しや事務処理の改善は、様々な業務環境の変化により見直される個別計画書により適切に行われている。

人事管理は諸規程に従って適切に行われている。心身の健康管理を掌る組織として保健センターが置かれ、医師、看護師、保健師、カウンセラーが常駐しており、学生及び教職員の心身の健康管理を行うなど、健康管理にも留意している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用し、また地球環境保全に取り組んでいる。例えば、ピアノレッスン室、ピアノ練習室自習スペース、「こども図書館」、「聖徳博物館」、「川並弘昭記念図書館」は質、量ともに充実しており、学生の学習成果獲得に寄与している。また、事務局の情報システム課及び総合メディア室は、情報処理の教育に関すること、学内ネットワークの利用教育に関すること等の支援を担っている。学生及び教員の情報活用能力の向上を目指して、情報処理に関する研修会、ICT の活用教育にかかわる

実践事例や教材開発等の研究、授業研究の交流を推進している。コンピュータ演習室などの特別教室を整備し、専門教育科目における特別なパソコン機器及びソフトウェアの充実を図っている。過去 3 年間の教育研究活動のキャッシュフローはプラスを継続し、正常な経営状態にある。資金収支及び消費収支は、過去 3 年間にわたり均衡しているとはいえず、負債が多い状態が続いているが、消費収支の支出超過の状況について、その理由を把握し改善策を講じている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

質の高い教育の仕組みを構築するため、ISO の品質マネジメントシステム（ISO 9001）の規格を適用した独自のシステム「聖徳リアライズシステム」(「教育の質マネジメントシステム」）を導入している。それに基づき、中期計画「5 年後のビジョン」が策定され、当年度実行計画の作成・実行へと続いている。そこには、理事長の見直しによってフィードバックが行われ、理事長及び理事会のリーダーシップとガバナンスが発揮されている。また、学長のリーダーシップの下、ISO 9001 の「教育の質マニュアル」に基づき、授業の質管理及び FD 活動の PDCA サイクルが実行され機能している。

これら学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実の具体的方策については、理事長が学長であることにより、経営組織と教学組織との連携が取れ、教育に関する諸事が積極的に推進されている。

経営に関することについては、入学定員を充足していない学科（特に総合文化学科）が存在するが、教育課程の見直しにより改善を図ることが示され、具体的な経営改革の方向性が協議されている。また、「施設・設備の充実」、「環境対応型キャンパスの整備」、「奨学金制度の新設」を念頭に置いた学園創立 75 周年記念事業募金が行われており、外部資金を導入することが随時試みられている。

情報公開については、積極的に財務情報・事業計画等が公開され、社会に対して説明責任を果たすと同時に、関係者をはじめ地域社会の理解と支援を得るよう努力されている。

また、ガバナンスについては、監事及び評議員会が、理事長・学長のリーダーシップが発揮されていることを確認しており、適切に機能している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

全学共通科目に多彩な領域と礼節を学び、専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人格形成の基本を育成するカリキュラムとして、「聖徳教育（4 単位）」「教養科目と外国語（8 単位）」「健康教育（2 単位）」「情報活用（1 単位）」が用意されている。

特に「聖徳教育」は「聖徳教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」があり、学生の豊かなキャリア形成の一環として、「和」の精神に基づく人間形成（豊かな教養、情操、基礎学力、基礎技能、コミュニケーション能力等）を行っている。「聖徳教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」はその内容に応じて、学長、学科長、担任教員、学科教員、職員、医師、旅行会社等による実施体制が整えられている。

また、それぞれにふさわしい測定・評価基準を定め、実施している。毎年 3 月に、卒業予定者に「卒業生の意識調査（アンケート）」を実施し、学生の満足度を調査し、その結果を次年度の聖徳教育の計画作成の参考にしている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　聖徳教育では、学生の豊かなキャリア形成の一環として、「和」の精神に基づく人間形成（豊かな教養、情操、基礎学力、基礎技能、コミュニケーション能力等）を行っている。「聖徳教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」はその内容に応じて、学長、学科長、担任教員、学科教員、職員、医師、旅行会社等がかかわる実施体制が整えられており、実施方法も明確になっている。

職業教育の取り組みについて

総評

「聖徳大学・聖徳大学短期大学部における『キャリア教育』の充実に向けて」（以下「キャリア教育の充実に向けて」）を定めて、学科ごとに充実した職業教育に取り組んでいる。

保育科においては、「キャリア教育の充実に向けて」に掲げられた五つの力を育成するために、教育課程内の教育、教育課程外の学生指導を有機的に組織して職業教育を実施している。総合文化学科では、体系的職業教育体系「実学・実践による女性のコンピテンシー育成」の推進に当たって「キャリア教育推進委員会」が全体を総括している。

職業教育と後期中等教育との円滑な接続に関しては、推薦入試等で保育科に入学を予定している生徒に課している「入学前の学習について」があり、総合文化学科では、キャリア形成の意識を高め、基礎的学力を養成するために、入学後に役立つと思われる学習課題を課し、入学後の勉学に備えさせている。

職業教育の内容と実施体制に関して、保育科の「キャリア総合演習」は、卒業必修として保育科の全教員が担当している。総合文化学科では、「実学的教育カリキュラム」によって仕事とその実態への理解を育み、「実践的教育カリキュラム」によって仕事の遂行、対人活動やチームワークなどに関する事項の理解を進めるなど、体制が確立している。

学び直し（リカレント）の場として、保育科「SEITOKU 夏期保育大学」は、全国の保育者に門戸を開いたものである。その他、公開講座「聖徳大学オープンアカデミー（SOA)」を用意している。

保育科、総合文化学科とも実務に精通した教員を積極的に採用することや FD 活動により、職業教育を担う教員の資質向上に努めている。

保育科においては、異学年交流委員会の評価部会による評価が報告され、それを基に職業教育の取り組みの改善に努めている。総合文化学科における職業教育の効果は「キャリア教育推進委員会」の「進路総括部会」を中心に、提携先の産業界及び高等学校からの評価も得て、改善に取り組んでいる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「キャリア総合演習」を保育科の職業教育の中核的な科目に位置付け 2 年間の必修科目としている。この「キャリア総合演習」は、1 年生と 2 年生が少人数の共同コミュニティを形成しながら、学生の主体的な学びを推進する教育プログラムである。学生は、コミュニティごとに学習テーマ、活動内容を決定し、コミュニティの仲間と協力しながら、テーマに沿って 1 年間継続的に協働的な学習に取り組む。その過程で多様な人間関係の中、自ら考え、行動していくことにより、課題発見力・行動力・傾聴力・自己表現力などを向上させることを目指している。

○　総合文化学科では、若者が卒業後、円滑に職業生活に入ることができない社会に未来はないとの考えに基づく職業教育を大学教育の根幹ととらえて取り組んでいる。平成 18 年度には、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム＝現代 GP」の採択を受けて、人間力を養成するユニット別キャリア教育の取り組みを目的としたキャリア教育をスタートさせた。平成 21 年度からは、この取り組みを更に発展させて、就業力の源を「コンピテンシー」(Competency　就業に対する適格性を備え、持続的に就業するために必要な能力＝仕事力）ととらえ、その能力を育成するための実学的・実践的教育体系「実学・実践による女性のコンピテンシー育成」を構築

した。この取り組みも文部科学省の「就業力育成支援事業」の採択を受けて事業推進に邁進している。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等については、学則に基づいて展開しており、その中核となっているのが、「聖徳大学オープン・アカデミー（SOA)」である。「聖徳大学オープン・アカデミー規程」において、その事業内容として（1）公開講座、英会話講座、課外講座、（2）SEITOKU 夏期保育大学、各種セミナー等、（3）図書館司書、司書補講習、その他各種検定試験、（4）その他 SOA 事業に関することと定めている。SOA 公開講座については、平成 23 年度までに通算 58 期開講し、延べで 6 万 8500 人以上が受講している。SOA 公開講座の他には、教員免許更新講習、夏期保育大学（保育関係者を対象とする公開講座)、免許法認定公開講座、司書・司書補講習、介護技術講習を実施している。

地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動については、三つの活動を実施している。第一に、出前授業。高校生のキャリアデザイン形成や大学理解に役立っている。第二に、他団体の研修への協力。保育科は、四年制大学の児童学部と共に松戸市の公立保育所職員の職員研修に講師として毎年協力している。第三に、授業カリキュラムの中に地域貢献に取り組む科目を配置している。総合文化学科は「産学連携による実践的教育カリキュラム」を用意し、地域の産業界との連携に基づいて行う実践的教育として実施されている。

教職員及び学生によるボランティア活動等を通じた地域貢献としては、保育科教員が東日本大震災被災地の子供と保育者への支援を行っている。保育科教員有志により、被災地にある幼稚園や保育所の子供たちに楽しい保育活動の支援を行い、併せて保育者への保育支援を行っている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　公開講座「聖徳大学オープン・アカデミー（SOA)」を開講し、平成 23 年度までに通算 58 期開講し、延べで 6 万 8500 人以上が受講している。ほかには、教員免許更新講習、夏期保育大学（保育関係者を対象とする公開講座)、免許法認定公開講座、司書・司書補講習、介護技術講習を実施している。

○　総合文化学科では、地域貢献の取り組みを授業カリキュラムの中に位置付けて積極的に取り組んでいる。地域貢献の取り組みとして、授業カリキュラム「産学連携による実践的教育カリキュラム」を配置している。

千葉経済大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　千葉経済学園
理事長	佐久間　勝彦
学　長	佐久間　勝彦
ＡＬＯ	市岡　義章
開設年月日	昭和 43 年 4 月 1 日
所在地	千葉県千葉市稲毛区轟町 4-3-30

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
ビジネスライフ学科		120
こども学科		200
	合計	320

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

千葉経済大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 14 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、学園創設時の「片手に論語、片手に算盤」という建学の精神の下、短期大学発足に際して「良識と創意」という新しい校是を定め、現在に至っている。建学の精神は、学園の教育理念として、学則第一条に明記するほか、大学案内、学生便覧などの出版物やウェブサイトにも記載することで、学内外への周知が図られている。ビジネスライフ学科とこども学科の教育目的・目標も、この教育理念を踏まえて掲げられ、それは「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の「三つの方針」として学内外に公表され、点検されている。学習成果についても、学生便覧に「学位授与の方針」として記載がある。教育の質の保証については、卒業生アンケートや授業評価、満足度調査などの実施によって点検され、それによる授業方法の改善も図られている。自己点検・評価活動については、平成 3 年に制定された規程に基づいて行われ、その報告書が平成 17 年度、平成 21 年度に公表されている。

教育課程は、ビジネスライフ学科、こども学科のいずれの学科においても、建学の精神に基づく校是を踏まえて体系的に編成されている。科目の配置もバランスがとれており、「三つの方針」も明確に設定され、大学案内、学生便覧、学生募集要項などに記載されている。学習成果の査定にかかる授業の「概要と到達目標」「評価の方法・基準」は、シラバスに明記され学生への理解が促されている。学習成果の獲得のためには、学科会議後に行われる FD 会議などによって学科全体で授業改善と学生支援について検討していく体制が整っている。学生による授業評価、学生生活全般についての満足度調査、教員同士の相互授業参観や授業事例研究会等もそれに反映されている。クラブ活動、自主学習など学生の自主的な活動を支援する教職員の体制や、施設設備なども充実しており、校是にのっとった豊かな学生生活が送れるような配慮がなされている。キャリア支援については、資格取得講座、就職試験対策講座の開講や、高度資格取得者の賞揚などのほか、基礎学力不足の学生のための相談活動等も行われている。また、卒業生や就職先からの情報を集めるなどして、その指摘を生かすようにも

努めている。

人的資源としての教員組織は、「教育課程編成・実施の方針」に沿って選考された専任教員により編成され、その数は、短期大学設置基準を上回っている。教員の研究についての規程も整備され、科学研究費補助金等、外部資金も獲得している。授業事例研究会、相互授業参観という形での FD 活動も行われている。職員の研修は日本私立短期大学協会の研修等を利用して行われている。また、全事務職員にパソコンが貸与され、事務合理化システム及び教務システム等の利用による学生支援体制は整備されている。物的資源としての校地・校舎面積はいずれも短期大学設置基準に規定される面積を上回っており、校舎の学習環境も「教育課程編成・実施の方針」に沿って整備、活用されている。火災・地震・防犯対策として定期的に点検、訓練も行われている。技術的資源をはじめとするその他の教育資源のうち情報システムについては、3～4 年のサイクルで見直し更新が行われている。高速化された学内 LAN に接続して学生が必要な学習を行うことができるように整備され、セキュリティ対策もとられている。財的資源については、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断の指標に基づく経営状態の区分」では正常の状態である。

理事長・学長は適切に選任され、学園の建学の精神及び教育理念・目的に基づいて、短期大学部の運営や学校法人の運営全般にわたってリーダーシップを発揮している。理事会の管理運営体制も確立しており、私立学校法に従って財務情報をウェブサイトで公開し、また、法令に従って種々の教育情報を公表している。教授会は、学則や教授会規程にのっとって適切に運営されている。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、会計年度ごとに監査報告を行っている。評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営されている。毎年度の事業計画と予算に関しては、「中期財務計画（予測）」に基づいて決定され、適正な予算執行が行われている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　大学総合図書館が平成 19 年から毎年開催している「論語」についての開放講座は、内外への啓発の試みとなっている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　こども学科における教育・保育実習記録集『ひろはら』（「特色ある大学教育支援プログラム」＝特色GP採択）が、実習の事前事後指導に有効に活用されている。

［テーマ B　学生支援］

○　平成 21 年度に、文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」に「模擬試験・就職対策講座などを活用したきめ細やかな支援システム」が採択されており、学生の就職支援・指導の充実に努めている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　学長は、理事長を兼任し公職を歴任する中で、学内の主要な会議にほとんど出席している。学長はその際、各責任者と会議前にしっかりと打ち合わせをし、方向を確認するなど大学運営の意思決定機能を果たしている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　建学の精神「片手に論語、片手に算盤」を印刷物やウェブサイトなどに記載する場合、校是「良識と創意」との関係性を明確にし、より深い理解につなげる必要がある。

［テーマ B　教育の効果］

○　教育の質の保証に関する成果については、PDCA サイクルによるシステムが緒に就いたばかりなので、今後の全教員による定着に向けた取り組みが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　規程の整備も含め、組織的な SD 活動の充実が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神は「片手に論語、片手に算盤」で、徳育と実学を重んじる教育理念の下に、学生便覧、大学案内などに明確に示されている。また、入学式等の機会には理事長･学長によって教育理念が語られており、教室に掲示された「論語カレンダー」を通して学生や教職員が共有できるよう配慮されている。また、大学総合図書館が平成19年から毎年開催している「論語」についての開放講座は、内外への啓発活動の試みとなっている。

さらに建学の精神にのっとり定められた「良識と創意」という校是と、それに基づく各学科の専門性を生かした教育目的は、学則第一条に明記され、学生便覧、大学案内、学生募集要項、ウェブサイトなどにも記載があり、キャンパスの中央の石碑にも刻まれている。これらのことで、学生、教職員へ建学の精神と校是の周知徹底が図られている。

ビジネスライフ学科とこども学科の教育目的・目標は、この教育理念を踏まえて掲げられ、それは「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」として学内外に公表されている。両学科の教育課程はこの方針に基づいて編成され、学習成果は授業要項（シラバス）で明示された方法で測定されている。教育の質を確保し、学生の満足度を高めるための努力も、機関・教育課程・科目の3レベルでPDCAサイクルを用いた査定を行い、また、学科ごとにFD会議を設けて教育の充実に努めるなど、全学的に実施されている。ただし、PDCAサイクルによる取り組みは緒に就いたばかりで、成果の確認までには至っていないのが現状である。

自己点検・評価活動は、平成3年に制定された規程に基づいて短期大学部専門部会を設置し、全教職員の意識の高揚を図って平素より行っている。また、平成17年度に短期大学基準協会の認証評価を受けた後、さらに平成21年度に山梨学院短期大学、名古屋経済大学短期大学部の学長による外部評価が実施されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

教育課程は、ビジネスライフ学科、こども学科のいずれの学科においても、建学の精神に基づく校是「良識と創意」を踏まえて体系的に編成されている。質の高い学術・

技能の獲得とともに、自ら学ぼうとする、豊かな人間性を備えた学生の育成を目指し、両学科で様々な工夫がされている。

入学希望者に向けての「入学者受け入れの方針」の中でも「高等学校において望まれる学習」を示すなどして大学での学習に向かう意欲を喚起している。また、入学までの間に入学前教育を行うなどして、大学での学びにスムーズに移行できるような機会が設けられている。入学後は、両学科共に学生が目指す職業人像が明確になり、それに向かって意欲的に学んでいけるように 2 年間の教育課程が組まれている。特に、こども学科における教育・保育実習記録集『ひろはら』は、実習の事前事後指導に有効に活用されている。

平成 23 年より PDCA サイクルによる学習成果の査定を始め、「教員の視点に立った教育」から「学生の視点に立った学習」への転換を図りつつある。学科会議後に FD 会議を開催するなどして常に学科全体で授業改善と学生支援について検討していく体制が整っている。定期的に行われている学生による授業評価、学生生活全般についての満足度調査、教員同士の相互授業参観や授業事例研究会等を活用して、教育力の向上に努めている。クラブ活動、自主学習など学生の自主的な活動を支援する教職員の体制や、施設設備なども充実しており、校是にのっとった豊かな学生生活が送れる配慮がなされている。

キャリア支援については、資格取得講座、就職試験対策講座の開講や、高度資格取得者に奨励金を出して賞揚するなど向学心のある学生の支援が充実している。一方で、基礎学力不足で学ぶ意欲が減退した学生のための相談活動なども行われている。また、卒業生や就職先からの情報を集めるなどして、その指摘を生かすようにも努めている。今後はさらに、学生の学力の格差や進路希望の多様化に応じた支援をしていくための対策が求められる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

人的資源としての教員組織は、学習成果を獲得させるための「教育課程編成・実施の方針」に沿って教育研究上の知識・能力・実績によって選考された専任教員により編成され、その数は、短期大学設置基準を上回っている。教員の研究についての規程も整備され、その助成に努められている。教員個々人の研究活動には温度差があるものの総じて活発である。また、科学研究費補助金等、外部資金も獲得している。授業事例研究会、相互授業参観という形での FD 活動も行われている。図書館職員の司書資格取得率も高い。

事務組織は、大学・短期大学を統合した組織となっており、一部を除き事務局が短期大学校舎と繋がっていない大学の建物に集中し、場所も離れていることから短期大学の学生の利便性と職員の短期大学に対する意識の希薄化が懸念される。日本私立短期大学協会の研修等を利用した職員個々人の研修は行われているが、組織的な SD 活動は展開されていないので、今後の対応が望まれる。また、全事務職員にパソコンが貸与され、電子メール、ファイルサーバの利用、事務合理化システム及び教務システム等の学生支援システムの利用が可能になっており、学生支援体制は整備されている。

物的資源としての校地・校舎面積はいずれも短期大学設置基準に規定される面積を上回っており、校舎の学習環境も「教育課程編成・実施の方針」に沿って整備・活用されている。火災・地震・防犯対策として定期的に点検、訓練も行われている。飲料・食料を備蓄し、学生に対するリスクマネジメントも実施されている。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源のうち情報システムについては、教職員の使用のみならず、学生の授業内容や資格取得を考慮して導入されており、3～4 年のサイクルで見直し更新が行われている。こうして導入されたハードウェア及びソフトウェアは授業で使用しないパソコン教室 3 室にも設置され、高速化された学内 LAN に接続し、学生が必要な学習を行うことができるように整備されており、セキュリティ対策もとられている。

財的資源については、大学・短期大学部門の高い収容定員充足率に支えられているものの、法人としての消費収支は一時的な特別費用により過去 3 年間は支出超過が続いた。帰属収支では過去 3 年間のうち 2 年間は収入超過となっている。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断の指標に基づく経営状態の区分」では正常の状態である。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、私立学校法、寄附行為、学内規程等に基づき、大学の運営を総理し、建学の精神を教職員及び学生に定期的に伝えている。学長を兼任することで、世の中の動きに即応し、かつ、厳しい社会状況の中、優れたリーダーシップで短期大学を牽引している。学外での公的役職も多いが、定期的な会議、ミーティング等を行い、学内とのコミュニケーションを十分に図っている。

学長は、理事長及び他の公職を兼任する中で、教授会、両学科会議や執行部会に出席している。大学運営は、教授会、学科会議が適正に行われ、また、教学上必要な事項を処理するために、三つの部会と九つの委員会が組織化されている。学長は、各部長、委員長と事前の打ち合わせをし、大学の方向性の確認を常に行っている。

監事は、寄附行為の規定に基づいて、法人の業務及び財産の状況について適宜監査業務を行っている。決算時には経理責任者から説明を受けているが、さらに、定期的に公認会計士と会合をもち、監査業務の精度をあげるとともに、理事会に毎回出席し、意見を述べている。監査報告書は、法令どおり理事会及び評議員会に提出している。

理事会、評議員会は、適正な人数で構成されている。私立学校法の規定に従い理事会の諮問機関として適切に運営されている。

全体のガバナンスについては、中・長期財務計画に基づいて、各年度の予算編成を行っている。各部署からの予算請求原案は、共通のサーバーに保管し、予算確定後は、学内に向け電子メールで迅速に伝えられている。予算執行は、会計課によって適正に管理されている。出納業務は、「経理規程」及び「経理規程細則」に基づいて実施されている。計算書類及び財産書類等、学園の経営状態を示す書類は、学校法人会計基準に準拠し、適切に表示されている。公認会計士からの指摘事項への対応も講じられている。資産及び資金の管理に関しては、「資金運用管理規程」、「固定資産及び物品管理

規程」等に基づき、適切に管理されている。情報公開に関しては、ウェブサイトにおいて教育情報及び事業報告書等を公開し、法人本部会計課で必要書類が閲覧できるようになっている。学園の中・長期財務計画は策定されており、人事、施設設備、教学構想は個々に執行部によって計画されているが、さらに中・長期経営計画全体像の策定が望まれる。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

当該短期大学は、様々な地域貢献の取り組みを行っている。

「オープンカレッジかまがや」、県内図書館員を対象とした研修会、キャリア教育に関する講座、「こども造形教室」、教育職を目指す人たちのための科目等履修制度、教員免許状更新講習が地域社会に向けて実施されている。

また、ビジネスライフ学科において千葉県商工会議所連合会をはじめとする地域の行政・商工団体との交流、地域企業とのインターンシップの実施、公共図書館の発展・振興に寄与するための教員派遣や、こども学科において教育委員会との交流が実施されており、教員の多くも地方自治体の審議会や委員会の委員として参加するなど、積極的な社会的活動を展開している。

さらに日本図書館協会の被災地支援活動への参加（ビジネスライフ学科）、「放課後子ども教室」（こども学科）のボランティア活動があり、広範囲な取り組みが見て取れる。

中でも特筆すべきは、鎌ヶ谷市教育委員会との共同開催による公開講座「オープンカレッジかまがや」である。市民の代表によって構成される企画委員会の提案や、要望を踏まえて当該短期大学長を委員長とする運営委員会が計画立案して実施するこの講座が、年間計 8 回も開かれ 18 年間も継続開催されている。この活動は市民の声にこたえながら実施されている。

さらに、こども学科における「こども造形教室」も年 7 回開催され 21 年間にわたり地域貢献の実績を残している。この事業は平成 15 年度の「特色ある大学教育支援プログラム」にも採択されている。現在は、別プログラムとして陶芸活動を取り入れ、地域の人たちも参加する教育活動として発展しつつある。

これらの活動から、地域貢献の取り組みについては、当該短期大学は地域の幅広いニーズにこたえ、その活性化を図る責務を果たしているといえる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　県内図書館員を対象とした研修会、小学校での「放課後子ども教室」は学科の特

色を生かした取り組みであり、「こども造形教室」は、地域の人たちも参加する活動として地域コミュニテイの再構築につながる効果も期待されている。

青山学院女子短期大学の概要

設置者	学校法人　青山学院
理事長	安藤　孝四郎
学　長	八耳　俊文
ＡＬＯ	清水　康幸
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	東京都渋谷区渋谷 4-4-25

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
子ども学科		100
現代教養学科	日本専攻	130
現代教養学科	国際専攻	190
現代教養学科	人間社会専攻	160
	合計	580

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	芸術専攻	10
専攻科	教養専攻	30
専攻科	家政専攻	40
専攻科	英文専攻	50
専攻科	国文専攻	40
	合計	170

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

青山学院女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 27 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、キリスト教信仰に基づく建学の精神の下、青山学院教育方針を定め、女子の教養教育を展開し社会と人々に仕える多くの卒業生を送り出してきた。

青山学院教育方針は、履修要覧や学生生活のしおりに明確に示され、教職員・学生への周知徹底がなされ、「青山学院総合案内」等の冊子やウェブサイトに公開されている。教育目的、学位授与の方針に学習成果は観点として記されており、それを量的・質的データとして測定することが教員個々で行われている。自己点検・評価については、全学自己点検・評価委員会の下、12 の部局等委員会が設置され、全教職員がこれらに所属して日常的に自己点検・評価の活動を行っているが、提出された自己点検・評価報告書に不備がみられたので、今後、理事長、学長、ALO を中心により一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。

高度な教養教育を授けるという教育目標を実現するため、バランスの取れた履修を誘導するために必修、選択必修、選択の組み合わせを工夫している。「現実に即した有用な専門の学芸のみならず、全人的で世界的な視野に立つ高度な教養教育を授ける」という教育理念を具現化するために教育課程を体系的に編成している。

教育の向上・充実のために、FD 活動（教職員参加の授業公開等）と SD 活動（人事考課制度等のキャリアアップ講座等）が活発に行われている。

学習成果向上のための教育支援は、少人数のゼミナール制度が設置され、きめ細やかな支援がなされている。

教員数、校地・校舎等は短期大学設置基準を満たしている。専任教員の研究活動は活発に行われて、科学研究費補助金等の外部資金の獲得も多い。技術的資源としては、学内 LAN を各教室に設置しており、インターネットを利用した授業に対応している。

当該法人は寄附行為及び寄附行為細則により、学院を代表するものが理事長であり、設置学校を統括し、法人における教育を総理する者を院長としている。理事長は学院の業務運営を総理し、174 項目にわたる将来課題を掲げ、それらに対応する中・長期計画を検討し、学院発展のための改善を続けている。学長は、教授会をはじめ、各委

員会、事務部局を含め統括し、リーダーシップを発揮し管理運営に当たっている。

監事は、常任監事を中心に寄附行為の定めに基づいて、法人全体の政策内容と業務内容及び業務の執行が適当かつ適法・適正になされていることを監査するため、会議出席・往査・ヒアリング・重要書類閲覧等を行い、その結果を監査報告書にまとめ、理事会、評議員会に報告し、適切なガバナンスを実施している。事業計画と予算についても関係部門に速やかに開示され、迅速かつ明確な責任体制が確保されている。

21 世紀を迎え、18 歳人口の減少や女子の短期大学離れ等による短期女子高等教育の大きな危機を、新たな可能性を探る時期の到来と捉え、これまでの教育を点検し、平成 24 年度、新しい観点の「教養教育」達成と課題解決型の学びを通した「人間力」養成に焦点を当て、国文学科、英文学科（英文学専攻・英語学専攻）、家政学科、教養学科、芸術学科からなる 5 学科 2 専攻を現代教養学科（日本専攻・国際専攻・人間社会専攻）の 1 学科 3 専攻に改組を実施した。

なお、学科改組により、入学定員が約 3 分の 2 に減り、財務的な課題が生じることが予想されるが、学院本部と協議し、平成 29 年度までの具体的数値をあげ、支出超過を改善する計画を策定しており、当該短期大学運営の安定化が図られている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　キリスト教の信仰に基づく建学の精神は、青山学院教育方針として具現化され、実践を通して全学で共有されており、教育方針、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に至るまで具体化され、周知徹底が図られている。

［テーマ B　教育の効果］

○　当該短期大学の教養教育は、共通教育科目として、時代を賢明に、豊かに生きるための基礎を築くために、「キリスト教学」、「キャリア・ライフ・デザイン科目」、「外国語科目」、「情報科目」、「健康科目」の五つの科目群を配置している。また、現代教養学科の現代教養コア科目は、現代に生きる女性にとって不可欠な教養の核を身に付けるために「自分を知る」、「他者とのつながり」、「発信しコミュニケートする力」という三つの観点から構成されている。これらが当該短期大学の伝統的そして特色ある教養教育として行われている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　今年度第三者評価において提出された自己点検･評価報告書の記述に不備があり、今後組織的な改善が望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　就職相談のための部屋やブースを設けること、キャリアカウンセラー等の専門家による就職相談の必要性等の検討が行われており､今後の課題となっている｡また、昨今の就職状況の厳しさの中で、就職活動を途中であきらめてしまう学生への対応も求められている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　研修会や授業公開等 FD 活動が組織的に行われているが、FD 規程が未整備なので、改善されたい。

○　副手が配置されているが、副手に関する規則が定められておらず、整備されることが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

キリスト教の信仰に基づく建学の精神は、青山学院教育方針として具現化されている。この教育方針は学生個々に配付される履修要覧や学生生活の手引にも明記されており、学生に「すべての人と社会とに対する責任を進んで果たす」を常に意識させるようにしている。また教職員に配付される手帳や各設置学校・学院本部が作成する報告書、入学式・卒業式等の式次第の冒頭にも記されている。このように学内全体で共有されており、様々な機会で定期的に確認されている。建学の精神が実践を通して全学で共有されている。

「高度な教養教育を授ける」という教育目標を実現するため、共通教育科目をキリスト教学、外国語科目、健康教育科目、主題科目に区分し、教育的観点、学生のニーズ、良い学習環境の提供といった点に留意し、充実した科目群を編成している。バランスの取れた履修を誘導するために必修、選択必修、選択の組み合わせを工夫している。「現実に即した有用な専門の学芸のみならず、全人的で世界的な視野に立つ高度な教養教育を授ける」という教育理念を具現化するために教育課程を体系的に編成している。教育の質を保つために学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を適宜確認し、法令順守に努めている。学生による「授業評価アンケート」も実施されており、教育の質を担保すべく授業改善等を行っている。PDCAサイクルは、教員個々、あるいは授業ごとに確認できるが、学科あるいは短期大学全体の組織としての確立は十分とは言い難い。同様に学習成果の確認に関しても、個々の授業内ではPDCAサイクルがなされているが、組織的な学習成果の共有・点検についても課題がある。

自己点検・評価のための規程は、平成15年に青山学院女子短期大学自己点検・評価規則、青山学院女子短期大学自己点検・評価委員会規則が制定・施行されている。全学自己点検・評価委員会の下、12の部局等委員会が設置され、全教職員がこれらに所属して日常的に自己点検・評価の活動を行っている。また自己点検・評価報告書は5年ごとに公表している。

なお、教育の効果に関しては、「従来の教養教育に基づく特色や伝統を生かし、人間力の養成」に焦点を当て、平成24年4月より国文学科、英文学科、家政学科、教養学科、芸術学科の5学科2専攻を現代教養学科3専攻に学科改組を行っている。現代教養学科（平成24年度改組）、子ども学科（平成18年度改組）ともに学科・専攻課程の教育目的・

目標は建学の精神に基づいている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は、各学科の教育研究上の目的達成のための観点を示し、その達成により学位が授与されることが学則に明記されている。学位授与の方針はウェブサイトで内外に表明され、学科会議、教授会等で定期的に確認されている。教育課程は、教育理念を具現化するために体系的に編成され、学位授与の方針に対応している。教育課程の教員配置は資格・業績に基づき適切になされ、厳密に成績評価を行う取り組みが進んでいる。

ほとんどの学生が 2 年及び 3 年間の教育課程の中で卒業していることから、学習成果が一定期間内に獲得され、達成されていると考えられる。就職、専門職就職（保育士等）及び編入実績が高いレベルで推移していることから、実際的で有効な学習成果であることがうかがえる。

教育の質の向上･充実のための査定方法として､卒業生の進路先からの調査を行い、聴取している。教員は、それぞれの教科において、成績評価基準により学習成果を評価し、学生による授業評価の結果を授業改善に活用している。

学習成果向上のために様々な教育支援が行われている。年度初頭には履修要覧等を用い、全体履修指導と個人別履修指導を行っている。ゼミナール制度が設置され、日常的に適切な指導助言を行う環境が整っている。学生の生活支援体制も充実しており、学生の意見や要望の聴取は年に 2 回の学生生活調査によって実施され、生活支援に生かされている。

就職支援については、学生部学生課が在校生及び卒業生の就職指導と斡旋、情報資料収集と提供、調査統計資料の作成、求人先の開拓等に当たっている。現在、就職相談のための部屋やブースを設けること、キャリアカウンセラー等の専門家による就職相談の必要性等の検討が行われており、今後の課題となっている。また、昨今の就職状況の厳しさの中で、就職活動を途中であきらめてしまう学生への対応も求められている。入学者受け入れの方針は学則で規定され、ウェブサイトに公開されている。受験の問い合わせに対しては、ウェブサイトや「進学案内」に e-メールアドレスや電話番号を公開し、専任職員が対応している。入学時には、学習や学生生活のためのオリエンテーション等が実施され、入学者の学習支援が行われている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員数、校地・校舎等は短期大学設置基準を満たしている。専任教員の研究活動は活発に行われて､科学研究費補助金等の外部資金の獲得も多い｡技術的資源としては、学内 LAN を各教室に設置しており、インターネットを利用した授業に対応している。情報系以外の技術的資源においても、計画的に維持管理し、教育課程編成・実施の方針に基づいて教室等の技術的資源の分配をし､授業に必要な AV 機器の設置や備品等の購入等、学生に対し学習環境整備に努めている。

一方、課題としては、FD 活動は様々な取り組みがなされているが、規程の整備が望まれる。実験・実習・実技関連授業を中心に副手という身分の職員を配置し教育の充実を図っているが、副手に関する規則は制定されておらず、早急に副手に関する規則の制定が望まれる。財的資源については、余裕資金はあるものの、短期大学部門の消費収支が支出超過であるので収支バランスの改善が望まれる。なお、平成 24 年度の改組により 5 学科（入学定員 800 名）を現代教養学科（2 年制、入学定員 480 名）1 学科に改組し、現代教養学科と子ども学科（3 年制、入学定員 100 名）との 2 学科体制（入学定員合計 580 名）としてスタートしている。収容定員が約 3 分の 2 に減少するため、財務上の課題が生じることが予想されるが、学院本部の経営執行会議と協議を重ね、人件費の圧縮、学費の増額、併設大学と重なる施設や事務組織の一部統合等の調整により経費節減を図ることにより、平成 28 年度までに支出超過を改善する計画を策定しており、当該短期大学運営の安定化が図られている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

「学校法人青山学院寄附行為」及び「学校法人青山学院寄附行為細則」は、関連法規に沿って整えられており、適正に運用されている。学院を代表する者が理事長であることは、「学校法人青山学院寄附行為」第 13 条に定めている。さらには同寄附行為第 6 条において、設置学校を統括し、法人における教育を総理する院長を置くことが定めてあり、青山学院の管理運営体制の中心はこの両名にある。理事会、評議員会、監事の監査及び教授会等は学院の諸規則に基づいて適切な管理運営を行っている。理事長は学院の業務運営を総理し、174 項目という多項目にわたる将来的課題を掲げ、それらに対応する中・長期計画等を各部局に伝達し、学院発展のための改善を続けている。また、教育情報の公表及び財務情報の公開についても、資料収集、実行案の作成を行い、私立学校法に定めるところに従い適正に行われ、リーダーシップを発揮している。

学長は学院の理事の役職も有しており、管理運営を司る役職を構成員とした協議会や、各種委員会、事務部局等を統括している。また、法人所管の理事会、常務理事会、評議員会、常務委員会に出席し、短期大学の現状を認識しながら法人運営に参加しており、リーダーシップを発揮している。学長がリーダーシップをとり、平成 17 年 4 月より抜本的な学科改組の検討を始め、平成 24 年 4 月に現在の 2 学科体制に移行している。この学科改組に伴い入学定員はこれまでの約 3 分の 2 となり、同時に学生総数も減らすことになったが、質の高い学生を確保し、少人数授業での指導を行い、就職等に対しても良い成果を達成するよう経営計画を策定している。

監事は、常任監事を中心に寄附行為の定めに基づいて、法人全体の政策内容と業務内容及び財務の状況が適当かつ適法・適正になされていることを監査するために、会議出席・往査・ヒアリング・重要書類閲覧等を行っている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、建学の精神に基づいた教育方針「全人的で世界的な視野に立つ高度な教養教育」をうたっている。伝統的そして特色ある教養教育は、共通教育科目と現代教養コア科目からなっている。

共通教育科目は、時代を賢明に、豊かに生きるための基礎を築くために、次の五つの科目群が配置されている。物事を根源から見つめなおす見方、考え方を身に付ける「キリスト教学」、現代に生きる女性として自分の将来を賢明に形成していくための視点と知識を身に付ける新しい科目「キャリア・ライフ・デザイン科目」、外国の言語の習得を通してグローバル社会に生きる基礎を身に付ける「外国語科目」、現代に必須のコンピュータ・リテラシーを身に付ける「情報科目」、生きていく基盤となる健康に関する「健康科目」がある。特色は、これら教養教育を、課外活動と融合させた取り組みとして実施していることである。例えば「健康科目」は、体育授業を全学選択必修の「健康科目」と再編成し、対応する「課外活動プログラム」を充実させた。この取り組みは平成 19 年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に採択された。

改組新学科に合わせ新設された現代教養コア科目は、現代に生きる女性にとって不可欠な教養の核を身に付けるために次の三つの観点の科目群からなっている。不確定で混沌とした時代の中にあって、周りに流されることなく自由にしなやかに生きていくためには、まず自分をとりまく状況と立っている位置を把握し、「自分を知る」必要がある。また既存の社会の枠組みが様々な矛盾を呈している現在、新しく「他者とのつながり」を創り出していく力が必要とされる。その関係づくりには、積極的に自分の考えを「発信しコミュニケートする力」がますます求められてきている。これらの観点は、まさに今の時代に求められる「人間のちから」であり、これらの学びから「人間のちから」の知恵と力を身に付けることで豊かな人生を展開することができる。この現代教養コア科目は、今の時代に要請される「人間力」育成に対応した、斬新な発想の教養教育であると考えられる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　共通教育科目の特色は、教養教育を、正規授業と融合させた取り組みとして実施していることである。例えば「健康科目」は、体育授業を全学選択必修の「健康科目」と再編成し、学生の体力向上・健康増進支援を目的とする「健康支援プログラム」によって側面から支え、学生が思う存分スポーツを楽しめるよう「課外活動プログラム」を充実させたものである。この取り組みは平成 19 年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP)」に採択された。

湘北短期大学の概要

設置者	学校法人　ソニー学園
理事長	米澤　健一郎
学　長	宮下　次衛
ＡＬＯ	大竹　英雄
開設年月日	昭和 49 年 4 月 1 日
所在地	神奈川県厚木市温水字長久保 428

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
情報メディア学科		100
総合ビジネス学科		140
生活プロデュース学科		140
保育学科		120
	合計	500

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	住居専攻	35
	合計	35

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

湘北短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成25年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成23年7月26日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学校法人ソニー学園は、昭和39年にソニー株式会社の寄付により創設され、以来、時代の要請にこたえる教育を提供する取り組みを推進しており、昭和49年には2学科体制で湘北短期大学を創設、漸次学科数・定員を拡大し、現在は情報メディア学科、総合ビジネス学科、生活プロデュース学科、保育学科の4学科を擁する総合短期大学となっている。

当該短期大学は、創立者である井深大氏の建学の精神に基づき、教育理念を「社会でほんとうに役立つ人材を育成する」と定めた。これらを基に、「湘北短期大学教育基本方針」として学内外に明示し、周知徹底を図ってきた。平成21年度には4学科の教育目標を明示する改正を行い、現在はカリキュラムマップの作成に向けて検討を進めている。建学の精神は学舎の至る所に掲げられ、教職員、学生の中に浸透している。最も優れた取り組みの一つは、教員によるFD活動と職員によるSD活動をより強固に一体化させた独自のFSD活動である。「教員、職員ともに教育者である」との方針の下、職員も重要な役割を担っており、各種研修会を通じて職務の充実が図られている。その成果の一例としてあいさつの励行がある。また、職員は、教務相談、学生生活相談や就職支援等の場においても教育的視点から学生対応に当たっており、大きな役割を果たしている。

教育、研究、組織及び運営並びに施設設備の管理運営について多くの教職員によって自己点検・評価活動が行われている。

教員数は、短期大学設置基準を充足している。専任教員の職位は、教育能力及び人格・識見、学界・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、その資質が確認されている。その研究活動は積極的で各教員の所属学会や「湘北紀要」で公表されている。科学研究費補助金に関しては、応募件数、採択件数ともに、十分に評価できる。また、「貢献度評価制度」が実施され、より質の高い大学教育・大学サービスの実現に向け、教職員一人ひとりの事業計画への貢献を促し、それが評価され処遇に反映されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を十分に満たしている。

ICT 教育センターが中心となり、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

財務体質は健全であり、借入金はなく目的に応じた特定資産が積み立てられている。

理事長、学長は学内のすべての状況に精通しており、「湘北短期大学教育基本方針」に基づく学校運営を強いリーダーシップの下、適切に行っている。

学長は、日々の学校運営、教育改革を推進するため教授会を適切に運営するとともに、教授会の構成メンバー以外の教員及び職員にも決定事項や報告事項を迅速に伝えるため、拡大教授会（全教員が構成員）を開催している。教員には適宜、電子メールを配信し、職員にはミーティングによる報告を行っており、全教職員が常に情報を共有している。監事による監査業務は適切に行われている。

なお、評価の過程で、理事会と評議員会が同時に開催されているという早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は法令遵守の下、適切な学校法人運営が求められる。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマＡ　建学の精神］

○　学内においては、創立者井深大氏の写真と建学の精神のパネルが各場所に設置され、周知徹底されている。また、学外には、ウェブサイトをはじめ、保護者会、ガイダンス、オープンキャンパスなどあらゆる機会を捉え建学の精神が表明されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマＡ　教育課程］

○　入学者選抜の全方法において面接を実施し、強い意欲と情熱を持っている受験生を選抜していることは、入学者受け入れの方針に基づいた取り組みである。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマＡ　人的資源］

○　優秀な 2 年次の学生が、1 年次の授業の補助をするティーチング・アシスタント

（TA）のシステムがある。

○　学内助成金制度を設けており、教育研究活動に対して深い理解がある。その研究成果が、科学研究費補助金の採択数にもつながっている。

○　教員による FD 活動と職員による SD 活動をより強固に一体化させた独自の FSD という制度があり、研修会も頻繁に行われている。

○　11 項目にわたる多様な学習成果を焦点とする査定の手法が配置されている。特に全教職員に対する「業績貢献度評価制度」は、各教職員の自己申告書を S、A、B に分類し、その結果は各教員の賞与にも反映している。従来の閉塞的な大学の制度に対して、意欲的な試みである。

［テーマ D　財的資源］

○　財務体質は健全であり、借入金はなく目的に応じた特定資産が積み立てられている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長、学長は学内のすべての状況に精通しており、強いリーダーシップを発揮し「湘北短期大学教育基本方針」に基づく学校運営を行っている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　卒業生アンケートの導入等により得た情報を、PDCA サイクルのプランに十分に生かすことが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ C　ガバナンス］

○　評価の過程で、理事会と評議員会が同時に開催されているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。今後は法令遵守の下、より一層学校法人運営の向上・充

実に取り組まれたい。

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

ソニー株式会社ファウンダー、学校法人ソニー学園元理事の井深大氏が「私の期待する大学教育」として述べられた言葉「教育は決してだまっていて上から自動的に与えられるだけのものではない。自分で求め何処までも自分で追求していくのが真の教育の姿ではないだろうか。こんな方向を目指して、どんどん実現していける学校がこれからの日本にはどうしても必要であるということから、湘北短期大学が生まれることになったのである。実技を通じて智識のみでなく、世の中を生きていく、人を率いていける人柄を身につける教育を、私は大いに期待している。」を、創立 25 周年（平成 10 年）を期に建学の精神とし、「社会でほんとうに役立つ人材を育成する」という具体的な言葉を教育の理念とした。これらを基に「湘北短期大学教育基本方針」を作成し、ウェブサイト、要覧等で内外に明示している。

また、全学的な教育向上・充実のための PDCA サイクルが定着するよう改善が行われている。入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針は「湘北短期大学教育基本方針」に基づいて作成され、学内外に明示し、周知されている。各学科においては、この基本方針に基づき、教育課程を編成しているが、毎年検討を加え、改善が図られている。

学習成果を量的、質的データとして測定する仕組みについて、現在は、成績評価、GPA を基軸に、実習科目は毎年のレポート、資格対応型の科目は検定の合否等で行っている。特に、履修要項の授業計画（シラバス）において、授業の具体的到達目標、授業の概要、15 回の授業計画、そして成績評価が統一の様式で明示されており、学生自身も学習成果を自己検証することができる。

「自己点検・評価委員会細則」の第 1 条に基づき、教育研究水準の向上に資するため、教育、研究、組織及び運営並びに施設設備の管理運営について多くの教職員によって自己点検・評価活動が行われている。

委員会では教職員の連携がスムーズに取れている。委員会は次年度の計画について、事業計画、重点施策、学長によって決定された数値目標の達成度評価を踏まえ設定している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針には 4 項目が明示されている。これは、「湘北短期大学教育基本方針」という形で、学生募集要項及びウェブサイトで内外に周知されており、人材育成の観点から、社会的に通用性の高い学位授与の方針である。定期的な点検も実施されている。

教育課程は、学位授与の方針に従い、1 年次ではリベラルアーツ科目、外国語科目、共通必修科目が、2 年次では専門科目を履修する体系的なカリキュラムとなっている。内容的には平易なものから難しいものへと、順次ステップを踏む形で構成されている。シラバスには、必要な項目が遺漏なく掲載されている。

教員の配置には、専門性、経歴、研究業績、社会的活動が十分に考慮されている。

また、教育課程の見直しも学科ごとに適宜行われている。

教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価し、学習成果の状況も適切に把握している。学生による授業評価は前期・後期ともに実施され、授業改善のために活用されている。授業担当者間での意思の疎通、協力、調整については、学科教員全員及び各フィールド担当教員の間で適切に行われている。学科の教育目的と目標の達成状況を把握・評価し、授業内容、方法並びにカリキュラムの改訂に取り組んでいる。履修指導は、オリエンテーション、ゼミナールなどで支援されている。

「教員、職員ともに教育者である」との学長方針の下、職員も重要な役割を担っており、学生と事務職員が接する機会が多く、履修登録、学生生活、就職支援、課外活動など各種学生支援が行われている。また、FSD 活動として各種研修会が行われ職務の充実が図られている。

学習資源については、リベラルアーツセンター、ICT 教育センター、グローバルコミュニケーションセンター、インターンシップセンター、図書館等に専門職員が配置され、“人間力”、“情報力”、“国際力”、“実践力”などの“チカラ”のつけ方が支援されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

短期大学及び学科・専攻課程の教員は、短期大学設置基準を充足し、組織されている。専任教員の職位は、教育能力、人格・識見、学界・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、決められている。

専任教員の研究活動は、積極的に行われており、各教員の所属学会や「湘北紀要」で公表されている。また、科学研究費補助金に関しては、応募件数、採択件数ともに、十分に評価できる。全専任教員には、個人研究室が与えられ、研究時間も確保されており、長期及び短期の海外研究活動等も行われている。

一方、FD 活動については、「事務組織・業務分掌規程」において、教務部の所管事項となっている。また、FD と SD を区別せず強固に一体化した独自の FSD 活動を実施しており、授業方法の改善や教職員のスキル向上のため、様々な活動が行われている。

学習成果を向上させる事務組織については、各部門の業務、責任が「事務組織・業務分掌規程」に基づき構成されている。特にどの部門の職員も学生との接点を有し、学生の人間力強化の一翼を担っている。また、諸規程についても整備され FSD 活動として教員・職員が連携をとり、定期的に e ラーニングによる研修が行われるなど教職員の意識向上に努めている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を十分に満たしている。また、防災対策、情報セキュリティに関しても避難訓練、防災啓発、救急救命講座の実施、情報セキュリティポリシーの制定など防災、情報管理に関する意識の高さが感じられる。

事務職員は、各分野において幅広い専門的な知識が必要とされるが、各学科や学生と連携を行い各種の支援が行われている。

教職員の就業に関する諸規程は整備され、教職員に規程集の配付及び学内 LAN での周知がなされ、常時閲覧できる態勢が取られている。特に教員の就業に関しては、「専任教員の責任時間等に関する規程」が設けられ詳細な運用がなされている。

また、「業績貢献度評価制度」が実施され、より質の高い大学教育・大学サービスの実現に向け、教職員一人ひとりの事業計画への貢献を促し、それが評価され処遇に反映されている。

ICT 教育センターが中心となり、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

財務については、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。借入金はなく目的に応じた特定資産が積み立てられている。消費収支差額の均衡が取れ、かつ固定資産を取得するための第 2 号基本金組み入れ計画が樹立されている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長、学長ともに学内外のすべての状況を的確に把握し、学校経営、学校運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事長は、常勤理事会において理事会から委任された重要事項を、理事、学科長、センター長及び図書館長からの意見を踏まえ、決定している。その手続きは決裁規定に沿った「決裁申請書」で承認し、記録が管理されている。また、監事による監査業務は適切に行われている。なお、理事会と評議員会が同時開催となっていた点については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。

理事長、学長は学内のすべての状況に精通しており、強いリーダーシップを発揮し「湘北短期大学教育基本方針」に基づく学校運営を行っている。一方、職員にはミーティングによる報告を行い情報を共有できるよう配慮している。

事業計画及び予算は、前年度の 11 月に常勤理事会において方針が確認され、11～12 月に立案の上、1 月に学長の下で個別審議が行われ、3 月の常勤理事会において確認された後に理事会・評議員会で承認される。また、その内容は理事会直後の教職員全員が集まる場である「全学会同」において全教職員に周知されている。

年度予算は、理事会承認後に各部門へ予算決定書が発行され、実行に移される。実

行に当たっては決裁計算書類、財産目録等は監事及び監査法人の監査の下に作成されている。監査意見には、監査人の意図を詳細に確認し、納得した上で速やかに処置をとっている。会計業務は単一人による自己完結ではなく、担当の業務後に財務担当責任者による確認・照合する体制としている。また、金銭にかかわる取引については、事務局長の承認を得る体制としている。資産及び資金の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。学校債は発行していない。寄付金はソニー及び同窓会から奨学金として受けている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

創立者井深大氏の教育に対する思いを表した言葉を建学の精神と定義し、「社会でほんとうに役立つ人材を育成する」を理念とする湘北短期大学にふさわしい教養教育の理念を明確に設定し、外国語科目、専門教育科目とともにリベラルアーツ科目を当該短期大学の教育理念及び各学科の教育目標に示された人材を育成するための学習の 3 本柱の一つとして確立されている。社会人としての基礎力である、1）社会や人との関係を作るためのコミュニケーション能力、2）対象に興味を持ち、問題を発見し、論理的に考える能力、3）状況を的確に把握し、主体的かつ柔軟に行動する能力、の 3 つの能力を身に付けることを目的として教養教育（リベラルアーツ科目）が構成されている。具体的には、「コミュニケーション能力の基本スキルを身につけるための科目群（A 群）」、「社会をテーマとして問題を発見し、論理的に考える能力を磨く科目群（B 群）」、「実践的または体験的な学びの機会を通して、主体的かつ柔軟に行動する能力を磨く科目群（C 群）」の三つで構成され、それぞれの能力を確実に身に付けられるように組み立てられている。

特に A 群における「コミュニケーションリテラシー」は、テキストを教員、図書館職員で作成し、入学前に 15 回のうち 12 回分の授業を 3 回×4 日間の日程で実施している。また、1 年次生を対象として開講されている「日本語リテラシー」と併せ、自分たちの教育目標に沿った学生を育てようとする意欲が現れている。最近の調査によると企業が求める人材として、自主性、主体性よりもコミュニケーション力が高く評価されていることを考えると先取の取り組みといえる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　教育課程編成・実施の方針の中に「外国語科目」、「専門教育科目」と併せて「リベラルアーツ科目」と明確に位置付けられており、各学科の専門知識や技能の修得に加えて、「考える力、表現する力、実行する力、礼儀･マナーなどの「人間力」を身に付けることができるように配慮されています」とその目的･目標がしっかりと位置付けられている。

職業教育の取り組みについて

総評

創立者井深大氏の教育に対する思いを受け継ぎ、発展させている中心にあるのが職業教育であり、一般的な職業教育は充実している。

特に、資格受験対策特別講座の実施、資格取得奨励制度、学友会やサークル参加への推進、学内インターンシップ、学外インターンシップなどは特徴的である。

実学教育としての資格取得を重視し、受検対策特別講座のほかに資格取得奨励制度を用意して学生の費用負担を抑えるよう配慮している。また、教養教育であるリベラルアーツ科目が充実しており、社会人基礎力・ビジネスマナー教育、課外活動も奨励している。学内の就職対策に関しても、学内インターンシップ対策、キャリアガイダンスを開催している。課題はあるが、インターンシップをはじめ、職業教育を充実させようとする試みが行われている。

具体的な就職にかかわる支援体制については、ゼミ担当教員がキャリアセンター部と緊密な連携をとり、実際的な就職試験対策、模擬面接、エントリーシートの添削指導などきめ細やかな指導が行われている。その中で、あいさつをビジネスマナーの基本であり、他者とのコミュニケーションの端緒となるものと捉え、指導の徹底を図っている。これは、教職員一体となって自ら率先してきた成果である。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　資格取得奨励制度は、「湘北短期大学教育基本方針」に沿った取り組みであり、「社会でほんとうに役立つ人材を育成する」ことを目標とする当該短期大学の特色に合致する。

○　「社会人キャリア力検定」を利用して、社会人としての実力を学生自身が把握できる仕組みは整っており、職業教育の根幹をなしている。

○　就職困難な時代にあって、キャリアセンター職員をはじめとした全学をあげての一人ひとりの学生に寄り添ったきめ細やかな就職支援体制が高就職率につながっている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会に向けた公開講座等については、厚木市と市内 5 大学の連携による「あつぎ協働大学」があるが、更なる活性化と、湘北短期大学独自の取り組みの一層の充実を期待したい。

当該短期大学は厚木商工会議所 1 号議員に選任されているなど、「商工業」との取り組みは活発である。特に、市内商店街の活性化を目指す「厚木市商店街にぎわい懇話

会･にぎわい処番屋」の運営に生活プロデュース学科の教員と学生が協力したり、市内洋菓子店の新商品を学生が共同して開発するなど、多岐にわたり従来にない斬新な地域社会への貢献活動が行われている。

教職員のボランティア活動は、その専門性により、市や他の団体等の審議会等の委員として、地域社会に貢献している。

地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。また、地域社会の行政、商工業、教育機関との情報交換は一定の成果をあげている。オーストラリアの国立ニューカッスル大学とは、評価校のエクスチェンジプログラム(EXP)を通して、互いの国際交流を行っている。

学生によるボランティアは、大きく次の五つの活動に分類できる。

イ）学友会のボランティア（クリーンキャンペーン・ペットボトルキャップ回収）
ロ）保育学科学生のボランティア
ハ）生活プロデュース学科学生による小学校ボランティア
ニ）生活プロデュース学科学生による食農教育アシスタントのボランティア
ホ）国際交流委員会所属学生による通訳ボランティア

これら多岐にわたる学生のボランティア活動が行われている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　各学科の特性を生かしたボランティア活動が非常に活発に行われているほか、東日本大震災を契機とした全学的なボランティア活動、また、教職員の専門性を生かした地域貢献は特筆に値する。その源泉は、FSD 活動に現れている教職員一体となった教育の取り組みと、その成果としてある教職員と学生の距離の近さによるものである。

大垣女子短期大学の概要

設置者	学校法人　大垣女子短期大学
理事長	中野　哲
学　長	中野　哲
ＡＬＯ	石川　隆義
開設年月日	昭和 44 年 4 月 1 日
所在地	岐阜県大垣市西之川町 1-109

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		50
歯科衛生科		50
デザイン美術科		50
音楽総合科		50
	合計	200

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

大垣女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 10 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、昭和 44 年の開学当初から、地域社会の支援を梃子（てこ）に西濃地域のニーズにこたえる形で、「中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」を建学の精神とする女子教育を進めてきた。幼児教育科と保健科において昼夜二交代制の第三部教育を行うなど地域産業で働く女子教育に多大な貢献をしてきたが、平成不況に伴う社会、経済情勢の変化を背景に入学者の大幅減少により、教育実施体制の抜本的見直しを迫られた。18 歳人口の減少と地域社会のニーズの変化への対応、国際化の推進などを経ながら、第三部教育の廃止、歯科衛生科の三年制への移行などを経て、平成 19 年度に現在の幼児教育科・デザイン美術科・音楽総合科・歯科衛生科の 4 学科体制に至った。

地域社会から必要とされ、信頼される短期大学であることの必要性を教職員がそれぞれの職域で強く認識し、その実現を目指し努力を続けている。

平成 22 年度には「見える化プロジェクト」で検討された全学及び各学科における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、学内外に広く公開している。

自己点検・評価については、学内で組織的に行ってはいるものの、今回提出された自己点検・評価報告書に不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価を組織的に取り組むことが望まれる。

地域社会が必要とする人材育成への取り組みは、例えば、平成 25 年度の看護学科の新設への動きや、「総合教育センター」を中核とする学習成果の評価・査定の教学改革に現れている。各学科は、習得すべき知識、技能と到達目標を設定し、学習成果を多面的、具体的に把握できるように複合的な評価システムを導入している。通常の成績評価に加え観点別達成状況、GPA などを併用し、「短期大学士力」の客観的な査定を目指している。まだ試行段階のものもあるが、積極的な取り組みである。さらに、チューター制度や、専任教員が学習相談などに応じる体制をとるなど人的な支援による学習成果の向上にも努めている。

教員の研究環境は研究室・研究費・研修時間ともに妥当な水準で確保されており、教育指導の裏付けとなる研究活動を支援するものとなっている。研究発表も内外で行われ、科学研究費補助金採択の実績もある。FD は「総合教育センター」で集約・整理され、教授法の改善に役立てられている。また、職員も事務処理の効率化を図りながら、一部兼務という多忙な環境で、進路支援、学生生活支援の業務を精力的にこなしており、学生からも信頼される存在となっている。なお、当該短期大学は、教育実施体制に必要十分な施設・設備・機材を整備しており、必要に応じて更新されている。さらに、各学科の授業内容に適合するソフトウェアの充実とハードウェアの性能向上及び専門的なコンピュータ利用技術の向上も図られている。

また、当該短期大学は地域における知と文化の拠点として「学術シンポジウム」を開催し、各学科の特性を生かした子育て支援事業、音楽演奏、デザイン委託、「歯の健康フェスティバル」への参加協力など、地域社会への教育資源の還元と交流に積極的に取り組み、地域社会に不可欠な一員としての地位を確固たるものとしている。

他方で、一部の学科では、収容定員の未充足がみられ、財務状況にもその影響が現れている。理事長・学長は改善に向け、学園運営に適切なリーダーシップを発揮し、入学者確保のためのプロジェクトを立ち上げ、入学者受け入れ態勢の裏付けとなる既存学科の教育の質の向上と学生支援体制の充実を目指している。さらに、地元自治体と産業界の支援の下、新学科増設に動き出している。

理事会は、寄附行為に基づき、理事長のほか、適切な数の理事、監事を置いている。教授会は学長のリーダーシップの下、規程に基づき開催されている。また、各種委員会も教授会の下に組織、整備されている。毎年度の事業計画と予算は関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　「総合教育センター」を設置し、学習成果を量的データとして多面的に評価するシステムを導入し、教育効果に関しても定期的、組織的な点検が行われている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　教育課程の体系化、教育方法の改善、成績評価の厳格化、教員の教育力の向上、学習成果の把握などに総合的・多角的に取り組むために、学長の下で、自己点検・評価委員会と「総合教育センター」が核となり、各学科、FD 専門部会、教務委員会、学生支援委員会が組織的に質の高い教育を目指している。

○　卒業生の就職・就業状況に関して、すべての進路先に対して毎年「雇用者に対するアンケート」を実施し、その結果を全学で共有し、課題であると考えられる内容について学科、関係する委員会等で検討を行っている。これにより学位授与の方針を点検するとともに、学習成果についても点検を行い、関係する科目の授業内容の改善等に活用している。

［テーマ B　学生支援］

○　学生 10 人程度に対し、教員 1 人のチューター制度を設けている。日常的に学生の指導を行うとともに、学習上の悩みなどの相談にものり、学生一人ひとりの学習課題や分析を的確に行う環境を整備し、適切な指導助言を行う体制が出来ている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ B　物的資源］

○　電力購入先を特定規模電気事業者へ変更し、大幅な年間電気料金の削減を達成した。事務局の照明をすべて LED に取り替え、電力使用量の削減を図ると同時に、電気料金も削減に努めている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　提出された自己点検・評価報告書に不備がみられたので、今後、理事長、学長、ALO を中心に、より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　シラバスの授業内容の記述を具体化し、学生がより一層活用しやすいように整備することが望まれる。

［テーマ B　学生支援］

○　幼児教育科、歯科衛生科は、職業観が明確でありほぼ 100 パーセントの就職率を

達成しているが、音楽総合科、デザイン美術科では、就職率が低い。今後、入学者の増加や学生の満足度を高めるためにも、技術向上の支援及び一層の就職指導が必要である。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　SD 活動は行われているが、規程を整備する必要がある。

［テーマ B　物的資源］

○　危機への対応、学生の安全確保の点からも防災・避難訓練に学生を参加させて実施することが望まれる。

［テーマ D　財的資源］

○　入学定員の充足に向け様々な対応がなされているが、財務状況改善のためには、より一層の募集広報活動の工夫、教育の充実とその結果の「見える化」、明確な経営改善計画の策定などが必要である。

○　消費収支に関しては、収入確保と支出削減による経営努力が必要である。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

「中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」を建学の精神に掲げ、この建学の精神に基づく教育を通じて、実社会及び実生活の役に立つ人間性豊かな人材の養成を行うことを教育基本理念としている。建学の精神は、学内はもとよりウェブサイトなどを通じ広く公開されている。また、学生には専門科目への導入教育において建学の精神の周知が図られている。

各学科はそれぞれの専門性に応じた、教育目的と教育目標を設定し、具体的な人材育成の方向性を明示している。学習成果は各学科それぞれの専門性に応じた四つの能力として示されている。幼児教育科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」、歯科衛生科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」の修得が学習成果とされている。そしてその成果は、学習成績（各科目成績評定・取得単位数）、GPA及び観点別達成状況の3点を指標として多面的に評価され、学習指導に利用している。また、「総合教育センター」を中心に、これら学習成果の査定について定期的な点検も行われている。また、教育の質の保証のために、「総合教育センター」が中心となり、PDCAサイクルを構築しようと努力している。

各学科とも関連する法令に変更がある時には、その確認を必ず行っており、教職員への周知を図っている。

自己点検・評価作業は、学長、副学長、各学科長、ALO、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長を構成員とする自己点検・評価委員会を組織し行っているが、今回提出された自己点検・評価報告書に不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価を組織的に取り組むことが望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

全学及び各学科の学位授与の方針は、学則上に明文化されるとともに、学生要覧、

入学試験要項、ウェブサイトを活用して学内外に公表されている。また、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件についても学則に定め、学生要覧に掲載して、学生が十分に理解できるように提示されている。これに対応する教育課程編成・実施の方針に基づき学科ごとの教育課程が編成されている。また、建学の精神、教育理念及び学習成果に対応する入学者受け入れの方針を定め、入学試験要項と学生要覧に明示している。

学習成果の査定は、建学の精神と教育理念、三つの方針、教育目標及び到達指標に基づく授業の到達目標に沿って、4 学科ともに学習成績、観点別達成状況及び GPA を基に多面的な査定を行なっている。シラバスの内容について、学生がより一層活用しやすいように整備することが望まれる。

卒業生の就職・就業状況に関して、毎年、アンケート調査を実施し、得られた結果に基づいて学位授与の方針を点検するとともに、学習成果についても点検を行い、関係する科目の授業内容の改善等に活用している。

学生による授業評価は公開され教員は授業改善のために活用している。職員は各種研修会に参加し、学生支援のための職務の充実を図っており、所属部署の業務を通じて学科の教育目的・目標を理解し、学生に対して支援ができている。

学習成果の獲得に向けて、適切な支援が行われている。学生 10 人程度に対し教員 1 人のチューター制度により、学習成果の獲得に向けての指導助言体制が整備され、基礎学力が不足する学生や、進度の遅い学生には、平成 23 年後期から基礎授業の講座を開講している。学生の就職支援のために「学生支援委員会」を組織し、「学生支援コーナー」「キャリアサポートセンター」も整備され、学科の特性に合致したサポートメンバーを配置し、学生の各種相談に応じている。

入学者受け入れの方針は、入学試験要項に記載され、受験生に明確に示されており、入試事務は、教務･広報課を中心に体制が整っている。入学手続き者には、入学後の学習につながる「入学前課題」が配布されており、また入学後は学習、学生生活のためのガイダンスが実施されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教育の実施に必要な教員組織が編成され、専任教員の配置は短期大学設置基準に定める教員数を満たしている。また、専任教員の職位についても基準を充足している。年齢、職位及び男性と女性教員のバランスも取れている。各学科の基幹科目には適切に専任教員が配置され、非常勤教員の配置も妥当である。

教員の研究活動状況はウェブサイト上に公開され、過去には科学研究費補助金の採択実績もあり、学内外における研究は盛んである。学術研究の倫理的基準が定められ、これにのっとり教育研究活動を行っている。研究室、研究費、研究旅費、研修時間、研究発表の場は十分に確保されている。

事務組織は整備され、「組織・職務権限規程」により、責任体制を明確にしている。事務部署は、学習・生活支援に必要な備品、空間等を確保し、適切に事務をこなしており、SD についての規程はないが、職員研修などで実質的な SD 活動を行っている。

教育環境として、施設の維持管理については、特定規模電気事業者からの電力購入による電気料金の削減や、事務局事務室照明の LED への交換を行うなど、省エネルギー対策に前向きである。また、各学科の授業内容に適合するソフトウェアの充実とハードウェアの性能向上及び専門的なコンピュータ利用技術の向上も図られている。

財的資源については、消費収支差額が過去 3 年間支出超過の状態にあり、入学定員の確保等、収支バランスの改善が望まれる。理事長・学長は、学内に対して経営情報を毎年決算理事会後に「理事会広報」として、学内ネット掲示板に公開して全教職員に危機意識の共有化を図っている。入試広報活動や学生確保のために努力しており、平成 25 年度の新学科の立ち上げ後の 2～3 年を目途に、収支改善を実現する構想を描いている。加えてこの新学科の立ち上げには、地元大垣市の助成や地元企業の寄付金確約を得るなど、経営的な努力もみられる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

当該短期大学の理事会は、寄附行為に基づき、理事長のほか、適切な数の理事、監事を置いている。理事長は学校法人を代表し、その業務を総理し、とりわけ財務状況の改善に向け、学園運営に適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

現在、学長は理事長を兼任しているが、「学長選出・任命等規程」に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努め、リーダーシップを発揮している。学長は建学の精神に基づき、学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実の努力をしている。また、教授会は学長のリーダーシップの下、規程に基づき開催され、教育の実施、学生支援、学生募集等について十分な審議を行っている。また、教授会の下に各種委員会も組織、整備されている。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施し、理事会へ出席して「監事の監査状況」を示し、意見を述べている。

決算監査は、公認会計士立ち会いのもと実施され、監査結果については毎会計年度、監査報告書が作成され、会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出されている。

評議員会は、寄附行為に基づき、適正な人数で構成されており、私立学校法に基づき、適切に運営されている。

毎年度の事業計画と予算は関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

教養教育を「建学の精神を基盤として各学科の目的を達成するために教養教育・基礎専門教育・専門教育と段階的要素を有しつつ総合的に行う教育の一部であり基盤となるもの」と位置付けて、全学的な目標を設定して積極的に教養教育に取り組んでいる。建学の精神に掲げた「中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」を達成するために教養教育を活用し、1 学年後期には、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培っていくための中心的な科目として「キャリアセミナー」を開講し、早期キャリア教育を展開している。また、教養教育にかかる実施体制に関しては、当該短期大学における今後の短期大学教育の在り方を検討し、教育内容や方法の開発と改善を推進する機関として平成 21 年度に設置された「総合教育センター」が、学長の命を受けて教養教育を全体的に総括し担当する体制を構築した。センターの設置により、教養科目の開講に当たっては、非常勤教員に対して事前にセンターがシラバスの記入方法をはじめ、全学的目標や到達目標、学習成果を明確にしていくための評価方法等を説明して、共通理解の下での教養教育の実施が可能となり、教養教育の質の担保が図られている。

また、様々な機会をとらえて教養教育を充実させていくための取り組みが行われており、専門科目も含めたすべての科目の授業において、一般常識やコミュニケーション力の向上を目指すことを意識した「教養ミニトーク」を、5 年間、実施している。この取り組みでは、それぞれの科目の内容や形態に即し、学生の一般教養を高めることと学びのきっかけ作りを目的に、各授業時間の学習の導入等において、約 5 分間、一般常識についての話題提供を行っている。実施内容等については、半期ごとに個別の報告書を作成して取りまとめることにより、内容の向上が図られている。加えて、学習支援の観点から、基礎的学力の定着を目指す「リメディアル教育（補習教育）」や、基礎的教養に関する学力補習を目指す取り組みである「教養学習支援講座」をセンターが中心となって平成 23 年度から実施している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　建学の精神に基づいた教養教育を実施し、全学をあげて早期キャリア教育に取り組んでいる。また、社会の一員として活躍するために必要なコミュニケーション能力の涵養を目的とし、授業の導入において教員が「教養ミニトーク」を行う等、限られた人的資源を活用して教養教育の充実に努めている。

○　学長のリーダーシップの下、「総合教育センター」が中心となり、質の高い教養教育を展開するための体制が整備されている。

○　教養教育の効果の測定と評価に関しては、総合教育センターが GPA や観点ごとの到達状況等に基づいて総合的に検討し、次年度に向けて教養科目の在り方等の見直しを教務委員会とともに進め、常に教育向上に努めている。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は「職業教育」を重視し、教職員は常に学生が卒業後、実社会において活躍できる能力を育成するために努力を傾注している。職業教育に関しては、全学科 1 年生後期において「キャリアセミナー」を卒業必修単位として 1 単位開講し、正課の教育課程の中で実施している。また、各学科の独自性を生かすため、卒業生やキャリアサポーターの協力を得て、独自のキャリア支援を行っている。単位認定はされないが、学科の特色に合わせた 15 週の職業教育の取り組みとなっており、社会人としての基本的なスキルが身に付くような教育を展開している。

各学科での教育活動はもちろん、全学を横断する委員会においても「学生支援委員会」に職業教育の推進が委ねられ、全学にわたり社会人として身に付けておくべき素養の育成に取り組んでおり、職業教育の役割・機能、分担は明確に定められている。学生支援委員会の教員を中心として、各種情報を各学科でフィードバックし、就職支援の状況や課題を共有することに努め、社会の求める人材像や社会人として必要な資質等を理解し、教育の場に生かせるように取り組んでいる。この活動には学生支援課就職担当者が主体的にかかわって、社会の情報や学科への要望等を提供している。教員は、原則、毎週開催される学科会議等を利用して、職業教育を担うための資質向上に取り組んでいる。また、教職員全員が出席する、毎月開催される「教職員懇談会」、夏期休暇に開催される「FD 研修会」等にも必要に応じて情報が提供され、各学科の教員も積極的に職業教育を担うための資質の向上を目指し、研鑽を積んでいる。

職業教育と後期中等教育との円滑な連携も行われており、在学生の出身高等学校では、年間数回にわたり出前講座等が実施され、職業教育の取り組みについて理解を深めてもらうと共に、入学後には早期に大学教育に馴染めるように努めている。

社会の生涯学習に対するニーズの高まりに対応して、幼児教育科と歯科衛生科は講習会を開催し、積極的に学び直し（リカレント）の場として門戸を開いている。また、デザイン美術科と音楽総合科は研究生として卒業生を受け入れる制度を設けている。改善計画で検討されているように、今後、夜間や週末などに学び直しの講座が開講さ

れ、より一層の社会貢献が行われることが期待される。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　全学科 1 年生後期において「キャリアセミナー」を卒業必修単位として 1 単位開講し、正課の教育課程の中で職業教育を実施している。また、各学科の独自性を生かすため、別の時間を設けて卒業生やキャリアサポーターの協力を得て、独自のキャリア支援を行い、社会人としての基本的なスキルが身に付くような教育を展開している。

○　学生支援委員会が中心となり、社会人として身に付けておくべき素養の育成に取り組んでいる。就職支援の状況や課題を全教員が共有することに努め、社会の求める人材像や社会人として必要な資質等を理解し、教育の場に生かせるように取り組んでいる。また、教員は積極的に職業教育を担うための資質の向上を目指し、研鑽を積んでいる。

○　職業教育と後期中等教育との円滑な連携が行われており、在学生の出身高等学校では、年間数回にわたり出前講座等が実施され、職業教育の取り組みについて理解を深めてもらうと共に、入学後には早期に大学教育に馴染めるように努めている。

○　社会の生涯学習に対するニーズの高まりに対応して、卒業後の学び直しのために、各学科が講習会の開催や研究生の受け入れを積極的に行っている。

地域貢献の取り組みについて

総評

4 学科の特色をうまく生かした様々な地域貢献に取り組んでいる。公開講座としては「健康な生活をめざす」というテーマをもとに、幼児教育科は「子育て」、音楽総合科は「ピアノ」、デザイン美術科は「造形」、歯科衛生科は「健康」、一般教養は「地域の歴史」というプログラムを出し実施している。

幼児教育科では、子育て支援総合センターとの連携の中で「子育てサロン」が毎週実施され、多くの乳幼児と親が訪れ楽しんでいる。また、正規の授業ともリンクさせて、学生の乳幼児に対する実地体験の場としてうまく活用されている。デザイン美術科では、似顔絵ワークショップやシャッター等への描画、大垣市の広報誌へのマンガによる各種啓発活動に関する作品提供や、「大垣市奥の細道むすびの地記念館」を分かりやすく紹介したマンガ制作を行っている。音楽総合科では、年間 50 回以上のウインドアンサンブルによるボランティア演奏が実施され、市民に音楽での憩いを与えている。歯科衛生科では、大垣歯科医師会への協力体制が確立されており、毎年「歯の健康フェスティバル」などの事業に学生等を派遣し協力している。

また、各教員も学生とともに、和太鼓指導、人形劇の上演、幼稚園・保育所での演奏、小学校の楽器メンテナンス、マンガ似顔絵描き、歯と健康に関する講演などを通して、積極的に地域に貢献している。

公開講座としては参加の少ない講座もあり、地域市民の要請にこたえられているの

かは検証が必要だと考えられるが、特色のある 4 学科ならではの取り組みが随所にみられ、大垣市との連携も活発である。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　デザイン美術科では、似顔絵ワークショップやシャッター等への描画、大垣市の広報誌へのマンガによる各種啓発活動に関する作品提供や、「大垣市奥の細道むすびの地記念館」を分かりやすく紹介したマンガ制作を行っている。プロのマンガ家を輩出するほどの学科だからこそ出来る取り組みといえる。

中部学院大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　岐阜済美学院
理事長	片桐　武司
学　長	片桐　多恵子
ＡＬＯ	吉川　杉生
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	岐阜県関市桐ヶ丘 2-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育学科		100
社会福祉学科		80
	合計	180

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	福祉専攻	30
	合計	30

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

中部学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 14 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、四年制大学と併設され、幼児教育学科及び社会福祉学科の 2 学科を擁している。建学の精神と教育理念を福音主義のキリスト教に置き、建学の精神を「神を畏（おそ）れることは、知識のはじめである」と定め、人格教育の実現を目指している。この建学の精神は、入学式・卒業式や各種刊行物、ウェブサイト等を通して学内外に表明するとともに、キリスト教科目の開設やチャペルアワーその他の宗教行事等を通して学内において共有されている。また、自己点検・評価活動は、FD 活動と連動しており全教職員が関与している。

この建学の精神を踏まえて、学則で教育・研究目的を定め、両学科ではそれに基づいて教育目的を掲げている。さらに、「あそびすと」や「あそびスター」（幼児教育学科）、「快護人（かいごびと）」（社会福祉学科）など学習成果を体現するモデルを示すことで、両学科で目指す学習成果を学内外に表明している。特に、幼児教育学科の学習プログラムは平成 22 年度の文部科学省「大学教育・学生支援推進事業(大学教育推進プログラム)」に採択されている。

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の三つの方針は明確に示されている。学位授与の方針では、両学科の資格取得を前提とした専門的力量や資質の獲得と社会人としての教養の重要性が謳われている。教育課程編成・実施の方針では、両学科の資格取得に必要な教育課程を編成するため科目配置の制約が大きいが、それぞれ 2 年次に三つの専門コースを置き、地域との交流や連携を通じて、実践力の探求を図っている。入学者受け入れの方針では、学習で重視している基本視点と基礎的学習力の必要性が示されている。

また、両学科の到達目標がシラバス等に明示され、学習成果の査定は、量的及び質的の両面から測定に取り組んでおり、PDCA サイクルに基づき両学科及び全体教育の向上・充実のため点検・改善に努めている。

「学習支援」とキャリア支援を含む「生活支援」の両面で、ゼミ担当教員、学科会議、関連事務局が連携して学生の個別支援に取り組んでいる。また、学習面以外でも、

経済的、社会的、心理的課題を持つ学生や健康不安を抱える学生に対して個別支援に取り組んでおり、学生支援のための組織や支援体制が整備されている。

専任教員数、校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、キャンパス内は快適な教育環境が整えられている。体育館及び図書館は併設大学と共用であり、大学図書館として機能しており、蔵書数は充実している。また、整備状況も良好で、地域開放型図書館として学生及び利用者の利便性を考慮したサービス体制の充実に向けた取り組みが行われている。専任教員の研究活動については、研究費、研究室及び研究日などの支援体制が整備され、活発に行われている。教育情報機器施設は適切な規模で整備されている。

毎年度、関係部門と協議調整を行い、事業計画と予算を理事会で決定し、適切に執行されている。財務の中・長期計画は策定されていないが、財務運営は適切に行われており、学校法人及び短期大学部門の財務状況はおおむね健全なものとなっている。

理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営し、学長は教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として、それぞれリーダーシップを発揮して適切に管理運営している。

監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っており、評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　学習成果明確化の一環として、幼児教育学科では「“あそびすと”から“あそびスター”へ　－五感で感じる遊びの価値を広げる保育者養成プログラム」に取り組み、その学びの段階を学生に分りやすく示している。このプログラムは平成 22 年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（大学教育推進プログラム）」に採択されている。

○　学習成果を質的に測定する方法として電子ポートフォリオを作成している。それは様々な活動や実習体験を、企画段階から終了までのデータを細かく記録しておくもので、学習活動全体を可視化し、自己評価するのに役立っている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　両学科とも、2 年次ゼミナールに専門コース制を導入し、その時間を利用して学外の機関・施設と連携して、保育者及び介護福祉士養成のために、様々な活動を展開している。

［テーマ B　学生支援］

○　教務課内の実習センターに介護福祉士、保育士などの資格を持つ、現場経験豊富な 5 人の専任職員を常駐させ、きめ細かな専門的学習支援を行っている。

○　ボランテイア、クラブ、サークル等の活動に対して、同窓会及び学生支援委員会が活動の評価を行い、毎年度末に学長表彰や同窓会長表彰等を行い、学生の士気高揚を図っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ B　物的資源］

○　図書館は年間 330 日開館している。蔵書検索用の図書館システム、図書の相互貸借、他の図書館・学校との連携等、積極的な取り組みを行っており、学生及び利用者の利便性向上に努めている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　SD 活動に関する規程を整備し、規程に基づく活動が適切に行われることが望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ C　ガバナンス］

○　更なる学院の発展を展望し、中・長期的戦略に基づいた学院全体及び部門別の中・長期経営計画の策定が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

当該短期大学の建学の精神は、福音主義のキリスト教に基づくものであり、教育理念が明確に示されており、入学式・卒業式やウェブサイト等において学内外に表明されている。また、宗教委員会及び宗教主事の設置やキリスト教科目、オリエンテーション、チャペルアワー等を通じて建学の精神の学内共有化が図られている。さらに、学院長が主催者となり毎年 5 月に開催される学院連絡協議会で定期的な確認も行われている。

建学の精神に基づき、教育目的・目標を学則に明確に示し、シラバスには学習成果も明示されている。また、履修要項、大学パンフレット、オープンキャンパス等で学内外に公表している。幼児教育学科及び社会福祉学科ともに学生の授業評価や学科会議を通じ、定期的に教育目的・目標の見直しを実施している。

両学科とも定期試験による量的データのほか、幼児教育学科では質的データとして、電子ポートフォリオを利用し、学習活動を可視化し自己評価できる仕組みを構築するなど総合的に測定している。教育の質保証については、企画戦略室において、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令順守に対応している。また、個々の学生の学習成果の査定は、量的・質的の両面から測定に取り組み、学習成果全体の査定は、資格取得率や専門就職率を一つの指標としている。このほかに授業評価アンケート、実習先施設長及び指導者会議、卒業生調査、職場へのニーズ調査等を実施し、学習成果の点検、査定に活用している。両学科ともに、建学の精神を踏まえて教育目的及び学習成果を設定し、学科会議等で検討や改善に当たり、さらに学科長会議、各種委員会、教授会の議を経て具体的改善策の策定を行う。また、全体の点検・改善の取り組みとして、学院連絡協議会を開催し点検を実施することにより、PDCA サイクルを活用している。

規程及び組織を整備しその計画と実施を担当しているほか、毎月1回実施する学科長会議において、教学及び管理運営に関する自己点検・評価が実施されている。学科レベルでは、学科会議、科目担当者会議、あそびスター会議等が活用されている。また、自己点検・評価活動は、FD活動と連動しており全教職員が関与している。自己点検・評価の成果については、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業（大学教育推進プログラム）」等の申請作業を通じて、両学科の特徴的な教育プログラムとして結実し、

教育課程、科目、教育方法の改善や電子ポートフォリオの導入をはじめ、学習成果の査定方法の具体的工夫などにも活用されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

両学科では、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士などの資格や免許取得を前提とした専門的知識や資質の修得と、社会人としての教養の重視を学位授与の方針で示すとともに、学則に規定している。学習内容は履修要項への明記やウェブサイトへの掲載等により学内外に表明している。教育課程編成・実施の方針では、両学科とも資格や免許取得に必要な教育課程が中心の編成で科目配置の制約が大きいが、それぞれ 2 年次に三つの専門コースを置き、地域との交流や連携を通じて、実践力の探求や問題解決力を育てる学習を重視している。特に基礎的学習力の必要性等を入学者受け入れの方針でも示している。

両学科ともシラバス等に教育課程における到達目標が明示されており、試験等を点数化して評価する査定のほか、電子ポートフォリオを利用した多面的な査定方法による測定や、学生自身がまとめた研究成果の発表機会を設けて、それによる学習成果の測定を行うなど、学習成果を量的、質的に評価している。また、学習成果の実際的価値については、資格取得率や資格を生かした専門職就職率のほか、実習指導者による現場からの評価等からも点検し、さらに「実習先施設長及び指導者会議」等により施設関係者からの評価聴取を行い、現場からの要請については学科会議を中心として具体的改善に取り組むなど、学生の卒業後評価への取り組みも行っている。また、学生による授業評価は、前後期末に「授業評価アンケート」を実施して行い、その結果を公表するとともに各教員が教育改善に活用している。また、FD 活動として、検討すべき課題の研究会を適宜開催し、外部講師の招聘及び外部機関への研修参加等にも取り組み、教員の教育力向上に努めている。

学習成果の獲得に向けて、新年度オリエンテーションでは各種印刷物の配布のみならず、学習方法や科目選択等について具体的にイメージできるようガイダンスを行っている。学習支援面では、教員は定期試験だけでなく、日常において学生の学習状況を把握し、1 年次の基礎ゼミ、2 年次の専門ゼミの担当教員が個別の学生支援を行うとともに、教務課職員は、学習状況を随時把握して学科に伝え、個別の相談助言活動にも従事し、支援を行っている。また、学生生活への支援については、学生支援委員会と学生課が中心となり、関連する学生相談委員会、ハラスメント防止委員会等、学内関係部署と連携して幅広い学生支援ニーズに対応している。進路支援については、キャリア支援委員会とキャリア支援センターが協同して企画・運営を担い、各種の試験対策講座等による就職試験対策を行っている。

学生募集にかかわる実務の検討と実施は、入試広報委員会と入試広報課が担当し、幅広い人材の学生を受け入れるために、入試選抜方法を多様化し、これらの入学者受け入れの方針について、受験生、保護者、高等学校現場へ適切に伝える取り組みを行っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

両学科とも専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、また、その職位は真正な学位等、短期大学設置基準の規定を充足している。専任教員と非常勤教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて配置されており、教員の採用、昇任は人事規程及び教員業績資格審査規程に基づいて適正に行われている。

専任教員の教育研究活動については、規程も整備されており、研究紀要の発行や外部研究費の積極的取り込み等、様々なプロジェクトを実施して大きな成果をあげ、それらはウェブサイト上で一般に広く公表されている。さらに、専任教員の研究室等も整備され、FD 活動も適切に行われている。また、事務組織の整備については、キャンパスが二つに分かれているが、事務局は事務組織規程によりその責任体制は明確であり、防災対策、情報セキュリティ対策も講じられている。SD 規程は整備されていないが、SD 活動は行われており、業務の見直しや改善に取り組んでいる。人事管理については、職員就業規則をはじめ、就業についての諸規程が整備され、運用が適正に行われている。

校地、校舎、施設設備、その他の物的資源の整備・活用については、校地の面積及び校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足しており、運動場も適切な面積を有し、障がい者にも対応している。また、図書館、体育館についても適切な面積を有し、蔵書数は適切で、諸設備等は学生をはじめ利用者の利便性が図られている。施設設備の維持管理についても、各種管理規程を整備し、それに基づき適切に行われている。さらに、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全への配慮もなされている。

技術的資源の整備については、マルチメディア設備、パソコン設備等が学生定員、教職員数に対し、おおむね適切な規模で整備されている。運用支援面では、情報センター運営委員会等が中心となって対応しており、また、教育研究支援部の常勤職員が教職員及び学生に対する技術支援を行っている。

法人全体の消費収支は、過去 3 年間支出超過であるが、帰属収支差額では、平成 23 年度は収入超過に転じた。また、短期大学部門も平成 23 年度の消費収支は収入超過に転じた。貸借対照表における財務比率の運用資産余裕比率は全国大学法人の平均値を確保しており、短期大学の運営を可能とする財政が維持されている。客観的な環境分析及び各種経営指標に基づく分析は行われており、経営、財政状況の把握がなされているが、今後の学院の存続、発展のためにも中・長期経営計画の早期策定が望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育目的を理解し、年頭のあいさつ、入学式や卒業式等の様々な機会をとらえて理事長の理念やビジョンを学生から教職員までが共有できるよう努力しており、そのリーダーシップを適切に発揮している。また、毎年 5 月に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、私立学校法等、法令に基づき適切に構成さ

れている。

学長は、学内のみならず学外の多くの公的関係機関の要職を歴任するなど社会的役割を担っている。また、建学の精神に基づく教育研究を推進し、教育機関としての価値向上・充実に努めている。学長は、学長選考規程に基づき選任され、教授会を学則の規定に基づいて開催し、当該短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

ガバナンスは適切に機能している。監事は、理事会、評議員会に毎回出席し学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べ、適宜監査している。また、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。理事、評議員の人数は適正で、私立学校法の規定に従い、運営されている。学校法人の毎年度の事業計画・予算は、所定の手続きを経て 3 月の評議員会に諮って理事会で決定のうえ、速やかに関係部署に通知され、年度予算は適正に執行されている。また、監事及び公認会計士による監査も適切に行われており、決算確定後は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報、財務情報をウェブサイト等で公表している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、「本学の教育課程そのものが職業教育であるといえる」と宣言するほどに、全学的に職業教育の拡充に取り組んでおり、学生個々人に対する個別的なキャリア支援体制も構築されている。両学科における教育課程全般を通した職業教育とキャリア支援センターによる個別的・具体的な職業教育という役割分担により、両学科合わせて就職希望者のほぼ 100 パーセントが就職していることから、当該短期大学の職業教育自体はうまく機能しているといえる。

また、先進的だと思われるのは、近隣の高等学校 18 校と高大連携協定を結び、多くの高校生を受け入れて、大学の授業を提供し入学後の単位認定に繋げる授業協定書を交わしていることである。一般に、短期大学入学後に受ける教育が自分には向いてないことに気付いて、退学する学生が毎年皆無ではない状況下で、高等学校で一種の職業教育をすることにより、それを未然に防ぐことが期待できるとともに、入学者の確保という副次的な効果も期待できる。

授業科目として特徴的なのは、キャリア支援センターが担当する「仕事と人生」である。これは教養科目として位置付けられているが、外部から保育・福祉施設の関係者や企業経営者などを講師として招き、職業教育の一助になる授業でもある。さらに、学び直し（リカレント）の場として門戸を開き、各種資格取得講座等のキャリアアップ講座を開講するとともに、実習施設との密接な連携や介護教員講習会の受講等を通して職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上にも努めている。また、卒業生に対する就職満足度調査や保育関係施設代表者による評価フォーラムの実施等により職業教育の効果測定・評価、改善に取り組んでいる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。幼児教育学科の「子ども未来セミナー」や「あそびスター実践講習会」、社会福祉学科における「介護福祉セミナー」を独自に開講するとともに、各務原市とともに「地域・産業と学校の連携」「知の教育」「ネットワークの構築」を目指したシティカレッジを開講している。

また、キャンパス内に中部学院大学生涯学習センターを設置して、社会人の就職を有利に導く各種資格取得講座と新しい時代に対応するキャリアアップ講座を開講している。

地域貢献の取り組みについて

総評

生涯学習センターが主催している生涯学習講座（オープンカッレッジ）や介護技術講習会の講座には多数の受講者が参加しており、地域における福祉系大学として大きな地域貢献を果たしている。また、「高大連携」「大学間連携」「企業連携」「自治体・NPO 法人等非営利団体連携」などを実施しており、高等学校は 18 校と連携を結び、ホームヘルパー取得のための授業実施や福祉・子どもの世界を紹介する授業を行っている。

教員及び学生が積極的にボランティア活動に参加している。昨年度は東北へ震災ボランティアとして、8 月、9 月に計 3 回、80 人を超える学生と教員 2 人、職員 3 人が宮城県、岩手県に出向き、がれきの撤去を行っている。また、地域のゴミ拾いをはじめ託児や高齢者・障がい者施設の夏祭り等の手伝いも行っている。

中日本自動車短期大学の概要

設置者	学校法人　神野学園
理事長	間野　忠明
学　長	山田　弘幸
ＡＬＯ	吉田　立
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	岐阜県加茂郡坂祝町深萱 1301

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
自動車工学科		200
ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ学科		40
国際自動車工学科		50
	合計	290

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	自動車工学専攻	20
専攻科	車体整備専攻	40
専攻科	エコカー整備専攻	20
	合計	80

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

中日本自動車短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 20 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

創立以来の建学の精神「技術者たる前に良き人間たれ」が明確に確立されており、その下に時代（社会）の要請にマッチした教育理念として「人間性豊かな自動車技術者を育成し、教育研究を通じて社会に貢献する」、さらにそれを具現化するための教育目的・教育目標が確立され、「技術と人間形成教育」を重んじた自動車技術者育成のための教育を実践している。学習成果の評価は、各学生の各授業科目の成績評価と、二級自動車整備士資格の合格率による学生全体の成果を基に、FD 委員会活動を進め、教育の向上・充実に努めている。自己点検・自己評価の課題については、学長が年度当初に基本方針（大学目標）として全教職員に説明し、各個人においては上期・下期の個人目標を設定し、この達成度により人事評価が実施され、全教職員が課題の改善に関与している。

入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針は確立されており、学内外に公開されている。卒業生が就職した企業からのヒアリング結果や企業アンケート結果を集約・解析しており、社会が求める学生育成の努力や学外からの学習成果の客観的な点検をする体制が整っている。学習支援体制については、学期はじめのオリエンテーション、基礎科目や実力養成ゼミの開講、学習支援センターの設置、学生の個人カルテ作成により学習指導と学生指導の体制が整っている。また、多数の留学生の受け入れ及びイタリアへの短期留学を行っている。生活支援体制については、学生生活のアメニティのみならず進路指導対策、奨学金制度も十分である。入学前支援体制については、入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。また、入学前課題を与え、入学後テストを行っている。

専任教員（学科指導員や実習指導員も含む）が適切に配置されている。専任教員（助教以上）の研究業績については個人差があるが、短期大学の教員としての資格と資質は備えている。教員と事務職員の意思の疎通は円滑であり、事務職員も教育の向上に対する支援意識が高い。

校地面積・校舎面積共に短期大学設置基準を十分に満たしており、教育用の施設・

設備も十分に整備され、その管理体制（維持管理対策、火災・地震対策、防犯対策等）とセキュリティ対策も十分である。また、コンピュータシステムのセキュリティ対策も十分である。ネットワーク運営委員会及び情報センターによって管理運営されている IT 設備は、向上・充実が図られており、学生の学習支援並びに教員の効率的な授業に供されている。短期大学部門の帰属収支が過去 3 か年支出超過であるが、学園全体としては 2 か年連続収入超過である。全教職員に現状と将来計画について説明し、危機意識の共有化を図ることが必要である。なお、財務情報は公開されており説明責任と情報公開にも対応している。

理事長は、学校法人の代表として業務を総理し、学園の発展に寄与している。学長は、教授会を始めとし、各種委員会の長として教学運営全般の職務を遂行し、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。

事業計画と予算は、学内の関係部門の意向を集約したのち法人本部において作成し、評議員会で意見を聞いた後、理事会で決定され、速やかに関係部門に指示されて適正に執行されている。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運営は適切な会計処理に基づいて安全かつ適正に管理されている。教育情報及び財務情報は速やかにウェブサイトに公開されている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　自己点検・評価の課題を各個人目標として設定し、全教職員が課題の改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　学位授与の方針に従い、二級自動車整備士資格に関係する科目においては、水準の維持向上、厳格な成績評価、評価の検証が十分に行われている。

［テーマ B　学生支援］

○　無線 LAN 環境並びに国家試験受験対策用の e-ラーニングシステム「NAC 自学自

習システム」を運用して、充実した教育課程及び学生支援を行っている。

○　学生による授業アンケート等の FD 活動の結果について、教職員や学生用のウェブサイト、教育後援会会報誌等で積極的に公開している。

○　学習支援センター・学生支援室の設置及び学習支援システム（学生個人カルテの作成）の構築により情報を共有化し、学習指導、学生指導にあたっている。

○　担任に相談しづらい内容等がある場合に「学長直通 FAX」の送付により、大学側へ相談・要望できる体制が整っている。

○　入学者に対し、1 泊 2 日の「新入生合宿オリエンテーション」及び合宿の前後に設けた 2 日間のオリエンテーションの合計 4 日間を通して各種ガイダンスを行っている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　各授業の学生アンケート評価結果を含めて、学位授与の方針に示す学習成果を更に向上するために、シラバスにおいて、すべての授業科目についての詳細な学習成果及びその到達目標を明示することが望ましい。

［テーマ B　学生支援］

○　学習進度の速い学生や優秀な学生に対する学習支援を組織的に取り組むことが望ましい。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　自動車工学科、モータースポーツエンジニアリング学科、国際自動車工学科共に定員未充足の現状を改善するための適切な措置を講じられたい。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

昭和 42 年創立以来の確立された建学の精神が現在まで連綿と受け継がれており、この建学の精神の下に教育理念が確立され、さらに教育理念を具現化するための教育目的・教育目標も確立されている。建学の精神、教育理念等は、式典における学長の挨拶や訓辞を始めとし、入学案内、学生便覧、ウェブサイト、校舎各棟へのパネル掲示等により学内外に公表されている。

学習成果の評価は、各学生の各授業科目の成績評価と、二級自動車整備士資格の合格率による学生全体の学習成果として扱われ、量的・質的データとして測定する基本的な仕組みは既に有している。学習成果に対する査定（アセスメント）への取り組みの課題のために検討委員会が作られて活動しているが、PDCA サイクルの中で常に学習成果やカリキュラムの改善を図っていくために、学習成果を量的、質的データとして測定し、厳密な査定（アセスメント）を実施していくことを更に検討することが望まれる。

教育の質を保証するために、文部科学省や国土交通省（二級自動車整備士養成の認定大学）の関係法令等を順守し、毎年度に掲げる学校方針や部署目標に対し数値目標を定めて組織的に取り組んでいる。特に、二級自動車整備士の資格取得を最重点目標としており、通常授業のほかに補習教育が実施され、学力強化が図られている。資格取得結果は国家資格対策委員会で検討・総括されて次年度の計画改善に生かされており、学習成果の査定（アセスメント）の手法を有していることが認められる。これらと FD 委員会活動から、教育の向上・充実に努めている。

自己点検・評価実施規程を定め、学内評価実施委員会並びに自己点検実施分科会を組織し、委員会・分科会、さらに各部署・担当者で日常的に自己点検・評価を行っている。その結果は、自己点検・評価報告書としてまとめ、学内 LAN、他の短期大学への郵送、ウェブサイト等により公表している。自己点検・評価による課題については、基本方針（大学目標）として年度当初に全教職員へ学長が説明し、各個人においては上期・下期の個人目標を設定し、この達成度により人事評価が実施され、全教職員が課題の改善に関与している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は、教育理念・目標に基づく教育課程により卒業までに身に付けるべき学習成果としてウェブサイトに掲載され学内外に公開されている。

教育課程は専門科目及び教養科目共に十分であり、二級自動車整備士資格取得に合わせたカリキュラムとなっている。

学年ごとの到達目標を申し合わせることで教育内容や成績評価の統一化が図られている。

入学者受け入れの方針は、ウェブサイト及び学生募集要項に明記して公表されているが、入学前の学習成果の把握・評価についても明示することが望ましい。

学習成果は、主として二級自動車整備士資格取得の合格率として現れる。この結果の総括と次年度の対策とで PDCA サイクルによる改善に努めているが、教養分野で培われる学習成果についてもそれを評価するための具体的手法を確立することが望まれる。

卒業生が就職した企業からのヒアリング結果や企業アンケート結果を集約・解析しており、社会が求める学生を育成する努力や学外から客観的な学習成果を点検する体制を整えている。

複数の教員で担当する科目には科目責任者を設け、シラバスや定期試験問題共通化等により成績評価基準の統一化を図る体制をとっている。FD 委員会活動において学生による授業アンケート、教員相互による授業参観等を実施し教育改善を図っている。

事務職員は、生活指導、就職支援、履修相談、図書館利用支援等を通して学習成果に貢献している。教員は教材作成や出欠席管理等に、職員は学生個人カルテへの指導内容書き込み等にコンピュータを活用している。学生に対してもコンピュータ及びネットワーク、無線 LAN 環境、資格取得支援用 e-ラーニングシステム等を提供している。

学習成果及び資格取得率の向上を図るため学習支援センターの設置と学生個人カルテ作成による学生情報の全教職員共有がなされ、学習指導と学生指導の体制が整っている。多数の留学生の受け入れ及びイタリアへの短期留学を行っている。

学生生活のアメニティは施設・設備も整備され、自由に利用できるよう配慮されている。外部奨学金のほかに、大学独自や後援会等の奨学金制度を設けている。「学長直通 FAX」等で学生の意見や要望の聴取に努めている。留学生の学習及び生活については、留学生別科の設置、専門用語のハンドブックの作成等支援する体制を整えている。

就職情報センターには、会社案内や求人票等を閲覧しやすいよう業種別に設置している。また、求人情報が入手できる「NACS　就職支援システム」による就職支援の体制も整っている。

入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供するとともに、入学前課題を与え、入学後テストを行っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

短期大学設置基準に定める教員と国土交通省認定大学としての「自動車整備士養成

施設の指定等の基準」に基づく必要な教員（学科指導員や実習指導員）が適切に配置されている。専門分野の主要な授業科目はほとんど専任教員が担当している。

専任教員（助教以上）の研究業績をみると個人差があるが、短期大学の教員としての資格と資質は備えている。

専任教員には研究費、研究室（個室）及び教育活動を兼ねた実験室等が確保されている。FD 委員会規程に基づいて、学生による授業アンケート、教員相互の授業参観等の FD 活動が活発に行われている。

事務組織は五部門からなり、各部署の長が責任者として、整備された各種の規程や内規に基づいて業務を遂行している。教職員は、学園全体の教職員研修及び独自の研修を行いスキル向上に努めている。

教職員の就業は、整備された職員就業規則等により、適正に管理されている。

校地面積・校舎面積共に短期大学設置基準を十分に満たしており、教育用の施設・設備も十分に整備され、その管理体制とセキュリティ対策は十分である。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数等は適切であり、設備も充実しているが、座席数が少ないように思われる。

施設設備に関する諸規程を整備し、維持管理対策、火災・地震対策、防犯対策等のための定期的な点検・訓練を行っている。また、コンピュータシステムのセキュリティ対策も十分である。キャンパス内の照明等、省エネルギー・省資源対策については改善の余地がある。

ネットワーク運営委員会及び情報センターによって管理運営されている IT 設備は、向上・充実が図られており、学生の学習支援並びに教員の効率的な授業に供されている。

過去 3 か年、短期大学部門の帰属収支が支出超過である。これは入学生の減少に起因していることを把握している。資産は、資産運用規程に従って運用されている。学園全体としては、帰属収支が 2 か年連続収入超過であり資金も潤沢である。しかし、短期大学部門としては支出超過であるので、財政再建のために学納金計画、人事計画、キャンパス整備計画、遊休資産処分についての計画が学園本部とともに立案されようとしている。また、全教職員に現状と将来計画について説明し、危機意識の共有化を図ることが必要である。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人の代表として業務を総理し、建学の精神及び教育理念・目的の理解の下、学園の発展に寄与し、監査を受け、決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告して意見を求めている。理事会は当該短期大学の発展のために、学内外の情報を収集し、運営に関し法的な責任があることを認識している。情報公開は、学校教育法施行規則及び私立学校法の定めるところに従い適切に行っている。必要な規程は整備されており、学校法人全体での共有がなされている。

学長は、神野学園の学長候補者選考規程に基づき選任されており、教授会や学長室

会議を始めとし、各種委員会の長として建学の精神や教育理念等に基づき教学運営全般の職務を遂行し、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。

教授会は教授会規程に基づき定期的に開催され、議事録も整備しており、学習成果及び三つの方針についても審議・見直しを行っている。また、教授会の下に 15 の委員会が設置され、各種委員会規程に基づき適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査し、監査報告書を当該会計年度終了後 2 か月以内に提出するとともに、理事会、評議員会に毎回出席して意見を述べている。

評議員会は、私立学校法の規定に従って理事定数の 2 倍を超える評議員数で組織されている。また、評議員会は、学校法人神野学園寄附行為及び私立学校法の規定に従って適宜開催され、諮問機関として適切に運営されている。

事業計画と予算は、学内の関係部門の意向を集約したのち法人本部において中期経営計画に基づき作成し、評議員会で意見を聞いた後、理事会で決定され、速やかに関係部門に指示されて適正に執行されている。

公認会計士の監査意見には適切に対応している。

日常的な出納業務は円滑に実施されている。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運営は適切な会計処理に基づいて安全かつ適正に管理されている。月次試算表は毎月適時に作成し、経理責任者及び関係部署に開示されている。教育情報及び財務情報は速やかにウェブサイトに公開されている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

建学の精神及び教育目標では、単に自動車整備士を養成するにとどまらず、自己の個性を理解し、主体的に将来を切り開き、望ましい職業生活が送れる資質を身に付けさせる教育を目指している。今日の若者気質や社会情勢を考慮し、入試直前から計画的な人間教育及び職業教育を導入するとともに、卒業後の社会生活への適応性を高めるために平成 20 年度から「キャリアデザイン」教育を正規科目に取り入れている点では、職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

入学生の約 80 パーセントは工業系以外の学科からの入学であり、入学後に学ぶ自動車専門科目に関する予備知識として、本人宛に自動車工学基礎を概説した「NAC 入学前課題」を送付し、入学後に自学自習した内容の確認試験が実施され、必修科目「キャリアデザイン」の集中講義と併せて学生自身の状況確認ができるように実施されている。このように職業教育と後期中等教育との円滑な接続が図られている。

「キャリアデザイン」の実施は、入学直後の①キャリアデザイン集中プログラム（8 コマ）、②キャリアデザインⅠ（春学期 15 コマ）、③キャリアデザインⅡ（秋学期 15 コマ）から構成され、入学して半年前後から就職活動に入るという短期大学の必然性と最近の就職状況を考慮してキャリア支援に含まれる「人間教育」と「就職支援」の配分バランスや展開時期に考慮された、きめ細やかで柔軟な教育が実施されている。また、実施体制としては、「キャリアデザイン」科目担当責任者を中心とした年度計画、カリキュラム策定、検証作業、ファシリテーター養成、FD・SD とかかわる教員研修等が実施されており、職業教育の内容及び実施体制が十分に確立され、職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上にも努められている。

職業教育の数値的な検証は難しい状況のようであるが、現状では学生アンケートの集計を基に学生がとらえたキャリア教育に対する感想や思いを分析して、当該短期大学の実情に即応した「中日本自動車短期大学生らしいキャリアデザイン」を求めて、「人間教育」と「就職支援」の配分バランスや展開時期、カリキュラム内容の随時見直しが実施されて、職業教育の効果を測定・評価する試みは感じられ、またその改善に取り組む姿勢が認められる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　中国やベトナムをはじめとする東南アジアからの留学生に対して、職業教育として「キャリアデザイン」を実施し、言葉の違い、国ごとの価値観、習慣、感性の違いの教育的な障害を考慮し、国にはかかわらない「よき人間の本質」の存在を教育するために、外国人教員によるキャリアデザイン教材の翻訳、キャリアデザイン教育自体の研究が進められている。

地域貢献の取り組みについて

総評

当該短期大学は、国籍、文化等の違いを超えた住民交流の促進と外国人の日常生活の支援等の広域的な多文化共生活動を目的として平成22年4月に美濃加茂市及び坂祝町と多文化共生の推進に関する協定を締結し、在住外国人対象の日本語講座「なかにほん・にほんご・あかでみい」が開設されている。また、地元高等学校と相互の教育交流を通じ、生徒の視野を広げ、進路に対する意識・学習意欲を高め教育の活性化を図るための高大連携に関する協定として高大連携公開講座が実施されている。このほか、平成23年10月にネットワーク大学コンソーシアム岐阜の県内高等教育機関リレー講座「岐阜に学ぶ」の公開講座、平成24年2月に津市教育委員会教育長を講師に招き「めざせ“食”のスペシャリスト！教師たちの思い」の公開講座が実施されており、地域社会に向けた公開講座や生涯学習授業等が実施されている。

平成10年に「クルマのエコ」と「ものづくり」をテーマに、岐阜県高等学校教育研究会工業部会と連携してエコカー競技会「Econo Power in Gifu」をスタートさせ、東海三県を中心に10府県の高等学校・大学・高等専門学校・一般企業から100を超えるチームの参加を得る大会の実施・運営を行っている。また、留学生による「自国の文化紹介」、「日本語弁論大会」等の地域との交流や他の留学生との交流を目的に「国際交流スポーツ大会」が開催されている。さらにイタリア国立フェラーリ工業専門学校との姉妹校提携による交換留学生の坂祝町住民宅へのホームステイや坂祝町役場への表敬訪問等の交流が実施され、同校の所在地であるマラネロ市と当該短期大学所在地である坂祝町との姉妹都市提携の仲介を実施し、平成24年「坂祝町・マラネロ市友好都市提携」が調印された。

以上のように地元行政や教育機関等と様々な交流活動を実施している。

東海大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　東海大学
理事長	松前　達郎
学　長	柴田　正憲
ＡＬＯ	中上　健二
開設年月日	昭和 27 年 4 月 1 日
所在地	静岡県静岡市葵区宮前町 101

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		100
児童教育学科		100
経営情報学科		80
	合計	280

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

東海大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 30 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、創立者松前重義博士の「若き日に汝の思想を培え　若き日に汝の体躯を養え　若き日に汝の智能を磨け　若き日に汝の希望を星につなげ」という建学の精神を受け継ぎ、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を育て、「調和のとれた文明社会を建設する」という理想を掲げ歩み続けることを内外に明確に示している。

3 学科とも建学の精神に基づき各々の学科に則した教育目的・目標を掲げ、それに沿って学習成果を定め、「人間性」「社会性」「専門性」という三つの枠組みにおいて育成される力と達成目標が明確に示されている。これらを踏まえて教育課程は体系的に編成されており、免許・資格等の取得への対応もなされている。また、学習成果に関するアンケート、e-ポートフォリオ、実習・インターンシップ先、就職先による査定等、量的・質的データを活用し、大学評価委員会等による分析・検討が行われている。さらに、教員業績報告、目標設定申告書等が整備されており、教育内容、教育方法の改善が組織的にできる体制となっている。

受験生、新入生等への情報公開・提供のために各種の出版物等が発行されており、新入生オリエンテーションや学生ガイダンスが適切に行われ、学科ごとのシラバスも充実している。また、学内 LAN が整備され、e-ポートフォリオによる学生と教員の双方向コミュニケーション、「大学生の就業力育成支援事業『リフレクションによる就業力形成プログラム』(就業力 GP)」の取り組み、就職先との懇談会の開催等が学生生活支援、進路支援に成果を上げている。

研究業績に関しては教員間にやや偏りがみられる。研究費等にかかわる規程、論文集等の発行、研究機器や図書、研究時間等、研究活動に必要な環境はおおむね整備されている。教員の人数、校地・校舎の面積は、ともに短期大学設置基準を満たしている。また、技術的資源に関しては、コンピュータ教室も含め、施設や機器の整備、保持、活用がなされている。

地域社会との関係では、恒例となっている「三保の松原美化運動」を始めとして、

短期大学、学生会、クラブ等が積極的にボランティア等の社会活動に取り組んでいる。

学校法人は、理事長の活動に関しては理事長室が対応し、企画立案については法人企画調整機構の下に経営戦略会議、予算委員会、常務理事会等を機能させ、常務理事会、理事会、監事、評議員会による管理体制を確立している。学長のリーダーシップの下、教学面での教授会を中心とした運営体制、事務組織体制、人事体制も適切に運営されており、諸規程も整備されている。

毎年度の事業計画と予算編成は中・長期計画に基づき予算委員会が予算編成方針を策定し、理事会の承認を得て各経理単位（当該短期大学部はその経理単位の一つ）責任者に通達される。予算事務局が原案を取りまとめて予算委員会で決定し、3 月の常務理事会を経て評議員会に諮問し、理事会で決定される。計算書類等の作成、監事の関与、財務情報の公開はおおむね適切である。

施設設備、諸規程・細則はおおむね適切に整備されている。近年、東海・東南海大地震の発生が危惧されており、防災・耐震対策等の一層の推進が望まれる。入学定員未充足等のため単独での財務状況は厳しく、支出超過の状態が続いているが、法人に今後数年間の短期大学運営資金が確保されている。なお、経営情報学科は平成 25 年度から募集停止としたが、今後のあり方については、短期大学(部)学長会議での「短期大学部の将来構想」の決定が待たれる。

自己点検・評価の実施体制として大学評価委員会が機能しており、授業評価、個人の業績評価も含め、活発な自己点検・評価活動に取り組んでいる。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　すべての学生に対し建学の精神を学ぶ授業科目「現代文明論」を設定している。また建学の歌の斉唱や授業に関する学生の意識アンケートを実施、建学記念式典等様々な学内イベントでも建学の精神の確認を行っている。対外的にも受験生向けの冊子「CORE (建学の精神とその基調)」を発行し、ウェブサイト等でも表明している。

［テーマ C　自己点検・評価］

○　自己点検・評価活動は、自己点検・評価の規程があり、恒常的なチェック組織と

しての大学評価委員会を中心に体制が整備され、全教職員が日常的に行っている。年度末には各学科、事務局、図書館に所属するすべての教職員が自己点検・評価報告書を提出している。

○　短期大学部の独自の制度として、個人ごとの教員業績報告及び目標設定申告書があり、全教職員が所属責任者との面談で助言を受けている。自己点検・評価の内容は「自己点検・評価報告書」及び「東海大学短期大学部教育研究年報」にまとめられており、その年報はウェブサイトで公開されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　既卒者訪問サポートを全学での取り組みとして、就職先訪問で上司、採用担当者、既卒生から評価を聴取する仕組みがある。これにより、手間も時間も要するが、学生・既卒生が抱えている問題、採用側の要望等を収集している。聴取した結果については、学科会、就業力向上推進委員会等で討議し、就職指導に活用するだけでなく、学習成果の点検にも活用している。また、既卒生に直接励ましや助言ができ成果を上げている。

［テーマ B　学生支援］

○　e-ポートフォリオの利用による、面接・カウンセリングも含めた学生への指導・助言のシステムを有している。これは特に優れた制度である。学習成果についての指標が具体的で分かりやすく、またその自己評価と次の目標設定にも生かすことができる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　児童教育学科においては、インターンシップ、あかちゃんひろばの取り組み等により、実践力の養成に実績を示している。これらの取り組みは、各教員による研究のほか、学科教員共同による当該学科の教育課程とその成果に関する研究に活用され、教員養成に対する成果も上げている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　全国的な組織であるが、理事長は平成 23 年度に 5 回の理事会を招集し、原則週一回の常務理事会を開催している。理事長の下には理事長室を設置しており、また、法人企画調整機構の下、経営戦略会議、予算委員会、短期大学(部)学長会議等を機能させ、経営上必要な情報収集、企画立案を組織的に行うことができる体制を作っている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　学生による授業についてのアンケートについては、自由記述欄の内容が教員にフィードバックできるように、保管方法等に工夫が望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　就職率は良好であるが、学生の就職支援体制に関しては、資料室はあるものの十分に利用されているとはいえない。また、進路支援スタッフの配置等の改善が望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　FD 活動については、各教員に対して FD 活動に関するアンケート調査が行われ、その結果を踏まえた講演が行われるなど努力がみられるが、FD 委員会を中心により密接な連携を図り、アンケート調査の結果を更に反映させるように、より組織的な FD 活動に取り組む必要がある。

○　現在のような学生の多様化による学生指導の難しい時代では、教育は教員とだけではなく、事務職員との連携が重要である。事務職員全体の職務能力が更に向上するための SD 活動を実施し、定期的な研修、学生や教育に関する情報共有のシステム作り等を進め、更に職務を充実させていくことが求められる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神は、創立者松前重義博士の掲げた四つの信条「若き日に汝の思想を培え　若き日に汝の体躯を養え　若き日に汝の智能を磨け　若き日に汝の希望を星につなげ」に示されており、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を育て「調和のとれた文明社会を建設する」という理念を掲げ歩み続けることを内外に示している。

特に、学生全員が授業科目「現代文明論」を受けること、建学の歌斉唱や授業に関する学生アンケートの実施は特筆される。建学の精神は学内外に向けた印刷物にも明記されており、学園全体に建学の精神は浸透している。

教育の目的・目標は建学の精神に基づき学科ごとに明示されており、シラバスや広報媒体、ウェブサイト等により学内外に表明し､学科会、主任教授会、教授会等で定期的な点検が行われている。また、学習成果は教育の目的・目標に基づいて学科ごとに策定され、その成果を測定・査定するために、学習成果に関するアンケート、e-ポートフォリオの学習成果確認シート、インターンシップ先・実習先による評価、就職先調査等が実施され、学生自身、教員、各学科で多角的・重層的な査定を行っている。

また、上記測定・査定等で得られた様々なデータを大学評価委員会においても分析し、学習成果や授業内容の再検討等 PDCA サイクルを回している。教員業績報告及び目標設定申告書を活用し、教育の質の保証を維持するためのシステムを整えているが、授業についてのアンケートに関しては、自由記述欄の内容が十分に教員にフィードバックされるよう工夫が望まれる。自己点検・評価活動により明確にされた課題と問題点は大学評価委員会においても検討され､常に改革･改善の取り組みがなされている。

なお、自己点検・評価の結果は自己点検・評価報告書及び東海大学短期大学部教育研究年報においてまとめられ、後者はウェブサイトで公表されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学則に 3 学科共通の学位授与の方針は規定されてはいないが、学科ごとに学習成果の「人間性」「社会性」「専門性」の枠組みにおける「育成される力」及び「達成目標」に対応した学位授与の方針が策定され、それに対応した教育課程編成・実施の方針が

明示されている。シラバスには「授業の目的」、「授業の内容」、「成績評価の進め方」等が明記され学生に配布されている。

入学者受け入れの方針は学生募集要項、ウェブサイト、CORE(建学の精神とその基調)等で明示され、入学者選抜（推薦、一般、AO 選抜等）は学生募集要項に示された入学者受け入れの方針に従って行われている。広報・入試事務に関しては広報委員会、入試対策委員会が対応し、入学手続者に対して授業・学生生活についての必要な情報を提供している。また、入学者に対してはオリエンテーション等により十分な対応をしている。

学習成果に対するアセスメントについては学習成果に関するアンケートや e-ポートフォリオの学習成果確認シートによる自己査定、授業・実習・インターンシップにおける査定、就職先による査定等を実施している。さらに教員が面談し、学期ごとに面談評価と次期目標を設定して学生の学習成果の獲得状況を測定している。卒業後の学生の評価についても企業懇談会を実施するほか、適宜就職先訪問を実施し、全学科において既卒者訪問サポート等が行われている。それらから得られた情報は学科会、就業力向上推進委員会等で討議され、就職指導や学習成果の点検にも活用している。

教員は e-ポートフォリオ等により学生の状態を細かく把握しており、卒業履修指導ができている。各学科、学年に指導教員を配置し、また事務室には学生支援担当スタッフを配置しており、両者が協力して学生支援、指導、厚生指導を行っている。図書館やコンピュータの活用状況もおおむね良好である。進路支援については就業力向上推進委員会と就職委員会が連携して高い就職率を維持してきたが、進路支援室の設置や進路支援スタッフの配置等の改善が望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

人的資源に関しては、教員の学位、教育実績等を踏まえて組織されており、短期大学設置基準を十分に満たしている。専任教員の研究活動に関しては規程を整備し、研究日の確保、研究費の支給、研究奨励金の交付等が行われている。各教員は研究活動に励み、論文発表、学会発表等を行っているが、研究業績に関しては教員の間にやや偏りがみられる。研究成果の内部の発表の場として「東海大学短期大学紀要」、「東海大学短期大学部生活科学研究所所報」がある。平成 23 年より FD 制度が整備されて FD 委員会がスタートし、専任教員と関係部署とが連携しながら学習成果の向上を目指している。

事務に関しては事務室がすべての業務を行っているが、事務関係諸規程に基づき、法人と当該短期大学との合意形成・意思決定ができるようになっている。職員には職能資格制度による研修や自発的な研修等も含めて組織的な能力開発制度があり、業務の改善にも取り組んでいる。今後、一層の充実に向け、SD 制度の整備が望まれる。

教職員に関する諸規程は整備され、「学園コミュニティ」等により周知されている。また、身分証明書による出退勤システムもあり、就業の適正な管理が行われている。

物的資源に関して、校地・校舎面積は短期大学設置基準を十分に満たしており、図書館や体育館も整備されている。障がい者への対応は、まだ整備が十分に進んでいる

とはいえない。近い将来、東海・東南海大地震の発生が想定される中、建物老朽化対策、耐震診断・耐震工事、新築等に関する基本方針の策定等計画的な対応が望まれる。施設・設備の維持管理については、諸規程を整備・順守し、維持管理が行われている。

技術的資源に関しては、コンピュータ教室も含め、施設や機器の整備、保持、活用がなされている。

定員未充足から消費支出超過で、帰属収支差額が支出超過であるが、学校法人において資金が確保されている。教育研究経費比率は適正で、教育の質は維持されている。理事会・法人各機関は、学園全体での調整・調和を図りながら学園運営を行っている。経営情報学科は平成 25 年度からの募集を停止し、今後の短期大学部のあり方については、併設高等学校・大学との連携を視野に、理事長、副理事長もメンバーである短期大学(部)学長会議で「短期大学部の将来構想」を検討している。施設の更新、耐震対策等の課題も含まれており、早期にその結論の出ることが待たれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育の理念・目的を理解し、常務理事会を開催して法人運営の基本に関する事項等の審議を行うなど、法人を代表し業務を総理している。法人企画調整機構の下に、経営戦略会議、予算委員会、短期大学(部)学長会議等を主催し、情報収集・企画立案を行っている。理事長は寄付行為、法令に基づき適切に選任された理事でもって構成される理事会を招集し、評議員会の諮問を経て、法人の業務を決し、第三者評価に対する責任を負っている。

学長は建学の初期より当該短期大学の教育に携わり、学識に優れ、短期大学部運営に関する見識を有している。建学の精神に基づく教育研究を推進し、建学の精神を学ぶ「現代文明論」の講師等を務めてきた。また、教授会の規程の整備、運営、議事録の整備は適切に行なわれており、建学の精神に基づく三つの方針を策定し、学生の学習成果の獲得について全教職員に認識を促し、実践を求めてきた。

監事の職務は寄付行為に規定されており、「学校法人東海大学監事監査規程」にのっとり業務状況・財産状況の監査が実施され、会計年度終了後 2 か月以内に「監査報告書」が理事会、評議員会に提出されている。また、監事は毎回理事会に出席してその職務を果たしている。

平成 23 年度の評議員会は「理事の定数の 2 倍を超える数」の評議員をもって組織されていなかったが、平成 24 年 1 月 27 日の理事会、評議員会において 2 倍を超える数の評議員となるよう選任された。評議員会への諮問事項は寄付行為に規定されており、私立学校法の規定に従って適切に運営されている。

中期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算は、予算委員会において予算編成基本方針を策定し、常務理事会を経て理事会で承認された後、各経理単位（当該短期大学部はその経理単位の一つ）責任者に通達される。予算事務局が 1 月末までに総合予算原案を取りまとめ予算統括責任者へ提出し、予算統括責任者によって招集された予算委員会で審議・決定し、常務理事会を経て 3 月下旬の理事会で承認された後に各経理単位に通達される。予算の執行・管理等ガバナンスは適切に機能している。

愛知医療学院短期大学の概要

設置者	学校法人　佑愛学園
理事長	丹羽　治一
学　長	舟橋　啓臣
ＡＬＯ	小川　由美子
開設年月日	平成 20 年 4 月 1 日
所在地	愛知県清須市一場 519

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
リハビリテーション学科	理学療法学	40
リハビリテーション学科	作業療法学	40
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	リハビリテーション科学専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

愛知医療学院短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 15 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、昭和 57 年に現在の城南キャンパスに設立された専門学校愛知医療学院を母体とし、平成 20 年に 3 年制のリハビリテーション学科（入学定員 80 人（理学療法学専攻 40 人、作業療法学専攻 40 人））の短期大学として開学し今日に至っている。現在は 2 期の卒業生にとどまるが、学校法人設立から今日まで約 30 年にわたり理学療法士 902 人、作業療法士 418 人を全国の医療機関や福祉施設等に送り出してきた実績を持つ。

建学の精神である「佛心尽障」とは、「知恵と慈悲の心を持って障害を有する人々の心身を広く支える」という意味を持ち、この建学の精神にのっとって三つの方針（入学者受け入れ、教育課程編成・実施、学位授与の各方針）が立てられている。当該学科は、理学療法・作業療法に必要な専門的知識と技能の修得とともに、「豊かな人間性を持った専門家を育てること」を目的としているが、特に「常識人としての素養を兼ね備えた医療人として行動できる人材育成」を重視し、そのために必要な六つの学習成果を学内外に示している。その一つである国家試験の実績は、二つの資格共に全国平均を大きく上回る合格率を堅持している。

「自己点検・評価委員会」にはほぼ全員の教職員と外部委員が参画し、またそれと連動しながら学習成果とその査定方法の検討を行う組織として「学習成果委員会」を発足させ、特に数値化が難しい学習成果の検証や FD 活動と連携した改善を目指している。

医療専門職の養成にふさわしい教育課程を編成し、特に作業療法学専攻の教育課程は、世界作業療法士連盟（World Federation of Occupational Therapists : WFOT）が定める作業療法士教育の要件を満たしている。学習成果に対応したカリキュラム・マップを作成し、シラバスに教育内容や成績評価方法等を具体的に明記している。

専任教員全員が「学習アドバイザー」として全学年の学生を分担して担当し、個々の学習成果達成状況を詳細に把握し、学習計画・方法についてアドバイスしており、学生支援の柱となっている。毎年、学生満足度調査を実施し、施設利用時間を改善す

るなど学生の意見や要望を知り、学生生活の改善に役立てようとしている。

教員組織は、理学療法士及び作業療法士の養成にふさわしい資格を有する教員を、短期大学設置基準に定める人数を大きく上回り配置している。FD 活動と SD 活動が一体的に行われ、学生に関する情報を共有するなど、教職員間、各事務部署間の連携も良好である。また、校地・校舎の規模は城北・城南の両キャンパス合わせて短期大学設置基準を満たし、医療専門教育にふさわしい実習施設・機器等が整備されている。

完成年度の平成 22 年度までの財務状況は、学校法人全体の消費支出が帰属収入を超過していたが、全体の収容定員充足率が年々回復するとともに、平成 23 年度は消費収入が消費支出を超過する状態へ転換している。

理事長は学校法人設立時からの理事であり、学校法人と短期大学の管理運営体制を整備し、適切にリーダーシップを発揮している。学長も、短期大学運営の現状と課題を的確に把握し、リーダーシップを発揮している。理事会は、短期大学の将来像に関する「中期財務計画」を立案し、安定した学校法人運営と理事会機能を目指して改革を検討している。教授会は適切に運営され、「教職員連絡会議」と併せ短期大学運営や学生指導の課題等を全教職員が共通理解している。監事は学校法人業務及び財産の状況について適宜かつ必要な意見を述べており、評議員会は諮問機関として、予算・決算や事業報告、事業計画等について審議・意見表明が適切に行われている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　前身の専門学校時代も理学療法士及び作業療法士の国家試験合格は高率を維持していたが、短期大学開設以降も全国平均を大きく上回る合格率を堅持しており、学習成果の一つである「国家試験合格を目指し、専門的知識とスキルを身につける」という質の高い医療専門教育を十分に達成している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　重要な専門基礎科目である「解剖学」を各学年に配置し、臨床現場で必要なコミュニケーション能力獲得のために「心の理解」、「現代語コミュニケーション」等

を開設するなどバランスのとれたカリキュラムとなっている。また、作業療法学専攻の教育課程は、国内より厳しい認定基準を持つ世界作業療法士連盟（WFOT）から認定を受け、質の高い専門教育を提供している。

［テーマ B　学生支援］

○　学生が学習成果を獲得するよう「学習アドバイザー」制度を導入しており、専任教員全員が全学年の学生を分担して担当し、その学習成果達成状況を詳細に把握し、学習計画や学習方法を懇切丁寧にアドバイスしている。学習の遅れがちな学生への指導やメンタルケアが必要な場合の臨床心理士との連携を行うなど、学生支援体制の中核として十分に機能している。

○　推薦入学試験合格者を対象に、入学後の授業や学生生活を支援する「入学前スクール」を実施している。専門教育に必要な基礎学力の補充や学習習慣を定着させる目的で、国語・数学・英語・小論文の自宅学習課題を提示したり、専門教育への志向を高めるべく筋肉や骨格等の解剖学の予備知識を得るよう教材を貸し出すなどの工夫を行っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　医師 3 人、理学療法士 9 人、作業療法士 9 人、その他 1 人の計 22 人からなる教員組織は、専任教員数としては短期大学設置基準を大きく上回る専任教員数であり、手厚い指導体制は、理学療法及び作業療法のきめ細かな専門教育の実施と、学生支援のための「学習アドバイザー」制度の充実につながっている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　やや改善の傾向にはあるが、短期大学開設当初より退学者数や留年者数が高い割合を示しているので、平成 24 年度に新設された「学習成果委員会」や教務委員会において、更なる具体的な支援の工夫等の検討を行い、退学者や留年者を抑制することが望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　卒業後評価の取り組みは、卒後教育である「新卒者研修コース」の際に卒業生と意見交換をしたり、臨床実習先から口頭で情報収集等を行ってはいるが、アンケー

ト調査等の客観的かつ組織的な評価は行ってこなかったので、今後は卒業生の就職先からのアンケート調査等を行うことが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ B　物的資源］

○　リハビリテーション学科理学療法学専攻の入学定員超過の状況を改善し、適切な教育条件の保全に留意されたい。

［テーマ D　財的資源］

○　リハビリテーション学科作業療法学専攻の入学者数と在籍者数は短期大学開設以降未充足の状態が続いている。入試・広報上の工夫を図り、入学定員の確保が望まれる。

○　過去 2 か年、学校法人全体及び短期大学部門の収支バランスにおいて支出超過となっているので、財務の健全化に向けて財務体質の改善が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神である「佛心尽障」とは、「知恵と慈悲の心を持って障害を有する人々の心身を広く支える」という意味を持ち、この建学の精神にのっとって、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針の三つの方針が立てられている。建学の精神や教育目標は、『学修の手引き』や後援会会報誌等に掲載し学内外に表明しているほか、教授会や「教職員連絡会議」において教職員全員で読み上げたり、学長が担当する授業科目において、毎回、建学の精神に基づく医療人のあり方をわかりやすく学生に説明している。

建学の精神に基づく当該学科の教育目標は、学則第 3 条の「設置目的」に明確に定められている。すなわち、理学療法・作業療法に必要な専門的知識と技能の修得とともに、「豊かな人間性を持った専門家を育てること」を目的としているが、特に「常識人としての素養を兼ね備えた医療人として行動できる人材育成」を重視し、そのために必要な六つの学習成果を学内外に示している。短期大学設置基準のほか理学療法士及び作業療法士資格の取得に関する法令等を順守し、シラバスは学習到達目標、評価方法を明確に示している。学習成果の一つである国家試験の実績は、二つの資格共に全国平均を大きく上回る合格率を堅持している一方、退学者数や留年者数の割合が比較的高く、今後とも学習成果を確実に獲得するための支援の工夫やカリキュラムの改善などが望まれる。

「自己点検・評価委員会」にはほぼ全員の教職員と外部委員が参画し、またそれと連動しながら学習成果とその査定方法の検討を行う組織として「学習成果委員会」を発足させ、特に数値化が難しい学習成果の検証や FD 活動と連携した改善を目指している。これまで行ってこなかった外部評価や相互評価は、今後体制を整え順次実施していく予定である。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

建学の精神と教育目標を基本とした教育課程編成・実施の方針にのっとった教育課程を編成している。特に作業療法学専攻の教育課程は、国際的基準である世界作業療法士連盟（WFOT）が定める作業療法士教育の要件を満たしており、教育の質の向上

に努力している。学習成果を獲得するようカリキュラム・マップを作成し、シラバスでは教育内容や成績評価方法を具体的に明記している。現在第 2 期生までを社会に送り出し、様々な機会をとらえて卒業生や就職先との意見交換を行い、卒業後の評価を把握しているが、今後アンケート調査など組織的かつ客観的な評価方法で卒業後評価を行い、教育課程に反映していくことが課題となる。

推薦入学試験合格者を対象に「入学前スクール」を実施し、専門教育に必要な基礎的学力の確保と医療専門職への志向を高める課題を与えている。入学後は、専任教員全員が「学習アドバイザー」として全学年の学生を分担して担当し、担当学生の学習成果達成状況を詳細に把握し、学習計画や学習方法をアドバイスするなど個別指導を行うとともに、カウンセリングが必要な学生には専任の臨床心理士にメンタルケアを受けるよう支援している。

キャンパス・アメニティは、学生が自由に使用できる学生ホールや自治会室、クラブ活動の部室などを設けている。学生の経済的支援として、学外の奨学金制度の利用や学納金の支払い方法の相談等を実施している。専門教育の過密なスケジュールの中、クラブ・サークル活動を積極的に行い、また、地域の清掃や高齢者・小児の集会での支援にボランティアとして学生と教職員が共に参加している。毎年、学生満足度調査を実施し、施設利用時間を改善するなど学生の意見や要望を把握し学生生活の改善に役立てようとしている。

就職指導室とキャリア支援委員会は、障害者スポーツ指導員など就職に役立つ資格取得の支援や、面接の練習、履歴書の書き方などの就職試験対策、学生個々の就職相談などの支援を、学習アドバイザー教員と協力してきめ細かに行っている。一方、当該短期大学が求める入学志願者をより多く求められるよう、理学療法士や作業療法士の魅力をアピールする新たな広報戦略を立て、教育の質の向上を目指している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織は、学外での臨床実習が多いことやきめ細かな指導体制の確保に配慮しつつ、理学療法士及び作業療法士の養成にふさわしい資格を有する教員を配置しており、その数は短期大学設置基準を大きく上回っている。研究室や研究日等の研究環境が確保され、研究紀要への成果発表、文部科学省科学研究費補助金申請などの研究機会も奨励されている。事務室（及び職員）は、城北・城南の 2 つのキャンパスに配置され、FD 活動と SD 活動が一体的に行われ、学生に関する情報は学習成果を含めて共有されており、教職員間、各事務部署間の連携も良好である。また、平成 24 年度からは学長による教職員との個別面談も実施され、教職員の要望や意見等も適宜聴取され、適切な人事管理が行われている。

校地・校舎の規模は両キャンパス合わせて短期大学設置基準を満たし、専門学校時代からの設備・備品には経年劣化が懸念されるが当面の授業実施には支障はなく、医療専門教育にふさわしい実習施設・機器等が整備されている。プロジェクター、視聴覚機器、モニター等を設置し、可搬式の機器を含め全ての教室に技術的資源が確保されている。

短期大学の完成年度である平成 22 年度までの財務状況は、完成年度途中の学生数であったため消費収入が少なかったことに加え、作業療法学専攻の入学者数が当初から定員を下回り、また両専攻を合わせた収容定員充足率にも課題があり、学校法人全体の消費支出が帰属収入を超過していた。しかし、作業療法学専攻の収容定員未充足の状態は続いているものの、短期大学全体の収容定員充足率が平成 24 年度には上昇し、平成 23 年度は消費収入が消費支出を超過する状態へと転換した。作業療法学専攻の入学定員充足率の回復や、両専攻の留年者・退学者の抑制を毎年の事業計画の主要テーマとして取り組み、理事長、学長のリーダーシップの下、改善方策の検討と努力に期待したい。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は学校法人設立時からの理事であり、学校法人と短期大学の管理運営体制を整備し、適切にリーダーシップを発揮している。学長も、担当授業科目で具体的に医療人のあり方についての講話をしたり、学生や教職員と率直な個別面談の機会を設けるなど、建学の精神や教育目標を共有し、かつ短期大学運営の現状と課題を的確に把握し、リーダーシップを発揮している。

理事会では、短期大学の将来像に関する「中期財務計画」を立案しており、その中で臨床実習施設の新設や学生の福利厚生施設等の改善を目指し、将来に向けた四年制大学への改組等を検討しているほか、安定した学校法人運営と理事会機能を強化するため、弁護士や地域住民の理事への選任を検討している。教授会は適切に運営され、「教職員連絡会議」と併せ、短期大学運営や学生指導の課題等を全教職員が共通理解している。各種委員会は効率的に運用されており、今後は学習成果の獲得に向けた「学習成果委員会」や FD 委員会、SD 委員会、教務委員会等の連携が期待される。

監事は、学校法人の寄附行為に基づき選任され、学校法人業務及び財産の状況について適宜必要な意見を述べ、期中・期末の公認会計士による会計監査にも立ち会い適切に監査業務を行っている。評議員の選任、評議員会の開催・諮問事項等は学校法人の寄附行為に適正に定められ、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織している。評議員会は毎回ほぼ全評議員が出席しており、理事会から諮問される予算、決算や事業報告、事業計画等について審議・意見表明が適切に行われている。

毎年度の事業計画と予算は、前年度の 12 月に各専攻・事務部署から提出される要望を査定した上で原案が作成され、年度開始前の 3 月に評議員会へ諮問され、理事会で決定されている。予算の執行に当たり、その必要性を再度点検した上で理事長の決裁を得るという手順がとられており、執行後は経理規程等に基づく出納処理、期中・期末の会計監査等を経るなど適切に財務管理が行われている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

当該短期大学では、理学療法士や作業療法士に必要な専門的技能・知識の修得に加えて、「人間力アップ」をスローガンに掲げ、学習成果の一つに「幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊かな人間性を身につける」と定めている。この学習成果に対して、教育課程（教養基礎科目、専門基礎・専門科目の一部）と教育課程外の諸活動を組み合わせ、独自の教養教育を目指している。

「教養基礎科目」では、「心の理解」、「現代語コミュニケーション」、「生命の科学」、「教養演習」等の必修 6 科目を軸に、理学療法士や作業療法士に求められる基礎的教養を培っている。特に「教養演習」は、広い視野を持った職業人を育成する目的で多様な内容で構成されており、日本語力の向上や異業種のゲストスピーカーによる講演、接遇技術の講習等を行っている。平成 25 年度に予定されるカリキュラム改訂では選択科目を拡充し、更に幅広い視野と現代的教養を保証するよう準備している。

専門科目では、教養教育の一環として、ボランティアを活用した演習・実習を展開している。具体的には「地域理学療法学実習」、「地域作業療法学実習」、「障害者スポーツ演習」、「発達障害作業治療学実習」等においてボランティア実習を実施しており、また、隣接する市立保育所との連携事業において対人スキルを向上する機会を設けたり、障害者スポーツ団体主催のイベントや競技会等に学生と教員が積極的に活動し、学生のコミュニケーション能力やリスク管理の習得の機会としている。

教育課程外の活動として、学内清掃のほか年間を通して月 1 回、当該短期大学と最寄り駅の間の通学路やキャンパス周辺のゴミ拾い清掃を実施している。また、日常の学生生活の中で挨拶、礼儀作法、報告、連絡、相談といった対人関係を良好にする生活習慣の修得を目指して教職員一体となり学生に声をかけ、社会常識の定着を目指しての指導を心がけている。教養教育は形ある科目だけではなく日常の生活習慣からも実践すべきであり、医療人として活躍する臨床現場でも必ず生かされる、という教養教育の基本姿勢を示している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　過密な専門教育カリキュラムの中、「地域理学療法学実習」、「地域作業療法学実習」、「障害者スポーツ演習」、「発達障害作業治療学実習」等において、地域社会の様々な交流活動やボランティアに学生、教員が一体となって参加することで、社会的スキルや対人関係能力を実践的に育成する取り組みを行っている。

○　既存の教養科目を通じた現代的知識の修得だけでなく、日常の学生生活の中で、理学療法士や作業療法士に求められる社会常識を習慣化すべく、清掃や挨拶、礼儀作法等を教職員一体となって継続的に指導している。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、理学療法士と作業療法士を養成する短期大学であり、人格形成のための教養教育とともに、卒業後を明確に見据えた職業教育を提供しており、教育課程全てが職業教育であるともいえる。教育課程は、理学療法士・作業療法士の国家試験受験資格を得るための単位修得が主であるため臨床実習が必修科目であり、この実習でつまずき目的が達成できなければ、留年もしくは退学せざるを得ない状況となる。このような現実を踏まえ、入学時の目的や目標を明確にし、入学当初の熱い目的意識を持続し、意志を貫き通せる学生を選抜できるように、高等学校内で開催されるガイダンスに積極的に参加して理学療法士・作業療法士の職業について説明したり、リハビリテーションを実際に体験するという高等学校の企画（キャンパス巡り）に協力し、毎年度高校生を受け入れたりしている。このような機会を活用し、リハビリテーションに関わる仕事や医療人として必要な素養などについて詳しく説明し、短期大学としての職業教育及び理学療法士・作業療法士の仕事内容の紹介、啓発に努めている。

教育課程では、1 年次から各学年に臨床実習を課し、特に 1 年次の「臨床実習 I（見学実習）」では、専門的な学習を効果的に行うための早期の実習（見学）を行っているが、この段階でうまく適合できない学生が出てきている。そのため、教養基礎科目の「教養演習」の中で接遇研修や医療職以外の社会人による講話などを行っている。

卒業後のリカレント教育の場として、当該短期大学教員が中心となり同窓会と協力し、卒業生を対象とした「新卒者研修コース」を実施している。このコースは、毎年度 4 月～9 月の半年間のうちに 8 回開催し、当該短期大学教員や卒業生、臨床現場の医師などが、臨床現場に役立つ知識や考え方、技術を中心とした内容を提供している。他校の卒業生から参加を希望する声もあり一層の充実が期待される。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　清須市との連携事業である「高齢者介護予防事業」へ参加し、体力テスト、運動方法、サポート方法、指導方法を修得する機会としている。これらの事業では、学生自ら実習内容を計画・立案・実践することを通して、理学療法士及び作業療法士

としての治療計画立案に役立つ機会となっている。

地域貢献の取り組みについて

総評

当該短期大学では、理学療法士・作業療法士の医療従事者を養成する専門大学として、その特色を生かした地域貢献（地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正規授業の開放等）に積極的に取り組んでいる。

具体的には、年 2 回、5 月と 11 月に様々なテーマで、地元の清須市において市民公開講座を実施している。平成 23 年度には、「認知症に負けない生活」、「こわーい脳卒中…あなたならどうする？」の 2 回、具体的に市民が興味を持ち関心のあるテーマに関する講義が実施されている。また、清須市が開催している「寿大学」（高齢者生涯学習事業）に教員を講師として派遣し、「転ばぬ先の体力」を題材に健康についての講義を実施している。その他、障がい者や高齢者を対象とした「清須市ボッチャ教室」に講師の派遣等を行っている。

地域社会との交流活動では、清須市との連携事業として、高齢者介護予防事業である「らく楽運動教室」の年間を通じての実施や、清須市の高齢福祉事業としての健康増進、介護予防に積極的に貢献している。また、教職員を介護保険認定審査会委員、障害者自立支援審査会委員、児童館運営委員などとして清須市に派遣し、専門家の立場から行政の各委員会に参加し、官学連携を行っている。教職員及び学生のボランティア活動は、名古屋市障害者スポーツセンターや関係障害者スポーツ団体主催のイベント、競技会におけるボランティア・スタッフとして、教員、学生が参加している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　医療専門職養成の短期大学の特色を生かし、市民公開講座として「認知症に負けない生活」、「こわーい脳卒中…あなたならどうする？」等、具体的に市民が興味を持ち関心のある内容について講座が行われている。また、介護保険認定審査会委員、障害者自立支援審査会委員、児童館運営委員など公的職務に、医療系短期大学ならではの専門性を持った教員を派遣して地域に貢献している。

大阪女学院短期大学の概要

設置者	学校法人　大阪女学院
理事長	関根　秀和
学　長	加藤　映子
ＡＬＯ	浅田　晋太郎
開設年月日	昭和 43 年 4 月 1 日
所在地	大阪府大阪市中央区玉造 2-26-54

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
英語科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

大阪女学院短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 21 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は昭和 43 年創立の英語科を設置する単科の短期大学で、当該短期大学を含む学校法人大阪女学院は、明治 17 年創設のウヰルミナ女学校と明治 19 年創設の大阪一致女学院を母体とするキリスト教に基づいて教育する、120 余年の歴史あるミッション・スクールである。

当該短期大学は自ら掲げる建学の精神にのっとり、理事長、学長の強いリーダーシップの下に、高い教育研究能力を有する教員と奉仕の精神に基づく職員が建学・教育の理念を共有し、連携し合いながら PDCA サイクルによる査定に基づく自己点検、FD、SD を定期的に実施し、厳格かつきめ細かな教育指導と適切な学生支援を実施している。また、同じミッション・スクールである福岡女学院大学短期大学部との相互評価を行い、現状課題の認識とその解決策についての意見交換を積極的に実施している。それらの結果として、英語で学ぶ力を身に付けて、地域社会で活躍できる自立した女性を育成する教育の効果を生み出し続けている。併設の大学等と、広いキャンパス、運動場、チャペル、充実した図書館、2 カ所のカフェテリアと多くのコンピュータ機材、完備された語学教育を支援する CALL を完備する物的資源と技術的資源を有効的に共同活用し、単科の短期大学としては大変恵まれた環境にある。

教育の質を保証するために、厳格な教育課程編成・実施の方針や学位授与の方針に裏付けされた習熟度別少人数クラス制、リトリート（修養会）、学習支援センター、キャリアサポートセンター等も整備、運用している。適切な教育課程の成果として、自由を持った人格を備え、英語力を活用して物事の本質を見抜く力を有する人間を形成し、英語を介して社会に積極的にかかわる女性の育成に努め、教養教育、職業教育、地域貢献等に努めている。

当該短期大学の教育方針の重要性と意義は、卒業生の満足度や就職・進学率の高さからよみとれ、理想的な教育に向かって真摯に取り組んでいる。学生確保のため受験生に対して効果的な広報活動の方法、学納金や奨励金を含む募集要項の見直し、さらに長い歴史と伝統を持つ多くの同窓生との連帯等、より一層の創意工夫が望まれる。

健全な財務体質のためには、入学定員の確保が課題である。当該短期大学は理事長と学長の堅い意思とリーダーシップにより、ガバナンスが確立されミッション・ステートメントに従い、単に資格取得を目的とはせず、英語教育と教養教育を介して自己を見つめ、自己の確立、自己実現を目指す高等教育を推進し続けている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　習熟度別少人数クラス制や単位認定の厳格さ及び学習支援センター等の整備により、英語を用いて現代社会の課題や情報収集に積極的に取り組んでいる。英文レポートを提出し、自分の考えを英語で表現・発表するなどの自主的な姿勢を確立し、アカデミックで自立した女性の輩出に役立っている。

［テーマ C　自己点検・評価］

○　理事長と学長のリーダーシップの下、すべての教員と職員が建学・教育の理念を共有し、共に連携し合いながら PDCA サイクルによる査定に基づく自己点検、FD・SD 活動を定期的に実施しており、その結果はウェブサイト等で公表し、教育、学生指導、学生支援等に生かされている。同じミッション・スクールである福岡女学院大学短期大学部との相互評価を行い、現状課題の認識とその解決策についての意見交換を積極的に実施している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　英語と日本語の両方で教養教育を行い、相互作用によって学習内容を深め、学習の動機付けを強める統合型のカリキュラムが組まれ、効果を発揮している。

○　すべての授業科目の成績評価について、担当教員と教務学生部が評価資料を共有し、連携の下に学生対応が行われ、成績評価の正確さと透明性が担保された上で、教育の質保証を確保する厳格な成績評価が行われている。

［テーマ B　学生支援］

○　「アカデミック・コーディネーター」の下に「学科目リエゾン」「チームリーダー」が配置され、授業科目のクラス間の調整を行うとともに、日常的な FD 活動が実施されている。教員マニュアル「College Catalogue for English Teachers」も毎年改訂し、有効な授業展開の共有化が図られている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ B　物的資源］

○　学生一人当たりの年間貸出冊数が、1 年生 30.3 冊、2 年生 25.3 冊と、日本図書館協会の資料によれば、他大学や他短期大学と比較して、かなり上回っている。図書館アンケート「課題やペーパーに必要な図書や雑誌がありましたか」の結果によると、約 8 割の学生が肯定的に回答しており、学生のニーズに合わせて図書を選定している。施設は適切に設置し有効利用と維持管理されている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長のリーダーシップの下、理事会の機能強化を図るために、学院運営会議を規程により実施している。経営協議会、教育研究協議会、評価・監査協議会を開催し、関係教職員の参加により学園一体となった取り組みをしている。

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　学長は、学則、教授会規程により、教授会の構成員に理事長と事務職員を議決できる正式なメンバーに加え、ガバナンスの実現として教授会決議が教職員協働で直ちに全学をあげて実行できる体制作りをしている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　シラバスの記載内容に関し、教員間に不統一がみられるため、適切な記載内容を図ることが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　CALL 準備センターとラーニングリソースセンターの業務の違いを明確にし、情報を共有化して、さらに両者の強みを生かす方法を考え実践することが望まれる。

［テーマ D　財的資源］

○　大学の広報活動等の積極的な学生募集活動の展開等、入学者の定員確保に向け、財務健全化のための取り組みが必要である。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神にのっとり、理事長と学長の強いリーダーシップの下に、高い教育研究能力を有する教員と奉仕の精神に基づく職員が建学・教育の理念を共有し、連携し合いながら PDCA サイクルによる査定に基づく自己点検、FD・SD 活動を定期的に実施し、厳格かつきめ細かな教育指導と適切な学生支援を実施している。さらに、同じミッション・スクールである福岡女学院大学短期大学部との相互評価を行い、現状課題の認識とその解決策についての意見交換を積極的に実施している。その結果として、英語で学ぶ力を身に付けて活用し、地域社会で活躍できる自立した女性を育成する教育効果を生み出し、順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断される。

当該短期大学は併設の大学等と、広いキャンパス、チャペル、図書館、食堂、運動場、コンピュータ機材、語学教育を支援する CALL 等を有効的に共同活用し、単科の短期大学としては大変恵まれた環境にある。

教育の質を保証するため、厳格な教育課程編成・実施の方針や学位授与の方針に裏付けされた習熟度別少人数クラス制、リトリート（修養会）、学習支援センター、キャリアサポートセンター等が整備、運営されている。その学習成果として、自由を持った人格を備え、英語力を活用して物事の本質を見抜く力を有する人間を形成し、英語を介して社会に積極的にかかわる女性の育成に努めている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針に掲げた 7 項目を教育内容の柱とする教育課程が、体系的に編成されている。また、成績評価基準については、学生に十分に周知した上で厳格な適用が行われている。教育課程は、平成 23 年度に第三次カリキュラム改訂を実施し、「英語領域」「教養領域」それぞれに「基幹科目群」「国内外編入学対応科目群」「就職対応科目群」が設けられ、きめ細かい教育が行われている。

教育課程の「英語領域」「教養領域」ともに具体的で達成可能な学習成果が定められ、「学生要覧」等でも学生に周知されており、学習成果の査定を行うためのアンケートや測定が実施されている。

各学期末に「学生による達成度評価」を全科目で実施し、授業評価を含むその結果を共有し、授業科目のクラス間の調整を行う「学科目リエゾン」を中心に組織的な確認と協力体制が整備され、FD 活動が行われている。事務組織は、併設の大学と共通の組織で運営され、学生の学習を支援する業務及び学生生活や進路に関する支援業務が関係する教員との協力の下で行われている。また、図書館やコンピュータ利用環境の充実も図られている。

入学時及び学期開始前に、「学生要覧」や「履修の手引き」等を用いて、履修内容及び履修手続き等に関する詳細な説明会が開催されている。また、1 年次には、学生 10 人前後を 1 グループとして、各グループに教員あるいは職員をキャンパスアドバイザーとして配置し、様々な個別相談を受けることができる仕組みも有している。英語学習においては、習熟度別に分けた授業運営が行われている。

学生生活サポート委員会が設置され、学生指導、厚生補導等が組織的に行われており、キャンパス内のバリアフリー対策にも配慮がなされている。

キャリアサポート委員会及びキャリアサポートセンターが設けられ、就職支援業務が行われている。学生募集は、入学者受け入れの方針を示して行われ、入試広報及び入試事務に関しては、アドミッションセンターのスタッフにより運営されており、入学者選抜実施体制についても厳格な運営が行われている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織は適正に編成されており、専任教員数は短期大学設置基準に定められた数を充足している。専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績は同設置基準の規定を充足している。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を適切に配置している。教員の採用・昇任は就業規則、選考規程等に基づいて実施している。専任事務職員は、部門間移動が頻繁に行われていないため、教務や総務などの事務に精通している。

防災体制として、事務長と教職員 4 人で構成する危機管理室を常設しており、災害発生時には対応できる仕組みを作っている。

大学の広報活動等の積極的な学生募集活動の展開等、入学者の定員確保に向け、財務健全化のための取り組みを行っている。更なる経費縮減に向けて、人件費比率の改善等、継続的な努力をすることが必要である。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

学校法人大阪女学院の管理運営は、私立学校法及び学校法人大阪女学院寄附行為により適切に実施されている。理事長は、当該短期大学設置時のメンバーであり、建学の精神及び教育理念・目的を理解し学園の発展に寄与し、学校法人を代表し、その業務を総理し、リーダーシップを発揮している。寄附行為及び細則により、理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として運営がなされ、例えば、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業報告を評議員会に報告

し、その意見を求めている理事会及び評議員会の順序等についても適切である。また、理事会の決議事項の一部を学院運営会議に一部委任をし、理事会の機能強化を図っている。さらに、理事会の下、経営改善計画の策定・推進を図るため、経営協議会、教育研究協議会、評価・監査協議会を開催し、教職員の参加による学園一体となった取り組みがされているのは、理事長のリーダーシップのあらわれである。

学長は、この短期大学の卒業生であり、最も大学を理解し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、学生の目標であり、向上・充実に向けて努力している。

教授会は、学則、教授会規程により審議事項を定めているが、その一部の事項を大学運営会議や各種委員会の議決をもって教授会の議決とすることができる旨の教授会規程に改め、実施していることは、意思決定の敏速化、明確化の点から望ましい。

理事長、事務職員を議決できる正式なメンバーとして加えていることは、大学運営の教員と事務の教職協働、大学運営の円滑化の点から進歩的であり、今後の成果に期待したい。また、教職員の人数から、教授会、大学運営会議、各委員会において、その適正化と組織の簡素化が望まれる。

ガバナンスは諸規則により適切に機能している。経営改善計画が策定され、事業計画、年度予算も適切な時期に決定し、実行に移されている。例えば、新図書館の建設計画は、学園財政の健全化の点から延期とされたが、最近の収支状況、資金状況をみれば、適切である。学校法人の管理運営体制における監事機能については、2 名の監事が、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、決算時のみならず、適宜監査をしている。

評議員会は寄附行為により理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

大学の情報公開については、私立学校法及び学校教育法施行規則に基づき、財務情報の公開がなされている。

大阪成蹊短期大学の概要

設置者	学校法人　大阪成蹊学園
理事長	石井　茂
学　長	武蔵野　實
ＡＬＯ	早川　榮一
開設年月日	昭和 26 年 4 月 1 日
所在地	大阪府大阪市東淀川区相川 3-10-62

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
総合生活学科		220
児童教育学科	初等教育学	70
児童教育学科	幼児教育学	200
観光学科		90
創造文化学科		50
経営会計学科		60
	合計	690

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

大阪成蹊短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

ただし、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められるため、その改善を条件として付すこととする。当該指摘事項については、平成 27 年 6 月 30 日までに改善状況の報告を求め、改めて判断を行う。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 11 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていると判断した。ただし、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ C 財的資源」に問題が認められた。

当該短期大学を設置する学校法人の財務体質は厳しい状況にあり、今般策定された改善計画を着実に推し進め、財務の改善を図る必要がある。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「桃李不言下自成蹊」は、当該短期大学の教育理念・思想を明確に示すものであり、ウェブサイトその他刊行物等を通じて広く学内外に公開されている。また、理事長や学長が式辞等でその由来や意味を解説することによっても教職員と学生間で共通認識されている。教育の効果については三つの方針として明示されているが、学生に教育の目的や目標と具体的な教育課程と期待される学習成果のつながりを可視化するためのカリキュラムマップが作成されている。学習成果のアセスメントも取り組みが始まっており、今後の整備が期待される。また、教育の質を保証するため「履修登録単位上限制」を実施し、学習成果に対する意欲を引き出し、教育効果を高めている。自己点検・評価活動については、学長主導により平成 21 年度から進められた「学士力」等のプロジェクトが実体化に向け進行中であり、報告書も毎年発行されている。

教育課程について、学位授与の方針は各学科の「卒業要件」が履修に関する規程等で明示されており、四つのセメスターに沿って体系的に編成されている。入学者の受け入れについては、入学者受け入れの方針において明らかにされている。学習成果の査定は、「学士力」設定が学科ごとに行われ、シラバスにアウトカム評価の視点が盛り込まれた。卒業後の評価は、就職先企業や幼稚園、保育所等からの評価の聴取を行っており、卒業 1 年後のアンケート調査を行っている。学生支援についても、アドバイザーや演習指導教員が中心となりきめ細かく指導が行われている。授業アンケートを実施して授業改善に生かすとともに、その結果を冊子にして公開している。

教員組織は短期大学設置基準に基づき整備され、専任教員は学位、教育研究業績、

制作物発表、実務経歴等短期大学設置基準の規定を充足している。校地、校舎は、短期大学設置基準を充足しており、障がい者のためのバリアフリー化を進めている。体育館、運動場、講義室、演習室、実験・実習室、機器・備品も適切である。また学内LAN を整備し、専門スタッフ（含 SE）を配置することによって、専門的な支援、ハードウェアとソフトウェアの充実による学生サービスの向上に努めている。

学生生活支援では、学内環境整備・禁煙運動及び学内アメニティの大幅改善を行い、学生へのサービス充実に努めている。

平成 23 年度より組織の機能強化のため、教務本部、学生本部、業務推進本部、総務本部、教育推進本部などの本部制を導入し、教職員と事務職員の情報の共有化と意思統一を図り、迅速化、効率化を積極的に行っている。事務職員については、人事制度に工夫を凝らし、組織の活性化を図っている。

理事長は、学園経営において建学の精神に基づく教育の展開を教職員に要請し、学園の中・長期計画をはじめとして経営にかかる計画においても建学の精神を引用し、施策を策定し強いリーダーシップを発揮している。細かく客観的な環境分析がなされており、短期大学のみならず法人全体の将来像が明確になっている。また、学長も建学の精神に基づく教育研究の推進、教育の質向上・充実を目指している。理事会では、中期経営計画や事業計画、予算策定等の学園の重要事項が審議されており、監事は、寄附行為の定めに従い学園監査室と連携し、学校法人の業務及び財産の状況につき適宜監査を実施している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　教育目的や目標と学習成果を結びつけるカリキュラムマップを策定し、教育課程と学習成果の関係を可視化し、教育効果を意識した教育プログラム作りに努力している。学習者にとって、教育課程と教育プログラムの相互関係が可視化され、理解しやすくなっている。

［テーマ C　自己点検・評価］

○　学長主導により平成 21 年度から進められた「学士力」等のプロジェクトが実体化

に向け実を結びつつある。過去数年にわたり学生ケアの観点から継続的に自己点検が進められ報告書は毎年発行されている。現在は教育の質保証に取り組んでおり、各学科の「学士力表」が完成している。これをシラバスやカリキュラムマップに反映させることにより自己点検･評価の活動が充実したものとなっている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　学習成果の査定について、平成 22 年度は評価指針の整備、確立（学科ごとに身に付く力・到達レベルの具体化）への取り組みを進め、教育提供側の指針として学科別「教育目標」が策定され、平成 23 年度より学則に明示されている。学習者の参考指針としては「学士力」が設けられている。

［テーマ B　学生支援］

○　就職支援についてはキャリアデザインルームの設置、就職 Web システム、約 100 社に及ぶ企業内セミナーなどの支援制度が充実し、その成果が高い就職率に現れている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　平成 23 年度より組織の機能強化のため、教務本部、学生本部、業務推進本部、総務本部、教育推進本部などの本部制を導入し、教職と事務の情報の共有化と意思統一を図り、迅速化と効率化を積極的に行い、実績を積み上げている。事務職員については、資格等級制度に基づき、独自の研修内容を考案し、若手を登用するなど人事制度に工夫を凝らし組織の活性化を図っている。

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　学校法人組織が学内 LAN を整備し、専門スタッフ（含 SE）を配置することによって、専門的な支援、ハードウェアとソフトウェアの充実による学生サービスの向上に努めている。このことにより、教員は新しい情報技術を活用して効果的な授業が行える取り組みがなされている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長は、経営体制の抜本的な改革を行い、理事会と評議員会において学園改革を前向きに取り組める体制が構築された。その結果、マナー教育にも力を入れることができ、オープンキャンパス参加者の増加や地域から高い評価を得ることに繋がっている。

［テーマ C　ガバナンス］

○　「経営企画本部」の設置、「常任理事会」の設置、本部制の導入などガバナンスの

抜本的な改革が実施されている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　学科・専攻・コースごとに教育目標が異なるが、統一的な表現形式のカリキュラムマップが作成されることが望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　各学科におけるシラバスの授業内容の記載方法は、ウェブサイト上の閲覧のみならず冊子による活字体形式の配布も併せて実施することが検討課題とされる。

［テーマ B　学生支援］

○　学生による授業評価については、前回の認証評価の指摘を受けて、年度比較や学生への開示を行い一定の改善はみられたが、評価に対する教員のコメント提出率が低いので改善が望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　FD 活動に対する教員の意識に個人差がみられるという課題があり、研修会や授業公開や授業参加、合同研究会等、FD 活動を一層活発化し、教員の意識改革を進め、授業力を更に向上させる課題がある。また、専任教員全員の研究活動の更なる充実と外部資金の獲得の積極的な取り組みが望まれる。

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　技術的資源と設備の両面においてそれぞれの委員会や組織が連携し計画実施の速やかな対応が求められる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　学校法人全体で 3 か年連続支出超過が続いており、かつ、平成 23 年度は特殊要因により大幅に増加している。また、短期大学部門も平成 23 年度支出超過となり、負債も多いので、財務状況の改善のための計画に従って、財務の改善を図ることが急務である。

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神「桃李不言下自成蹊」は当該短期大学の教育理念を明確に示すものであり、ウェブサイトその他刊行物等を通じて広く学内外に公開されている。また、理事長や学長が式辞等でその由来や意味を解説することによっても教職員や学生間で共通認識されている。教育目標についても建学の精神を反映したものであり、三つの方針を通じて学科運営の指標となっている。

教育の効果については各学科や専攻の三つの方針として明示されているが、学生にとって教育の目的や目標と具体的な教育課程や期待される学習成果のつながりを可視化するためのカリキュラムマップが作成されている。学科・専攻・コースごとに教育目標が異なるために統一的なカリキュラムマップの作成は今後の課題ともいえるが、学習成果のアセスメントも既に取り組みが始まっており、今後の整備が期待される。

優れた取り組みとして、教育目的や目標と学習成果を結びつけるカリキュラムマップを策定し、教育課程と学習成果の関係を可視化し、教育効果を意識した教育プログラム作りに努力している。学習者にとって、教育課程と教育プログラムの相互関係が可視化され、理解しやすくなっている。

また、平成 23 年度より、教育の質を保証するための「履修登録単位上限制」を実施し、学習者の学習成果に対する意欲を引き出し、教育効果を高めている。

自己点検・評価活動については、学長主導により平成 21 年度から進められた「学士力」等のプロジェクトが実体化に向け実を結びつつある。過去数年にわたり学生ケアの観点から継続的に自己点検が進められ、報告書も毎年発行されている。現在は教育の質保証に取り組んでおり、各学科の「学士力表」が完成している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

教育課程について、学位授与の方針は各学科の「卒業要件」が履修に関する規程等で明示されている。教育課程は共通科目と学科科目からなり、四つのセメスターに沿って体系的に編成されている。入学者の受け入れについては、学生募集要項の入学者受け入れの方針において明らかにし、入試説明会等でも説明されている。学習成果の査定については、「学士力」設定が学科ごとに行われ、平成 23 年度のシラバスにアウトカ

ム評価の視点が盛り込まれた。卒業後の評価は、いくつかの学科及び就職部で、就職先企業や幼稚園及び保育所からの評価の聴取を行っており、卒業して 1 年後の卒業生へのアンケート調査を行っている。今後は、評価の可視可と PDCA サイクルの仕組みを作ることが課題である。

学生支援について、学生の履修や成績及び学習状況に関しては、アドバイザーと演習指導教員が中心となりきめ細かく指導を行っている。また、授業アンケートを実施して授業改善に生かすとともにアンケート結果を冊子にして公開している。

学習支援については、導入教育を重視し、執筆に全教員がかかわった「知へのいざない」を活用して、大学への学びの移行教育を行っている。

生活支援では、学内環境整備及び学内アメニティの大幅な改善を行い、学生へのサービス充実に努めている。また、奨学金等の経済的支援も行われている。就職支援についても資格検定試験の実施、キャリアカウンセラーの増員、学内企業セミナーの実施等に支援の強化が図られている。

優れた取り組みとして、学習成果の査定について、平成 22 年度は評価指針の整備・確立への取り組みを進め、教育提供側の指針として学科別「教育目標」が策定され、平成 23 年度学則に明示された。学習者の参考指針としては「学士力」が設けられた。

また、学内の禁煙は実施されているのはもちろんであるが、これを更に一歩進め、周辺地域と協力し、学内も含め周辺地域全体も路上喫煙禁止区域とするなど地域連携の面からも高い評価を得ることに成功している。

児童教育学科のピアノアドバイス行事等全学科で入学前教育が実施されており、事前教育を体験することにより 4 月からの学習を円滑に進めることを可能にしている。

今後の課題としては、各学科におけるシラバスの各回の授業内容の記載は、ウェブサイト上の閲覧のみならず、冊子による活字形式の配布も併せて実施することが望まれる。学生による授業評価については、前回の認証評価の指摘を受け一定の改善はみられたが、評価に関する教員のコメント提出率が低い。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

学校法人全体、短期大学部門ともに支出超過であり、学校法人の負債も多く、財務状況の改善のための計画に従って、財務の改善を図ることが必要である。

教員組織は短期大学設置基準に基づき整備され、専任教員は学位、教育研究業績、制作物発表、実務経歴等短期大学設置基準の規定を充足している。教員の採用・昇任は、大阪成蹊短期大学教員採用等選考規程、大阪成蹊短期大学教員資格審査委員会細則に基づき適切に運用されている。大半の専任教員は研究業績をあげ、大阪成蹊短期大学研究紀要、各種広報用刊行物、ウェブサイトなどを通して、研究結果の公開も適切に行われている。科学研究費補助金等の獲得については一層の積極的な取り組みが求められる。その他、FD 活動に対する教員の意識に個人差がみられるという課題があり、FD 活動を一層活発化し、教員の意識改革をより進め、授業力をさらに向上されることが望まれる。

校地、校舎は、短期大学設置基準を充足しており、体育館、運動場、講義室、演習

室、実験・実習室、機器・備品も適切である。また、校地、校舎について、障がい者のためのバリアフリー化を進めている。学校法人組織が学内 LAN を整備し、専門スタッフ（含 SE）を配置することによって、専門的な支援、ハードウェアとソフトウェアの充実による学生サービスの向上に努めている。このことにより、教員は新しい情報技術を活用して効果的な授業が行える取り組みがなされている。

優れた取り組みとして、平成 23 年度より組織の機能強化のため、教務本部、学生本部、業務推進本部、総務本部、教育推進本部等の本部制を導入し、教職員と事務職員の情報の共有化と意思統一を図り、迅速化、効率化を積極的に行い、実績を積み上げている。事務職員については、資格等級制度に基づき、独自の研修内容を考案し、若手を登用するなど人事制度に工夫を凝らし、組織の活性化を図っている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、学園経営において建学の精神に基づく教育の展開を教職員に要請し、学園の中・長期計画を始めとして経営にかかわる計画においても建学の精神を引用し、施策を策定し強いリーダーシップを発揮している。また、学長も建学の精神に基づく教育研究の推進、教育の質向上・充実を目指している。

理事会は理事長が議長となり、中期経営計画や事業計画、予算策定等の学園の重要事項が審議されている。また、決定された計画等の実施においても理事長自ら進捗状況をチェックし、リーダーシップを発揮している。

監事は、寄附行為の定めに従い、学校法人の業務及び財産の状況につき適宜監査を実施している。学校法人の管理運営において、ガバナンスが働いている。

学長は大学運営の豊富な見識を有している。建学の精神を生かした教育の改革に取り組み、就任以来、短期大学の運営の改革に取り組み、学園の運営方針の決定に関与するとともに、計画執行に対して責任を持ち、リーダーシップを発揮している。また、教授会、各委員会における現状に合わない規程については見直しを図り、改正を進めている。

優れた取り組みとして、平成 22 年 4 月から学園におけるガバナンスの強化に向け、常任理事会を設置し、経営体制の刷新、意思決定の迅速化、各理事の責任明確化がなされた。毎日の定例打ち合わせ会開催によるコミュニケーション改革と業務遂行能力の向上を目指し、理事長の経営方針の徹底、情報の共有化、意思決定及び業務遂行の迅速化が図られ、明確な経営方針の徹底と組織、会議の改革が図られ効果が現れている。

平成 22 年度に就任した理事長は明確な中・長期計画を示すことにより教職員の意識統一を図り、学園一体となって経営改善に取り組んでいる。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

学則第 2 条に示された「人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く、深い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てる」という目的・目標を受けて、教養教育の体系を策定し、共通科目としてⅠ～Ⅴ群に分類された各群の概念に基づいた幅広い教養科目を編成している。

平成 23 年度には教養教育に関するカリキュラムマップを策定し、それらを履修することを通して、幅広い 10 個の達成すべき学習成果を掲げ、個々の学生が偏りなくこれらの成果を身につけられるような科目の位置付けを行っている。これら学習成果は、専門科目への発展・応用力、そして生涯にわたり豊かな人間性を高めるための土台となる、コミュニケーション力、問題解決力、総合的学習経験や創造的思考力が得られるよう配慮している。

実施体制は、共通科目審議会が主体となり、全学共通の教養教育カリキュラムの編成、カリキュラム内容の充実、教養教育担当の非常勤教員の人事を行っている。共通科目審議会には、各学科から教員 1 名が選出されており、ほぼ月例で開かれる審議会において、情報交換・議論を深めることで、学科科目との連携や調整を図っている。特に平成 23 年度からは、導入教育・初年次教育・キャリア教育を総合的に効果的に取り組むことを目的とした全学共通の「成蹊基礎セミナー」を新設し、その実施を試みている。

教養教育として設置されている科目について、各科目の目的・目標が各群に適切に対応しているか、また学習成果がカリキュラムマップに記載された内容と一致しているかを、共通科目審議会が中心となり、シラバスの内容から確認を行っている。さらに、学生が十分にその学習成果が得られる環境にあるかを判断するため、随時点検を行っている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　平成 23 年度に教養教育に関するカリキュラムマップを策定し、目的や目標を定めている。

○　導入教育として「成蹊基礎セミナー」を新設し、全教員の執筆による「知へのいざない」を参考資料とするなど授業内容の統一が図られている。
○　キャリア教育についても「キャリアプランニングファイル」を独自開発し、学生自らの目標設定とフィードバックにより教員とコミュニケーションを図るツールとして効果的に使われている。
○　教養教育科目の成績評価について、科目間でばらつきが生じていないかを事務部門との連携により点検している。必要に応じて審議会を開き担当教員と面談を行い改善に努めている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等については教育支援センターが担当部署となっている。現在は公開講座のみであり、生涯学習授業、正規授業の開放には至っていない。

昨年度開催された生涯学習講座は 10 講座であり、そのうち教育支援センターが主催で行われたものは 6 講座であり、それ以外の講座は他の団体との共催になっている。そのほか、地域の生涯学習センターとの連携講座が 6 回講座を開講している。公開講座については、町内会を通じてパンフレット等を配布するなど、受講者の増加に効果が現れている。

地域社会の行政等との交流活動については、東淀川区との包括協定の締結により、区民会館を利用した七宝焼講習会の開講を行っている。また、コンソーシアム大阪が大阪府教育委員会の後援を得て、中学生のための大学を開放している「中学生サマーセミナー」に 3 名の教員が講座の提供を行っている。

ボランティア活動については、児童教育学科初等教育学専攻が地域の啓発小学校と協定を結び、小学校の教育活動を支援している。また、多くの学生は校区の小学校で放課後の活動に参加して、子供と接する機会を得て教師の道を歩む自分たちの糧ともしている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　当該短期大学で開催される生涯学習講座は参加者数が 100 名を超えるものが数多くある。地域のニーズに即応している。

関西外国語大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　関西外国語大学
理事長	谷本　榮子
学　長	谷本　榮子
ＡＬＯ	廣本　和司
開設年月日	昭和 28 年 4 月 1 日
所在地	大阪府枚方市中宮東之町 16-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
英米語学科		900
	合計	900

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

関西外国語大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 11 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、「国際社会に貢献する豊かな教養を備えた人材の育成」と「公正な世界観に基づき、時代と社会の要請に応えていく実学」を建学の理念に掲げている。平成 21 年には時代と社会のニーズを先取りする中・長期ビジョン「関西外大ルネサンス 2009」を策定し、様々な改革を推進し、時代と社会の変化に対応した建学の理念の新たな展開を迅速に行っている。建学の理念に基づき的確に対応した教育目的・目標、学習成果が明確に示されており、学内外に広く表明されている。また、学習成果を獲得するために、カリキュラムを工夫し、量的・質的データとして測定している。学習成果の査定については、FD 委員会と教務委員会が連携して行っており、教育向上・充実のための姿勢がみられる。更に「自己点検・評価」について、全教職員が恒常的に自己点検を行う組織が整備されている。

教育課程は少人数制、習熟度別クラス編成、英語運用能力向上プログラム、留学制度や特別プログラム、ウェブサイトや携帯電話で学習できるシステムの開発など、英語運用能力を向上させるためのあらゆる努力がされている。海外留学制度は短期、長期ともに充実しており、特に研修費用の支援は学生にとって大きな助けとなっている。授業科目は「シラバスガイドライン」を基に一定の統一を図る努力がされている。授業評価は全科目を対象に実施されており、その結果が公表され、学生や教員へのフィードバックや授業改善に活用されている。進級及び卒業要件に関しては厳格な基準が設けられており、高い学習成果を修めなければ学位授与に繋がらないという毅然とした姿勢がみられ、教育の質の保証が保たれている。キャリアセンターを中心に、多様な学生の希望や状況に対応しており、進路未決定の学生一人ひとりに卒業後まで細やかに支援している。

校地面積、施設・設備、学術情報のアクセスなどが十分に整備、確保されている。専任教員数は短期大学設置基準を満たしている。また、学生が情報端末を利用しやすい環境を実現するために、パソコン教室や教室外学習（自由利用）用パソコン台数の適正配備、無線 LAN の導入等を実施している。経営状態は健全であり、収入超過が継

続的、安定的に維持されている。

建学の精神に基づき、理事長は経営管理・運営において、また、学長は教学全般の最高責任者として、リーダーシップを十分に発揮している。理事会の「中・長期ビジョン」が教職員に周知されて、ガバナンスの点でも機能している。理事会、評議員会は適切に運営されており、監事は業務を公正に執行しており、業務・財産の状況を監査し、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出している。また、公認会計士と意見交換し、理事会において財務状況を報告している。評議員会は、定例で開催され、寄附行為に基づいて予算、事業計画、決算報告などの諮問にこたえて、適正に運営されている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　進級及び卒業要件が厳しく定められており、高い学習成果を修めなければ学位授与に繋がらないという毅然とした姿勢がみられ、対外的に教育の質の保証がされている。

○　英語重視の諸施策が打ち出され、建学の理念を具現化した教育効果が発揮されている。

［テーマ B　学生支援］

○　短期大学独自の多様な奨学金制度を充実させて学業を支援している。海外留学のための費用支援制度や「同窓会奨学金」「シニア奨学金」「課外活動支援奨学金」を設けており、多くの学生が活用している。また、経済的理由で学業の継続や入学が困難な者への救済措置として「学業継続緊急支援奨学金」「入学時支援奨学金」を用意している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　財務状態は正常であり、財務比率の運用資産余裕比率も全国平均を大きく上回っている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長は建学の精神に基づき、学生の目線に立った大学運営に心がけると共に、財務体質の強化にも常にリーダーシップを発揮している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　退学者が少なくはなく、学生一人ひとりに対してきめ細かな指導が必要である。特に学業不振の学生に対しては、学習支援を工夫するとともに、クラス担任やアドバイザーを活用して、退学者を減らす工夫をされたい。

［テーマ B　学生支援］

○　学習不振を含め多様な学生の状況を早期に把握して、適切に対応するシステム（教職員の協働）や就職支援プログラムの強化、FD・SD による学生指導・支援面での向上を期待する。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　教員の教育研究活動上の実践事例を報告する場として「高等教育研究論集」が刊行されているが、研究活動の発表に向けた一層の努力が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の理念として、「国際社会に貢献する豊かな教養を備えた人材の育成」と「公正な世界観に基づき、時代と社会の要請に応えていく実学」を掲げ、時代と社会の供給を先取りした教育を実践している。建学以来、これらの建学の理念は学内外に表明されてきた。

建学の理念について時代と社会の変化に対応して、平成 21 年には時代と社会のニーズを先取りする中・長期ビジョン「関西外大ルネサンス 2009」を策定し、様々な改革を推進し、時代と社会の変化に対応した建学の理念の新たな展開を迅速に行っている。

建学の理念に基づき的確に対応した教育目的・目標、学習成果が明確に示されており、学内外に広く表明されている。学習成果は、「実社会で活躍できる実用英語力を獲得している」、「社会人としての基礎的人間力を身に付けている」、「幅広い知識と豊かな国際感覚を身に付けている」であり、建学の理念、教育目的・目標に基づき明確である。学習成果を獲得するために、カリキュラムを工夫し、量的・質的データとして測定している。

「学習成果を焦点とする査定」については、FD 委員会と、教育課程の具体的な改善・充実を目的とする教務委員会が連携して恒常的に行い、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを継続して実施している。

自己点検・評価については、平成4年に自己点検・自己評価実施要項を定め、その体制を整備した。この要項に基づき、すべての組織が恒常的に自己点検を行い、自己点検・自己評価委員会が自己点検・評価作業を統括している。その成果は「教育研究年報」としてこれまで4回公表されており、全教職員あげて自己点検・評価の成果を活用し、教育の充実に取り組んでいることが明らかである。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針では、進級及び卒業要件に関しては厳格な基準を設けており、高い学習成果を修めなければ学位授与に繋がらないという毅然とした姿勢がみられ、教育の質の保証が保たれている。目的に沿った、コースごとの科目群が設置され、総合教育科目も含め体系的に編成されている。科目名も、学生の立場に立った分かりやすい

ものとなっている。教育課程に関しては、併設四年制大学を中心とした 3 年次編入を軸に編成されている。少人数制や習熟度別クラス編成に加え、留学制度や特別プログラム、ウェブサイトや携帯電話で学習できるシステムの開発など、英語運用能力を向上させるためのあらゆる努力がされている。海外留学制度は短期、長期ともに充実しており、特に研修費用の支援は学生にとって大きな助けとなっている。また、授業科目は「シラバスガイドライン」を基に一定の統一を図る努力がされている。成績評価基準も明確で、厳格に適用している。授業評価は全科目を対象に実施されており、その結果が公表され、学生や教員へのフィードバックや授業改善に活用されている。入学者受け入れの方針は、入学試験要項、ウェブサイトで示し、オープンキャンパスや高等学校訪問、入試相談会などで示している。入学前の学習成果の把握・評価は、教科試験、小論文、面接、高等学校時の活動・成績を選考基準として明確に示している。学生の卒業後の評価については、書面アンケート調査に加え、教員及びキャリアセンタースタッフによる企業訪問調査が行われている。入学者選抜は明快な方法で行われ、結果（合格点等）がウェブサイトで閲覧できて分かりやすい。

併設四年制大学と共用する施設設備は充実しており、クラスアドバイザーやキャリアセンター、学生相談室等教職員が組織的に学生を支援している。学費を比較的低額に抑えると共に奨学金制度を充実させて経済的な負担を軽くする試みは、今日の社会状況からみて非常に重要である。学習に関しては、編入対策をはじめとする補習や FD 活動が多様な形態で活発に行われ、授業改善及び学習成果の獲得に向けた熱意が感じられる。

しかし、そうした取り組みにもかかわらず留年・退学者が少なからず存在する問題は、今後優先的に取り組むべき課題といえる。学生一人ひとりに対してクラス担任やアドバイザーを活用してよりきめ細かな指導を行い、その減少に向けてより一層努力することが期待される。

進路支援においては、教員と職員が一体となって学生指導の一層の向上を図り、多様な学生に対処することが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

校地面積・校舎面積とも短期大学設置基準を大幅に上回っており、適切な運動場も有している。校舎は、障がい者に配慮した施設（バリアフリー化、身障者用エレベーターを全館に配備等）を整備し、図書館学術情報センターの施設・設備は、学生の学習活動と教員の教育・研究活動へのサービスを重視すると共に、学生と教員が求める学術情報へのアクセスを、迅速かつ的確に処理できるように整備されている。維持・管理についても学校法人関西外国語大学施設等管理規程により、総務部長を統括責任者として管理している。教員組織についても、短期大学設置基準の 2 倍以上の専任教員数が確保されている。

また、学生が情報端末を利用しやすい環境を実現するために、学習目的に応じパソコン教室や教室外学習（自由利用）用パソコン台数の適正配備、無線 LAN の導入等を実施している。同時に、不正アクセス防止に必要な対策など安定化対策を講じている。

セキュリティについても端末レベルでは物理アドレス認証を行い、無線 LAN は専用暗号化機能を付加し強化している。

経営状態については、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づき判断した結果、学園全体及び短期大学部とも「正常状態」である。キャッシュフロー計算書による教育研究活動のキャッシュフローは過去 3 か年ともプラスであり、法人全体の次年度繰越支払資金は、年間支出額を超えて安定的に推移している。短期大学部の帰属収支差額ベースでも収入超過を維持している。

中・長期ビジョン「関西外大ルネサンス 2009」を策定し、今後の具体的な指針となる「外大ビジョン・6 つの柱」をメインに据え、将来にわたっての「人的資源」「物的資源」「技術的資源をはじめとするその他の教育資源」「財的資源」の確保が明確にされている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の理念に基づき、「常に学生の目線に立った学校運営」を心がけて、リーダーシップを発揮している。将来構想検討委員会に諮問し策定した中・長期ビジョン「関西外大ルネサンス 2009」を理事会決定し、具体的に教職員に周知している。その中で、個性あふれる大学として存在感を高めるため、具体的な今後の指針として、「外大ビジョン・6 つの柱」を中心に据え、キャッチフレーズとして「キャンパスは“ちきゅう”」を掲げている。また、理事長は寄附行為に基づき、原則月 1 回理事会を招集し、議長を務め、責任を十分果たしている。

理事会は法令に基づき、学校法人の健全な経営、管理運営のために寄与している。また、理事会は法令に従い適正な人数で構成されている。

学長は、十分な研究・教育実績を有し、教学全般の最高責任者としての職務を理解し、その遂行に努力をしている。また、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会は規定に基づき開催され、教育目標・目的や学習成果について検討、審議している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況を監査し、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出している。また、公認会計士監査にも立会い意見交換し、理事会において監査の結果や学校法人の財産の状況などについて報告している。

評議員会は、年 2 回定例で開催され、寄附行為に基づいて予算、事業計画、決算報告などの諮問にこたえて、適正に運営されている。

財務情報・教育情報の公開についても、法令等の規定に基づき、ウェブサイト等で積極的に公表している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

教養教育の目的・目標は「短期大学生としての基本的な知識、マナー、コミュニケーション力養成、社会人としての素養の修得」であり、適正に設定されている。教養教育の方法として、人文・社会・自然科学や英語以外の第二外国語を履修させている。1 年必修科目として、「K.G.C. ベーシックス A・B」を設置し、「基礎的人間力を育成する」「初年次教育としての学習姿勢・勉学方法の習得を図る」「社会性と人権意識を育成する」「キャリア教育」「学生生活を図るクラス経営」を指導目標としている。授業内容は 30 回で構成されている。この授業では、図書館利用、礼儀とマナー、人間関係作り、自分を知る、レポート書き方、仕事を知る、異文化理解、人権問題、プレゼンテーションなどのテーマについて学習している。クラスアドバイザーを兼ねた専任教員が授業を担当し、「礼儀とマナー」については外部講師を招聘し、授業が行われている。

授業テーマが多様なため、学生の関心・興味や習熟度に格差があるので、学生に授業の意義・目的を理解させる工夫などが期待される。

教養教育の授業の学生評価においては、約 90 パーセントの学生から高い評価を得ている。また、授業の学習成果の測定・評価、改善は「K.G.C. ベーシックス検討委員会」と教務委員会との連携によって授業改善が図られ、授業運営への改善努力がみられる。

さらに、全体的な統一を図るため、連絡会を開催し、指導項目・授業内容について共通化・共有化を目指し、次年度に生かす体制をとっている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「短期大学生としての基本的な知識、マナー、コミュニケーション能力の養成、社会人としての素養の修得」のため、教養教育の一環として人文・社会・自然科学英語以外の外国語科目と初年次春学期必修の「K.G.C. ベーシックス A・B」を設置している。特に、「K.G.C. ベーシックス A・B」の授業を通して、専任教員が学生に基礎的人間力、マナー、学習方法などを教え、目標・目的を実現する努力がみられる。

職業教育の取り組みについて

総評

職業教育は、就職と編入学の二つに対してキャリア支援を行っている。就職支援体制は正規の授業とキャリアセンターが実施する就職支援プログラムを配置している。1年次の授業科目「K.G.C. ベーシックス A・B」と就職支援プログラムを連携し、2年次の企業研究、就職活動へと繋げている。

高等学校での学習と大学入学後の授業を結びつける「高大接続」はクラス担任によるクラス単位の授業「K.G.C. ベーシックス A・B」が有効な役割、高大の橋渡しをしている。

職業教育に特化した授業科目、「秘書実務」「実務英語研究（航空、旅行、ホテル）」を開講している。また、正規授業科目として週 1 回各業界の専門家の特別講師による「キャリア講座」が開講されている。

就職以外の進路指導として、編入学指導が行われている。「学内推薦選考」において高い英語資格やスコアを入学応募条件にして、質の保証を維持している。

リカレント教育は、50 歳以上の履修入学制度を提供し、平成 24 年度は 7 名の入学を受け入れており、社会に門戸を開き、社会貢献を実践している。

教員の資質を向上させるため、「礼儀とマナー、キャリア教育の進め方と目的、社会が求める人材像と働くことの必要性、キャリアデザイン」をテーマとする合同授業を外部講師によって展開している。また、SPI 対策、自己発見レポート、キャリア講座も教員の資質向上に寄与している。

職業教育の測定・評価・改善も「K.G.C. ベーシックス検討委員会」が学生による授業評価や教員によるアンケートを実施し、次年度への改善の姿勢をみせている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「職業教育」を就職対策に、「編入教育」を進学対策と捉えている。特に、就職支援では、教育課程の通常の授業にキャリア選択のための基礎知識、実務学習（秘書実務、実務英語研究など）、資格支援（英語の資格・情報リテラシー）、キャリア講座などの様々な授業科目を設置している。一方、編入学では、編入学の質を保証するため、英語の資格・スコア（TOEFL450 点、TOEIC440 点、英検 2 級以上）を入学の条件にしている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会への貢献として、様々なテーマの「公開講座」を開講している。また、地域との交流の場を目指す「インターナショナル・コミュニケーション・センター」に

は教職英語教育センター、国際文化研究所、イタリアンレストラン、キッズイングリッシュ教室などの充実した施設がある。

「地域参画」として、「学園都市ひらかた推進協議会」「枚方市小中一貫英語教育特区事業」「大阪府・大阪市教育委員会との協働」などの教育研究事業を地域社会と連携・協力して幅広く行われている。また、大阪教育委員会と協力して教員対象の「英語コミュニケーションスキルアップ講座」「英語科指導力向上講座」「指導者養成講座」を開講している。さらに、大阪府教育センター主催の「小中高、特別支援学校 10 年経験者研修」を実施している。大阪府教育委員会との共催で、小学生を対象にした「学びングキャンパス＠関西外大英語村」が開催されている。このような地域貢献は「外大ビジョン・6 つの柱」の一つ、「地域はパートナー－『グローカリズム』の実践」の一環であり、当該短期大学が教育研究の成果を地域社会に広く還元している。

「高大連携」も盛んに行われている。大阪の私立高等学校計 8 校と「高大連携協定」を締結し、提携校を対象に語学向上プログラムを開講している。もう一つは、高大春期・夏期プログラムを実施し、教職インターンシップ、英語授業セミナーなどの活動を展開している。

ボランティア活動については、枚方市役所、社会福祉法人、近隣小学校、地域住民などから大学のクラブ・サークルに対して夏祭り、体育祭などの出演依頼があり、それに応じている。また、「グローバルサポーター」というサークルは枚方市駅周辺で清掃活動をしている。その他、枚方警察署から夜間パトロールの協力依頼が少林寺拳法部にあり、防犯活動に貢献している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　地域社会へのいろいろな「公開講座」「地域参画」「高大連携」など優れた施策が行われている。例えば、「枚方市小中一貫英語教育特区事業」は英語による地域支援、また「大阪府・大阪市教育委員会との協働」は小中高の教員に「英語コミュニケーションスキルアップ講座」を実施しており、地域還元に役立っている。

関西女子短期大学の概要

設置者	学校法人　玉手山学園
理事長	江端　源治
学　長	祖父江　鎮雄
ＡＬＯ	仲宗根　稔
開設年月日	昭和 40 年 4 月 1 日
所在地	大阪府柏原市旭ヶ丘 3-11-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		100
保健科		40
歯科衛生学科		100
医療秘書学科		60
	合計	300

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	医療秘書学専攻	10
	合計	10

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

関西女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 1 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は「感恩」であり、この建学の精神に基づいた使命は、社会に貢献し得る専門的職業人の育成であると定めている。また、この「感恩」の精神を教育の中で具体化し、学生に根付かせ、社会人としての生活の礎とすることが、教育理念であると明示している。建学の精神・教育理念、教育目的・目標は、定期的に点検し、印刷物やウェブサイトへの掲載、学内掲示や諸行事での言及等で学内外に表明されている。

社会に貢献し得る専門的職業人の育成という使命のもと、各学科は、その職業に就くにあたり必要な能力・資質の習得を教育目的・目標に定め、それぞれの教育目的・目標に到達するための実践的能力として学習成果が策定されている。

教育の向上・充実の一環として、シラバス、授業アンケート、非常勤教員との連携強化並びに「自己点検シート」を活用した、教員個人の授業改善のための PDCA サイクル等を実践している。

「短期大学自己点検・評価委員会」の設置など、自己点検・評価を展開できる体制が整備され、全教職員が向上・充実に向けて努力している。

「学位授与」・「教育課程編成・実施」・「入学者受け入れ」の三つの方針は、全学共通及び各学科・コースで明確に定められ、学内外に表明されている。また、毎年、点検が実施されている。成績評価の基準については、学則に規定されており、評価の方法はシラバスに明示されている。学習成果の査定については、各学科・コースの高い免許・資格取得率や専門職就職率から具体性が認められ、達成可能であり、実際的価値を有している。

学習支援、生活支援、進路支援等の学生支援に関しては、学生支援センターやゼミ担当教員を中心とした全人的教育指導を行う体制が整備され、学生必携の「夢ノート」が有効に活用されている。入学者に対しては、入学前教育の実施やオリエンテーションを通して、円滑に学生生活が開始できるように配慮されている。

専任教員数、施設・設備面においても、短期大学設置基準を満たしており教育環境

として適切に整備されている。専任教員は研究活動に努めており、その成果は各専門学会で発表され、また紀要はウェブサイト上に公開されている。これらが、学生教育の資源として大いに活用されていることがうかがえる。また、研究活動に対して、学校側から学会出張費の一部補助や論文発表等の補助費支給など研究支援の制度も充実している。

学内 LAN は建物すべてを網羅しており、すべての教員研究室や情報処理演習室、また主な講義室、事務室で接続可能となっている。

当該学校法人では「第 1 期（2008~2012 年）学園中長期計画」を策定し、それに基づく健全な財政状態を維持するために財務計画を作成している。収支のバランスは過去 3 か年にわたっておおむね均衡しており、財政面も借入金はなく安定した体質を維持している。これら教育資源、財的資源により、当該短期大学は教育の展開と学生支援を継続的に充実させ、教育機関として継続的に向上し得る体制を築き、学生教育に邁進している。

当該学校法人の管理運営は、寄附行為等に基づき、理事長のリーダーシップが適切に発揮される体制となっている。法人の最高意思決定機関である理事会は、議長を理事長が務めるなど適正に組織されている。

学長は、学内規程にのっとり理事会において選任され、教学運営はもちろんのこと、短期大学・学園運営の両面において適切にその職務を遂行している。教授会は学長が主宰し、教授会規程の定めに従って適正に行われている。

監事は、寄附行為の規定に基づき選任しており、法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会も寄附行為の規定に基づいて開催され、理事会の諮問機関としての機能を適切に果たしている。

２．三つの意見.

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　入学式後、2 日間のオリエンテーションに続けて、入学生と教員全員及び複数名の 2 年生の参加により、宿泊オリエンテーションを実施している。各学科の特徴に合わせて実施され、学生の新たな環境への適応に役立っている。

○　学生が入学時の志を常に忘れないように、また、実際の学びを足跡として残すた

め、学生必携の「夢ノート」を活用している。「夢ノート」は学業面の指導に用いるだけでなく、ゼミ担当教員と学生との間で、生活指導や職業教育の面からの指導に有効に活用されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　財政面での安定という観点から、少子化による学生数の減少に対応するために、定員充足率の点でそれまでの数年間、問題があった保育科並びに保健科の定員を減らし、それに代わって平成 23 年度から医療秘書学科を新設した。これにより、速やかに定員を満たし、定員充足率の改善を成し得た。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　学習成果の達成度をどのように評価するか、システムをつくる必要性については認識されている。今後は、学習成果と各科目の到達目標の対応関係をどのように考えるかを検討する必要がある。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　研究助成金の募集に対する申請意欲が低調である。外部資金の獲得を積極的に行うよう努められたい。

○　SD 研修に関しては、外部研修を積極的に受講させ、更にその成果を部署ごとに発表する場も設けている。SD 研修そのものに積極的な姿勢はうかがえるものの、全学的対応にすることが望まれる。SD に関する規程を有していないので、規程を整備されたい。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

当該短期大学の建学の精神は「感恩」であり、この建学の精神に基づいた使命は、社会に貢献し得る専門的職業人の育成であると定めている。また、この「感恩」の精神を教育の中で具体化し、学生に根付かせ、社会人としての生活の礎とすることが、教育理念であると明示している。この建学の精神や使命、教育目的・目標は、定期的に学内で点検し、印刷物やウェブサイトへの掲載、学内掲示や学内諸行事での言及等を通じて、学内外に表明されている。

各学科・コースの教育目的・目標は、建学の精神に基づき、それぞれ具体的な専門職に就く職業人の育成という観点で設置され、その職業に就くにあたり必要な能力・資質の習得を教育目的・目標に定め、各学科・コースの到達目標とも関連付けながら、学位授与の方針に対応する形で学習成果を定めている。

各学科・コースの学習成果は、建学の精神を背景にしたそれぞれの教育目的・目標に到達するための実践的能力として、具体的に項目化して設定されたものである。

教育の質を保証するため、各関連官庁からの法改正等による通達、事務連絡等には留意し、関連事項があれば、学則変更、規程の作成・変更等を行い、法令順守に努めている。また、教育の向上・充実の一環として、シラバス、授業アンケート、非常勤教員との連携強化並びに「自己点検シート」を活用した、教員個人の授業改善のための PDCA サイクル等を実践している。しかし、「自己点検シート」の活用方法が全学的に統一されていない。学習成果の数値化と可視化に向けたツールを開発する必要があるなど課題を残している。

当該短期大学では、「短期大学自己点検・評価規程」にのっとって「短期大学自己点検・評価委員会」を設置し、教学面と管理・運営面から総合的な自己点検・評価を展開できる体制を整備している。また、平成21年度からは毎年度、「年次報告書」を活用した自己点検・評価を定期的に実施している。しかし、明確な評価基準に基づいた全学的な自己点検・評価は実施できていないため、規程にのっとって3年に1度実施していく点が課題として残るが、全教職員が向上・充実に向けて努力している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は、全学に共通する方針と各学科・コース個別の方針から構成されており、学生便覧、「夢ノート」、短期大学案内やウェブサイトなどによって学内外に表明されており、各学科・コースが目標としている職業に就く際に必要な免許・資格取得など、当該職業で発揮すべき学習成果と対応したものとなっている。また、毎年、点検が実施されている。成績評価の基準については、学則に規定されており、評価の方法はシラバスに明示されている。なお、学習成果と各科目の到達目標との対応関係については、今後、精査することが課題である。

教育課程編成・実施の方針では、各学科・コースの学位授与の方針には、取得できる資格が明示され、どのような人材を育成するかを具体的に示しており、そのために必要な資質・能力を修得すべく教育課程が編成されている。

入学者受け入れの方針では、入学前の学習成果について「各学科・コースの教育目的にあった学修を行うために十分な基礎的学力を有する人」と規定している。各学科・コースごとに、教育目標を達成するための「求める学生像」が定められており、学生募集要項等に示されている。

学習成果の査定については、各学科・コースの取得免許・資格、実際の就職状況から具体性が認められ、達成可能であり、実際的価値を有している。全学共通の学習成果評価方法の確立が、今後の課題として認識されている。

進路先を対象とした「卒業生に対する満足度調査」については、今後、調査結果を学習成果の点検にどのように生かすかが課題である。

教員は、学生による授業アンケートの結果を授業改善に役立てている。また、専任教員と非常勤教員が一堂に会する年１回の教育に関する意見交換会では、学位授与の方針、教育課程、授業内容などについての意思疎通も図られている。学生の学習成果把握にあたっては、教務部職員は中心的役割を果たしている。また、学生支援センター職員も、学生生活における経済的・身体的・精神的な支援を通し、側面的に学習成果の向上に貢献し、その役割を果たしている。ただし、学習成果の達成度を把握するためのシステム作りは、今後の課題といえる。

学習支援では、学習に向けた動機付けは、取得資格や職業との関連から重視されており、オリエンテーションや授業の中で指導が行われている。基礎学力の不足している学生、学習上悩んでいる学生に対しては、学科及びゼミ担当教員が指導助言を行う体制があり、学生必携の「夢ノート」も有効に活用されている。

生活支援では、各ゼミ担当教員と学生支援センターが、学生生活と進路・就職活動の支援について効率的に行えるよう「学生支援委員会」が設置されている。学生の福利厚生面についての支援体制も十分整えられている。

学生募集要項に「アドミッション・ポリシー」を明記している。入試広報部が、入試に関する事務全般に対応しており、広報、入試事務に適切に対応できる体制が整えられている。また、合格者に対して、基礎学力の向上・学習意欲の昂揚と持続を図るため、入学前教育が実施され、入学者に対しては、オリエンテーションを通して、建学の精神、三つの方針、授業への取り組み方、学園の施設等、学生生活全般にわたった説明が行なわれ、円滑に学生生活が開始できるように配慮されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

専任教員並びに教授の人数は、短期大学設置基準を満たしており、資格等関係法令が定める教員数も満たしている。また、教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員、非常勤教員、補助教員も充実している。専任教員は研究活動に努めており、その成果は学会や紀要などで発表し、学生教育の資源として大いに活用されていることがうかがえる。また、教員の資質向上の目的で組織的な計画性のある FD 活動も活発に展開されている。これらの活動に関して、学校側から国内学会出張費の援助、国際学会出張費の一部補助、論文発表者、講演者、学会運営に関わる座長等に関しても補助費を支給するなど、研究支援の制度も充実している。学習成果を向上させるための事務組織として教務部、学生支援センター（保健室、学生相談室）、情報センター、図書館、地域支援交流センターなどが設置され、事務組織の学生援助体制も充実している。事務職員も種々の SD 活動を行い、学生教育をサポートしている。

施設・設備面においても、校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を満たしており学生教育に必要な各種教室、情報処理室、図書館、厚生施設なども十分に備わっている。これら物的資源にかかわる課題として「キャンパスフューチャービジョンプロジェクト」を中心に行動目標を策定して、障がい者対応や建物の老朽化改善、図書館の整備など学園全体の構想として計画的に改善している。省エネルギー対策には「省エネ対策委員会」を設置し、「省エネ標語」を募集し教職員、学生にも省エネルギーの意識を持たせたり、「クールビズ」「ウォームビズ」を積極的に取り入れたり、紙類の再利用なども行っている。

学内 LAN は建物すべてを網羅しており、すべての教員研究室や情報処理演習室、また主な講義室、事務室で接続可能となっている。

財務計画においては、「第 1 期（2008~2012 年）学園中長期計画」を策定し安定している。短期資金収支は収入超過であり、財政面も借入金はなく安定した体質を維持している。また、平成 23 年度に「学校法人玉手山学園　経営理念とビジョン」を明文化し学園の将来像を明確にして運営している。これらの財務情報は法人のウェブサイトで、同様に教育情報は短期大学のウェブサイトで社会に公開している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

当該学校法人の管理運営は、私立学校法、寄附行為及びその他の関連規程に基づき理事長のリーダーシップの下、理事会を法人の最高意思決定機関として 2 か月に 1 回開催し、議長を理事長が務めるなど適正に組織されている。理事会を構成する理事も法令及び学内規程に基づき選任されており、当該学園の建学の精神を理解するとともに学園の健全な経営についての学識及び見識を有していると認めることができる。

学長は、学内規程にのっとり理事会において選任され、教学運営はもちろんのこと、短期大学・学園運営の両面において適切にその職務を遂行している。教授会は学長、副学長、教授、准教授、専任講師で構成され、学長が主宰し、毎月 1 回開催され、教授会規程の定めに従って適正に行われている。併設している四年制大学と合同で開催

する教学に関する最高の審議機関として「大学評議会」があり、そこでは規程に基づいて大学・短期大学の将来計画、学則の改廃、教員人事等、多岐にわたる重要な事項について適正な審議を行なっている。教授会の議事録は、規定に基づき、教授会開催ごとに学長が作成して、学長及び事務局長（大学事務局次長）が記名押印している。また、教授会では毎年三つの方針を議題に掲げ、それに対する見直し及び確認が適正に行われている。

監事は寄附行為の規定に基づき選任しており、当該学園の業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会も寄附行為の規定に基づいて開催され、私立学校法の規定に従い理事会の諮問機関としての機能を適切に果たしている。

当該学校法人では、「第 1 期（2008~2012 年）学園中長期計画」の下、「予算委員会」を開催し、そこで予算編成の基本方針が示され、各部門と調整を行いながら「事業計画書」と予算について、あらかじめ評議員会の意見を聞いて理事会で承認している。決定した事業計画及び予算は速やかに関係各部門に通達され、適正に執行されている。計算書類、財産目録等は法令及び学内規程に基づき作成しており、法人の財政状態を適正に表示している。また、法人の資産及び資金の管理と運用も法令及び学内規程に基づき適正に管理されており、学園創立記念事業の一環で行なっている寄附募集も、「運営理事会」及び理事会を経て適切に実施されている。これら教育情報の公表及び財務情報の公開に関しては、私立学校法の規定に基づき、適正に行われている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学の使命は職業教育であり、保育科では保育士、幼稚園教諭、保健科では養護教諭、歯科衛生学科では歯科衛生士、医療秘書学科では医療秘書並びに介護福祉士という専門的職業人の養成を目指した教育を実施している。

この職業教育と後期中等教育との接続について、合格者に対して入学者前教育を実施し、職業意識、知識の向上などを行うことによって後期中等教育との連携を進めている。

各学科は、それぞれに三つの方針の下に学習成果及び到達目標などを具体的に設定して教育活動を展開している。また、教育課程の改善・充実を図りながら、専任職員と非常勤職員が協働して職業教育の充実に努めている。

リカレント教育に関しては、それぞれの学科において、それぞれの学科に応じた内容で、主に卒業生を対象としたセミナーや研修会を開催し、キャリアアップを図っているが、学科によっては勤務環境から、セミナー開催日に休みを取得出来ず、参加する卒業生が少ない現実もあり、課題となっている。

職業教育を担う教員の資質に関しては、各学科に実務経験豊かな教員が配属されている。教員は、FD や関連研修会に積極的に参加し、各人の資質及び教育力の向上を目指し、自己研鑽に励んでいる。

職業教育の効果の測定・評価に関しては、職業教育の効果を学外実習の指導者評価、就職状況、就職先アンケートの三つの手段で測定・評価し改善に取り組んでいる。専門職としての就職率は、職業教育の効果を測定する最も直接的な指標であり、その高さは職業教育の効果の高さを示していると捉えている。また、平成 23 年度には、就職先を対象としたアンケートによる当該短期大学の職業教育の評価測定を実施した。その結果では、各学科・コースともほとんどの卒業生に対し、おおむね高い満足度評価を得ている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　オープンキャンパス等を単に学校案内の機会としてだけではなく、職業の内容や

意義の理解を促す教育的な機会と捉え、高校生等が入学後の学びや卒業後の職業について目的意識を明確にもてるようにしている。

○　入学者のキャリア発達の連続性に留意し、高等学校までの既習事項を活用した入学前教育を実施すると共に、予備知識と職業意識や基礎学力の向上を目指して、出身高校の恩師への「感謝の手紙」送付や「携帯システム学習」「論理的文章学習」など後期中等教育との接続を図っている。

○　リカレント教育に関して、各学科において年に 1 回～4 回程度のセミナーを開催して専門的知識や技術のレベルアップを図っている。

○　就職が困難である時代にもかかわらず、各学科における就職率が 100 パーセントを維持している。

近畿大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　近畿大学
理事長	清水　由洋
学　長	塩﨑　均
ＡＬＯ	黒田　正治郎
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	大阪府東大阪市小若江 3-4-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
商経科第二部		80
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
商経科		2000
	合計	2000

機関別評価結果

近畿大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 4 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神を受けて、第二部（夜間）の短期大学として三つの方針及び教育理念を学則に明示している。短期大学として学習・教育目標を明示しようと努力しており、授業科目に関する量的データを学習成果として測定して授業改善を行っている。自己点検・評価活動については、当該短期大学は近畿大学の一部門として位置付けられて自己点検・評価活動を実施している。ただし、当初提出された自己点検・評価報告書に記述不足があり、修正を要したので、今後、より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。

教育課程編成・実施の方針を定め、五分野で教育課程を編成し、社会人や多様な学生が、幅広い授業を柔軟に履修できる受講時間自由選択制、他学部受講制度、セメスター制等を整備している。多様な教育課程の下で学生が適切な履修計画を立てるために、履修モデルを示し、学生自身が学習目標を明確にする仕組みである「マイ・キャンパス・プラン」を導入している。教員は学生の学習成果の獲得に向けて授業改善や学生支援を行い、FD 活動や職員の専門職能を高める SD プログラムも実施しており、教育資源を有効活用できている。学習成果の獲得に向けたきめ細かい学習支援と進路支援を教職員が連携して組織的に行っており、通信教育課程においても学生の学習意欲を高めて、継続的に学習できる工夫を行っている。

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を組織している。専任教員は研究成果をデータベース等で公開しており、専門的職能を有する短期大学事務担当を配置し、諸規程の整備や人事管理も適切である。施設設備等の教育資源は十分なものであり、防災訓練・情報セキュリティの面でも対策を講じている。図書館は総合大学の利点を生かした規模と質を備えており、当該短期大学の学生も活発に利用している。また、通信教育課程の学習支援の施設も整備されている。教育資源や技術サービスは十分であり、計画的に維持・整備がなされている。平成 21 年度から平成 23 年度の 3 か年の帰属収支において、短期大学部門は 1 か年収入超過であり、学校法人は 2 か年収入超過である。また、入学定員は過去 3 か年、十分に充足している。

寄附行為に基づき理事長は適正なリーダーシップを発揮し、学長は大学協議会を通じて教学についてリーダーシップを発揮している。当該短期大学に関しては、学長、短期大学部長、事務長の三者で協議を行い、短期大学部長が教育研究全般にわたるリーダーシップを発揮している。監事は、法人並びに大学の業務と財務状況について適切に監査しており、評議員会は、寄附行為に基づき理事会の諮問機関として適正に機能している。中・長期の事業計画と予算を策定し、情報を開示している。財務関係の書類も適切に準備されており、全体的にガバナンスが適正に機能している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　自己点検・評価活動によって明らかになった課題を、日常の活動の課題として取り上げ、具体的な成果を上げている。担当する委員会で課題に対応する改善策を検討し、教授会に提言して、改善・改革に組織的に取り組んでいる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　通信教育課程において、学習のガイド、添削指導、質問の受付等を要項等で教育課程を分かりやすく示して、学生が円滑に学習できるように工夫している。

○　学生自身が学習目標を設定し、その成果を確認する「マイ･キャンパス･プラン」を活用している。学生が自らの学習成果を確認できる仕組みを取り入れている。

［テーマ B　学生支援］

○　学生による授業評価アンケート結果に対して、授業担当者がリフレクションペーパーを作成している。この中には、評価結果に対する総評、前回の課題・目標の達成度評価、次回に向けた改善点等を記述するようになっており、授業改善を実践している。

○　社会人や編入希望の学生の多様な学習目的に対応するために、受講時間の自由選択制を導入する一方で、進路別の履修モデルを設定し、学生が履修計画を立てやすいガイダンスを行っている。少人数制である点を生かして、必修科目「基礎演習 1・

2」（1 年生）、「演習」（2 年生）の担当教員を中心に、個々の学生の学力や学習意欲、進路希望に合わせてきめ細かい学習支援を行っている。

○　通信教育課程においては、卒業生による在学生の学習支援を実施している。継続が難しい通信教育課程にあって、学習を継続し学習成果を上げるための支援に取り組んでいる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ B　物的資源］

○　併設四年制大学の図書館が午前 9 時から午後 10 時まで開館しており、短期大学第二部（夜間）の授業終了後でも利用できる。開館日数も 331 日と文部科学省の平成 22 年度学術情報基盤実態調査報告の平均 262 日を大きく上回っている。このように学生にとって利用しやすい配慮がなされており、学生の利用も活発である。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　教育効果の達成度を評価するために短期大学としての具体的な学習・教育目標を、より明確に示す必要がある。学則の別記の三つの方針に示す「育成する人材」や「学部としての教育目標、期待される学習成果」について議論を深め、到達目標としての短期大学の学習・教育目標を明確にすることが課題である。

［テーマ C　自己点検・評価］

○　当初提出された自己点検・評価報告書に記述不足があり、修正を要したので、今後、より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

当該短期大学は大学の「建学の精神」を受けて、短期大学としての三つの方針及び、全人教育の教育理念を設定し、学則別記に明示している。学生、専任及び兼任の教職員が共有化するための仕組みも備えている。

規模の大きな総合大学であり、大学の教育目標は多様な学部を包括する内容である。当該短期大学は、短期大学としての学習・教育目標を示そうと努力しているが、三つの方針に示された育成する人材の到達目標と当該短期大学の学習・教育目標の関係が十分に説明されていない。当該短期大学で PDCA サイクルを回すための評価基準として活用でき、学生に分かりやすく示された、期待する学習成果として機能する教育目標等の整備を更に進める必要がある。

シラバスで学習目標を明示し、定期試験や学生による授業評価アンケート等の量的データを学習成果として測定している。教授会や委員会が組織的に学習成果を点検し、授業科目レベルでの改善を行っており、PDCA サイクルが機能している。しかしながら、教育課程の学習成果を量的・質的データで評価する取り組みは不十分であり、教育課程レベルで PDCA サイクルの取り組みを行う必要がある。

自己点検・評価活動は、平成 12・16・19・21・22・23 年度に行われており、学長、学部長以下、全職員が参画し、学校の問題点について真摯に取り組んでいる

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

当該短期大学は学位授与の方針に基づき、教育課程編成・実施の方針を学則の別記に定めて、五つの分野を設けて教育課程を編成している。第二部（夜間）で学習する社会人や多様な学生の学習の便宜を図り、時代の流れや社会の要請に対応し、実学重視の教育を実現するために、幅広い授業を柔軟に履修できる受講時間自由選択制、他学部開講科目の受講制度、セメスター制等を導入し、教育課程の改善を図っている。学生が自分の目標に応じた学科目を履修できるよう多様な講座を開講しており、ウェブサイトで公開している。分かりやすい履修モデルを短期大学部要綱に提示し、各授業の詳しい内容、成績の方法及び履修に必要な情報はすべてシラバスに記載している。また、学生が将来に向けたキャリア形成ができるように、必修科目「基礎演習 1・2」

及び「演習」で自らの学習目標について「マイ・キャンパス・プラン」を活用して明確にし、学習成果をアセスメントできる体制となっている。編入先から学習成果を把握する体制が整備できているが、就職先からの把握は十分とはいえない。

教員は、学習成果の獲得に向けて授業改善や学生支援に努力しており、学生による授業評価に対するリフレクションペーパーの取り組みは、学習成果の向上に効果的である。事務職員は、SD プログラムを通じて職能を高めて学習支援を行っている。教職員が努力して教育資源を有効活用できている。

多様な学生を受け入れている第二部（夜間）において、学習成果の獲得に向けたきめ細かな学習支援（補習、オフィスアワー、進路指導）と進路支援を教職員が連携して組織的に行っている。特に、4 分の 3 の学生が希望する四年制大学への編入に対する支援は充実している。また、通信教育課程においても学生の学習意欲を高めて、継続的に学習できる工夫を行っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が組織され、専任教員は研究実績を上げ、近畿大学学術情報リポジトリ及び研究業績データベースで公開されており、FD 活動も活発である。併設四年制大学の経営学部の事務部に短期大学事務担当を置き、四年制大学の入学センター、キャリアセンター、学生部等と連携する組織を整備している。専任の事務職員は専門的な職能を有している。諸規程の整備や人事管理も適切である。校地・校舎は短期大学設置基準を充足しており、教室・機器・備品等の施設設備は教育実施に十分なものであり、図書館は総合大学のスケールメリットを生かした規模と質を備えている。通信教育課程のための施設（添削指導、教材保管・発送等）も整備されている。防災訓練・情報セキュリティの面でも対策を講じている。教育資源や技術サービスは十分で、計画的に維持・整備がなされている。

平成 21 年度から平成 23 年度の 3 か年の帰属収支において、短期大学部門は 1 か年収入超過であり、学校法人は 2 か年収入超過である。また、入学定員は過去 3 か年、十分に充足している。資産運用規程に基づき適正に財的資源を管理している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

併設四年制大学は大阪から九州までの広域に 13 学部、11 大学院、2 短期大学を擁している。理事長は、建学の精神や教育理念・目的を深く理解し、総合大学である近畿大学全体を総合的に管理している。また、寄附行為に基づき理事会を適正に開催、運営している。学長は、大学協議会を通じて教学について協議してリーダーシップを発揮している。

当該短期大学の運営に関しては、学長、短期大学部長、事務長の三者で協議を行う。短期大学部長は、学則に基づいて教授会を定期的に開催し、教授会規程で決められた事項について審議して決定し、教育研究全般にわたりリーダーシップを発揮している。

監事は、理事会に出席して大学の業務並びに財務状況について適切に監査し、意見

を述べている。会計年度ごとの監査報告書を適切に作成し、年間を通した法人の会計の監査も滞りなく行っているものと判断できる。評議員の構成メンバーは適正に組織され、評議員会は寄附行為に基づき開催されている。評議員会は理事会の諮問機関として適正に機能している。

中・長期の事業計画と予算を策定し、関係部門へ情報を開示している。財務関係の書類も適正に準備されており、さらに公認会計士の監査上の意見を聞くなど、全体的にガバナンスが適切に機能している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、建学の精神を「実学教育」と「人格の陶冶」と定め、教育の目的を「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」と定めている。「実学教育」に関しては、社会での即戦力となるための専門性の高い知識の吸収や論理的思考を養えることを目指し、「人格の陶冶」においては、人間性の優れた人物に育てることを目指している。

「人格形成」に役立つ教育を行うため「共通教養科目」を設定している。

共通教養科目として 18 科目を設定し、そのうち「基礎演習 1・2」は必修科目である。「基礎演習 1・2」では、大学で学ぶための基礎能力の育成を行っている。自由科目に補習授業を設定し、学習成果の獲得に向けた基礎教育を充実させている。社会人学生や編入志向・就職志向の学生等多様な学生を受け入れており、大学の学習を進めるための基礎能力の育成とキャリア教育のニーズが高い。

教養教育にキャリア教育を位置付けており、「キャリアデザイン 1・2」で学生の将来設計を手助けし、就業力を育成する体験学習であるインターンシップ制度を導入している。ビジネスマナー等、現在の学生に必要な社会的な常識や行動を習得させるための授業科目も開講している。そして、これらの科目の学習効果を上げるため 10～20 名程度の少人数クラスを編成している。これらは、学生の多様性、実社会の必要性、学生の社会的・職業的自立を目指した教養教育を志向する意義深い取り組みである。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　平成 21 年度から近畿大学の共通科目である「キャリアデザイン 1」及び当該短期大学独自の科目「キャリアデザイン 2」の 2 科目を追加し、合計 18 科目の教養科目が履修できるようになった。教養教育にキャリア教育を位置付け、インターンシップも含めた総合的な教育を目指している。

地域貢献の取り組みについて

総評

併設四年制大学で主催する公開講座に当該短期大学から教員が参画し、年に 1 回講座を担当している。また、当該短期大学の教員独自に地域から依頼を受けて講演を行って地域に貢献している。

さらに、近畿大学リエゾンセンターと協力して各教員が自発的に社会的活動に参画し、自治体からの調査研究の依頼を受けるなど地域連携の活動を推進している。

地域貢献に積極的な教員とあまり実績のない教員に二極化しているようであるが、今後積極的な教員を中心に組織的な取り組みが期待できる。東日本大震災を機に、学生のボランティア活動の芽も出ているようであり、これらを積極的に支援することにより、活動が活性化することも期待できる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　近畿大学では近畿大学リエゾンセンターで地域の要望を受け付け、要望に対応した学部や教員に要望をつないでいる。同センターへの要望件数は関西の大学でトップに位置する。当該短期大学も同センターと連携して個々の教員が活動を実践して実績を上げている。

鳥取短期大学の概要

設置者	学校法人　藤田学院
理事長	山田　修平
学　長	山田　修平
ＡＬＯ	岡野　幸夫
開設年月日	昭和 46 年 4 月 1 日
所在地	鳥取県倉吉市福庭 854

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
国際文化交流学科		50
生活学科	情報・経営	40
生活学科	住居・デザイン	40
生活学科	食物栄養	50
幼児教育保育学科		120
	合計	300

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	福祉専攻	20
専攻科	食物栄養専攻	10
専攻科	住居・デザイン専攻	10
専攻科	経営情報専攻	5
専攻科	国際文化専攻	10
	合計	55

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

鳥取短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成25年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成23年7月22日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、「地域の発展に貢献する人材を育成すること」を建学の精神とし、その具現化のため「本学のめざす学生像」を示すとともに、これを育成するための教育理念の下、教職員は「一人ひとりの学生の顔がみえる大学」を目指して学生の夢の実現を支援し、「地域とともに歩む大学」（学生のキャンパスは大学自体であると同時に地域社会でもある）として学外の人々との連携を図り、支援する教育を実践している。また建学の精神を地域に広げ、地元の伝統工芸である「倉吉絣」の保存と後継者養成への取り組みは、地域を活性化するものである。

各学科・専攻課程は、全学的教育活動を担うべく、それぞれ教育の目的・目標を定めている。教育目標は、すべての学科・専攻課程において平易な表現で3項目に集約され、学生にも修学の目標が分かりやすく示されており、学内外にも周知され、地域の要望も取り入れて改善していくPDCAサイクルが機能している。

各学科・専攻課程の学習成果は、育成を目指す人材が修得すべき知識や能力を具体的に2～3項目に集約して定めている。その測定の仕組みは教員による成績評価と、各種アンケートや自己評価シート等による学生の自己評価、資格取得や学外活動の評価から成り、量的データ化できるものは数値化し、そのほかを質的データとして総合評価している。

教育の質保証は、短期大学全体が定める中期計画の達成度評価を中心にその進捗状況の確認を行うなど、PDCAサイクルを運営の要とし、全教職員が教育の基本理念を再確認している。また、自己点検・評価報告書作成にはほぼ全教職員がかかわり、相互評価も実施し、報告書も発行されている。

教育課程は、学位授与の方針に基づいて編成され、学習成果もこれに対応している。入学者受け入れの方針は「めざす学生像」に連動し、学習成果の項目にも一致していて、一体化したシステムが構築されている。

教員は学生による授業評価を授業改善に活用し、事務職員は学習成果の内容を理解し、自己の業務改善に取り組んでいる。学生には担任制による支援・助言体制をとり、

奨学金も充実している。また、社会人学生には「長期履修」という支援制度を設け、資格取得や就職指導も教育課程に連動させるなど、学生支援も充実している。

教員組織は専門性、研究実績を重視し配置され、教員数は短期大学設置基準を充足している。教員は「研究活動計画書」と「研究活動報告書」の提出が義務付けられ、研究成果は授業に取り入れられるほか、紀要や学術談話会で発表され、これにより研究意欲の高揚が図られている。委託研究、共同研究もあり、全学的に研究活動がなされている。

事務組織は明確な責任体制の下に構成され、諸規程も整備され、SD 活動も多岐にわたり、学生指導は教員と密接に連携をとっている。人事や就業の管理も適切である。

校地・校舎等は、短期大学設置基準を満たし、整備、活用されている。大規模改修が進み、バリアフリー対策も随所にみられる。全教室に DVD 機器を設置し、情報処理室は 4 室を整備し、学内に無線 LAN を敷設して学習や学生支援に利用されている。

財的資源は、資金収支及び消費収支とも過去 3 年間均衡を維持している。10 か年の長期ビジョンを策定し、さらに 5 か年の中期計画を展開しており、人的・物的・財的な問題を把握し解決策の策定を行っている。

理事長は学長を兼任し、「地域とともに歩む大学」との理念で、「鳥取短期大学と地域の発展を推進する会」、「中部元気クラブ」等との交流を図り、地域の要請を短期大学運営に反映させている。また、中・長期ビジョンの策定と達成度評価を行い、学校法人の方向性を指揮している。理事会は寄附行為にのっとり適切に開催・運営されており、評議員会は理事の 2 倍を超える定数で構成され、学校法人の予算・決算等に関する事項等に対して意見を述べ、適切に開催・運営されている。また、教授会も学則にのっとり適切に運営されている。監事は学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、毎会計年度の状況について公認会計士と連携し内容を適切に把握している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　各学科・専攻課程の教育目的・目標を学外実習の依頼先、実習施設の指導者や非常勤教員、また連携を行う地域の団体や企業にも周知していることは、地域の理解と協力を得て建学の精神が生かせる取り組みである。また、学位授与の方針も学内

への周知だけでなく、「鳥取短期大学と地域の発展を推進する会」、「短大を語る会」、「中部元気クラブ」などにおいて、地域の経済界、行政、地域住民等に周知されている。

［テーマ C　自己点検・評価］

○　事務職員の自己点検・評価活動として、各人が個人目標を設定し、半年に 1 回事務局長、総務部長と面談して達成度の点検を行っている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　社会人学生受け入れについては、AO 方式選考で入学した社会人学生に対して、全員に奨学金を支給する社会人奨学金制度と、2 年分の学費で 4 年を限度とする計画的履修（「長期履修」）を可能とする制度を設け、支援を行っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　専任教員の研究活動については、毎年、研究予定を記載する「研究活動計画書」と、実施した研究活動を取りまとめる「研究活動報告書」の学長への提出を義務付けるとともにウェブサイトで公開している。また、教員は、最新の研究成果を取り入れて授業内容の改善を図っている。

［テーマ B　物的資源］

○　キャンパス内に幼保連携型「認定こども園」を設け、幼児教育保育学科だけでなく、国際文化交流学科、生活学科等においても日常的にボランティア、実践的学習、イベント企画等重要な教育資源として活用している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長は学長を兼任し、短期大学運営の要としてリーダーシップをとり、地域活動には自らも参画し、「地域もキャンパス」との考えに立って行政、経済、住民からも支持を得ている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　建学の精神、めざす学生像、教育理念などは学生便覧やウェブサイトでも公表されているが、短期大学案内にも記載し、志願者への資料提供を図られたい。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　国際文化交流学科においては、教員同士の授業見学の機会が設けられているが、その他の学科では機会は少なく、全学的にも制度化された授業参観や授業公開の機会はないので、FD 活動の中で検討されたい。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

「地域の発展に貢献する人材を育成すること」を建学の精神とし、これを具現化するため「本学のめざす学生像」を定め、こうした育成を教育目的とし学則に示している。また、教職員が取り組む教育理念を、「一人ひとりの学生の顔がみえる大学」、「夢の実現を図る大学」、「地域とともに歩む大学」と定め、「地域とともに」をキーワードにして建学の精神を軸とした教育が展開されている。

建学の精神、めざす学生像等は学生便覧への記載のほか、学内行事を通して説明するなどして学内に周知するとともに、学外へはウェブサイトでの公表、大学説明会や学外者との懇談会で資料を配布するなど広報に努めている。さらに教職員には、全教職員の集う教職員全体会において中期計画の点検時に基本理念の共通認識を図っている。

各学科・専攻課程においては、それぞれの分野を基に全学的教育活動を担うため、学科・専攻課程別の教育目的・目標を定めている。教育目標については、平易な表現で 3 項目に集約し、学生に対しても取り組むべき姿勢が明確に示されている。また、これらは配布資料やオリエンテーション、オープンキャンパスなどで学内外の周知に努めるとともに、地域の要望も取り入れて改善していく PDCA サイクルが機能している。

学習成果については、各学科・専攻課程が、それぞれの教育目的・目標に基づき、育成を目指す人材が修得すべき知識や能力を 2～3 項目に集約して定めている。その測定の方法は学科・専攻によって異なり、現在も研究開発中であるが、共通した仕組みは教員による成績評価、アンケートや自己評価シートによる学生の自己評価、及び資格取得や学外活動の評価の 3 部門で構成され、量的データ化が可能なものは数値化し、その他を質的データとして総合評価する方式を考案し実施している。学習成果の項目の規定は平成 23 年度に行われ、データの蓄積は単年度のため、査定・分析には至っていないが、その仕組み作りに全学あげて取り組んでいる。

教育の質保証は、短期大学全体及び各学科・専攻課程、事務局各部で作成され、運営の中期計画（5 か年計画、半年ごとに報告、年度ごとに見直し）に基づく改革・改善がなされており、常に PDCA サイクルを運営の要としている。

自己点検・評価、香川短期大学との相互評価も実施され、報告書も刊行されている。

なかでも事務職員が個人目標を設定し、半年に1回事務局長、総務部長が面談して達成度の点検、評価を行っている。また、ほかの部署を理解するために年1回、内部（相互）監査をしており、これらは特色ある新しい取り組みである。また、建学の精神を地域にも広げ、鳥取県中部地域の生活の中から生まれた「倉吉絣」の保存と後継者養成を図るため「絣研究室・絣美術館」を設置して地域住民の養成にも尽力している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

短期大学として、また、学科・専攻課程ごとに、それぞれ三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）が示され、学習成果はこれらを基にして、具体的に設定されている。三つの方針の構成は分かりやすく、説明も丁寧で方針や理念が理解でき、学生の愛校心や帰属意識が醸成される形式である。

教育課程は学位授与の方針に基づき体系的に編成され、前回の第三者評価において指摘のあった、教養科目のバランスについても見直しがなされ、改善された。また、成績評価基準の定義を一部見直して新たに全学共通の成績評価基準を設け、学生便覧に明記し、厳格に適用して、教育の質保証に当たっている。

入学者受け入れの方針は、「めざす学生像」に連動しており、学習成果の項目にも一致し、一体化したシステムが構築されている。学習成果の査定に当たっては、その内容及び方法について具体性、妥当性、整合性を吟味した上で各学科・専攻課程の学習成果を 2～3 項目に集約し、教育課程も 2 年間で達成可能なものにしている。今後の課題は査定の継続的な研究と外部評価を充実させることである。

教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。事務職員は、各人が「学習成果一覧」に基づき内容を理解し、自らの業務に照らし合わせて部署として何ができるかを話し合っている。

基礎学力が不足する学生に対しては、学科会議において学生の学習状況の情報交換を行い、全教員が対応できるようにし、個別指導や再試験などを行っている。また、担任制をとって、担任は入学から卒業までの 2 年間を通じて学習上の問題、学生生活、進路相談（1 年次 2 月、2 年次 7 月・1 月）など全般的な助言・指導を実施し、こまやかな支援・助言の体制を整えている。

返還の必要のない給付型奨学金制度を充実させ、また、社会人学生については 2 年分の学費で 4 年を限度とする計画的履修を可能とする制度を設けている。障がい者の受け入れについては、障がいのある学生に対する具体的な支援策を規程に定めるとともに、施設の整備を更に進めている。また、学生の社会活動を奨励するために、新たに「鳥取短期大学地域貢献賞」を設けた。

学内外の講師陣の協力の下、就職対策講座を開講し、資格取得指導については学科・専攻課程の教育課程と連動させ、各種検定試験等の受験対策を目的とした科目を開設している。学科・専攻課程ごとの業種別・職種別の決定者数、求人・内定の月別件数などから活動時期や職種等の助言をするとともに、卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織は、資格、研究実績等を満たした教員が、教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性、研究業績を重視して配置されており、教員数は短期大学設置基準を充足している。教員の採用、昇任は教員資格審査委員会において専門部会を編成し、規程に基づき厳格に審査されている。ただし、課題として認識されているように、教員組織は年齢構成に偏りがあることから、今後の短期大学運営を考え、採用に配慮が必要である。

教育研究活動は、研究予定に関する「研究活動計画書」と、実施した研究活動を取りまとめる「研究活動報告書」の提出を義務付け、研究意欲の高揚を図り、学長が全研究活動を把握できるようにしている。また、各教員は研究成果を授業に取り入れ授業改善を行っている。これらのデータは毎年度、学術委員会で保管・更新され、ウェブサイトで公開されている。「鳥取短期大学研究紀要」も年 2 回発行され、学術委員会主催による年 5 回の学術談話会など発表の機会が多く与えられている。外部研究費等の獲得は少ないが、委託研究や共同研究にも取り組んでおり、全学的な取り組みがなされている。

事務組織は事務局長の下に四つの部と四つの附属機関の長を置き、責任体制を明確にしており、諸規程も整備されている。SD 活動も多岐にわたり、事務効率の向上を図るとともに、教員と同じように建学の精神、めざす学生像、学習成果の向上に取り組んでいる。また、「教職員全員が働きやすい職場」をモットーに、人事や就業の適正管理がなされている。

校地・校舎などの物的資源は短期大学設置基準の諸条件を満たし、整備、活用も適正である。大規模リニューアル工事、耐震工事が進み、バリアフリー対策も随所にみられる。図書館は十分な床面積と蔵書を有し、学生に利用されている。全教室に DVD 機器が配備され、情報処理室は 4 室を整備し、うち 1 室は常時学生に開放されている。学内に無線 LAN を敷設し、全学的にも、学科・専攻課程ごとにも活用され、ICT 委員会による技術講習会も行われている。

財政資源としての収支状態は良好である。資金収支及び消費収支とも過去 3 年間均衡を維持しており、10 か年の長期ビジョンを策定するとともに 5 か年の中期計画を展開し、人的・物的・財的な問題を把握し解決策の策定を行っている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長が学長を兼任しており、理事長は学校法人代表として又、学長として地域との交流を活発に行い、当該短期大学に対する地域の要請を適切に収集し学校運営に反映している。

理事長は現状の把握だけでなく、収集した情報と今後起こり得るリスクに対応するために長期ビジョンを作成して方向性を明確にし、中期計画において具体化された課題に対応している。これらは、教職員全体会、大学協議会、教授会等で適切に周知し共通意識の醸成を図っている。理事会は寄附行為にのっとり適切に開催・運営し、評

議員会は理事の 2 倍を超える定数で構成され、学校法人の予算・決算・重要な財産の処分等に関する事項等に対して意見を述べ、適切に開催・運営されている。また、教授会も学則にのっとり適切に運営されている。

予算作成については、予算方針を作成し、大学協議会、教授会で周知、説明し、各部門で部門予算を作成しヒアリングを行い、評議員会、理事会で承認している。予算執行についても、会計・経理規程にのっとり適切に執行されている。監事は学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、毎会計年度の状況について公認会計士と連携し内容を適切に把握している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

建学の精神である「地域の発展に貢献する人材を育成すること」は学内だけにとどまらず、地域にも広がり多様な取り組みがなされている。当該短期大学は地域や諸機関、諸団体をつなぐ交流拠点として、学内に「地域交流センター」を設置し、公開講座、生涯学習授業、講演会、授業の開放、各種セミナー等の学習支援と諸行事の核となっている。また、学術委員会や各学科・専攻課程の教員も参画し、全学的な取り組みになっている。

また、「倉吉絣」の保存と伝承、後継者の養成を目指す「絣研究室」と「絣美術館」の運営はユニークな取り組みで、現在 100 人を超える修了者が、地元で伝承者、指導者として活躍しており、建学の精神が地域に生かされている。

鳥取県、倉吉市、「中部ふるさと広域連合」など行政との交流、「鳥取短期大学と地域の発展を推進する会」をはじめ、多くの地域商工業界との交流、鳥取大学を中心に、地域の教育機関との連携、地域文化団体との交流も盛んであり、地域と短期大学の協働姿勢が顕著である。

また、幼児教育保育学科が「特別研究」で取り組んでいるオペレッタや人形劇を幼稚園や保育所等で公演し、国際文化交流学科が中心となり、鳥取県国際交流財団と連携し、中部地区で活動する県の国際交流団体等と協働で地域密着型イベント「くらよし国際交流フェスティバル」の企画・運営を行っている。

ボランティア活動は、地域もキャンパスの発想で、地域の人々との交流やボランティア活動を積極的に支援している。平成 24 年度からは「鳥取短期大学地域貢献賞」を創設し、その運用は地域交流センターが担い、さらに、活動経費の助成や、地域活動を通した教育課程の編成についても検討されている。なお、教員のボランティア活動は、多くの者がかかわっているが、そのほとんどが派遣依頼によるものであり、自発的活動についても今後の取り組みに期待する。

これらは地域社会から必要不可欠な存在として認知され、支持されて成り立つものであり、当該短期大学も建学の精神を柱にして、責務を果たしている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　公開講座は、テーマや講師など実施計画は学術委員会が担当し、運営は「地域交流センター」が積極的に行っている。

○　生涯学習授業として、鳥取県消費生活センターや県内の高等教育機関と連携して開講している「くらしの経済・法律講座」は、生活学科情報・経営専攻の専門教育科目「生活経済学」であると同時に、学生と地域の人々が一緒に学べる教育課程外の講座となっている。

○　地域の人々に「倉吉絣」の保存、伝承を理解させ、後継者を育成する取り組みとして「絣研究室」を設置し、絣研修の場とともに絣を展示する「絣美術館」を開館したことにより、その修了者が地元で倉吉絣の伝承者、指導者として活躍している。

○　地域支援団体との交流として、「鳥取短期大学と地域の発展を推進する会」、「中部元気クラブ」、「短大を語る会」などとの相互交流・支援活動により、地域への貢献活動を行うとともに、外部からの提言を受ける場として活用している。また、上井商工連盟とは新入生歓迎行事を通して活発な交流を行っている。

岡山短期大学の概要

設置者	学校法人　原田学園
理事長	原田　博史
学　長	原田　博史
ＡＬＯ	浦上　博文
開設年月日	昭和 26 年 4 月 1 日
所在地	岡山県倉敷市有城 787

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育学科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	幼児教育専攻	10
	合計	10

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

岡山短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成25年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成23年6月13日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学を設置する学校法人原田学園は、昭和25年に設置認可を受け、現在当該短期大学のほか、四年制大学を有する学校法人である。昭和26年に当該短期大学は設置され、現在は幼児教育学科を設置している。

当該短期大学は、大正13年の学園創設以来継承している教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を建学の精神として今日に至っている。「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」の中で、建学の精神、教育目標、学習成果、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針が体系的に整備され、学則施行細則に明確に示されている。これらは入学式における学長式辞、学生全員に配布される「学生のしおり」、オリエンテーション、学校行事、学内掲示、ウェブサイト等によって学内外に表明されている。また、全教職員の会議等における理事長・学長講話等により学内で共有され、定期的に確認されている。

当該短期大学の教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、「岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程」を設け、理事会に教育研究活動推進委員会、教育研究活動充実会議等を置くなど、自己点検・評価のための規程及び組織は整備され、日常的に自己点検・評価が行われている。教員が「何を教えるか」から、学生が獲得すべきものとして「何ができるようになるか」という視点に立った学習成果が学科の教育目的・目標に基づき明確に示されている。また、教育の質保証として、学習成果を焦点にした質保証のためのPDCAサイクルに基づいた査定の仕組みも明確である。学生支援としては、各クラスにクラスメンター(担任)を配置し、学生の学習上の相談全般に当たり、学生に対して履修及び卒業に至る指導を詳細に行っている。

当該短期大学は、教員の人員、校地・校舎の面積は、ともに短期大学設置基準の規定を充足している。教職員はそれぞれFD委員会・SD委員会を組織し資質、専門的能力の向上を図っている。就業に関する諸規程は整備され、教職員の採用及び昇任は「学校法人原田学園就業規則」「学校法人原田学園教職員選考規程」に基づいて行われている。教育研究目的を達成するために必要な施設設備は、学科の教育課程編成・実施の

方針に基づき整備され、図書館は必要な蔵書を整備し、地域住民にも開放されている。学内の随所に無線 LAN エリアを配した学内 LAN システム(OWCNET)を整備し、学生が自由にパソコンを利用できるような環境が整えられている。バリアフリー環境は、平地が少ない立地条件のため完備するには困難であるが、低層建物にもエレベーターを設置するなど配慮されている。火災・地震対策、防犯対策のための諸規則は整備され、消防訓練や自動体外式除細動器(AED)の使用方法講習等も定期的に行われている。学校法人は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団の指導の下、経営改善計画を策定し、平成 20 年度から 5 か年をかけて経営改善に取り組んでいる。厳しい財務状況下にあるが、運用資産は確保され、退職給与引当金等は目的どおりに引き当てられている。また、教育研究経費比率は適正である。

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、教育三綱領の啓発に徹し、学園の発展のため、法人を代表して法人の業務を総理し、理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。学長は理事長を兼任し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努めている。学長は「岡山短期大学学長選考規程」により理事会において選任され、「岡山短期大学教授会規程」に基づき、教授会を審議機関として運営し、教学運営の職務遂行に努めている。監事は、理事の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出して学園の監査機能の役割を果たしている。評議員会は、理事会の諮問機関として運営されている。会計処理は、学校法人会計基準等に基づき適切に行われ、監事と公認会計士の連携は図られている。また、学校法人は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開するなど、ガバナンスは適切に機能している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化させることにより、授業改善や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等について、PDCA サイクルに基づいた査定を行っている。この評価システムは、教育の質を保証するための査定サイクルも含め、先例となる取り組みである。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマＡ　教育課程］

○　シラバスの「学習評価の方法」の項目において、学習成果(達成基準)と試験方法、そして評価方法が同じ枠の中で一連のものとして書かれており、学生にとっては期待されている学びと評価の関係が分かりやすくなっている。

○　卒業生が社会の求める人材となり得ているか否かを、就職先へのアンケートとその分析によって把握し、その結果を全教員が共有している。これは、幼稚園教諭及び保育士養成校としての責務を果たせているかどうかの客観的評価、及び学生支援と教育成果を高めることにつながる取り組みである。

○　各授業科目における学習評価の結果及び学生による授業アンケートの結果を踏まえて、専任教員が担当する授業の評価と改善点をまとめ、全学 FD ワークショップにおいて発表し、外部評価者より評価を受けている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマＡ　理事長のリーダーシップ］

○　理事長は建学の精神に基づく教育研究上の理念、目的等に照らし、教育研究活動の充実改善に資する点検・評価を行う機関として、理事会に「教育研究活動推進委員会」及び「教育研究活動充実会議」を設置している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマＡ　人的資源］

○　教育研究を更に充実させるため、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に努力されたい。

［テーマＤ　財的資源］

○　「経営改善計画　平成 20 年度～平成 24 年度(5 か年)」に基づき改善に向けて努力されているが、法人・短期大学ともに支出超過が続く状況となっている。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

当該短期大学は、「教育三綱領」（自律創生、信念貫徹、共存共栄）を建学の精神とし、学則施行細則に明示し、入学式における学長式辞、学生全員に配布される「学生のしおり」、オリエンテーション、学校行事、学内掲示、ウェブサイト等によって学内外に表明している。また、全教職員の会議等における理事長・学長講話等により学内で共有され、定期的に確認している。

学科の教育目的・目標は、「岡山短期大学幼児教育学科の教育方針」に基づき、学則施行細則に幼児教育学科が幼稚園教諭及び保育士の養成のための学科であることを示し、建学の精神と同様に学内外に表明している。学科教員会議で教育目的・目標を確認するとともに、妥当性・適切性について学長を中心に話し合われ、機会のあるごとに点検している。

学習成果は①専門的学習成果（幼稚園教諭としての能力・保育士としての能力）、②汎用的学習成果（社会人としての倫理観・価値観や自己管理力、コミュニケーション能力）と位置付け、いずれも学則施行細則に明確に示され、学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルの中で定期的に点検が行われている。学習成果の量的・質的データとしては各教科の単位認定のための成績評価があげられるが、現状では教員個人に委ねられている。さらに、全学FDワークショップの場で、学内における教育目的・目標及び学習成果の点検過程について外部評価を受けている。

教育の質保証として、学校教育法、短期大学設置基準、及び平成22年の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部改正等に対応し、教育情報の公表等、法令順守に努めている。また、教育の向上・充実のため、「学習成果のPDCAサイクル」「学位授与の方針のPDCAサイクル」、「教育課程編成・実施の方針のPDCAサイクル」、「入学者受け入れの方針のPDCAサイクル」及び「授業改善のPDCAサイクル」等の活用により、教育の効果を改善している。

学科の教育の継続的な質の保証を図り、目的及び社会的使命を達成するため、「岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程」の定めにより、理事会に教育研究活動推進委員会、専門委員、教育研究活動充実会議を設置し、教育研究活動の充実改善に資する点検評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成しウェブサイトで公表している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は、現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程の学習を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に、学位：短期大学士（幼児教育学）を授与すると規定している。「学位授与の方針の PDCA サイクル」により教育の質保証が図られている。

教育課程編成・実施の方針としての教育課程は、学位授与の方針に対応し、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得に必要な科目をコアカリキュラムとして体系的に編成されている。シラバスには、教育目標と学生の学習成果、教育方法、学習評価の方法等が分かりやすく明示されている。また、教員の資格・業績を基にした教員配置がなされている。

入学者受け入れの方針は、入学後に学生が獲得する専門的学習成果及び汎用的学習成果に対応している。入学者はそれぞれの入試方法に従って選抜されており、入学者受け入れの方針に適切に対応している。これら三つの方針は、学則施行細則第 1 章「教育理念および学科の教育目標」第 1 条に明確に規定され、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」や、「学位授与の方針の PDCA サイクル」及び「授業改善の PDCA サイクル」等による継続的な査定を続けている。幼児教育学科の学習成果は、保育者になるための専門的学習成果と、卒業後社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得するための汎用的学習成果である。両学習成果は、具体的かつ実際的であり、一定期間内で獲得可能である。また、卒業生が社会の求める人材となり得ているか否かを、就職先へのアンケートとその分析によって把握し、その結果を全教員が共有している。これは、幼稚園教諭及び保育士養成校としての責務を果たせているかどうかの客観的評価及び学生支援と教育成果を高めることにつながる取り組みである。

教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価し、学生による授業評価を定期的に受け、その結果を授業改善のために活用している。また、FD 活動を通して学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価し、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行い、学科の学習成果の獲得に対する責任を果たしている。さらに、専任教員が担当する授業の評価と改善点をまとめ、全学 FD ワークショップにおいて発表し、外部評価者より評価を受けている。学生支援としては、各クラスにクラスメンター(担任)を配置し、学生の学習上の相談全般に当たり、学生に対して履修及び卒業に至る指導を詳細に行っている。事務職員は、SD 会議等を通して、学生支援の職務を充実させ、学生に対する履修及び卒業支援を行っている。進路支援は、クラスメンター及び就職担当教職員が指導に当たり、キャリア支援室が整備され、資格取得及び就職のための各種の講座を実施している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

当該短期大学は、建学の精神に基づく使命・目的を実現するため、適正な教員組織を編成し、規程に基づく研究費、自宅研究日等を付与し、研究活動の支援体制を整備

している。FD 委員会を構成し外部評価を取り入れた FD ワークショップを組織的に行うなど、教員の資質開発を目指している。事務組織は、併設大学及び当該短期大学共通の事務部として配置され、組織の統合、効率化を図りながら、職務を遂行している。SD 委員会を組織し、時代の変化に対応できるよう職員の資質、専門的能力の向上を図っている。教職員の就業に関する諸規程は整備され、教職員の採用及び昇任等は「学校法人原田学園就業規則」、「学校法人原田学園教職員選考規程」に基づいて適正に行われている。

教育研究目的を達成するために必要な施設設備は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき整備され、適切に維持管理されている。図書館には必要な蔵書、学術雑誌等が備えられ、地域住民にも開放されている。バリアフリー環境は、平地が少ない立地条件の下、部分的整備にとどまっているが、低層建物にもエレベーターを設置するなど配慮されている。火災・地震対策、防犯対策のための諸規程は整備され、教職員で組織された自衛消防隊による消防訓練や自動体外式除細動器(AED)の使用方法講習等も定期的に行われている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学内の随所に無線 LAN エリアを配した学内 LAN システム(OWCNET)を整備し、学生が自由にパソコンを利用できる環境を整え、学生の学習支援、蔵書検索、休講情報確認や、教職員の教育研究、管理等に活用している。

支出超過にある学校法人は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団の指導の下に経営改善計画を策定し、平成 20 年度から 5 か年をかけて経営改善に取り組んでいる。併設大学学部学科の募集停止、入学定員増減の管理、人件費及び経費の削減等実施計画に沿った財務改善を行っているが、再検証の結果、収入超過に転じるのは平成 25 年度以降となった。平成 23 年度決算においても厳しい財務状況下にあるが、運用資産は確保され、退職給与引当金等は目的どおりに引き当てられている。また、教育研究経費比率は適正である。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、教育三綱領の啓発に徹し、学園の発展のため、法人を代表して法人の業務を総理している。また、「学校法人原田学園寄附行為」に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、学校法人の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有した理事で構成され、学校法人の業務を決している。また、学校法人原田学園及び当該短期大学の日常的な自己点検・評価を行う機関として、理事会に「教育研究活動推進委員会」及び「教育研究活動充実会議」を置き、当該短期大学の教育研究水準の向上と目的及び社会的使命の達成を図っている。

学長は理事長を兼任し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、当該短期大学の向上・充実、振興に努めている。学長は「岡山短期大学学長選考規程」により理事会において選任され、「岡山短期大学教授会規程」に基づき教授会を審議機関として適切に運営している。また、学長の下に教育上の委員会等を置き、教学運営の職務遂行に努

め、当該短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教授会は、学科の教育方針及び学習成果を獲得させるために、三つの方針の基に、成績評価等学習結果について、量的・質的データに基づいた学習成果の獲得状況の分析を行っている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出して学園の監査機能の役割を果たしている。評議員会は、理事会の諮問機関として運営されている。学校法人は、「経営改善計画」（平成20 年度～平成 24 年度の 5 か年）に基づいて、学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルにより、高等教育の使命の検証を含めた5か年実施計画を策定し、PDCA のチェック体制を確立させ経営基盤の安定を図っている。会計処理は、学校法人会計基準等に基づき適切に行われ、監事と公認会計士の連携は図られている。また、学校法人は、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開するなど、ガバナンスは適切に機能している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

教養教育の目的は、学則施行細則の「教育課程編成・実施の方針」に「社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識と技能を修得させるため」と定め、例えば、教養教育授業科目の「教養演習」（1 年次前期開講）では、教育目標として「近い将来、社会人・保育者となる学生に求められる基礎的知識の獲得および汎用的能力の育成」を目指して「①高等教育について理解させる。②大学生として必要な学習方法、学習姿勢を修得させる。③望ましい学生生活の在り方を理解させる。④有用な社会人・保育者として求められる『社会・対人関係力』『論理的思考力・表現力』を修得させる」と、教養教育の目的・目標を明確に定めている。教養教育は、教養教育主担当者を中心にして学長以下全教員が取り組んでおり、教養教育の内容と実施体制は強力である。授業は、「講義・演習・ロールプレイング」で構成するといった方法が確立し、学生は授業終了時に、復習カードに記述することで、授業で得た知識・能力等の学習成果を自覚しつつ、理解が不十分な点や今後の課題を明らかにすることができ、一方、教員は測定・評価することで、教育効果の測定・評価を図るデータとし、検証することで改善に取り組んでいる

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　教育効果の測定・評価方法が確立され、教育効果の検証を行っていることは評価できる。

職業教育の取り組みについて

総評

「教養演習」は 1 年生の学年主任が計画・運営の中心となり、学科の専任教員によって社会人・保育者となるための基礎的知識の獲得及び汎用的能力の育成を目指した演習が行われる。「卒業予備研究 A」では保育士としての基礎的学習と資格取得への意

欲を高めるため、現職保育士と接する内容が計画されている。なお、保育所は保育所実習担当者が交渉等の運営を担当し、施設には施設実習担当者が交渉等の運営を担当する。授業全体の運営には1年生メンターがかかわる。「キャリアガイダンス」でキャリア設計に必要不可欠な知識・技能を身に付け、「保育所実習・施設実習・幼稚園実習」で実践的体験をし、実習終了後「教職実践演習」(幼稚園教諭に特化)・「保育実践演習」で進路支援を行う。実習先の評価後に学生の自己課題を確認させ、実習担当者が個別面接等を行い、保育者としての成長を促している。2年生メンターは、「就職支援講座」において、就職試験の合格を目指すとともに、就職後の姿勢も含めて教育している。このように、当該短期大学における職業教育の役割・機能、分担は明確に定められ、また、職業教育の内容と実施体制は確立している。

当該短期大学のこうした教育については、高等学校へのガイダンス、出前講義の形態で紹介されており、職業教育と後期中等教育との円滑な接続が図られている。

学び直し(リカレント)教育の一環として「おかたんリフレッシュ」を実施しており、卒業生の学びの機会として期待できる。

保育現場の責任者、専門職に従事する卒業生の来学の際の学内懇話会や、幼稚園・施設・保育所への巡回指導を利用して、現場の声を聞くことに努め、また、全国保育士養成セミナー等への出席を通して、職業教育を担う教員の資質向上に努めている。

就職先に対して「望ましい資質」を、また、卒業時、卒業生に対して「保育者としての自己評価」のアンケート調査をし、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

地域貢献の取り組みについて

総評

併設大学とともに、一般市民を対象とし地域社会に向けた、各種公開講座を当該短期大学で開催するとともに、「倉敷市大学連携講座」及び「ライフパーク倉敷市民講座」と連携して外部施設で公開講座を実施している。さらに、倉敷市保健福祉推進課と倉敷市内5大学の連携により、「倉敷市5大学連携福祉事業」として真備地域住民に対する福祉推進活動の一翼を担っている。

また、倉敷市と山陽新聞社主催の「ハートランド倉敷」に学生が参加し、社会の行政、商工業との交流活動を行い、「おかたん子どもといっしょに発表会」として、地域の幼稚園や保育所、施設の子供たちを招き、幼児教育学科の特性を生かした催しを当該短期大学で実施し、他教育機関との交流を図っている。

倉敷児童館主催の「倉敷っ子フェスティバル」におけるイベント補助等のボランティア活動を継続的に実施して地域に貢献している。

このように、短期大学が持つ物的・人的資源の地域社会への還元をして、地域貢献を通じて当該短期大学と地域との協力関係を築いており、地域に根差した短期大学としての使命を果たしている。

広島文化学園短期大学の概要

設置者	学校法人　広島文化学園
理事長	森元　弘志
学　長	岡　隆光
ＡＬＯ	古川　博仁
開設年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
所在地	広島県広島市安佐南区長束西 3-5-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
コミュニティ生活学科		80
食物栄養学科		50
保育学科		90
	合計	220

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	生活文化専攻	5
専攻科	栄養専攻	5
専攻科	保育専攻	5
	合計	15

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

広島文化学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 1 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は「究理実践」であり、建学の精神を教育実践に反映させるために、「対話の教育」と「嚶鳴教育」という二つの教育方針を掲げている。建学の精神に基づいて教育目標が定められ、学内外に表明している。学習成果は、「知識・理解」、「技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の四つの項目に対して学科ごとに定められている。

自己点検・評価規程を定め、学長を委員長とする全学的な組織で点検活動が行われており、各教職員は年度当初に目標を設定し、年度末に自己点検・評価を提出するシステムが構築され、その結果を公表している。また第三者評価、短期大学相互評価にも積極的に取り組んでおり、そこで指摘された課題については改善に向けた取り組みを行い、成果を上げている。

学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針が定められ、各科目が学位授与の方針のどの部分と関係しているかを示すカリキュラムマップが学生や授業担当者に配付されている。また当該短期大学は全国の短期大学に先駆けて平成 10 年度入試から AO 入試を導入しており、求める学生像はそれ以前の平成 8 年度入試から募集要項に明記し、定期的な見直しも行われている。

学生支援においては、専任教員と非常勤講師との連携、教員と職員との一体化が図られ、FD／SD 活動等を通して学生支援の質の向上を目指している。また、図書館機能の充実、独自奨学金制度（8 種類）の整備等、在学生の実情に合わせた支援が行われている。特色であるセミナー&チューター制は、学生の不安軽減や進路相談等に効果を発揮している。学生の進路支援も体制を整え、教職員一丸となって取り組んでおり、過去 3 か年において就職決定率の向上がみられる。

教員組織は、短期大学設置基準に基づき適正に編成され、開設される主要科目を専任教員が担当し、教育研究実績のある非常勤講師を配置するなど充実が図られている。事務職員は各人が分掌する業務の専門的な職能を向上させるため、各種の研修会に参加しており、全事務職員が定期的に業務改善提案書を提出し、業務の改善に努めてい

る。

校地・校舎は短期大学設置基準を上回る面積を所有し、障がい者にもスロープ等のバリアフリー化、点字ブロックの設置等の配慮がなされている。学内 LAN はネットブートシステムによるセキュリティ対策がされ、他のキャンパスからでも同じ環境でネットワークが利用でき、また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）による緊急連絡システムが構築されている。

定員充足率については、入学定員の見直しを図り、適正な数とするなど改革に取り組んでいる。損益分岐点を上回る学生数が確保されていて財務も健全である。

理事長のリーダーシップの下、寄附行為に基づいた理事会、評議員会による運営体制が確立している。学長は当該短期大学の運営にリーダーシップを発揮しており、教授会をはじめ各種委員会は規程に基づき適切に運営されている。

全教職員が参加して中期経営計画が策定され日本私立学校振興・共済事業団による経営診断にも全教職員が参加するなど、課題や危機意識の共有化が図られていてガバナンスが適切に機能している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　自己点検・評価実施細則に基づき、年度当初に各教職員が目標を設定し、年度末に自己点検・評価を行ってその結果を公表している。これにより各教職員の向上・充実が期待され、組織全体の自己点検・評価活動を活性化させ、当該短期大学の教育活動を更に充実させることにつながっている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　カリキュラムマップには、各授業科目が学位授与の方針のどの部分と関係しているかが示されており、学生にとって各授業科目の位置付けが分かりやすくなっている。また、シラバスの各科目の項目にも学位授与の方針との対応部分が記されている。

［テーマ B　学生支援］

○　保育学科会において、就職情報の共有・交換・報告が行われていることは、保育者養成校の進路保証の取り組みが十分になされていることを示している。

○　「就職対策講座」「インターンシップ」「ファッション販売研修」は、コミュニティ生活学科の就職内定率の向上の原動力となっている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　「広島文化学園事務引継規程」が整備され、蓄積されたノウハウを教職員間に共有することにつながっている。

○　全事務職員が定期的に業務改善提案書を提出し、業務の見直しに努めている。また事務職員全員による朝礼により、情報の共有・確認を行っている。

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　学生は、学内のどのパソコンからでも履修登録、時間割確認や出欠確認ができ、さらに SNS による緊急連絡システムも構築されている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ C　ガバナンス］

○　理事長のリーダーシップの下、中期経営計画を全教職員が参加して作成している。これに基づき、事業計画に教育計画を盛り込み、取り組みの結果は事業報告書に記載している。この取り組みは全教職員が参加しているため、当該短期大学の現状についての共通認識が得られ、教員と事務職員が一丸となって教育及び運営にあたることができている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　入学予定者への課題や入学前ガイダンスだけでなく、初年次教育に結びつくためのより充実した入学前教育の実施が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

理論の追求と実践を一つに結び合わせようとすることを目指す「究理実践」の建学の精神を教育実践に反映させるために、「対話の教育」と「嚶鳴教育」という二つの教育方針を掲げている。そして、建学の精神を中核にして教育計画を策定するなど、建学の精神を定期的に点検するとともに、定着に向けた努力がなされている。また、建学の精神に基づいた教育目的・目標を体系的、具体的に示し、学生が修得すべき学習成果を明確化している。

学習成果については、学士課程共通の学習成果に関する参考指針を基に、「知識・理解」、「技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の四つの項目に分類し、各学科の特性に配慮した具体的な学習の成果を定めている。これらの学習成果は点検を行い、必要に応じて修正を行うなど改善に向けた努力も続けている。

学習成果の測定は、成績・単位認定、GPA、就職状況・専門職就職率等に加えて、学生自身による達成度評価を行うなど学習者中心の学習成果の測定にも取り組んでいる。

教育の質保証の課題に対しては、学習成果向上・充実のための PDCA サイクルの確立を目指した取り組みも行っている。本格的な取り組みの緒に就いた段階であり、今後の成果を期待したい。

自己点検・評価の取り組みを平成 4 年度から始め、外部評価としての認証評価、相互評価にも積極的に取り組んでいる。指摘された課題については具体的な対策を講じ、改善に向けた取り組みを行い、着実に成果を上げている。また、組織としての自己点検・評価だけでなく、教職員個々人による自己点検・評価にも取り組み、全学的な自己点検・評価の取り組みが行われている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は、3 学科統一の「知識・理解」「技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」の 4 項目で示され、各学科の学習成果に結びつけている。卒業要件、成績評価の基準、諸資格取得の要件等をシラバスに記載している。

教育課程は、各学科の学生の特性を計り、それを生かしながら、卒業後の進路や社

会の要請を踏まえた科目を編成している。また、各科目が学位授与の方針のどの部分と関係しているかを示すカリキュラムマップが作成され、学生や授業担当者に配布されている。2 年間でいかなる学習成果が獲得されたかについていえば、3 学科各々の平均単位修得率、GPA、卒業判定状況にその成果が現れている。卒業生の就職先を含む学外の評価も高く、このような教育課程編成・実施の方針によって当該短期大学の高い就職率が維持されている。

授業を担当する教員はその資格・業績が厳密に審査され、「人事委員会」によって公正な適否判断が下されている。学習成果向上への取り組みは前向きに行われている。当該短期大学は全国の短期大学に先駆けて平成 10 年度の入試から AO 入試を導入しており、求める学生像はそれ以前の平成 8 年度の入試から募集要項に明記し、定期的に見直しが行われている。

学生支援においては、専任教員と非常勤講師との連携、教員と職員との一体化が図られている。学生生活委員会を設置し、広島文化学園大学学芸学部の教員や非常勤講師を交えての FD 研修会等に取り組み、学生支援の質の向上を目指している。

学習環境の整備は、図書館の開館時間の延長、他キャンパス図書館とのシステムの統合、クラブ活動の活性化、奨学金制度（8 種類）の整備等、在学生の実情に合わせて企画、実施されている。学習意欲の向上を企図すべく、「成績優秀者特別奨学金制度」「指定科目優秀認定証制度」を設置しているほか、ボランティア活動等の学生の社会的活動状況をウェブサイトで紹介し、その意欲を高めている。セミナー&チューター制の導入によって、学生の不安軽減、進路相談等に効果を発揮している。「チューター連絡会議」は、学生の指導内容・方法の統一を図る目的で行われており、教員と職員が一丸となった学生支援の具現化に努めている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に基づき適正に編成されている。開設される主要科目には、専任教員と教育研究実績のある非常勤講師を配置するなどの充実が図られている。教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、ウェブサイトで公開されている。FD については、授業評価アンケート、教員相互の授業参観等、多様な活動が行われている。防災対策、情報セキュリティ対策についても規程が整備され対策が講じられている。全事務職員による朝礼を毎日実施し、情報の共有・確認を行っている。SD については、外部・内部研修会を通じて職業的能力の向上が図られている。校地・校舎、施設設備について、設置面積や教室等の整備状況は、短期大学設置基準を満たしており、障がい者用の施設設備もスロープ等のバリアフリー化及び点字ブロックの設置等整備されている。学内 LAN はネットブートシステムによるセキュリティ対策がされ、他のキャンパスからでも同じ環境でネットワークが利用でき、また SNS による緊急連絡システムが構築されている。

当該短期大学の入学者数の減少により、消費収支における帰属収入が大きく減少しているが、法人全体では過去 3 年間、緩やかな上昇となっており、資金収支及び貸借対照表から即座に経営が難しくなる状況ではない。入学定員の見直しを図るなどの改

革に取り組んでおり、現在は損益分岐点を上回る学生数が確保されている。教育研究経費比率は適正である。日本私立学校振興・共済事業団の経営診断や環境分析を受け、理事長指導の下で教職員全員が説明を受けるなど危機意識の共有が図られている。

学生の確保を喫緊の課題とし、中期経営計画Ⅱ（平成 23 年度~平成 27 年度）が策定された。耐震改修工事については、速やかに取り組む必要がある。

遊休地の有効利用についても検討している。理事長による経営情報説明が毎年定期的に行われて学園の現状、課題、危機意識の共有が図られている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は当該短期大学の学長経験者であり、建学の精神、教育理念・目的等を十分理解し、学園の発展に寄与できる者である。理事長は理事会で選任され、規程に基づいて理事会を開催し、学園の方向付けを行っている。

学長は 30 年にわたる教育・研究の経歴と、大学管理・運営に関する豊富な経験を有し、短期大学の運営にリーダーシップを発揮している。学長は選考規程に基づき選任され、規程に従って教授会を開催している。学習成果及び三つの方針が、平成 23 年度の教授会で審議・決定されているが、非常勤講師も含めた授業担当者意見交換会で詳細な説明が行われ、全教員の意識統一が図られている。

監事は理事会に毎回出席し、業務及び財産の状況を適宜監査しており、必要に応じて意見を述べている。また、年に数回キャンパスを訪問し業務執行状況を各種書類で確認している。その際には、職員から説明を受け、理事との懇談で業務監査を行っている。また独立監査法人による会計監査にも立ち会い、財産の状況を監査し、監査報告書を規定の時期までに理事会・評議員会に提出している。

評議員会は私立学校法及び寄附行為の規定に基づいて運営されており、評議員は理事定数の 2 倍を超えて選任されている。

理事長のリーダーシップの下、全教職員が参加して中期経営計画を策定し、これに基づいて単年度の事業計画が策定されている。理事会で承認された事業計画と予算は、関係各所に速やかに伝達され、予算に基づき執行され、また日常の出納業務も経理責任者の下、円滑に実施されている。寄付金も適正に募集・管理されている。月次試算表は法人事務局に報告され、他の設置校の状況とともに理事長に報告されている。

教育情報、財務情報はウェブサイトにおいて適正に公開されており、ガバナンスは適切に機能している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

短期大学の役割としてコミュニティ・カレッジ的機能を発揮するため、様々な地域貢献活動に取り組んでいる。当該短期大学の取り組みで注目されるのは、地域貢献の種類の多さと実施回数である。公開講座 5 講座 11 回、正規授業の開放による受講者は毎年 10～20 名、地域社会の行政、各種団体との交流活動 9 イベント、ボランティア活動 9 種類（公民館や社会福祉協議会とタイアップしたものを含む）がほぼ毎年実施されている。さらに大学祭では地域の方々とのふれあい体験会を 3 コース実施し、教員免許状更新講習も実施している。

地域貢献としての取り組みは、本協会認定の地域総合科学科であるコミュニティ生活学科だけではなく、食物栄養学科、保育学科でも積極的に行われている。また各取り組みにより対象者は異なるが、幼児から高齢者までが当該短期大学の活動による恩恵を受けている。このように地域の広い年齢層が当該短期大学とかかわりを持つことは、当該短期大学の認知度の向上や、親近感の醸成、当該短期大学の存在価値の構築につながる。特に、祇園地区農事研究会より感謝状を授与された「地元食材を用いた新しいレシピ提案」は、地域に根ざした短期大学の取り組みとして高く評価できる。また社会福祉協議会と連携した「ひとり暮らしの高齢者へお弁当の配食サービス」、大学周辺に住む高齢者を大学に招いて行う「ひとり暮らし高齢者クリスマス会」等は、高齢化社会となった日本において、地域貢献の草の根活動的な取り組みとして注目に値する。

当該短期大学の地域貢献の取り組みは、それぞれに特色があり、学生と教職員が一丸となって実施しているものも多い。今後もこれらの取り組みに多くの学生が参加し、地域で活躍する短期大学を目指し、活動が継続されることが望まれる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　各学科とも公開講座、行政・団体との交流活動、ボランティア活動を実施し、その取り組みが開かれた大学としての活動になっている。地域社会の要望に応え、地域のイベントに積極的に参加して開かれた大学づくりを目指している。

○　取り組み内容により、対象者が幼児であったり、小学生であったり、一般成人であったり、高齢者であったりと、真に地域に根ざした大学を目指して活動している。
○　正規授業の開放として、科目等履修生を受け入れており、毎年 10～20 人と比較的多くの受講生を受け入れている。また平成 21 年度から教員免許状更新講習を実施している。特に本学の卒業生にとっては母校で受講でき、様々な相談等も行いやすい。この取り組みは、現場の教員との交流や情報交換の場としても活用されている。

安田女子短期大学の概要

設置者	学校法人　安田学園
理事長	安田　裕実
学　長	瀬山　敏雄
ＡＬＯ	立花　知香
開設年月日	昭和 30 年 4 月 1 日
所在地	広島県広島市安佐南区安東 6-13-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		150
秘書科		100
	合計	250

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

安田女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 4 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は建学の精神「柔しく剛く」の下、短期大学の教育理念を明確に示し、今日的な時代状況や社会の要請との関係を定期的に点検している。

現在保育科、秘書科の 2 学科を有しており、共に建学の精神に基づいた教育目的・目標や学習成果を明確に示している。さらに、学習成果の査定として GPA 制度を取り入れ、2 年間の学びを見渡せる学習過程のフローチャートに基づき、学びのどの段階でどのような査定評価を受けたか学生自身が確認できるようになっており、教員により到達度の低い学生への指導も行われている。また、学生による授業評価、授業公開報告等を通して教育の質の向上に努めている。秘書科では、学力向上委員会を置き、学科全体で教育内容の点検活動を行い、学科会議で改善するサイクルを有している。

平成 11 年度に従前の将来計画委員会を改組して自己点検・評価委員会が設置され、規程も整備されており、自己点検・評価報告書の作成にはほぼ全教職員が取り組んでいる。ただし、今年度第三者評価において提出された自己点検・評価報告書は、本協会指定の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に従って作成されていなかった。今後は、理事長、学長、ALO を中心に、より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。

成績評価の基準、資格取得の要件は明確に示され、履修ガイダンス等で学生に周知されている。平成 23 年度、総務会、全学運営協議会及び教授会において、三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）を再検討し、その後一部修正が行われるなど、定期的に点検がなされている。なお、評価の過程で、15 週の授業のうち 15 週目に定期試験が組まれ、授業が 15 週確保されていなかったという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに短期大学設置基準にのっとり改善されたことを確認した。今後は教育課程編成・実施の方針の下、継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けたより一層の取り組みが求められる。

各学科は、入学者受け入れの方針の下、それぞれ明確な教育目的・目標とそれに基

づく学習成果を示しており、各学科で必要な基礎学力や技能などを課し、入学者選抜試験等で測っている。両学科の学習成果は、資格取得や就職率の高さにかんがみ、2年間で獲得可能なものであり、実際的な価値を有している。また、学生の心身の支援、進路支援、生活支援など多岐にわたる学生支援の体制が整えられている。

短期大学設置基準に基づき教員組織が適正に編成されている。教員の研究環境も自己研鑽を積む環境が整っている。FD に関する規程が整備され、それに基づき様々なFD 研修会等を開催し、学習成果向上のために併設大学と密に連携を図っている。

事務組織は、併設大学と共通の組織となっており、それぞれの事務組織に専門機能を持たせ、事務局長の下に人員配置が行われている。研修会参加や日常的な業務見直しなど改善に努め、SD 活動が非常に活発に行われている。

教育課程と学生支援のための校地・校舎は併設大学との共有であるが、短期大学設置基準を満たしており、整備され十分に活用されている。また、秘書実務を習得するために社長室を想定した「秘書実習室」や、医療秘書を育成するために病院受付を想定した「医療秘書実習室」を設置するなど、教育課程に基づいた施設の充実が図られている。財的資源については、安定した学生数と納付金収入を保っており、長期にわたり財政上の安定を確保するための中長期財務計画も策定されている。財務・経営情報はウェブサイトに掲載し情報公開に努めている。

理事長は、寄附行為により、建学の精神、教育理念等を理解し、学校法人全体の発展に深く寄与し、理事会も十分に機能している。学長は選考規程に基づき選考され、各学科の教育方針・目的を達成するために学科長と連絡を密にし、必要に応じて関係委員会で検討している。また、内容に応じて関係規程にのっとり、総務会、全学運営協議会、教授会等に諮り決定を下すなど、リーダーシップを発揮している。併設大学、短期大学を含めた全体に関して審議する全学教授会と、短期大学の事項を審議する短期大学教授会があり、それぞれの規程にのっとり適切に運営がなされ、議事録も整備されている。監事、評議員会は寄附行為に基づき適切に機能している。経営の透明化、明確化に積極的に取り組み、ガバナンスが適切に機能している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　建学の精神である「柔しく剛く」を現代的に生かし、学生や教職員に全人教育を施す「まほろば教養ゼミ」（必修科目）において、建学の精神をテーマに教員・学生間で意見交換をし、学生が主体的に学ぶ機会となっている。

［テーマ B　教育の効果］

○　秘書科の「DIY 教育システム」は、平成 20 年度、質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）に選定された「『課題探求能力』の育成を目指す教育取組」を基に構築されたものである。平成 23 年度には学内学術研究の一つとして採用された DIY 教育システムの深化と発展に向けた取組研究において学力向上委員会が設置され、教育 GP を通して習得した自己点検・評価活動の手法とあわせ、学科全体で教育内容の点検活動を推進している。

○　両学科とも学習過程のフローチャートを作成し、学生の学習成果がどの段階にあるかを把握し、個々の指導体制を敷いている。保育科では、さらに履修カルテにより、学生が科目ごとに自らの学習成果が評価できるようになっており、その上で、学習成果が十分に獲得できていない学生への支援体制も整備されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　シラバスに「学習相談の窓口―研究室・オフィスアワー（OH）」や「学生へのメッセージ」等を設けている。「到達目標」を共有し、授業担当者と学生との協働の中で学生の自立的学習姿勢を育成しようとする工夫が表れている。

［テーマ B　学生支援］

○　メンター（新任教員の相談相手となる教員）制度は、チューターが新任教員の場合、チューター制度の継承性を補完し、これまでに築いてきた学生支援の水準を保つことを可能にしている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ B　物的資源］

○　図書館では、図書の閲覧貸出のみならず、付設のグループ学習に使用できる研究室、飲食可能なオープンスペース等の整備により、図書館自体の積極的利用にも取り組んでいる。

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　秘書実務を習得するために社長室を想定した「秘書実習室」や、医療秘書を育成するために病院受付を想定した「医療秘書実習室」を設置するなど、教育課程に基づいた施設の充実が図られている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ C　自己点検・評価］

○　今年度第三者評価において提出された自己点検・評価報告書は、本協会指定の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に従って作成されていなかった。今後は、理事長、学長、ALO を中心に、より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　卒業後評価と関連して、就職の質の向上を図る学生支援が計画されている。就職時及びその後の卒業生の満足度の把握についての必要性を認識しており、それらの調査結果とほかの要因との関連性の分析を今後組織的に実施することが期待される。

○　学位授与の方針は、ウェブサイトでは公表されているが、学生便覧等に明記し更なる周知・共有化に努められたい。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　専任事務職員の専門性の向上と能力開発を図るため、SD 活動の取り組みは積極的になされているが、SD 活動に関する規程の整備が課題である。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　評価の過程で、15 週の授業のうち 15 週目に定期試験が組まれ、授業が 15 週確保されていなかったという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、教育研究の改善に努めていることを確認した。今後は教育課程編成・実施の方針の下、継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けた取り組みにより一層努められたい。

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神は「柔しく剛く」である。建学以来100年近くが経過し、社会環境が変化していく中で、建学の精神に基づく女性像の具体的な在り様も変化することから、学内における組織的な協議・審議の場において協議を行い、全人教育の一環である「まほろば教養ゼミ」にて学生と教員により展開を図り、FD活動を通じて教職員へ問いかけている。平成21年度にはFD活動の一環として、「安田を知る」をテーマに全学的な研修会が実施され、また、平成24年度に実施した、全学生の参加を前提とする「硬筆書写講座」は、建学の精神に沿った特徴的な教育活動として、今後定着を図ることとしている。

建学の精神そのものが、教育目的・目標ともいえる内容であるが、内規によって、教育目的・目標を学科それぞれが設定し、公表するとともに、それに基づいて学習成果を定めている。学習成果の達成状況については、学科会議等で単位認定や就職状況を踏まえ点検・評価し、教育課程の変更も行っている。学科の目的や学位授与の方針も、全学的な審議の場で協議し、見直しをしている。また、学習成果の査定としてGPA制度を取り入れ、2年間の学びを見渡せる学習過程のフローチャートに基づき、学びのどの段階でどのような査定評価を受けたか学生自身が確認できるようになっており、教員により到達度の低い学生への指導も行われている。なお、授業公開や学生による授業評価（アンケート）は行われているが、授業評価の結果の活用は、現在、個々の教員に委ねられているので、それらの成果を活用した組織的な教育改善の新たな取り組みに期待したい。

組織的な自己点検・評価及び改善活動については、学長の業務を更に充実させるために、教育・研究・運営の3部門を3人の補佐で分担し、各領域において学長からの計画的改善の求めに応じて、改善活動を行う体制をとっている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は明確にされており、定期的な点検もなされている。学則への明記は、改善すべき今後の課題と認識されている。教育課程は、学位授与の方針に対応して体系的に編成されている。教員配置も適切であり、教育課程の定期的な見直しも行

われている。また、入学者受け入れの方針も明確であり、適切な入学前学習成果の把握・評価を行っている。各選抜方法も入学者受け入れの方針に対応している。

学習成果の査定に関しては、厳格な単位認定、各種資格の取得状況、就職状況を基に行われている。今後は、それぞれの学習成果に具体的に対応した指標の開発という点が課題である。なお、定期試験を含まない 15 週の授業が確保されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに対処し、教育研究の改善に努めていることを確認した。

学生の卒業後評価において、平成 23 年にキャリアセンターが 143 社の企業に対して訪問調査を行い、卒業後の学生の動向について分析がなされている。

教員は、明確な成績基準を基に評価しており、定期的な学生による授業評価も受けている。FD 活動も行われており、履修・卒業に至る指導ができている。学科専任の教務職員が配置され、きめ細かな学生支援に責任を果たしている。図書館、学習支援センターの有効活用も図られている。学生にはノートパソコンを必携としており、それを活用するための LAN 環境が整備されている。ウェブサイトの充実も図られている。

学習支援に関しては、ガイダンス、印刷物共に十分である。基礎学力不足への指導も行われており、秘書科では、秘書科独自の共通テストを定期的に行い、基礎学力不足の学生に対する支援をしている。保育科では、優秀な学生に多様な学習機会を提供している。

学生生活支援のためのチューター制度等の組織が整備され、「まほろば教養ゼミ」、「新入生歓迎オリエンテーションセミナー」など、学生の主体的活動を支援する取り組みが行われている。キャンパス・アメニティの整備、宿舎のあっせん、通学の便宜、奨学金制度、健康管理も十分になされている。

キャリアセンターが設置され、就職支援が行われている。資格取得、就職試験対策等の支援も行われており、7 年連続で非常に高い就職率が維持されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育を実践するために、教員組織は短期大学設置基準で定められている教員数を満たして編成され、職位は、「安田女子短期大学教員資格審査規程」に基づき資格審査が行われ、短期大学設置基準を満たしている。専任教員は、それぞれの研究分野で論文発表、学会活動等の研究活動を行うとともに、FD 活動にも連携して取り組み、自ら日常的に点検・評価、改善をし、専門的人材として研鑽を積んでいる。

事務組織は、併設大学との共通の組織として、事務局長の下に学習成果を向上させるための組織が整備され、業務の遂行がなされている。専任事務職員の専門性の向上と能力開発を図るため、SD 活動の取り組みは積極的になされているが、SD 活動に関する規程整備が課題である。

校地・校舎は、併設大学との共有であるが、短期大学設置基準を満たし、整備され活用されている。図書館、屋外運動場、屋内運動施設や学科の教育課程に基づいた実習施設設備等も整備され、活用されている。音楽系の能力向上の指導施設 ML 教室や

リズム室、また、秘書実務を習得するために社長室を想定した「秘書実習室」や、医療秘書を育成するために病院受付を想定した「医療秘書実習室」を設置するなど、教育課程に基づいた施設の充実が図られている。

火災・地震対策等の危機管理への対策としての点検や訓練などがなされており、コンピュータシステムのセキュリティ対策も防止策が講じられている。

教育課程と学生支援を充実し、更に向上を図るための財的資源は、短期大学部門では維持されているが、学校法人全体としては、併設大学の改編等によりやや悪化している。財務関係比率について、分析が行われ、改善に取り組んでいる。また、今後の安定した財政基盤を確立するため、平成 23 年度～平成 30 年度の中長期財務計画が策定され、それに基づく予算編成が行われ、進められている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為の規定「本学園創立者又は創立意志の継承者のうちから、理事会の選任した者がこれにあたる」により選出され、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学校法人の責任者として、理事会の運営、評議員会への報告等とともに、設置する各校の充実のためにリーダーシップを発揮している。また、健全な財務体質のための効率的な資金管理や、法令等にのっとった学校法人の業務の遂行に努めている。

学長は、「安田女子大学長・安田女子短期大学長選考規程」に基づき選考され、各学科の教育方針・目的を達成するために、教員の教育活動について学科長と連絡を密にし、個別的・具体的に指示を与えている。また、研究活動の保証、推進について、支援が図られている。各学科の教育研究上の事項について、必要に応じ関係委員会で検討され、学長に報告がなされている。学長は、内容に応じて関係規程にのっとり、学長が教授会にあげる案件を審議するための「総務会」、教授会の審議事項以外について決定するための審議の場である「全学運営協議会」及び教授会等に諮り決定を下すなど、リーダーシップを発揮している。

監事は、理事会・評議員会に出席し、寄附行為に基づき、学校法人の業務の適正な運営及び財産の状況について監査を行っており、公認会計士との意見交換もなされている。評議員会は、適正に構成され、寄附行為に基づき開催され、機能している。

事業計画及び予算は、その編成過程がルール化され、予算編成方針に基づき、関係部門の意見を集約し策定されている。決定した事業計画、予算は年度はじめに教職員へ周知がなされている。理事長への月次の運用報告が行われ、試算表報告等も適切になされている。資産運用は、「資金運用規程」により資金運用管理委員会が設置され、資金運用方針に基づき、当該委員会で検討され、安全を第一として行われている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

建学の精神「柔しく剛く」に基づき保育科、秘書科の教育目標を掲げており、その目標達成を目指した教養教育が積極的に実施されている。教養を「個人が社会とかかわり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付けるものの見方、考え方、価値観の総体」と認識し、教養教育をそれぞれの学科の教育目標に基づいた教育の一環として位置付けている。

具体的内容は、教育課程においては「まほろば教養ゼミ」、「卒業研究発表会」（保育科）がある。「まほろば教養ゼミ」は、全学生に建学の精神「柔しく剛く」を周知するための卒業必修科目であり、「安田を知る」、「学びを知る」、「自分を知る」、「社会を知る」の四つの分野から成る。学年末に実施される、アンケートによる評価は報告書としてまとめられ、まほろば教養ゼミ委員長の総括の後、全教員に配信・共有され、次年度の改善に生かされている。

さらに、教育課程外として、「オリエンテーションセミナー」、さらに保育科では「学科展」、オープンキャンパス、「安田こども劇場」、「アトリウムコンサート」、サークル活動などがある。秘書科では、教育課程と教育課程外諸活動（イベント）を融合させた取り組みを「DIY 教育システム」として体系化している。このシステムでは、学生がイベントごとにプロジェクトチームを設立し、企画運営さらにはアンケート調査等を通じて評価を行う。学生は最終報告書を作成し、次のイベントに生かすため活動についての情報はデータベース化されている。さらに、各年度の総括として学科会議で討議・評価が行われ、次年度へ生かす仕組みが構築されている。いずれも実施体制・方法が確立されており、PDCA サイクルも明確になっている。

「卒業研究発表会」、「学科展」、「安田こども劇場」、「アトリウムコンサート」など学外から参加者を集めている取り組みでは、長年の努力により地域の信頼も獲得し、多くの参加者を集めており、地域貢献の機会にもなっている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「まほろば教養ゼミ」では実施後に報告書を作り、総括を行い次年度の改善に役

立てている。また、オリエンテーションセミナーも実施後に報告書が作成され、次年度に取り組む学生リーダーへ改善点が継承される仕組みになっており、いずれも特色が表れている取り組みである。

○　秘書科の「DIY 教育システム」は、教育課程と教育課程外の諸活動を連携させた課題探求能力の向上を目指す取り組みであり、学生がプロジェクトの立ち上げから企画運営、評価までを行い、それらのデータを蓄積し次の運営に生かせるシステムが構築されている。

○　学外からの参加者の点でも、平成 22 年度の「学科展」は 1000 人以上の参加者を集め、「安田こども劇場」も 500 人近い参加者を集めており、地域に定着した堅実な取り組みになっている。

職業教育の取り組みについて

総評

保育科については、学生の保育職を中心とした進路や進路先の現状理解とともに、学生の進路の確定を職業教育の役割として定め、キャリアセンター及び就職指導委員による全体指導とチューターによる個別面談から成っており、その役割分担が明確である。また、高大連携授業や遠隔授業、出張授業などで学内外を問わず、高校生に対して職業教育に理解を深める機会を提供している。職業教育の内容は、1 年次では希望職種の把握、2 年次では、就職活動支援システムの資料説明、チューターによる面談や試験対策などが段階的に実施されている。また、キャリアセンターと就職指導委員による就職ガイダンスや「就職体験発表会」が開催されている。教員免許状更新講習や社会人特別選抜入試を実施し、実績をあげており、リカレント教育の場を開いている。保育科全教員が分担して実習先の巡回指導を実施し、平成 24 年度入学生からは実習に関する事前・事後指導の教員も 5 人体制にして、教員自身の実務経験向上を図っている。職業教育の効果の測定・評価については、実習の評価だけでなく、卒業生の声もその改善に生かしている。

秘書科における教育は、秘書実務分野、ビジネス分野、情報処理分野、英語分野、医療分野の 5 分野から成り、それぞれの担当者の下、職業教育として必要な検定や資格取得などが明らかにされている。「入学予定者交流会」や高校生対象の公開講座、出張講義等を実施しているが、さらに、対象となる高校生に対して一様な対応ではなく、意識や理解度に応じた細かな段階の支援を検討している。リカレント教育の場としては、科目等履修生制度を取り入れているが、利用実績がないことから、社会人を意識した職業教育や広報活動の検討が行われている。実務経験が豊かな教員を採用する方針が学科全体の質の向上につながっており、各教員は企業訪問等を積極的に展開し、職業教育にも還元されており、さらに、資質向上の体制作りを検討している。職業教育に対する評価として、卒業生の勤務先を訪問し、実務能力や勤務態度等について行った平成 23 年度の追跡調査結果などがある。これらの結果を分析し、次年度の教育課程や職業教育改善につなげていくことが期待される。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　インターネットで遠隔地の高等学校を結んで行われる遠隔授業は、地理的な条件にかかわらず、幅広く高校生に発信され、職業教育への理解を深める積極的な取り組みといえる。

○　高等学校と短期大学の円滑な接続として「入学予定者交流会」は効果的であり、さらに、対象となる高校生に対して一様な対応ではなく、意識や理解度に応じた細かな段階のサポートが検討されている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域貢献は高等教育機関の第三の使命であるとの認識の下、教員がそれぞれの専門分野を生かして地域に貢献するよう努めている。

保育科では、地域の子育て支援を重要なテーマとして掲げ、公開講座や講演会等を積極的に行っている。高等学校向けのキャリア教育に資するための出張授業も盛んである。地域の行政、教育機関、文化団体等との交流も、専門性を生かして盛んに行われている。ピアノコンクールの審査員やワークショップの開催等でも貢献がなされている。昭和 47 年から続く「安田学園音楽教員演奏会」では、専任教員、非常勤教員が学生や一般聴衆の前で演奏することで学生の手本となると同時に、平成 12 年度より会場を広島市中心街の音楽ホールに移し一般公開することで、更に地域の文化的情操への貢献度を深めている。学生ボランティアも盛んで、とりわけ「人形劇サークル」は 50 年以上の伝統があり、その活動は地域に深く浸透し貢献している。

秘書科では地域に向けた公開講座を行っている。平成 20 年度教育 GP に選定された「『課題探求能力』の育成を目指す教育取組（副題：教育課程と教育課程外諸活動を統合する DIY 教育システムの構築)」を機に、それらを生かした取り組みとして、平成 20 年度、新たに「英語＆パフォーマンス教育」、「ビジネス教育」、「情報教育」、「医療教育」の講座を開催し、さらに平成 21 年度から、「高校生のための秘書科 DIY 教育講座」を実施している。文部科学省選定の秘書科の質の高い取り組みが、地域の高校生に向けられ発信されるとともに、教育 GP に選定されたことにより地域向けの公開講座などが大幅に増え、地域にも秘書科の取り組みが受け入れられ評価されている。また、学生は医療秘書科目「ケア・システム論」の受講で、養護施設、老人ホーム、医療関係施設での 3 日間の実習を体験する。そのことを通してボランティア活動に目覚める学生も多いなど、地域貢献に向け秘書科の取り組みが全体的に良い循環を促している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　保育科の出張講義や講演会等の多さは長年にわたる地域との関係の深さの表れ、地域貢献度の大きさの表れである。

○　保育科教員による「安田学園音楽教員演奏会」は学生の手本となると同時に、地域の文化的情操に貢献している。
○　秘書科における教育 GP 採択の「『課題探究能力』の育成を目指す教育取組」を生かした公開講座は、その取り組みの成果を地域へ還元するとともに、講演依頼の増加が示すように、地域からも取り組みが高く評価されている。

山口芸術短期大学の概要

設置者	学校法人　宇部学園
理事長	二木　秀夫
学　長	加屋野　洋
ＡＬＯ	金田　重之
開設年月日	昭和 43 年 4 月 1 日
所在地	山口県山口市小郡上郷 1275 番地

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育学科		120
芸術表現学科		80
	合計	200

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	デザインアート専攻	10
専攻科	音楽専攻	15
	合計	25

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

山口芸術短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 12 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

郷土の先覚吉田松陰の「至誠の心」を建学の精神とした創立者の教育理念は、「音楽・美術など幅広い芸術の研修によって真の人間性を養い豊かな教養を具えた社会人を育成すること」として、学内外に明示され周知している。これに基づく学科の教育目標は、学生一人ひとりの単位取得状況や成績分布等を検討して把握され達成されている。

高等学校等からの評価はキャリア教育の成果に基づくという観点から、学習成果と進路指導等をセットとして考え、就職指導が徹底されている。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとして、履修規程や定期試験の実施方法、単位認定の基準を明確に定め、評価方法の徹底には年度はじめの非常勤教員との意見交換会で共通理解を図っている。

短期大学全般として法令を順守した運営が行われており、自己点検・評価についても規程に基づき組織的に実施・公表されている。

学位授与の方針は明確に示され、免許・資格の取得についても「Campus Navi」に記載されている。芸術表現学科においては卒業研究を必修とし、演奏会・作品展として成果が公表されている。保育学科では保育者・介護福祉士養成課程を基本とし、芸術表現学科では多岐にわたる芸術において学生自身が適性を判断しながらカリキュラムを編成できるようステージ・フィールド制を導入している。入学者受け入れの方針は学生募集要項やウェブサイトに明示され、多くの機会に説明されている。

学習成果の獲得に向けては、毎年実施する授業に関するアンケートや教員アンケートの活用、講義概要（シラバス）の毎年の見直し、FD・SD活動などにより、授業改善に取り組んでいる。また、保育学科では実習先を中心とした現場、芸術表現学科では定期演奏会・卒業制作展といった学外発表の場を通して学生の卒業後評価に役立てている。

パソコン使用については、教室内にオープンエリアを設け学生が自由に使える環境を整えている。入学前教育、新入生オリエンテーション、学生生活に関するアンケート、保護者会・三者面談会などによる就職・進路支援等が、チューター制を軸に丁寧

になされている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、専任教員の外部研究費獲得のための規程も整備され、研究成果は学会誌や「山口芸術短期大学研究紀要」、キャンパス内展示スペースにおいて発表されている。事務組織は併設大学と共通の組織で、専門的な機能を有している。

校地、校舎、運動場、実習設備とも短期大学設置基準を満たしており、野外ステージのような魅力的な施設については一層有効活用を図られたい。実習教室、設備等は適切に配置されている。

学校法人の財政運営はおおむね健全に推移している。

理事長は建学の精神を深く理解し、学園の目指すべきビジョンを様々な機会に提示している。理事会は「学校法人宇部学園施設耐震化計画」を策定している。学長は実務に精通した専務理事と協力し短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。監事は学校法人の業務及び財産の状況を監査し、評議員会とも連携しながら理事会の適正な運営を監視している。評議員は規程に沿って選任されている。

事業計画及び予算は各学科の要望が十分に反映されており、適切に執行されている。出納業務は円滑に処理され、リスクの少ない健全な資産運用もなされている。教育情報及び財務状況はウェブサイト等で積極的に公表・公開されている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマＢ　教育の効果］

○　芸術表現学科では、定期演奏会、卒業演奏会、デザインアートコース学生の各種コンペティションへの出品等学外イベントを通して、学習成果を社会にアピールしている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマＢ　学生支援］

○　学習支援・生活支援として、入学前教育から新入生オリエンテーション、学生生活に関するアンケート調査、保護者会、三者面談会など就職・進路支援に至るまで、チューター制を軸にして丁寧になされており、全学的なチューター制を中心とした

学生への日常的なサポートを行っている。

○　保育学科では、学科教員による地区担当制（幼児教育コース）、専門職の就職指導の一環を成す授業科目「進路研究」、実習訪問時の情報交換など日常での積み重ねにより、昭和 49 年の学科開設以来、高い就職率を維持している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　保育学科では、教育目標に沿って芸術系科目を充実させた教育課程を編成しており、芸術系短期大学の特色を生かした手厚い指導が行われている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　芸術表現学科においては、教育目的と学習成果の関係が学生により明確に伝わる工夫を求めたい。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　専任教員の科学研究費補助金など外部研究費の獲得が課題であり、研究実績を対外的に示すための方法と創意工夫を組織的に検討し、実りあるものにされたい。

［テーマ B　物的資源］

○　図書館は、蔵書数や学習空間の確保など学生のニーズに合わせて、更なる充実が求められる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

郷土の先覚吉田松陰の「至誠の心」を建学の精神とした創立者の教育理念は、「音楽・美術など幅広い芸術の研修によって真の人間性を養い豊かな教養を具えた社会人を育成すること」として、明瞭に示されている。この理念は学内外において機会あるごとに説明され周知しており、5 年ごとにまとめられる自己点検・評価報告書でも確認されている。

学則にて教育の目的を定め、教育課程において各学科の教育目標、目指す人物像を示している。「学習成果の達成度と進路指導等をセットとして考える」という方針の下、保育学科では学科開設以来の就職率はほぼ 100 パーセントで、質の高い保育者及び介護福祉士養成機関であることが広く認知されている。

学科ごとに単位取得状況、成績分布等は整理されており、教育を充実させるための検討資料となっている。学習成果を測定する仕組みとして、履修規程や定期試験の実施方法、単位認定の基準を定め、評価方法の徹底には年度はじめの非常勤教員との意見交換会で共通理解を図っている。なお、学習成果を測定する仕組みについては、「Campus Navi」への記載とオリエンテーションにおける説明、チューターとの対話に加え、更なる教育向上・充実のための全学的な取り組みとして検討されたい。

就職率（保育学科）の高さや学外でのイベント（定期演奏会や卒業演奏会、デザインアートコース学生の各種コンペティション出品）を通して、学習成果を社会にアピールしている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を順守した短期大学運営が行われている。保育学科では現場経験をもった教員を多数配置し、チューター制や就職地区担当制により、生活面や就職面での指導を徹底している。芸術表現学科でもチューター制を充実させている。

自己点検・評価については規程に基づき組織的に実施し公表している。自己点検・評価委員会は管理・教学部門の両面から構成されており、全教職員の意見が反映されている。毎月定例の学科会議では、平素の教育活動の点検・確認、学生に関する情報の共有などが図られている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与については、卒業・学位認定・成績評価の方針とも「山口芸術短期大学学則」、「山口芸術短期大学学位規程」及び学位授与の方針に基づき、明確に示されている。免許・資格の取得についても履修方法等は「Campus Navi」に記載されており、保育学科においては短期大学を卒業することが免許・資格取得のための必須条件となっている。また、芸術表現学科においては卒業研究を必修とし、演奏会・作品展としてその成果は広く公表されている。

教育課程編成・実施の方針については、両学科とも教育目標に基づいて設定されている。保育学科では保育者・介護福祉士養成課程を基本としながら教育課程を編成し、芸術表現学科では多岐にわたる芸術において学生が自身の適性を判断しながらカリキュラムを編成できるようステージ・フィールド制を導入している。

入学者受け入れの方針については、学生募集要項やウェブサイトに明示され、オープンキャンパス、入試説明会、高等学校訪問などの機会に説明されている。また入試方法は、推薦入試、一般入試、センター試験併用入試、社会人入試、総合・専門学科特別選抜（芸術表現学科のみ）、AO選抜（芸術表現学科のみ）を実施し、各学科の受け入れ方針に対応している。

また、保育学科では実習先を中心とした現場、芸術表現学科では定期演奏会・卒業制作展といった発表の場を通して学生の卒業後評価に役立てている。

学習成果の獲得に向けては、毎年実施する授業に関するアンケートの活用、講義概要（シラバス）の毎年の見直しなどにより、授業改善に取り組んでいる。さらに、授業アンケートが授業改善にどのように役立っているかを確認するための教員アンケートを中心にFD・SD活動による教育資源の向上を図っている。

施設についても、パソコン関連は教室の中にオープンエリアを設け、インターネットを含めて学生が長時間自由に使える環境を提供している。その他施設のバリアフリー化や図書館の蔵書に関しても現在策定中の改築及び耐震化の計画とともに検討を進め、一層の充実が期待される。

学習支援・生活支援については、入学前教育から新入生オリエンテーション、学生生活に関するアンケート調査、保護者会、三者面談会など就職・進路支援に至るまで、チューター制を軸にして丁寧になされている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

当該短期大学は、少子化と進路選択の多様化という社会状況の中で、芸術系短期大学としての教育資源を生かし、人的資源・物的資源の整備と努力が教職員の共通理解の下で進められている。教員組織は短期大学設置基準を満たし、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員と非常勤教員が配置されており、教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて適切に行われている。研究活動（論文、学会出席、制作・演奏発表等）は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、その成果は学会誌や「山口芸術短期大学研究紀要」、キャンパス内展示スペースにおいて発表されている。なお、専任教員の科学研究費補助金など外部研究費の獲得を促進されると

ともに、研究実績を対外的に示すための方法と創意工夫を組織的に検討し、教育研究成果のより一層の公表に努められたい。

事務組織は併設大学と共通の組織で、専門的な機能を有しており、学生向けの職員の電子メールアドレス開示など丁寧な体制になっている。また、関係の諸規程に基づき FD・SD 活動も適切に行われ、共通性のある問題は教職員合同で改善が図られている。

校地・校舎、運動場、実習設備とも短期大学設置基準を満たしており、各学科の実習教室、実習設備は適切に配置されている。地域に開かれたイベントなどの際には多少配置が複雑な校舎についての案内・対応などに配慮し、野外ステージのような魅力的な施設については一層の有効活用が期待される。

併設大学と共用の図書館は、蔵書数、専門書数が少なく、学生が任意に調べものや自主学習するための空間が手狭ということもあり、現在、ほかの場所へ改築移設する計画があり、耐震化計画と併せて今後の充実が望まれる。運動場等体育施設も手狭であり、設備面での課題もあるが、当面外部施設の有効活用を図り、授業環境を整えられたい。

財的資源については、学校法人全体としての経営基盤は安定している。

教育研究用の施設設備についても適切な資金配分が行われている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は当該短期大学設立時よりかかわり、建学の精神「至誠の心」を深く理解し、学園の目指すべきビジョン・方向性を様々な機会に説明している。理事会に対しては、毎年度事業計画を作成させ、特に施設設備について「学校法人宇部学園施設耐震化計画」を策定し、学園全体の教職員の理解を得て、目的達成に向かってリーダーシップを発揮している。理事会開催状況については、年間 10 回開催され、毎回ほぼ全員出席となっており理事会は適正に運営されている。

学長は専務理事と協力し、理事会を代表する理事長の見解や意思を踏まえ、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教授会は「山口芸術短期大学教授会規程」に基づいて適切に運営され、主として入学者の受け入れ、学習成果、卒業後の関係等の三つの方針に関する審議がなされている。管理部門と教学部門における課題や問題点を審議する運営委員会をはじめ学内には、各種委員会が設置され、短期大学の運営及び理事会との調整を図り、短期大学の向上と充実に貢献している。

監事は理事会で候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任し、寄附行為に基づき置かれている。監事は学校法人の業務及び財産の状況を監査し、当該会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。また、評議員会に毎回出席し、評議員会と連携しながら理事会の適正な運営を監視している。

評議員は理事の 2 倍を超えている。選任も寄附行為に沿っている。評議員会は監事出席の下、適切に開催され、理事会の諮問機関として機能している。理事長は、私立学校法第 42 条の規定に従い、該当する議題について評議員会で意見を聞いた後に、理事会で審議され、また、理事会で議決された決算及び実績の報告については、評議員

会で意見を求めている。

事業計画及び予算は各学科の要望が十分に反映されており、理事会で決定された後、年度当初から適切に執行されている。予算執行については、各学科から学長、専務理事を経て理事長の下で決済されている。日常の出納業務は経理規程に基づき円滑に処理されている。資産運用については寄附行為に基づき、リスクの少ない健全な運用がなされている。公認会計士による監査には学校法人事務職員、大学事務課長、会計事務職員が対応し、公認会計士と専務理事、監事との意見交換も行われている。ウェブサイトなどで教育情報及び財務状況を積極的に公表・公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会に向けた公開講座は、かなり早い時期（平成 2 年）から開催されており、芸術系を主とした講座は、既に地域の恒例行事として親しまれ定着している。

保育学科において 7 月下旬もしくは 8 月上旬に開催している「夏期講座」は主に現職の保育者あるいは卒業生を対象としており、全体講演と分野の講座（音楽講座、造形講座等）を提供している。平成 17 年度から開催している「介護技術講習会」や「ガイドヘルパー養成講習会」も、資格取得を目指した専門性の高いものであり、保育学科の教授陣や施設を生かした取り組みとなっている。いずれも対象者を限定した講座となっているため、地域住民が参加しやすい一般向けの講座開催についても現在検討している。学生のボランティア活動においては、当該短期大学のある山口市小郡地区の地域ボランティアなど様々な活動に学生が参加しており、その活動は地域と密着している。また、山口県からの要請により、「アイリンピック」等への参加募集を教育活動の一環として行っている。

芸術表現学科では、現役高校生を対象とした「夏期受験講習会」、一般市民を対象とした「サマースクール」を毎年 7 月下旬から 8 月上旬に開催し、好評を得ている。講座開催後の参加者アンケートなどを生かし、開講講座の内容や広報方法の一層の充実を検討されたい。ほかにも、山口市秋穂二島地域主催の「HOT コンサート」や山口市主催の「山口市公共交通ふれあいフェスタ お絵かきバス」等地域団体が主催するイベントにボランティアとして参加したり、小・中・高校生を対象とした電子オルガンコンクールを開催するなど、芸術系短期大学の特色を生かした取り組みを行っている。

香川短期大学の概要

設置者	学校法人　尽誠学園
理事長	大久保　直明
学　長	石川　浩
ＡＬＯ	日野　明世
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁 10 番地

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活文化学科	生活文化	40
生活文化学科	食物栄養	50
生活文化学科	生活介護福祉	40
子ども学科第Ⅰ部		60
子ども学科第Ⅲ部		40
経営情報科		60
	合計	290

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	福祉専攻	30
	合計	30

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

香川短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成25年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成23年6月30日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、地方に立地する短期大学であり、建学の精神「愛 敬 誠」を教職員と学生が一体となって具現化して、地域の高等教育機関としての役割を十分に果たしている。少子化が進行する中、収容定員620名を収容する短期大学であり、収容定員をおおむね充足している。

当該短期大学を設置する学校法人尽誠学園は、善通寺市の尽誠学園高等学校、高松市の香川誠陵中学校・高等学校、宇多津町の香川短期大学及び附属幼稚園等を有している。その規模は大きく、また古い歴史を有する総合学園である。

当該短期大学は、高校生や保護者への情報発信及び公開を適切に行っている。入学後に、何を学びそしてどんな学習成果が得られるのか、また、どんな資格を取得できるのか、さらに、その学習成果や資格を生かせる就職状況がどうなのかといった魅力を、明確な形で発信している。そして、その情報に基づいて、高校生や学生自身が当該短期大学で学ぶことへの十分な期待を持つことや、当該短期大学がその期待に応えるような学習成果の獲得に向けた努力をしている。

中央教育審議会の答申による審議結果を基に、当該短期大学が取り組むべき課題については必要に応じて印刷物やFD活動の会議等で議論をして、全教員が自己点検・評価の取り組みに参加している。

経営情報科、生活文化学科生活介護福祉専攻課程において、近年は入学者数が定員を割り込んでいる。介護福祉士資格取得者の卒業生は、世相を反映して高い就職率を維持している。

学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針は明確に示されており、学生にとって学びの状況や学習成果の獲得を知る上で有効な手引きとなっている。また、各教員は学習成果の具体的な記述を工夫し、シラバスに記載している。入学者受け入れの方針は、入学後に必要とされる能力や適性を、受験生自身が事前に判断できるような具体的なものになっている。

教員組織は、いずれの学科及び専攻課程においても適切に編成され、専任教員の配

置数は短期大学設置基準を満たしている。また、専任教員の教育上での活動にふさわしい教育実績、研究実績、優れた制作物や、卓越した成績を持つ実技実績等を有している。事務組織には適切な人員が配置され、学生の学習成果向上に資する意識が常にある。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を満たしている。授業に必要な講義室、演習室、実験・実習室、情報機器等が適正に整備され、また図書館の書籍・雑誌も整備され、利用者の便宜を図って土曜日の開館を実施し、大いに活用されている。

学内の教育環境は、学内の LAN の整備、コンピュータ実習室の設備等、短期大学教育を行うのに十分な設備を整えている。情報機器に精通した教員が多く、新しい情報機器とその管理体制も確立している。また、学生のためのキャンパス・アメニティはよく整備されており、進路支援については、就職進学部とクラス担任が連携して、手厚くきめ細やかな指導をしている。各学科の専門性を生かした就職はおおむね達成されている。

当該短期大学は財務上もおおむね健全であり、教育研究経費は標準的な水準を維持している。また情報管理等技術資源や施設の整備が行われている。

理事長は学園全体を掌握し財政の健全化に努め、学長もリーダーシップを発揮している。

理事会及び評議員会は寄附行為に基づき、それぞれ意思決定機関及び理事会の諮問機関として適切に運営されている。監事も寄附行為に基づき、適切に業務を執行している。理事の構成においても、偏りなくバランスが取れており、管理運営体制は確立されていてガバナンスが機能している。

学生が自ら求める授業の改善や学生支援に力を注ぎ、当該短期大学の魅力が地域の高校生に理解されるように、将来計画の達成のために、理事長・学長のリーダーシップを発揮し、優れたガバナンスが維持されていくことを期待する。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　建学の精神に基づいて掲げられた三つの方針を当該短期大学全構成員が共通の認識を持ち、各学科及び専攻課程が教育の目標を定め、具体的にどのような人材を養

成するのかを明確にして、学生のみならず広く学内外に公表している。また学生の学習成果の獲得が目に見えるように工夫している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　各学科及び専攻課程やコースごとにクラスアワーを時間割上に設定し、教員を配置して、日常的な学習相談や生活上の相談、就職支援や編入学指導や課外活動の支援などきめ細かく行われている。特に進路支援対策として、就職進学部とクラス担任が連携して、個別支援を行っている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長は学園全体としての将来展望のもとに、幼稚園・中学校・高等学校の系統的な生徒の確保に強力なリーダーシップを発揮している。

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　学長は、大学内での運営上の諸問題を解決するに当たっても、教職員の意見だけでなく、広く意見を取り込むために教育推進協議会を設けている。当該短期大学の重要な案件について、学内外からの適切な意見を取り入れ、大学運営に反映させている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　シラバスは、教員によって記載内容の具体性に差があり、また科目ごとに統一されていない面がみられるので、当該短期大学全体で統一を図るよう検討されたい。

［テーマ B　学生支援］

○　「学生による授業改善アンケート」について、アンケート対象科目の増加や、アンケート結果については、学生の意見・要望に対しての教員の見解や改善のための方策等について所見を取りまとめ、各学科、専攻課程・コースごとや当該短期大学全体で結果を考察し、組織的に活用することが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

学校法人尽誠学園は明治 17 年に開塾された忠誠塾を基にして創立され、当時の建学の精神の「誠」に原点を置いて昭和 42 年に開学した。当該短期大学は、建学の精神として「愛 敬 誠」を定め、その建学の精神を具現化することに教育の理念を定めている。この建学の精神の下で、すべての教職員・学生が一体となって教育活動を進めている。その実践に当たっては常に内容を見直し、教育の内容は変わってもその根底にある教育の原点はこの建学の精神に置かれ、全構成員が常にこの建学の精神を理解し合い、日々の業務に当たっている。

また、この建学の精神は理事長や学長、及び学科長が諸行事やオリエンテーションなどの日々の講演や講話等で折に触れて話しており、出版物や印刷物によって学外にも広く表明している。

各学科、専攻課程ともに建学の精神に基づき教育目標を明確にして、広く学内外に広報し、大学のウェブサイト、大学案内、学生便覧に明確に示している。教育目標は、具体的に「学校がどのような人材を養成するのか」「これを履修することによって何ができるのか」等を明確に示している。また、全教員が共通の認識の下で教育に当たっている。

シラバスの中では、教育目標と獲得すべき学習成果を明確に示している。その内容はそれぞれ建学の精神に基づき、その精神を具現化する上でなされている教育活動がどのような形で学習成果として表れるのかをよく理解することができる。成果を可視化するような試みや、在学中・卒業時に取得可能な資格を設けていることは学生の勉学意欲を刺激することに繋がる。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の公文書類は全教員に回覧・学内メール等で周知し、重要な文書については配布し学科会等を通して全教員へ周知及び理解を図っている。また、授業改善についても、その根拠となる学習成果の査定の制度を確立している。特に、平成 22 年度の改善点を平成 23 年度で取り上げ、その見直しを行っている。そのために各教員が PDCA のサイクルが上手く機能することに努めている。

香川短期大学大学評価実施規程に基づき自己点検・評価委員会を設置して、全学で自己点検・評価に取り組んでいる。また、平成 21 年度、平成 22 年度については、本

協会の評価基準に基づく自己点検・評価を行い、報告書にまとめて公表している。中央教育審議会の答申による審議結果を基に、当該短期大学が取り組むべき課題について必要に応じて印刷物や FD 活動の会議等で説明し、議論をして全教員がその取り組みに何らかの形で参加している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は明確に学生便覧及びウェブサイトに掲載され、広く学内外に公表している。

教育課程編成・実施の方針が、学位授与の方針に対応して明確に示され、学生にとって学びの状況や学習成果の獲得を知る上で有効な手引きとなっている。適切な教員配置により、質保証に向けた厳格な学習評価が可能になっているが、一部の教員の事務部門との兼務や、専門科目の専任教員の充実等に課題がある。

入学者受け入れの方針は、入学後に必要とされる能力や適性を、受験生自身が事前に判断できるような具体的なものになっており、その理解度を各入試の選抜基準に加え、入学者のこれまでの学習成果に配慮した教育が実施されている。

各教員は学習成果の具体的な記述を工夫し、シラバスに明確に記しているが、統一性のある評価基準の調整が必要である。資格取得を目標とする学科や専攻課程では、学習成果は測定可能であるが、学科や専攻課程によってはシラバスや日々の講義等から学習成果の測定が難しい。学習成果を一定期間内で獲得することが難しい学生に対して、学科をあげて個別指導体制をとっている。

各学科の専門性を生かした就職はおおむね達成されている。就職先からの評価は、より系統的、組織的かつ詳細に聴取することが望まれる。

教員及び事務職員は、学習成果の獲得に向けて誠実に業務を遂行している。学内の教育環境は、学内 LAN の整備、コンピュータ実習室の設備など、短期大学教育を行うために十分な設備を整えている。また、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ講習会を実施して利用技術の向上を目指す努力をしている。入学時や学期の初めには、学習の動機付けの講話や履修に関するオリエンテーションなど、きめ細やかな指導が行われている。学生のためのキャンパス・アメニティや通学支援体制はよく整備されている。また、学生の健康管理や悩みを持つ学生に対して、組織的に支援する体制が整えられている。進路支援については、就職進学部とクラス担任とが連携して、手厚くきめ細やかな指導を行っている。入学者受け入れの方針については、大学案内、ウェブサイト等で各学科及び専攻課程の教育目的・教育目標を明示している。入試選抜については、多様な選抜を公正かつ正確に実施している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

学生の減少期にある中で、当該短期大学が特に力を入れている学科及び専攻課程では短期大学設置基準以上の教員を配置して、学習成果の質の向上に大きく貢献している。

また、教員が学内外において研究成果を上げ、研究活動の状況を公開している。発表公演や作品制作等に関する業績はあるが、著作物や論文発表・執筆に関してはやや低調であるので、今後改善されることが望まれる。幾つかの分野では外部資金や科学研究費補助金等を獲得している。

FD 活動は、FD 委員会規程に基づいて行われているが、教育方法及び授業改善等に結び付く内容の充実が望まれる。

事務組織には適切な人員が配置され、学生の学習成果向上に資する意識が常にある。また、情報機器に精通した教員が多く、新しい情報機器とその管理体制が確立していることは、学生にとって何よりも心強い環境にある。

介護・幼児教育の学科特有の施設・設備も整備され、整理・整頓・清潔が保たれた環境であり、学生は学習成果の獲得に向けてこれらの施設を大いに活用している。多くの教員が事務の管理職を兼務して職務に当たっている。

財務状況は、法人全体及び短期大学ともに 3 年連続帰属収支差額が収入超過となっており、おおむね健全である。

近年、生活文化学科の 2 専攻と経営情報科には、定員充足率に課題がある。過去 5 年間で平成 22 年度以降に入学者数・在籍者数が漸減しているため、定員充足のための学生数の確保が最重要課題である。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、昭和 58 年から理事として尽誠学園の運営にかかわり、学園の幾多の事業にも積極的に参加して、一貫校の設立、当該短期大学の各種事業などにおいて常にリーダーとしての役割を果たしている。平成 12 年には理事長に就任して当該短期大学に附属幼稚園を開設し、法人全体の発展に尽力している。

理事長をバックアップする理事会の構成も教育関係法令及び寄附行為に基づく適切なメンバー構成であり、定例理事会は年 3 回開催され、必要に応じて臨時の理事会を開催して諸問題の解決に当たっている。

大学運営は、教授会、各種委員会等の組織の下で、学長が中心になって教学全般にリーダーシップを発揮している。また、広く外部意見を取り入れるため教育推進協議会を設けて学外の有識者からの発言を大学運営に反映させている。

学長は、同学園の理事として学校法人の運営に参画するとともに、当該短期大学における教学面での最高責任者として、理事長の負託に応えて職務遂行に努めている。

管理面においては理事長と学長のリーダーシップの下、管理職を学生との対話が多い教員に兼務させることにより、機能的な事務体制をとっている。これは、過剰負担の懸念もあるが現時点では上手く機能している。学長を中心に学校運営は適正に運営されている。理事会等学校法人の管理運営体制は、寄附行為等に基づき、理事長のリーダーシップが適切に発揮される体制となっている。理事会及び評議員会は規定に基づき、それぞれ意思決定機関及び理事会の諮問機関として適切に運営されている。監事も規定に基づき、適切に業務を執行している。理事の構成においても、偏りなくバランスが取れており、管理運営体制は確立されていてガバナンスが機能している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

この地域の高等教育機関として、当該短期大学は大きな地域貢献をしている。高齢化・少子化の進行する中、増加する高齢者をどう支えていくか、若者をどのようにして地域で育て、地域に定住させたり引き戻すかが問われている状況下で、当該短期大学が取り組んでいる講習会や研修会などの活動は、いずれも教育理念に沿うものである。このような事業等を通して地域の学術的な雰囲気が芽生え成熟することで、生活水準の向上に合わせ、住民の大学への勉学意欲に応じた高度な内容や専門知識の獲得に繋がり、地域住民の大学への期待も一段と大きくなる。

地域交流センターを設置して、この施設を地域への教育サービスの窓口として、中・高年者だけではなく、すべての地域住民を対象とした多くの講座、講習会なども開かれている。将来のまちづくりなどの担い手となる若者を対象とした集いや社会の流れに沿った内容の講習会等も積極的に行っている。将来の学生の地域への就職や地域に貢献する人材育成などを配慮すれば、今後学外の地域の諸団体との連携及び協働の作業、奉仕活動において教育的に有益なものであれば積極的にかかわっていくことが望まれる。

単に住民への講習会や研修会を実施するだけでなく、学外において地域住民とともに、行事や地域の協働作業に参加することも意義のあることである。教職員の行政の審議会や各種委員会及び専門家会議等への参加や学生のボランティア活動への参加が、今後更に積極的に行われることが期待される。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　地域に密着した地域貢献を念頭に置いた取り組みが、各学科・専攻課程で行われている。特に、今後の高齢化・少子化が進行する中で、生活介護福祉専攻課程の介護技術講習会、介護福祉士国家試験受験対策講座、事業所で働く人へのスキルアップ講座などの講習会を積極的に行っている。高齢者介護の必要性ややりがいについての地域の住民への広報活動は、今後、地域で急増することが考えられる介護を必要とする人々を支える人材となる介護福祉士の需要に応えることに繋がっていくこ

とになる。

○　少子化が進み、地域での子育てが難しくなる中、親子での繋がりを深める取り組み「親子料理教室」、地域の住民に対する「おもちゃインストラクター養成講座」、「セーフキッズセミナー」などは住民のニーズに適った取り組みである。

○　経営情報科の学生の作品デザインを地域の物産のパッケージに活用したり、歴史的な背景を基にした宇多津町との連携による「平成相聞歌－メールで恋の歌を」の事業など、全国的な事業として展開されている若者が集う文化のまちづくり等への学生の参加は、地方の短期大学の取り組みとして大きな意味がある。

高知学園短期大学の概要

設置者	学校法人　高知学園
理事長	小笠原　俊明
学　長	片岡　一忠
ＡＬＯ	吉村　斉
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	高知県高知市旭天神町字陣が森 292-26

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
看護学科		60
生活科学学科		80
幼児保育学科		80
医療衛生学科	医療検査	40
医療衛生学科	歯科衛生	40
	合計	300

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	地域看護学専攻	20
専攻科	応用生命科学専攻	10
	合計	30

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

高知学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 22 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学校法人高知学園は、明治 32 年に創立された江陽学舎をその起源とし、6 校を擁する学校法人であり、現在、当該短期大学は 4 学科 2 専攻で構成されている。学園のシンボルである「世界の鐘」の精神「この鐘の音のとどろくところ 永遠の真理と希望にかがやき 世界の平和と友愛にみつ」を建学の精神とし、在学生、卒業生、教職員に共有され、拠り所となっている。平成 20 年度の看護学科開設に至るまで、改組転換を進め、短期大学として時代のニーズにあった学科を新設し、教育内容を展開している一方で、建学の精神に基づいた教育がしっかりと受け継がれ、従来からある学科においても新しい取り組みに挑戦している。

教育課程は、学位授与の方針に従って、短期大学士と各学科・専攻課程に対応した免許・資格等の取得を学習成果とし、それぞれの免許・資格等が取得できるように編成されている。シラバスについては、書き方や評価方法などの統一に向けて項目の見直しも行われ、必要とされている項目が整備され、到達目標に対する厳格な成績評価を行うべく取り組んでいる。また、学生の卒業後評価は聞き取り調査、アンケート等で行い、学習成果の点検に活用し、改善に取り組んでいる。

入学者受け入れの方針については、短期大学全体の方針が短期大学案内、ウェブサイト等に明示され、各学科・専攻課程における入学者受け入れの方針はオープンキャンパスで丁寧に説明されている。受験生の多様なニーズにあった入試選抜が行われ、合格者に対しては入学前教育を実施し、円滑な移行を考慮しており、新入生の受け入れに配慮している。

学生支援に関しては教育資源を有効に利用し、学習成果の獲得を支援しており、生活支援及び進路支援についても教員及び事務組織が協働して取り組んでいる。また、就職支援対策として平成 22 年度に「学生支援システム（IT システム）」を構築し、就職情報の提供により高い就職率を保っている。

研究活動の活性化に取り組み、外部資金の獲得、内部資金の付与などで紀要などへの投稿数の増加が認められる。FD 委員会規程を整備し、年 1～2 回全教員を対象とし

たFD研修会を開催しており、また、SD活動についてもSD委員会及び規程を整備するとともに、職務に関する会議や研修会へ参加している。さらに「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」に教員、事務職員共に加盟し、教育力向上、事務能率の向上に積極的に努めている。教職員の人事管理に関しては規程が整備されており、適正に管理されている。

学科ごとに短期大学設置基準や資格取得のための基準を満たす施設設備を有しており、特に新校舎7号館は最新の授業環境に配慮した教室を設置しており、学習成果が期待できる建物になっている。危機管理としての災害対策も積極的に行っており、災害対策委員会を設置し、耐震工事や災害防止、「ポケット版防災マニュアル」の作成等を実施している。また、技術的資源と施設設備の両面において計画的に整備され、常に適切な状態で授業が行えるよう維持・管理がなされている。財的資源については、学校法人全体、短期大学部門共に収支差額が収入超過であり、資金収支、消費収支は健全に推移している。なお、評価の過程で、教員組織について教授数の未充足という早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は当該短期大学の継続的な教育の質保証とともに、その向上・充実を図るためにも適切な自己点検・評価活動が求められる。

組織的な特徴としては、理事会・評議員会のガバナンスの下、教授会に上程する議題の事前協議機関として重要案件の取りまとめを行う「評議会」が設置され、議題の確認と精査を図った上で教授会にて審議・承認されており、適切に運営されている。さらに各種委員会が設けられ、教育課程の構築や自己点検・評価、FD活動が効果的に行われる仕組みが整っている。理事長は学校法人の管理運営に当たり、学校法人の方針を示しており、管理運営と教学運営の連携も円滑に行われている。ウェブサイトや印刷媒体を通じた情報の公開も適切に実施されている。なお、評価の過程で、決算及び事業の実績について理事会議決後の評議員会への報告がなされていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は法令遵守の下、適切な学校法人運営が求められる。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマB　教育の効果］

○　在学生が学修の節目として、医療衛生学科歯科衛生専攻の継承式、同学科医療検査専攻の宣誓式、看護学科の戴帽式等を行っており、学生の自覚を育み、それらの式に当たって「世界の鐘」として鐘の音を聞いており、建学の精神を在学中も共有する機会を設けている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　図書館の活用促進に関して図書館報「らぶっく」の発行など、いくつかの方策により、利用者が増加している。

○　平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ B】学生支援推進プログラム」の選定を受け、「学生支援システム（IT システム）」を構築した。現在もその成果を基に事業を継続し、充実に取り組んでいる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　研究活動を活性化するため、外部資金の獲得を奨励するとともに、内部でも研究助成金を付与する新しいシステムとして「研究助成金制度」を制定し、科学研究費補助金への申請者で不採択となった教員には、学内研究費とほぼ同額の助成金を交付して、教員の研究意欲を持続させる工夫をしている。

［テーマ B　物的資源］

○　南海地震を想定して、高台にある校舎を利点として、高知市と防災協定を締結している。学内では災害対策委員会を設置して、非常用備品の購入、校舎建物及び校舎内の耐震工事を計画的に実施している。また、学生や教職員には学生証と同サイズのコンパクトで見やすい「防災マニュアル・安否確認カード」を印刷して配布し、震災に対する危機意識を醸成している。

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　医療衛生学科歯科衛生専攻においては、歯科臨床実習室をリニューアルし、最新の歯科ユニット（診療台）を設置し、学生の歯科予防処置の実習に適した環境を整備している。また、デジタルレントゲン化にも対応したレントゲン室を整備している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　シラバスには、学習成果に対応すると思われる具体的な到達目標の設定が全体的に必要であり、シラバスの記述について教員間の更なる共通理解が望まれる。

○　学位授与の方針は、ウェブサイトでは公表されているが、学生便覧等に明記し更なる周知・共有化に努められたい。

［テーマ B　学生支援］

○　「学生生活と履修の手引き」にセクシャル・ハラスメントに対する対応が記載されているが、それ以外のハラスメントに関しても規程の整備や周知等の対応が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　平成 24 年 5 月 1 日現在において、教員組織の教授数に 1 人不足があり、短期大学設置基準を満たしていなかったという問題が認められた。

　当該問題については、機関別評価結果の判定までに補充し、教育研究の改善に努めていることを確認した。今後は法令遵守の下、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれたい。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　評価の過程で、決算及び事業の実績に関する評議員会への報告が私立学校法にのっとって行われていなかったという問題が認められた。

　当該問題については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。今後は理事会、評議員会、監事本来の機能を確認し、より一層学校法人運営の向上・充実に取り組まれたい。

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

学園の象徴でもある「世界の鐘」は世界の銅貨の寄贈をもって鋳造され、まさに「世界の平和と友愛」の象徴的存在となっており、在学生だけではなく、卒業生にも親しまれている。建学の精神に基づく教育理念が確立され、明確に示され、これを基に各学科・専攻課程の教育目的や目標が確立され、学生便覧、短期大学案内などの印刷物に明記されている。建学の精神や教育理念は、学内の重要組織である教授会、評議会、自己点検評価委員会において検討され、その内容が理事会及び教授会で承認されている。

志願者動向は、四国地区という厳しい状況の中で、高知県唯一の私立短期大学の利点を十分生かし過去 3 年間入学定員をほぼ充足し、また「社会にいちばん近い大学」という標語を掲げ、社会に通用する専門的職業人の養成を行っており、地域に根差した短期大学として、認識されている。

教育目的・目標は、各学科会議で点検・見直しが行われ、そこで了承されたものが教授会を経て決定されている。教育目的・目標を学生へ周知し共有するために、各種印刷物やウェブサイトに明記しているほか、学科ごとのオリエンテーションで詳しく説明が行われている。教育の効果については、「広い教養と健全な社会性を身につけた専門的職業人の育成」を教育目的・目標として定めている。学習成果として、短期大学士と各学科・専攻課程に関わる資格の取得をあげており、各科目の到達目標をシラバスの中に示し、試験・レポート等を用いて学習成果を質的・量的に評価する形式をとっている。教育の質保証については、法令順守に努め、教育の向上・充実のためにFD・SD 活動を行い、PDCA サイクルを働かせるように努めている。

自己点検評価委員会は短期大学全体の教職員で組織され、その活動に全員がかかわり共有されている。自己点検・評価報告書の作成に当たっては、当該委員会に加え、作業連絡会、自己点検評価検討会議が組織され、点検・評価活動の体制が整えられている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

教育課程は、学位授与の方針に従って、短期大学士と各学科・専攻課程に対応した

免許・資格等の取得を学習成果とし、それぞれの免許・資格等が取得できるように編成されている。シラバスについては、書き方や評価方法などに統一が求められるものの、項目の見直しも行われ、必要とされている項目が整備され、到達目標に対する厳格な成績評価を行うべく取り組んでいる。

また、学生の卒業後評価は、学外実習期間中の実習訪問先や学外実習反省会、関連団体等からの聞き取り調査、アンケート等で行い、学習成果の点検に活用し、改善に取り組んでいる。

学生支援に関しては教育資源を有効に利用し、学習成果の獲得に向け支援している。学生の生活支援の組織として、各学科の教員で構成する「学生委員会」、カウンセリング経験のある教員による「カウンセリング委員会」及び当該委員会の委員が学生の相談を受ける「教育相談室」等を整備するとともに、生活支援及び進路支援についても教員及び事務組織が協働して取り組んでいる。また、平成 21 年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」及び「大学教育・学生支援推進事業【テーマ B】学生支援推進プログラム」に選定された。この成果を生かし、現在も引き続き学生のキャリア形成に取り組んでいる。なお、経済不況により独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与を受ける学生が多く、また学納金の延納制度を利用する学生もいることから、きめの細かい対応が望まれる。

入学者受け入れの方針は、短期大学案内、ウェブサイト等に記載し、さらに様々な広報活動を通じて明確に示している。入学予定者に対して合格者登校日を 2 回設けて、入学までに学習すべき課題を与えて提出させるとともに、将来像、動機付け、学習方法や科目の選択などのオリエンテーションを入学前に実施している。また、就職支援対策として平成 22 年度に「学生支援システム（IT システム）」を構築し、就職情報の提供により高い就職率を保っており、社会に通用する専門的職業人の養成を目指し、教職員が一体となって支援している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織については、平成 24 年 5 月 1 日現在において短期大学設置基準上必要な教授数が 1 人不足していたが、その後、機関別評価結果の判定までに補充し、教育研究の改善に努めていることを確認した。

研究活動の格差の是正では、外部資金の獲得を奨励するとともに、内部でも研究助成金を付与する「研究助成金制度」の構築などによって活動が活性化され、紀要などへの投稿数の増加も認められる。研究室はほぼ全員に整備され、授業に支障のない範囲において研究及び研修のための時間も確保されている。

FD 委員会規程を整備し、年 1～2 回全教員を対象とした FD 研修会を開催している。また、SD 活動についても SD 委員会及び規程を整備するとともに、職務に関する会議や研修会へ参加している。さらに「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」に教員、事務職員共に加盟し、教育力向上、事務能率の向上に積極的に努めている。人事管理に関しては規程が整備されており、適正に管理されている。

学科ごとに短期大学設置基準や資格取得のための基準を満たす施設設備を有してい

る。7 号館は最新の授業環境に配慮した教室を設置しており、学習成果が期待できる建物になっている。また、図書館報「らぶっく」の発行、教員が積極的に参加する選書システムの確立、紀要の編集体制の改善など、図書館事業の質的向上を図るとともに、図書館運営委員会と情報委員会が連携して学生によるコンピュータ環境の積極的な活用を促すなど、学生の学習意欲・学力向上の支援にも取り組んでいる。

施設設備の維持管理は、各棟、清掃が行き届き、清潔である。また、地震対策として災害対策委員会を設置し、建物の耐震工事、校舎内の廊下に設置している学生用ロッカー等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止フィルム貼付工事も計画的に進行し、積極的に取り組んでいる。

資金収支計算書、消費収支計算書は過去 3 年間、健全な数値である。特に消費収支計算書においては学校法人全体、短期大学部門とも帰属収支差額は収入超過で、健全に推移し、平成 24 年度の入学定員も充足しており、短期大学法人として、良い財務体質を維持している。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の管理運営に当たり、学校法人の方針を示している。また、学園本部長を専務理事として理事会で選任している。本部長は理事長の命を受けて学園の事務を統括し、逐次理事長に連絡をとっている。

平成 22 年度の決算については会計年度終了後の 2 か月以内に理事会が開催されていなかったが、平成 23 年度には改善がみられた。なお、決算及び事業の実績に関する評議員会への報告が私立学校法の規定どおりに行われていなかった点については、機関別評価結果の判定までに対処し、その運営の改善に努めていることを確認した。

学長は教学部門の最高責任者として、学科の増設、組織の拡大、研究への助成、さらに事務組織の改編も行い、短期大学として問題点を把握し、全国レベルの短期大学を目指すための改革・改善を実行するリーダーシップを十分に発揮している。

監事は、理事会、評議員会に出席し、意見を述べ、学校法人の業務及び財産の状況の監査を行っているが、会計監査人と監事の連携や監査報告書の更なる詳細な記載が期待される。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

「広い教養と健全な社会性を身につけた専門的職業人の育成」という目的のために、いわゆる哲学・心理学といった従来からある一般的な科目と、茶道、書道といった実技を主とする日本の伝統的美学、手話を取り入れたヒューマンコミュニケーション、少人数教育による教養教育のゼミなどの特色ある科目が設けられている。

なかでも、教養教育における少人数によるゼミは珍しく、独自の価値をもっている。年度末にこの教養教育ゼミを履修した学生の報告書を毎年作成しており、学生の資質を高めることにつながっている。

また、教養教育担当の教員間の意思疎通を図るために教養教育委員会を設け、教育課程の検討、授業改善を行っている。ともすると専門分野の学習とつながりがなくなりがちな教養教育科目であるが、学科からの意向を受けて検討がなされており、教養教育に対して全学的、組織的に取り組んでいる。なお、「広い教養と健全な社会性を身につけた専門的職業人の育成」を目的としていることから、「健全な社会性」に関して、平成 24 年度には職業意識の向上を目的とした科目の設置を検討している。近年一般に語られる学生の状況から考えても、キャリア教育は重要な課題であり、独自の教養教育が展開されることを期待する。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　教養教育において、少人数によるゼミを科目として設定していることはユニークであり、学生にとってより深い学びの機会となっている。

職業教育の取り組みについて

総評

全学科・専攻課程がそれぞれの資格取得のために役割と機能分担を明確に定めている。

高等学校訪問、出前授業などを通して積極的に職業教育の内容を提示している。これにより、職種の内容が理解され、志望動機をより明確にすることができる。

学科・専攻課程それぞれの資格取得のための教育課程が編成され、それを実施する体制が整備されている。さらに、リカレント教育では科目等履修生、卒後研修生制度があり、生涯学習としての講座も開講しており、職業教育の取り組みが確立されている。

各教員は専門分野に関係する学会や各種研修会、講演会に参加し、また、学部卒の教員は大学院の社会人入学制度を活用し、大学院での学業を通して、研究能力、資質の向上に努めている。

職業教育の効果は、資格取得者の人数、割合で測定し評価しており、特に、国家試験の合格率を上げるため、教育内容の見直しや国家試験対策の強化、改善に取り組んでいる。

平成 21 年度には、文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」は「子ども期の健康を支える職業人養成教育」のテーマで、また「【テーマ B】学生支援推進プログラム」は「キャリア形成の充実による就職等総合的な学習支援」のテーマで選定を受け、その後も継続して取り組んでおり、発表、報告書の作成及びアンケートで効果を測定し、また内外からの評価を受け改善に取り組んでいる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」に二つのテーマが選定された。現在も継続してこれらの事業の充実のために、取り組む姿勢が認められる。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域に根差した短期大学の特徴として、地域の住民や卒業生との交流が盛んに行われており、地元の人々にも親しまれている。公開講座には受講者数の多寡があるものの、継続して取り組んでおり、各学科において特徴的な講座を開催している。特に医療衛生学科医療検査専攻と同学科歯科衛生専攻においては、これらの公開講座をリカレント教育、復職支援の取り組みとも連動させ、歯科衛生士会、歯科医師会等とも連携して専門職の復職支援を行っていることは注目に値する。

教員免許状更新講習も積極的に実施しており、高知県内唯一の幼稚園教諭を養成する短期大学としてその役割を担っている。当該講習は平成 21 年度から実施しているが、受講生数は年々増加するとともに、高知県内の各所から参加があり、幼稚園教諭の教育機関としての重要な任務を着実に実施しており、これらの講習に対して当該短期大学の教職員は夏休み期間中に協力し地域へ多大な貢献をもたらしている。

四万十農業協同組合と連携した地産地消の給食管理実習、自治体の各種委員会への参加、各専門職の協会等との連携など、地域のニーズにこたえている。また、学生や

教職員は地域のボランティア活動にも積極的に参加しており、短期大学の人的資源と物的資源が地域の貢献に役立っている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　医療衛生学科医療検査専攻、同学科歯科衛生専攻において、公開講座がリカレント教育、復職支援にも貢献している。

○　幼稚園教諭免許状保有者に対する教員免許状更新講習は、県内唯一の私立短期大学として地域に多大に貢献している。

香蘭女子短期大学の概要

設置者	学校法人　山内学園
理事長	坂根　康秀
学　長	坂根　康秀
ＡＬＯ	濱田　尚志
開設年月日	昭和 33 年 4 月 1 日
所在地	福岡県福岡市南区横手 1-2-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
ファッション総合学科		125
食物栄養学科		50
保育学科		150
ライフプランニング総合学科		200
	合計	525

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	テクニカル専攻	15
	合計	15

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

香蘭女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 7 月 12 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神を「いかなる困難な場にあっても、創意・工夫を大切にし、人を愛し、人から愛される自立した女性の育成」とし、レデードレス香蘭女学院(昭和 10 年開校)を含め 70 数年にわたり地域の高等教育の一翼を担い、女性の中堅技術者養成にとどまらず、地域を支える女性経営者を数多く輩出している。当該短期大学は、現在、ファッション総合学科、食物栄養学科、保育学科及びライフプランニング総合学科の 4 学科で編成されている。建学の精神を堅持するとともに時代の変化に対応し、これを学生に分かりやすく馴染み深い、教育理念である学訓「創意・自立・敬愛」として示すなど、絶えず教育の改善に努めている。

建学の精神に基づき、各学科の教育目的・目標が定められ、食物栄養学科、保育学科では重要な目的である資格取得に向けた教育が適切に行われている。また、本協会認定の地域総合科学科であるファッション総合学科とライフプランニング総合学科では学生の幅広い能力開発に配慮した教養教育を導入し、目標をほぼ達成するなど適切な学習指導の成果が表れている。

平成 4 年より自己点検・評価のために教学活動点検委員会を設置し、点検・評価を行っており、評価内容は教員に共有され、問題点の改善を図っている。また、鈴峯女子短期大学と 3 回の相互評価を実施し、その成果を改革・改善に生かしている。

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は学科ごとに定められ、ウェブサイトの情報公開のページで公表されている。また、卒業に必要な単位数・成績評価基準等は、各学科とも学生便覧、シラバスに明示され、ウェブサイトにも公表されている。当該短期大学独自の成績の得点化や学生による授業評価、各学科の教育目標の達成状況の把握等が行われ、各学科で、学習成果の達成度を調査し、活用している。さらに、事務職員は各学科教員と連携し、学生の成績・就職等のデータを解析し提供するなど、事務組織による教育支援が行われており、また、就職支援についても各学科の教員と事務局学生課職員で構成される就職推進委員会を中心に指導がなされている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしている。教員の研究業績をウェブサイト等で公開し、研究成果の発信に努めている。講師以上には研究室が確保され、研究時間及び研究費の確保、海外派遣等が行われている。また、FD・SD カフェを学内に開設し、教職員間の意見交換がなされている。

校地・校舎は短期大学設置基準を満たし、校舎は平成 22 年 1 月にすべてが耐震構造化されている。教室等の施設設備は各学科の教育目的に従って設置され、食堂、ラウンジ等も整備され、学生に活用されている。図書館は学生の学習に有効に活用されており、適切な運営が行われている。技術的資源は情報端末利用運営委員会にて、見直し、活用が検討されている。各学科とも、教育の質を高めるために、効果的な機器の活用に努めている。

理事長は学長を兼任し、当該短期大学の建学の精神、教育理念・目的を理解し、当該短期大学の発展に寄与している。理事会及び評議員会は適正に開催されその責務を果たしている。学長は授業改善や FD 活動に積極的に取り組み、その成果を教職員と共有するよう努め、代表教授会の下に教学活動点検委員会、各学科教授会、FD 委員会のほか、13 の委員会を設け、規程に基づいて適切に運営している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、定例の理事会・評議員会に出席し、意見を述べている。公認会計士との意見交換の上、理事会・評議員会において監査報告を行い、報告書を提出している。

平成 23 年 9 月には、定員確保など基本行動理念及び戦略をまとめた「Koran Vision 2015」を作成しており、当該短期大学の将来像が明確にされ、また経営計画が策定されている。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　建学の精神は、3～4 年ごとに定期的に見直しを行い、学生に分かりやすく馴染み深いものとするため、教育理念としての学訓「創意・自立・敬愛」が定められている。

［テーマ B　教育の効果］

○　各学科とも、建学の精神に基づく教育の目的・目標は明確にされている。特に資格取得が最大の目的となる食物栄養学科と保育学科の学習成果は学生にも分かりやすい。また、ファッション総合学科とライフプランニング総合学科はフィールド&ユニット制を導入し、学生の目的にあった科目を履修できるようにして、学習成果の向上に努めている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　事務職員は各学科教員と連携し、学生の成績・就職等のデータを提供、分析をしている。FD・SD カフェが行われており、授業・教育方法の改善や各学科の教育目標等の理解を図っている。

○　保育学科では全専任教員が卒業生の就職先を訪問して聞き取り調査を行い、その報告書を作成して学習成果の確認に使用している。また、ファッション総合学科とライフプランニング総合学科では各種の資格検定試験の受験体制をとり、学生指導を行っている。

○　授業評価アンケートの結果については、各教員が自らの授業の改善に役立てるだけでなく、学科単位での分析も行い、教科内容の見直しに活用している。

○　成績優秀で出席状況が良好な学生をチューターとして選抜し、他の学生の相談を受けるなど学生の目線でのアドバイスができる仕組みにしている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　講師以上には研究室が確保され、就業規則等により、研究費及び研究時間の確保、海外派遣等が行われている。

［テーマ D　財的資源］

○　ファッション総合学科とライフプランニング総合学科の定員充足のために、「Koran Vision 2015」という中期目標を掲げ、それに基づいて全教職員で行動目標を作成・点検し、学生の確保を試みている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　理事長は学長を兼任し、建学の精神、教育の理念・目的を理解しており、当該短期大学の発展にリーダーシップを発揮し、寄与している。また、兼任していることで、経営と教学の両面に精通しており、すべてのことに迅速に対応することが可能である。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動

などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　保育学科では卒業生の就職先で訪問聞き取り調査を行い、次年度の授業や学生調査に活用しているが、今後、全学的な取り組みが望まれる。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針は学科ごとに定められており、ウェブサイトの情報公開のページで公表されている。なお、三つの方針については、学生への周知徹底のために、学生便覧等への掲載が望まれる。

○　ライフプランニング総合学科では、既に十分な履修指導が行われているが、卒業後の進路に結びついた指導等の工夫が望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

○　教職員に対するパソコン講習会等を開催することにより、授業、研究での活用を促進することが望まれる。

［テーマ D　財的資源］

○　余裕資金はあるものの、短期大学部門の消費収支が支出超過であるので収支バランスの改善が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神は「いかなる困難な場にあっても、創意・工夫を大切にし、人を愛し、人から愛される自立した女性の育成」であり、レデードレス香蘭女学院（昭和 10 年開校）を含め 70 数年にわたり地域の高等教育の一翼を担っている。女性の中堅技術者養成にとどまらず、地域を支える女性経営者を数多く輩出し、九州地域の大学において、女性経営者の輩出数が 3 位内であるなど特出する実績を持っている。

また、時代の変化に対応し、建学の精神を分かりやすく馴染み深い、教育理念である学訓「創意・自立・敬愛」として示すなど、建学の精神を堅持しつつ、絶えず点検を行っている。学訓は各行事や印刷物、ウェブサイト等で公表するとともに、学生に対しては学長講話等で周知し、学内で共有している。

学科の教育目的・目標は建学の精神に基づいて定められ、各学科の教育目標の中に学習成果が明確に示されている。教育目的・目標の見直しは定期的に行われ、さらに、PDCA サイクルによる査定が平成 23 年度から導入されている。また、教育目的・目標を新入生に対しオリエンテーション及び掲示物等で周知し、ウェブサイトにも公表している。

平成4年より自己点検・評価のために教学活動点検委員会を設置し、建学の精神の確認をはじめ、点検・評価を行っている。評価内容は教員に共有され、問題点の改善を図っている。鈴峯女子短期大学との3回の相互評価を通じて、ハラスメント防止規則の制定、シラバス様式の改善等を行っており、その成果を改革・改善に生かしている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は学科ごとに定められており、ウェブサイトの情報公開のページで公表されている。なお、三つの方針については、学生への周知徹底のために、学生便覧等への掲載が望まれる。また、卒業に必要な単位数・成績評価基準等については、各学科とも学生便覧、シラバスに明示されており、ウェブサイトにも公表されている。シラバスの内容はほぼ統一されているが、各回の授業内容の記載方法の統一、事前・事後学習の項目の追加が望まれる。学習成果については、各種ガイダンスで周知徹底されており、おおむね確立され

ている。

当該短期大学独自の成績の得点化や学生による授業評価、各学科の教育目標の達成状況の把握等が行われ、各学科で、学習成果の達成度を調査し、活用している。さらに、事務職員も各学科教員と連携し、学生の成績・就職等のデータを提供、分析を行っている。また、FD・SD カフェを通じて、授業・教育方法の改善や各学科の教育目標等の理解を図っている。

入学手続者に対して、「入学のしおり」が郵送され、入学後の学生生活が円滑に進むように配慮するとともに、入学前カルテを提出させ、さらに入学前相談会を実施するなど、導入教育の取り組みを行っている。また、学習成果の獲得に向け、入学直後のオリエンテーションに 5 日間という十分な時間を設定し、ファッション総合学科ではオリエンテーション期間中にファッションに関する教育講演会やコミュニケーション講座を行っている。奨学金については日本学生支援機構のほか、香蘭女子短期大学特別奨学金(返還不要)を設けて対応している。

各学科の教員と事務局学生課職員で構成される就職推進委員会を中心に就職指導が行われ、キャリア相談室において就職指導・相談が実施されており、保育学科の就職率 100 パーセント等の成果を上げている。また、学生の卒業後評価への取り組みとして、保育学科では、卒業生の就職先で、訪問聞き取り調査を行い、次年度の授業や学生支援に活用している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

4 学科とも専任教員数及び教授数は、短期大学設置基準を充足している。専任教員の年齢構成については、新規教員の採用時に勘案し改善を図っている。専任教員の職位も学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。教員の採用、昇任については就業規則第二章に基づき適正に行われている。教員の研究業績はウェブサイトで公開し、研究成果の発信に努めている。講師以上には研究室が確保され、研究時間及び研究費の確保、海外派遣等が行われている。一方、永年にわたり研究成果の未発表の教員もおり、研究活動活性化に向けた全学的な取り組みが望まれる。

事務部門も機能的に整備され、新校舎は消防法、建築基準法、耐震構造、セキュリティ等に適合している。自衛消防訓練や消防設備点検が定期的に行われている。教職員の就業に関する諸規程は整備、周知されているが、法令等の改正に伴う規則・規程の改訂及び周知に更に努められたい。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。また、すべての校舎がバリアフリーに対応している。講義室・実習室等は、設置学科の教育内容に応じた施設を有しており、マルチメディア室を含めてパソコン室を 5 教室設置するほか、AV 設備も整備されている。図書館は適正な蔵書数を整備し、開館時間を延長するなど学生の利便性を図り、学生の学習に有効に活用されており、適切な運営が行われている。また、体育館を有し、建物等の施設に対する適正な管理が行われている。

各学科の教育課程の編成・実施に必要な施設設備・技術は、整備・活用されている。

技術的資源は情報端末利用運営委員会において見直し、活用が検討されている。各学科とも、教育の質を高めるために、効果的な機器の活用に努め、特に、ファッション総合学科ではパターン教育・デザイン教育・マルチメディア教育等を導入し、時代に即応した教育が展開されている。

平成 20 年度～平成 22 年度の校舎建替えにより、学校法人の帰属収支について、平成 21、22 年度は支出超過であったが、平成 23 年度は収入超過に転じている。余裕資金はあるものの、短期大学部門の平成 21 年度～平成 23 年度の消費収支が支出超過であるので収支バランスの改善が望まれる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼任しており、建学の精神、教育理念・目的を理解し、短期大学の発展に寄与している。また、経営と教学の両面に精通しており、学園すべての組織の会計伝票に目を通し、経理担当者から月次報告を受け、適切な学園運営ができるよう尽力している。会計年度終了後はすみやかに監事の監査を受け、理事会、評議員会に諮っている。また、外部監査法人と意見交換を行っている。

学長は、平成 12 年から学長職を務め、大学運営に関しては十分な見識を有している。独自の満足度調査のほか、本協会による「短期大学学生調査 2009 年(JJCSS2009)」にも積極的に参加し、その結果を当該短期大学教職員に解説し、改善すべき方法を指示している。学長は授業も担当し、授業改善や FD 活動に積極的に取り組み、その成果を教職員と共有するよう努めている。代表教授会の下に教学活動点検委員会、各学科教授会、FD 委員会ほか、13 の委員会を設け、規程に基づいて運営しており、すべての委員会における重要事項の審議結果は、最終的に代表教授会での承認を取ることとなっている。

監事は、学園行事等の際には教育研究活動について、また、会計士監査の際には財務状況について等、機会をとらえて適宜監査している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、定例の理事会・評議員会に出席し、意見を述べている。公認会計士との意見交換の上、決算理事会・評議員会において監査報告を行い、報告書を提出している。

評議員は寄附行為第 23 条により欠員なく、選任されている。評議員会開催時の出席については毎回ほぼ全員が出席し、私立学校法に基づき理事会の諮問機関として予算・決算においても評議員から意見の付言が行われている。また、予算・決算評議員会以外の開催では、理事会との合同の会議も行われ、理事との意見交換も行われている。

理事長は中・長期計画に基づき、毎年 11 月に次年度の方針を教職員に伝え、事業計画と予算の申請の集約を財務担当者に指示している。担当者は申請事由を精査して理事長に提出し、その後、評議員会、理事会の議を経て、決定されている。また、資産運用・管理については管理運用規程に基づいて適正に行われている。教育情報・財務情報は、ウェブサイトや学園だより等により公表・公開されている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

ファッション総合学科及びライフプランニング総合学科において、地域総合科学科としての特徴から教養教育に意欲的に取り組んでいる。

ファッション総合学科では三系列(人文科学、社会科学、自然科学)のほか、体育、外国語等 20 科目 32 単位を開講し、教養単位の修得状況はほぼ 80 パーセントを示し、成果を上げている。また、当該短期大学が福岡に立脚することからアジアの玄関口と位置付けてファッションを重視し、英語のほか、中国語、韓国語及びフランス語を開講するなど積極的な展開は評価に値する。基礎学力の低下に対応し導入した小テストの試みは評価できるが、十分な成果が上がっていないとの自己点検・評価がされている。改善計画が示されており、今後の成果を期待したい。

ライフプランニング総合学科では 28 科目の教養科目が配当され、多様な価値観の養成に努め、卒業要件 64 単位中 8 単位の選択必修を義務づけており、平均修得単位数は 11.6 と最低基準を上回り成果を上げている。時間割編成と担当教員配当の問題から、学生が希望する教養科目の履修が困難なケースもある。

職業教育の取り組みについて

総評

建学時の被服学科単科としての特徴から、技術教育を重視した職業教育を行い、その精神と成果は現在にも受け継がれている。特に、ファッション総合学科では昭和 48 年から夏季公開講座として被服関係の技術研修を行っている。その実績とノウハウを「アパレルテクニカルイノベーション講座」として展開し、平成 19 年度文部科学省の GP に採択されている。当該 GP には 400 名に及ぶ受講者があり、受講者に高く評価されるとともに専任教員が建学の精神に基づいた職業教育に対する自信を得る効果があった。ライフプランニング総合学科では学生の社会的、職業的自立支援の観点から、職業観及び職業能力の習得に努め、これらについて必修科目で指導を行っている。ま

た、職業に直結する各種の資格・検定の取得を支援し、効果が上がっている。さらに、実務体験、現場体験を取り入れ、学生の職業理解、意識の育成に努めている。学生の希望の多い医療事務、ブライダル、旅行会社関連の求人開拓が望まれる。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域の教育機関としての特徴を生かし地域の教育、文化活動等活発に活動し、市民権を得ている。

被服学科(現在のファッション総合学科)は本協会(平成 15 年)より「地域総合科学科」として認定され、外部での講演、地域イベントへの協力を積極的に行ってきた。福岡市の中心で行われる卒業記念ショーは 30 年以上継続され、本事業は学生が運営の中心を担っている。デパート、新聞社、同窓会からの賞の贈呈のほか、平成 23 年度にはデパートでも開催されるなど高く評価され、福岡のファッション文化を支える一助となっている。また、平成 22 年度には上海万国博覧会日本館イベントスペースにおいて活動を展示発表し、平成 23 年度には中国大連での国際ファッションフェスティバルに参加するなど、学科の特色を生かし地域貢献並びにボランティア活動を行い、地域からの評価が高いことがうかがえる。

ライフプランニング総合学科では、毎年 3～4 講座を夏季公開講座で実施しているほか、ファッション総合学科と共催で高等学校の家庭科教員を対象とした講座を開講し、地域の教育活動に貢献している。

西九州大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　永原学園
理事長	福元　裕二
学　長	福元　裕二
ＡＬＯ	西河　貞捷
開設年月日	昭和 38 年 4 月 1 日
所在地	佐賀県佐賀市神園 3-18-15

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		60
生活福祉学科		40
幼児保育学科		90
	合計	190

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	保育福祉専攻	30
	合計	30

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

西九州大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 28 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門技術と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」は創設者が起草し、その想いを、風雪に耐えながら「明日こそは大きくなろう」と成長する「あすなろ」の常緑樹の木に象徴させ、その「あすなろう」をもって教育理念としている。建学の精神・教育理念は、学内において共有され、学外にも広く表明している。また、この教育理念を具現化するため教育課程に「あすなろう」系科目を開講し、定期的に内容の点検を行って建学の精神を確認し、継承させようと努めている。

教育の質保証については、各学科とも関係法令等を順守しており、学習成果の査定を含め、年度ごとにアクションプログラムを定めて、年度末に総括を行い、達成度を点数で示している。教育については、シラバスの作成・検討（P)、授業・実習の実施（D)、学生による授業評価、FD 研修会（C)、教育課程・内容の点検（A)、という PDCA サイクルの流れが確立されている。さらに、独自の評価体系による継続的な教育の質保証と学習成果の査定に関する取り組みも意欲的である。

自己点検・評価のために、組織を整備して評価内容の検討、第三者評価への対応などを教職員が一体となって効率的に行う体制をとっている。FD 活動、SD 活動も毎年行われており、成果はアクションプログラム、中期目標・中期計画に反映されている。

各学科とも学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を「Campus Life Handbook（学生便覧)」やウェブサイトで学内外に公表している。また、各学科の学習成果に関する自己点検・評価を実施し、学生の学習効果をあげるために、学習支援を組織的に行っている。さらに、学習成果を検証するためのアンケート調査等により情報を収集し、その結果を教育に反映させている。

学生支援に関して、教育に必要な施設設備を活用し、学生の教育に当たっており、教職員が各学科の学生の動態をみながら、連携して支援活動を行っている。

各学科の教員組織は適切に整備されており、専任教員数も短期大学設置基準を充足している。また、教員の教育研究活動については環境が整えられ、成果をあげている。

事務組織は、教育研究支援をするために学園全体として、一本化されている。

校地・校舎、施設等は短期大学設置基準を満たしており、十分に活用されている。施設設備の維持管理、物品の維持管理は適切であり、災害対策、省資源対策も適切に行われている。さらに、「マンツーマン教育用支援ソフトウェア」が情報処理実習室に配置され、最新鋭のマルチメディア装置により情報教育の支援が効果的になされている。学校法人全体の運用財産は、安定した財政基盤を確立しており、「第 2 次中期目標・中期計画」において、短期大学の主要方針と将来像が明示されていて、データに基づいて客観的な環境分析を行っている。また、中期計画戦略会議等で経営情報を説明するとともに、学園全体の財務シミュレーションを行っている。ウェブサイトにて財務情報を公開している。

理事長は学長を兼任しており、学校法人を代表し、創設者が掲げた建学の精神に従って、全体の業務を統括している。寄附行為、管理運営規則、教授会規則等に基づいて理事会、評議員会、常任理事会、教授会、各種委員会等を開催し、学園全体の管理運営体制を確立するとともに、教育研究の推進にリーダーシップを発揮して学園の発展に努力している。また、監事の監査、評議員会への諮問、報告、意見聴取そして情報公開も適切であり、川崎医療短期大学と相互評価を実施するなど、ガバナンスが適切に機能している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　教育理念を具現化するための「あすなろう」系科目を、「あすなろう」、「あすなろう体験」、「共に学ぶあすなろう」、「あすなろう（就業）」と実践を積み重ねながら、年を追って立ち上げてきており、特に 1・2 年生合同で様々な体験型学習を行う「共に学ぶあすなろう」は、1・2 年生間の先輩・後輩のつながりを強める効果をあげている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　毎年、卒業生の進路先へのアンケート調査を行い、卒業生の進路先からの評価を

聴取し、得られた現場からの意見を踏まえ、実習等の改善に生かしている。また卒業生に対して卒業後の状況に関する調査を卒業後 1 年目と 3 年目に行っており、教育に反映させ学習成果の点検に活用している。

［テーマ B　学生支援］

○　学園の奨学金制度が充実しており、学園独自の「永原学園奨学金」、同窓生からの寄付を原資とする「松香会奨学金」、兄弟姉妹等の入学者に対する「兄弟姉妹在籍奨学金」、同窓生の子女等に対する「同窓生特別奨学金」、県外からの入寮者等に対する「寮費援助奨学金」等、多様な種類の奨学金を整備し、幅広い学生に対する支援を行っている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　平成 23 年度に「事務職員提案制度要領」を制定し、同年度は複数件の応募があった。その中から、すぐに実行できる提案として数件が採択され、平成 24 年度、学生支援の円滑化の改善を行うなど、課題等に対して迅速に対応している。

［テーマ B　物的資源］

○　省エネルギー・省資源対策、その他、地球環境保全に関して環境推進委員会を設置し、毎月の光熱水費等削減の取り組み状況を教授会で報告することにより、教職員の意識向上を図っている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ A　理事長のリーダーシップ］

○　「第 2 次中期目標・中期計画」を策定し、部門ごとに具体的内容及び達成期限を明示した上で年度末に達成状況を点検し、さらに報告書として関係教職員に周知徹底を図っている。

［テーマ C　ガバナンス］

○　毎年、年度ごとのアクションプログラムの総括と点検・評価を実施し、次年度のアクションプログラムを立案して、将来計画の具体化に向けた活動を定めている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　授業計画（シラバス）の中の評価基準・方法は、総合的判断と記入されている科目が多いが、評価基準に評価の基準となる項目を具体的に示し、それぞれの項目ごとの評価の割合を明示することが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　多様化する学生への特質に合致した指導や、一対一による教育の更なる方策の策定が課題として認識されており、組織的な改善の取り組みに結び付けられるよう検討されたい。

○　外部競争資金の導入が少ないことから、今後は科学研究費補助金等の獲得に一層注力することが望まれる。

○　SD 研修会やセミナー等、活動はなされているが、SD 活動に関する規程が未整備なため、早期の対応が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門技術と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」は創設者が起草し、その想いを「あすなろ」の木に象徴させ、「あすなろう」という言葉で学生が自らの可能性を信じ、自分の力で才能を開花させていくことを示している。建学の精神は、学長によって入学式などで学生に語られ、教職員にも教授会などで共有化が図られているとともに、学内の主要な場所にも掲示されており、内外に表明されている。また、教育課程にも、「あすなろう」の精神に基づく人間教育を主眼とした「あすなろう」系科目を開講し、内容の点検を行って建学の精神を確認し発展させようと努めている。

3 学科の各々に建学の精神を土台にした学位授与の方針が掲げられ、学習成果も明確に示されている。学位授与の方針をはじめ「三つの方針」は、玄関にも掲示されている。教育目的・目標は保護者会でも周知が図られ、内外に表明されている。また、各学科の学科会議では、これに沿って毎年課題を議論し内容についても定期的に点検している。

学位授与の方針を基に教育課程編成・実施の方針が明示され、さらに、学習の効果を建学の精神に基づいて具現化するために、「あすなろう」系 4 科目を開講し、コース制も取り入れている。それぞれの成果はアンケートや報告会、発表会などに示されている。学外に公開されている様々な学校行事は、学園創立以来永年の実績と歴史を持っており、広く地域に知られている。

教育の質保証については、各学科とも関係法令等を順守しており、学習成果の査定を含め、年度ごとにアクションプログラムを定めて、年度末に総括を行い、達成度を点数で示している。教育については、シラバスの作成・検討（P）、授業・実習の実施（D）、学生による授業評価、FD 研修会（C）、教育課程・内容の点検（A）、という PDCA サイクルの流れが確立されている。

自己点検・評価のために、組織を整備して評価内容の検討、第三者評価への対応などを教職員が一体となって効率的に行う体制をとっている。FD 活動、SD 活動も毎年行われており、成果はアクションプログラム、中期目標・中期計画に反映されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

各学科とも学位授与の方針を掲げて、「Campus Life Handbook（学生便覧）」やウェブサイトで学内外に公表しており、学位授与の方針には、卒業の要件、資格取得の要件について明確に示されている。さらに各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づき専門科目を体系的に編成している。

学習成果は、定期試験の成績評価とその GPA、学生による授業評価アンケート及び「卒業時満足度調査」等を実施して量的・質的に査定している。また、卒業生の進路先へのアンケート調査を行い、卒業生の進路先からの評価を聴取している。

教員は、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、総合的な成績評価基準による学習成果の評価を行っている。また毎年、学生による授業評価を受け、結果を分析して授業の改善につなげている。

「基礎学力アップ講座」や「基礎学力支援講座」を設けて、学力の向上を図るとともに、学習支援として科目担当教員やクラス担任、チューターの教員が適切な指導助言を行っている。また「大学コンソーシアム佐賀」における共通教育科目（遠隔授業、対面授業）の活用や放送大学の活用を促し、旺盛な知的好奇心を持った学生の学習支援を行っている。

学生の生活支援のため教職員が一体となった組織が整備されており、種々の学生活動に対する支援体制をとっている。就職支援として、学生支援委員会を設置し、学生支援課と教員との連携を図るとともに、「就職模擬試験」や、各学科別の「基礎学力アップ講座」、「幼稚園・保育園登録試験対策講座」等を実施している。

各学科の特質を明確にした入学者受け入れの方針は、学生募集要項、学生便覧等に記載され、またウェブサイトにも公表されており、受験生に対し広く周知されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織は、学科ごとに組織され、専任教員数は短期大学設置基準を充足している。専任教員の職位については、真正な学位を有し、教育研究実績及び制作物発表の経歴があり、短期大学設置基準を充足している。専任教員と非常勤教員の配置については、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針に基づいており、また、必要性に応じて助手を配置している。

教員の採用・昇任は、就業規則、「教員選考規程」、「専任教員資格審査基準」に基づき、実施されている。専任教員は、研究活動の結果を基に論文発表や学会発表等を行い、成果をあげており、ウェブサイトには毎年度の研究活動結果等が公開されている。

事務局各部署の役割分担は、「西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程」により明確化され、職員は専門的職能を発揮している。教職員の就業に関しては、就業規則・管理運営規則等の諸規程に基づいて適正に管理されている。

校地・校舎、施設等は短期大学設置基準を満たしており、十分に活用されている。講義室、演習室、実験実習室、情報処理室は、教育課程編成・実施の方針に基づいた授業ができるよう設置され、さらに、調理実習機器、介護演習設備、幼児保育演習設

備、子育て支援室等を整備している。図書館は併設大学子ども学部と共同で活用し、蔵書数、座席数共に十分整備されている。なお、耐震基準を満たしていない校舎等があり、計画的に補強及び建替えを実施する必要がある。

コンピュータシステムは、イントラネットで運用され、セキュリティ対策もなされている。学内 LAN 端末機を利用したインターネット情報の活用と電子メールによる教員・学生間の迅速な情報交換を行っており、学内ファイルサーバー上での情報共有化を図っている。また、「マンツーマン教育用支援ソフトウェア」が情報処理実習室に配置され、最新鋭のマルチメディア装置により情報教育の支援が効果的になされている。

学校法人全体の平成 21 年度～平成 23 年度の帰属収支差額は、収入超過であり、短期大学部門は改善されている。平成 23 年度における学校法人全体の運用財産は、安定した財務基盤を確立している。また、入学定員充足率、収容定員充足率共に年々改善されてきている。

「第 2 次中期目標・中期計画」において、主要方針と将来像が明示されており、経営情報については、部局長会議、中期計画戦略会議、SD 研修会等で予算・決算の経営情報を説明し、10 年間の学園全体に関する財務シミュレーションを行っている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人を代表し、創設者が掲げた建学の精神に従い、教育理念・目的を理解し寄附行為、管理運営規則等に基づいて理事会、評議員会、常任理事会等を開催して学園全体の管理運営体制を確立するとともに、学園全体の方向性を定め、教育研究の推進にリーダーシップを発揮して学園の発展に努力している。

理事長は学長を兼任しており、建学の精神に従い、管理運営規則及び教授会規則に基づいて、教授会、各種委員会を開催し、学生の学習成果獲得のために教学体制を確立している。教授会は学則、教授会規則に基づいて開催され、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として位置付け、適切に運営しており、教授会の下に、教務委員会、学生支援委員会、学生相談委員会等の教育上の委員会を設置し、適切に運営している。

監事は、年 4 回開催される理事会及び評議員会に出席して学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるとともに、事業報告書案を確認し、理事会において報告している。また、当該報告書は当該会計年度終了後、理事会及び評議員会へ提出されている。

評議員会は、理事会の諮問機関として指定された議題について審議し、その結果を踏まえて理事会で議決している。決算については、理事会に諮った後、評議員会へ報告し意見を求めており、ガバナンスが適切に機能している。なお、中期目標・中期計画における PDCA サイクルの実績評価については部門によってばらつきがみられるので、更なる改善が望まれる。

教育情報、財務情報は、ウェブサイトや学園広報誌等に詳細に公表・公開されている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

教養教育への取り組みとして、各学科の教育課程編成・実施の方針において、教養教育の目的・目標を掲げ、その達成のために建学の精神に基づく「あすなろう」系科目群を教養科目として開講している。人間教育を目指した「あすなろう」系科目群の授業内容は、教養教育、初年次教育、キャリア教育、職業教育を包含し、講義、演習以外に実習、講話、発表、体験学習、イベント参加、報告会等の方法で行われている。その中には、1・2 年生合同の協働型講義、地域でのボランティア体験、企業インターンシップなどの体験学習や異世代間交流による模擬面接指導、意見交換等も取り入れられている。学生はこれらの科目を通して建学の精神をよく理解しており、教養教育の効果が表れている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　建学の精神に基づく教育理念により、一般教育科目に開講されている「あすなろう」系科目群は、全教員が担当する体制をとり、内容の整理や相互の関連性などについて議論がなされている。

職業教育の取り組みについて

総評

職業教育への取り組みの成果として、現状は就職率が非常に高く、その要因としていくつかあげられる。

まず、建学の精神の中に、「専門技術と応用技術をもって社会に貢献」すると、職業教育の重要性を表明し、職業教育の役割・機能、分担は各学科の学位授与の方針に明示されている。

次に、「共に学ぶあすなろう」や「あすなろう（就業)」の科目で職業教育の意味を教授し、学生個々人に対して進路相談を実施するとともに、キャリアカウンセラーに

よる職業相談を実施している。さらに、1・2年生合同授業及び、学年別又は小グループでも職業教育を行っている。また、職業理解を深めるために、就職先の職員による講話を実施している。

第三に、学び直し（リカレント）の場として、生活福祉学科では、卒業生を対象に卒後教育を毎年2回実施している。また、卒業後1年目と3年目の卒業生を対象に「卒後アンケート」を行い、職業教育の効果を評価している。

さらに、学生に対するツールとして「就職支援ガイダンスブック」を作成しており、就職に関連する項目がコンパクトにまとめられ、学生に理解しやすいものとなっている。学生の就職に対する意識の高さ、意欲の強さが、教員や学生支援課に相談する比率の高さに表れている。

また、専攻科の取り組みではあるが、近隣の専攻科を設置している二つの短期大学と合同で「介護実習事例検討発表会」を行っており、質の高い介護サービスを地域に提供できる人材の養成に資する実践となっている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　建学の精神を具現化するために「あすなろう（就業）」を全学科1・2年生の必修科目とし、職業教育の根幹としている。

○　卒業生に対するフォローアップとフィードバックが機能し、職業教育に活用されている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域貢献への取り組みとして、併設大学と共同で「健康福祉・生涯学習センター」を設置し、そこで各種の公開講座や「エルダーカレッジ」と称する生涯学習授業を実施している。また正規授業の開放やボランティア活動など、学科がそれぞれ多様な活動を行い、地域に貢献している。

食物栄養学科では、代表的なものとして、「佐賀市食育プレイベント」、「食育全国大会」に教員と学生が参加してご当地グルメを提供するなど、県や市町の食に関する行事への参加協力を行っている。さらに、「おせち・クリスマス料理大会」、「デコレーションケーキ大会」、「親子クッキング」など、地域住民とともに学びあう地域参加型大会を毎年開催しており、高大連携として「健康と栄養」をテーマに地元高等学校の体育系クラブ生徒に対して健康支援等を行っている。また「永原学園食育推進協議会」を設置し、学園が一致協力して「食育」に関する教育研究を行い、社会貢献等を可能とする体制を整え、地域で行われる食育ボランティア活動に教職員と学生が積極的に参加している。

生活福祉学科では、地域の高齢者を招いて学生が企画から実践まで行う「レクリエーション援助活動法」の授業や、健康福祉・生涯学習センターのエルダーカレッジ生と学生との交流を実施しており、年1回地域の小規模作業所の障がい者を招いて学生

が企画・実施するイベント「大きくなーれ友だちの輪」を開催している。またボランティアサークルによる年 2 回の清掃活動の地域貢献や、教員と学生による東北の被災者支援活動への参加等を通した社会貢献をしている。

幼児保育学科では、子育て支援事業「親子いきいき広場」を開催し、また平成 22 年度には、文部科学省初等中等教育局教育課程課「子どものための優れた舞台芸術体験事業」（児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業）へ教員 2 人を派遣し、年間 10 回にわたるミュージカル指導を行っている。さらに、併設大学附属幼稚園・保育園の「お祭り広場」や「運動会」における補助ボランティア、佐賀県社会福祉協議会・佐賀県児童養護施設協議会主催による「おおぞら運動会」の補助ボランティアとして参加している。

長崎女子短期大学の概要

設置者	学校法人　鶴鳴学園
理事長	原田　延介
学　長	江副　功
ＡＬＯ	和泉　喬
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
所在地	長崎県長崎市弥生町 19-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活科学科	生活総合ビジネス	40
生活科学科	介護福祉	40
生活科学科	食物栄養	80
幼児教育学科		100
	合計	260

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

長崎女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 28 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「鶴九皐（きゅうこう）に鳴きて声天に聞こゆ」は、教育理念としての学訓「尽心・創造・実践」を示し、学科・専攻の教育目標は建学の精神に基づき、学習成果を示している。三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）も明確に示されており、それらは体系付けられている。これらの内容は、教育システム総覧、学生便覧、入学案内パンフレット等の印刷物や、ウェブサイトで学内外に表明し、学生に対してもオリエンテーション等の様々な機会を通して周知し、浸透している。学習成果は、学科、専攻ごとに多種多様な方法を用いるなど、査定の手法も確立され、定期的に点検している。自己点検・評価活動については、規程に基づいて組織整備がなされ、運営上も充実している。他大学との相互評価も実施している。また、自己点検・評価報告書は学内の FD・SD 研修にも利用されており、短期大学運営の情報の共有化、帰属意識の向上に寄与している。教育の向上・充実のための PDCA サイクルも、科目レベル、教育課程レベル、全学レベルで有し、順調に稼働していることがうかがえる。

各学科・専攻の教育課程は「カリキュラムマップ」として提示され、学位授与の方針と共に一覧表に示されている。学位授与の方針では、人間性、社会性等を含めた「ジェネリックスキル」についても位置付けられている。入学者受け入れの方針については、教員による出前授業等においても示されている。学習成果の査定については、各学科・専攻ともに学習成果到達度マップの作成と共に、様々な査定ツールでの評価を試みている。卒業時にも到達度調査を実施しており、学習成果の査定システム構築への努力がうかがえる。学生の卒業後の評価については、就職先からの評価を把握する努力がみられる。

学生の生活支援は、事務局、学生相談室、キャリア支援委員会、キャリア支援センター、各学科・専攻のチューター等が連携しながら各分野を担っている。特にチューターは、履修指導から学習指導、生活指導、そして就職・進路指導まで、きめ細やかな学生支援を担い、大きな役割を果たしている。また、入学手続者への情報提供から

入学前講座、入学後のオリエンテーションに至るまで、適切な入学者支援が実施されている。

FD・SD 研修は学長司会の下、シンポジウム形式で毎年実施するなど、教育力向上については積極的な取り組みがされている。

物的資源においては、短期大学設置基準を満たすのみにとどまらず、厳しい財政の中においても計画的に設備更新を図っている。技術的資源として、教員用パソコン、学生用ノートパソコン、コンピュータ室、ハードウェア、ソフトウェア、学内 LAN などが整備されている。一方、当該短期大学は高台に設置されていることもあり、「防災マニュアル」の作成や建物の計画的耐震診断及び耐震工事の計画的実行が期待される。

財的資源については、平成 23 年度の帰属収支差額は収入超過で、現時点における財務状況は健全である。

理事長、学長のリーダーシップに関しては、それぞれのリーダーシップの下、教育の質の向上への取り組みと共に、厳しい財政の中、技術的資源の設置・整備、物的資源の維持管理が適切に行われている。監事は、理事会、評議員会、学園合同会議に出席し意見を述べるなど、ガバナンスは適切に運営されていることがうかがえる。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　「建学の精神」、「学訓（教育理念）」、「教育目標」及び「三つの方針」は、体系的かつ具体的に編成・整備されており、「教育システム総覧」をはじめとする各種印刷物やインターネット上に理解しやすく掲載されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　幼児教育学科で開発・実施されている学習成果を査定する「教育評価システム」は、レーダーチャートを用いて学生個人の学習状況が一目で分かるようになっており、信頼性が高い。

［テーマ B　学生支援］

○　教員が少人数の学生を担任するチューター制度は、履修支援、学習支援、生活支援、就職支援等のあらゆる学生支援の場で有効に機能し、学習成果の向上に寄与している。チューターと二者面談、三者面談、四者面談の実施は、きめ細かい支援として成果をあげている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　平成 17 年度からは、全教職員を対象に FD と SD を融合した形でシンポジウム等を実施している。テーマは「実学系短期大学における教養教育のあり方」や「本学におけるキャリア教育の方向性」等で、学長の司会により各学科専攻からシンポジストの教員が 1 名ずつ参加している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　平成 23 年度の帰属収支差額は収入超過であったが、平成 24 年度は支出超過の予算である。「財務に関する中期計画」によると平成 29 年まで連続 6 期支出超過の予測となっている。これらの分析を踏まえて、改善計画の作成が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神「鶴九皐（きゅうこう）に鳴きて声天に聞こゆ」は、教育理念としての学訓「尽心・創造・実践」を示し、学科・専攻の教育目標は建学の精神に基づき、学習成果を示している。三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）も明確に示されており、それらは体系付けられている。

学科・専攻に共通する教育目標は、建学の精神の解釈である「誠実に生き、学び続ける女性の育成」に基づき、各学科それぞれの養成方針を学則第 5 条に規定している。また、建学の精神と教育目標に基づき、全学科・専攻に共通する学習成果の到達目標を規定すると共に、それぞれの学科・専攻の特性に合わせた学習成果の到達目標を規定している。これらの内容は、教育システム総覧、学生便覧、入学案内パンフレット、募集要項、学生生活のしおり等の印刷物やウェブサイトで学内外に表明している。学生に対してもオリエンテーション等の様々な機会を通して周知し、浸透している。

学習成果の査定は、学科、専攻ごとに多種多様な方法を用いるなど、査定の手法も確立され、定期的に点検している。

各学科・専攻ともに学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を順守している。教育の向上・充実のための PDCA サイクルも、科目レベル、教育課程レベル、全学レベルで有し、順調に稼働していることがうかがえる。

自己点検評価規程に基づいて自己点検評価室、委員構成などの組織整備がなされている。教員、ALO、短期大学事務職、法人本部事務職の9名で自己点検評価会議室会議が開催され、原則として学長、教務委員長も出席するようになっており充実している。他大学との相互評価も実施している。また、自己点検・評価報告書は学内のFD・SD研修にも利用されており短期大学運営の情報の共有化及び周知により全教員、全事務職員の現状認識と帰属意識の向上に寄与している。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

各学科・専攻ともに、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受け入れの方針を確立し、教育システム総覧、学生便覧、入学案内、募集要項などの印刷物やウェブサイトを通して、内外に明確に示している。各学科・専攻の教育課程は「カ

リキュラムマップ」として提示され、学位授与の方針と共に一覧表に示されている。また、学位授与の方針では、人間性、社会性等を含めた「ジェネリックスキル」についても位置付けられている。入学者受け入れの方針については、教員による出前授業等においても示している。

学習成果の査定については、各学科・専攻ともに学習成果到達度マップの作成と共に、様々な査定ツールでの評価を試みている。卒業時にも到達度調査を実施しており、学習成果の査定システム構築への努力がうかがえる。様々に試みられている査定ツールが更に整理されることにより、合理的、実効的な評価システムとなっていくことが期待できる。

学生の卒業後の評価については、就職先からの評価を把握する努力がみられる。結果もおおむね良好であり、その結果を在学生の学習成果の向上に活用している。

学生の生活支援体制は確立している。キャンパス・アメニティの整備、宿舎の支援及び経済的支援等は短期大学事務局、学生の健康管理は保健室、メンタルヘルスケア及びカウンセリングの支援は学生相談室、就職支援はキャリア支援委員会、キャリア支援センター及び各学科・専攻の担当教員とチューター等が対応している。特にチューターは、履修指導から学習指導、生活指導、そして就職・進路指導まで、きめ細やかな学生支援を担っており、大きな役割を果たしている。

教職員は、学生による授業評価、相互授業参観や FD 活動、SD 活動を通じて授業・教育方法の改善、学生支援の充実に努め、学生の学習成果向上のため図書選定や授業内でのコンピュータ活用など、施設設備及び技術的資源の有効活用に力を注いでいる。

受験の問い合わせや広報・入試事務は、事務職員、教員が全学体制で対応に当たると共に、入学手続者への情報提供から入学前講座、入学後のオリエンテーションに至るまで、適切な入学者支援が実施されている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

学科・専攻を通して教員の高齢化の課題が一部あるものの、短期大学設置基準の学科の種類、入学定員に応じて定める教員数は充足している。専任教員は、外部の研究費を積極的に獲得するなど、研究活動に取り組む機運がある。研究室及び準備室も十分に整備されている。

平成 17 年度からは、全教職員を対象に FD と SD を融合した形でシンポジウム等を実施している。テーマは「実学系短期大学における教養教育のあり方」や「本学におけるキャリア教育の方向性」等で、学長の司会により各学科専攻からシンポジストの教員が 1 名ずつ参加している。

事務組織は事務長の下、事務組織の責任体制が明確になっており、事務関係の諸規程や事務室、情報機器、備品等も整備されている。ほとんどの事務職員は学内の経常委員会に所属し、その結果を全事務職員にフィードバックするなど、学習成果達成に協力している。教職員の就業に関する諸規程は整備されている。

校地面積、適切な面積の運動場、校舎面積、適切な面積の体育館、適切な面積の図書館等の物的資源については、短期大学設置基準を満たすのみにとどまらず、十分に

整備されている。厳しい財政の中においても計画的に設備更新を図っている。その維持管理については、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程、財務諸規程、防災管理規程が整備されており、適切に行われている。なお、今後は防災訓練の実施や「防災マニュアル」の作成及び耐震診断や耐震工事計画の作成が期待される。

技術的資源として、教員用パソコン、学生用ノートパソコン、コンピュータ室、ハードウェア、ソフトウェア、学内 LAN などが整備されている。

平成 23 年度における財的資源の状況は、帰属収支差額については収入超過である。また、貸借対照表の現金預金も余裕が有るため、財的資源は適切に管理されている。

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標によると、平成 23 年度において学校法人及び短期大学は健全である。その一方で、「財務に関する中期計画」では、平成 24 年度から平成 29 年度まで帰属収支差額は連続支出超過を見込んでいる。当該短期大学は、実情と予測は良く把握しているので、今後の改善策の検討に期待したい。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長のリーダーシップの下、教育の質の向上への取り組みと共に、厳しい財政の中、技術的資源のコンピュータシステムの設置・整備等、物的資源の維持管理が適切に行われている。理事会は定期的にまた、議事録を確認しても、それぞれの立場から質疑、意見がみられ、管理運営体制が確立している。

学長は教授会を運営するとともに、教育の質向上のために学長自ら多くの委員会に籍を置くなど、運営リーダーとしてのリーダーシップを発揮している。また、平成 17 年度からは、全教職員を対象にした FD・SD 合同の学内研究報告会で「実学系短期大学における教養教育のあり方」「本学におけるキャリア教育の方向性」等のテーマで司会を行うなど、陣頭に立って教学運営体制を確立している。

監事は理事会、評議員会に出席し、それぞれの会で質疑、意見を述べている。業務、財産状況の監査については、会計年度ごとに監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また、学園合同会議の構成員として、学内における研究発表会や各種イベントにも積極的に参加するなどガバナンスの強化に努めている。

評議員会は、寄附行為を厳守して執行されている。評議員会は、諮問事項に対して質疑、意見を述べている。また、諮問事項等の議題の前後開催も守られており、適切に運営されている。

平成 23 年度の帰属収支差額は収入超過で、現金預金をみても現時点における財務状況は適切である。一方、「財務に関する中期計画」では平成 24 年度以降の財務状況が厳しくなることを予測しており、理事長の更なるリーダーシップの発揮及びガバナンス機能の発揮により改善策が講じられることを期待したい。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

当該短期大学における教養教育に対する取り組みの姿勢は、教育課程編成・実施の方針の中に、「社会人として必要な幅広い知識と教養を身につけるために、人間教養科目を重視する」、「現代に生きる女性として身につけるべき知識と教養を学ぶ機会を積極的に設ける」と明記しており、教養教育の目的・目標を定めている。

「現代教養」、「芸術」、「一般教養」の三分野から編成された人間教養科目群は、「専門教育科目」に対する「基礎科目」として位置付け、全学に配置されている。科目構成、科目数、学年配当、履修要件ともに短期大学として十分な水準にあるといえる。

具体的には、「現代社会と女性」、「日本文化概論」、「音楽概論」、「美術概論」、「生涯スポーツ」、「英語」などがあり、科目内容が多岐にわたっている。各科目の主題、到達目標、授業計画、成績評価の方法がシラバスに明記されており、教養教育の内容と、実施体制が確立している。教養教育の効果の測定と評価、改善への取り組みは、学生アンケート結果を重視するなど、専門教育科目と同様に厳格に行われている。

人間教養科目群の中で、全学卒業必修科目として配置している「現代社会と女性」は、当該短期大学の教育理念を具現化した教養科目である。「現代社会と女性」の主題、到達目標はシラバスに明記されており、教育方法はオムニバスによる一話完結の講演会形式を採用し、毎月一回、卒業までの 2 年間で合計 15 回の講演が準備されている。学外から招聘された講師が行う講演を聞く機会は学生にとって貴重であり、有意義な体験であると同時に「感性と美意識」、「主体的に行動する力」、「自己と社会とのかかわり」や「職業と自立」の精神を育み、教養教育への満足度を高める効果があると考えられる。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　「現代社会と女性」においては、学生が時間内に作成した毎回の講演内容の骨子と感想を学長自ら採点・評価している。「学生第一主義」を標榜する短期大学にふさわしく、学長自ら、熱意をもって、学生一人ひとりを大切にする教育方針は、教員と学生の距離が近いことをうかがわせる。

○　「現代社会と女性」は 15 回の授業のうち 8 回を地域住民や卒業生に公開していることから、「現代社会と女性」は、地域社会に向けた公開講座、リカレント教育、生涯学習の場としての機能も有している。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は全学共通の教育目標の中で「深い学理の探究と優れた技術の練磨とによって、社会の平和と幸福の増進に寄与し、自立性をもつ現代女性の育成を使命とする」と明記している。また、キャリア教育の目的を学生便覧の中で「2 年間をとおして将来を担う女子学生の『生きる力』と『人間力』を強化する教育を目指している」と明記していることから、確たる方針を持って職業教育に取り組んでいることがうかがえる。

全学科には、学生に多数の資格を付与する教育課程が編成されている。資格に関連する科目の実施方針は、シラバスに明記されており、厳正に単位認定が行われている。

多様な個性を有する学生の対応には、チューター、学外実習担当教員、卒業研究担当教員、キャリア支援委員会及びキャリア支援センターが連携して、勉学意欲の喚起、資格取得意欲の喚起、学習支援に当たり、職業教育における個々の役割・機能、分担が明確で、職業教育支援体制が確立している。

県内の高校生への学校見学会や出前授業を通して、職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図れるよう努めている。

職業教育を担う教員は、学生の職業教育に必要な免許、資格、検定を有し、資質向上に努めている。

卒業時調査、就職先調査、卒業生調査、専門就職率などの各種調査や指標によって、職業教育の効果を測定・評価しており、また、その結果を直ちに在学生の指導に反映させるなど、改善への取り組みが明確である。当該短期大学の職業教育における PDCA サイクルは順調に稼働している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　食物栄養専攻では「管理栄養士国家試験受験対策講座」、介護福祉専攻では「介護技術講習会」、幼児教育学科では「保育セミナー」が開催されるなど、リカレント教育を全学的に捉えて取り組む姿勢がうかがえる。

○　毎年、卒業後間もない 6 月に開催される「卒業生の集い」では、仕事の現場で必要な情報の提供や助言を行うなど、卒業後も手厚いケアがされている。

地域貢献の取り組みについて

総評

当該短期大学では、「長崎食育学を活かした食文化伝承と情報発信」が平成 22 年度文部科学省の大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラムに採択された。当該短期大学が地域文化の担い手として期待されていることがうかがえる。

正規授業の一つである「現代社会と女性」は、15 回のうち 8 回の授業を地域住民あるいは卒業生に開放しており、地域社会に向けた公開講座、生涯学習への取り組みがなされている。

地域社会との交流活動も活発に行われている。具体的には、JA 長崎県中央会との共同企画である「ながさき実り・恵みの感謝祭」にボランティアとして参加して長崎伝統料理の提供、「長崎市農業センター祭り」におけるボランティア活動、あるいは長崎県 JA グループ主催の「みんなの食と農業を考えるつどい」において、「『長崎食育学』と地産地消運動の実践」と題した講演などがある。教職員、学生共に参加するボランティア活動を通しての地域貢献は、学生にとって貴重な体験であり、地域文化の担い手となることを自覚する好機と考えられ、その意義は大きい。

一方、附属幼稚園の子育て支援事業を発展させた「地域子育て支援室」の設立は、子育て世代への多様な支援活動が期待できる。その他、幼児教育学科、介護福祉専攻の多数の学生による実習先施設でのボランティア活動もある。

以上のような、学生と教職員による広範なボランティア活動は、平成 23 年度で、参加回数延べ 69 回、参加学生数延べ 291 名にのぼり、2 年間という短い短期大学の勉学時間を考えると、大きな実績を残している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラムに採択された「長崎食育学を活かした食文化伝承と情報発信」での取り組みの一環として実施されている公開講座「長崎の郷土料理シリーズ」や「長崎よか膳料理試食会」は、地域の食文化の普及に大きく貢献している。さらに、将来、地域の食文化発展を担う卒業生の活躍に期待が持てる。

長崎短期大学の概要

設置者	学校法人　九州文化学園
理事長	安部　直樹
学　長	安部　恵美子
ＡＬＯ	陣内　敦
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
所在地	長崎県佐世保市椎木町 600

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物科		60
保育学科	保育	80
保育学科	介護福祉	20
英語科		80
	合計	240

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	保育専攻	10
	合計	10

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

長崎短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成25年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成23年6月22日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「高い知性と豊かな教養を持つこと」、「たくましい意志と健康な体を養うこと」、「日本人の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につけること」に基づき、教育理念が明確にされ学内外に表明されている。この建学の精神に基づき、学科・専攻課程ごとの教育目的及び学位授与の方針において学習成果を明確に定め、定期的に点検を行っている。また、教育の質保証のために関係法令等の順守に努め、学習成果を焦点としたアセスメントを科目レベル、課程レベル、機関レベルにおいて実施している。自己点検・評価活動のための規程に基づき、教育研究活動、社会的活動、国際交流活動に関わる全教職員が教育活動等の円滑な推進を目指して点検・評価を行っており、具体的な改善手段に生かされている。

各学科・専攻課程の学位授与の方針によって人材育成の到達目標が定められ、機関レベルの学習成果の基準を示すものとなっている。これに対応した形で教育課程編成・実施の方針が定められ、体系的な教育課程が編成されている。各教科の成績評価についても、成績評価基準や総合的評価の観点等を記録し教職員間で公表することによって、厳格に実施されている。教員は学生からの授業評価アンケートを基に授業点検報告書の作成を行って授業改善に有効に活用しており、定期的な会議等により授業担当者間の意思疎通も図られている。その成果として、資格取得率は全国平均を大きく上回り、専門職への就職率も高水準を保っている。

学科・専攻課程については、教員組織が適切に配置されており、採用は教員選考規程に基づき実施され、教育業績、研究業績、その他の経歴等も短期大学設置基準を満たしている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っており、その積極的な取り組みの成果は科学研究費補助金のみならず、特色ある大学教育支援プログラム（特色GP)、「大学教育・学生支援推進事業」学生支援プログラム（学生支援 GP)、大学教育充実のための戦略的大学連携支援事業（戦略 GP）などの外部資金の獲得として表れており、外部に対しても業績が公開されている。また、FD／SD 委員会規程を設けて、FD／SD 活動を実施し、その活動実績を実績報告書において公開

している。事務組織は学園事務組織規程、事務分掌規程に基づき、それぞれの職責を果たすとともに、キャリア支援を目的として、民間の資格であるキャリア・デベロップメント・アドバイザー（CDA）の資格保持者を配置するなど専門性を考慮している。また学校法人には事務職員の能力向上のために大学院等への進学を奨励する制度が整えられ、当該制度を利用して修士の学位を取得するなど SD 活動に積極的である。教職員の人事管理については就業規則等に基づいて適正に行われている。

また、校地・校舎は短期大学設置基準を充足しており、施設設備等の管理についても諸規程に従い適切に運用されている。学内 LAN を整備し、学生と教職員がそれぞれ ID を持ち、学内ネットワークを介して情報の共有を図っている。

過去 3 年間の短期大学部門の消費収支は平成 21 年度に不均衡な状態にあったが、その後の 2 年間は均衡を保っている。学校法人全体において経営改善計画が策定され、収支バランスが健全になるように検討されており、今後の改善が期待される。

理事長は私立学校法、寄附行為、理事会規則等に基づいて適切に理事会を運営しており、学校法人経営に関わる重要事項について審議・議決するなど適切なリーダーシップを発揮している。学長は自らが積極的に教育研究活動に取り組み、建学の精神や教育理念の伝道者としての役割を十分に果たしている。また、教授会は教学における重要事項を審議するために教授会規程に基づき適切に運営されている。監事は各設置校の業務及び財産の状況について随時巡回監査し、その活動報告書を理事会、評議員会に報告するなど適切に業務を遂行している。評議員会も寄附行為に基づいて選任された評議員によって理事会の諮問機関としての役割を十分に果たしている。また、関係法令等を順守し、教育情報及び財務情報を広く社会に情報提供している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ A　建学の精神］

○　学園創立者の建学時の思いと教育理想を具体的かつ実践的に伝えるために、基礎教育科目に全学 2 年間の必修科目として「茶道文化Ⅰ～Ⅳ」を開講し、授業には全専任教職員が関わり建学の精神の共有化が図られている。

○　1 年時前期の基礎教育科目に「大学教育入門」を配置して、建学の精神に基づく当該短期大学での学びについて指導することで学生への 2 年間の動機付けを行ってい

る。

［テーマ B　教育の効果］

○　学習成果を客観的に評価する仕組みを構築するため、カリキュラムマップを明確にして教育課程と学習成果の関係性を可視化するとともに、全学科において学習成果を外部に発信する多くの機会を設けている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　外部資金獲得のための情報収集を行い、当該短期大学の教育改革に資する教育研究活動について積極的な申請を奨励するなど組織的に取り組み、科学研究費補助金など外部資金の獲得に成果をあげている。

○　事務職員の能力向上のために大学院等への進学を奨励する制度が整えられており、当該制度を利用して修士の学位を取得するなど実績をあげており、事務職員のキャリア形成に向けて取り組んでいる。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　学位授与の方針をはじめ三つの方針は、ウェブサイトや短期大学案内に詳細に記載され学外への周知は十分なされているが、学生便覧等にも記載し更なる学内の周知・共有化を図られたい。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ D　財的資源］

○　学校法人全体において消費支出超過が続き、余裕資金に比べて負債が多いので、経営改善計画に基づき健全な財務体質の改善が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神「高い知性と豊かな教養を持つこと」、「たくましい意志と健康な体を養うこと」、「日本人の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につけること」に基づき、教育理念が明確になっており、短期大学案内やパンフレットを介して学内外に表明するとともに、建学の精神の具現化に努めている。代表的な科目として基礎教育科目に「茶道文化Ⅰ～Ⅳ」、「大学教育入門」を位置付け、全教職員が関わり共有化が図られている。学習成果を量的・質的データとして測定する方法として、科目ごとに履修カルテ・授業点検報告書を中心とするファイリングを行い、教育課程ごとにはカリキュラムマップを作成し、設定されたセメスター到達目標を検証する仕組みが構築されている。こうして獲得した学習成果を地域のステークホルダーに表明する機会として各学科共に地域社会への発表の機会を多く設けている。

教育の質保証のために関係法令等の順守に努めるとともに、学習成果のアセスメントについては、科目レベルでは学年末に行われる成績会議や卒業・修了前に行われる卒業判定会議が機能しており、教育課程レベルにおいては各セメスター終了時に各学科長等から学習成果のアセスメントに関して統括的報告がなされている。教育の向上・充実のための PDCA サイクルに関しても、科目レベルでは学生による授業評価を基にして担当教員が授業改善報告書を作成し、教育課程レベルでは学科長等の総括を受け改善に向けて取り組み、機関レベルでは在学時と卒業時に「短大生の学びと生活に関する調査」を実施・分析するなど全学的に取り組んでいる。

自己点検・評価活動のための「長崎短期大学点検・評価規程」に基づき、教育研究活動、社会的活動、国際交流活動に関わる全教職員が教育活動等の円滑な推進を目指して点検・評価を行っており、社会に公表すると同時に、問題提起されたものを諸委員会・教授会で審議し具体的な改善手段に結び付けている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

各学科・専攻課程の学位授与の方針及び人材育成の到達目標は機関レベルの学習成果の基準を示すものとなっており、これに対応する教育課程レベル、科目レベルの学習成果はカリキュラムマップによって関連付けられ、ウェブサイトや短期大学案内へ

の詳細な記載によって学内外に表明されている。教育課程は、人材育成の到達目標に対応した教育課程編成・実施の方針によって順序性を考慮し、体系的に編成されており、これらをカリキュラムマップによって可視化しステークホルダーに分かりやすく示している。成績評価は、具体的な問題の別（筆記試験問題文、実技試験課題、レポート問題文、課題作品、課題曲他）、配点と成績評価基準・総合的評価の観点等を記録し、教職員間で公表することで厳格な評価を行っている。また、各セメスターの学習成果を具体的に示して、セメスターごとにアセスメントを実施しており、免許取得率、資格取得率、留年率からみても一定期間に獲得可能な学習成果となっている。

卒業後の評価は、卒業生の定着指導のために就職先を訪問し、雇用主からの要望を聴取し、態度、技能、能力に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて教育内容の見直し、改善が行われている。

教員は学生からの授業評価を基に授業点検報告書の作成を行い、授業改善に有効に活用している。さらに、教育課程レベルでの学習成果の獲得に向けて、非常勤教員を含めた授業担当者間で意思の疎通を図っている。

シラバスの活用法について新入生オリエンテーションやホームルームで説明を行うとともに学習計画の作成を促しており、学外実習に向けた動機付けは実社会研修の実施前にも行われている。また、多様な学生の対応として英語科では習熟度別クラス編成をとり、他学科ではクラスアドバイザーを中心に対応している。

学生の生活支援を円滑に実施するために、学生委員会、就職委員会などの教員組織と事務局学生係、入試募集・就職支援センターなどの事務組織の協働体制が構築され、各学科の資格取得希望者の取得率は 100 パーセントと高く、専門職への就職率も高い。特に製菓衛生師については、平成 23 年度の全国平均 71.5 パーセントに比して、卒業後の資格取得も含めると 100 パーセントの合格率であり、学習成果が十分に獲得できている。

入学者受け入れの方針を明確に定め学生募集要項に示すとともに、多様な入試制度の中で特に面接試験において入学者受け入れの方針を確認するように努めている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

学科・専攻課程については、教員組織が適切に配置されており、採用は教員選考規程に基づき実施されている。また、それぞれの教員は真正な学位を保有し、教育業績、研究業績、その他の経歴等も十分に短期大学設置基準を満たしている。教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、研究活動を行っており、全学的な研究活動実績一覧及び個人の業績調書等の研究成果をウェブサイトに公開している。科学研究費補助金のみならず、特色 GP、学生支援 GP、戦略 GP などの外部資金の獲得にも積極的で成果をあげている。

事務組織は、学園事務組織規程、事務分掌規程に基づき、事務局長が短期大学全体を総理し、課長及びセンター長が管轄の係を統括する体制が整っている。事務職員には、キャリア支援を目的とした専門職であるキャリア・デベロップメント・アドバイザー（CDA）の有資格者を配置するなど専門的な職能を有している。また、学校法人

には事務職員の能力向上のために大学院等への進学を奨励する制度を整えるなど SD 活動に積極的である。

教職員の就業に関しては就業規則をはじめ各種規程を整備し、人事管理が適正に行われており、就業規則変更時には関係法令等に基づく適正な処理がなされている。

校地、校舎、施設等は短期大学設置基準を充足しており、実習室や備品等についても養成施設としての基準を充足している。図書館は、学生数に比して座席数は少ないものの、図書館活用の工夫を行い活性化に努めている。施設設備、物品の管理も、固定資産及び物品管理規則に従って適切に運用している。

学内 LAN を整備し、学生と教職員がそれぞれ ID を持ち、学内ネットワークを介して情報の活用に努めている。ファイルサーバーを利用してレポート提出、教材閲覧が自由に活用できる体制があり学習支援に役立っている。

過去 3 年間の短期大学部門の消費収支においては平成 21 年度に不均衡な状態にあったものの、その後の 2 年間は均衡を保っている。また、学校法人全体においては支出超過が続いているが、併設大学薬学部の完成年度後には帰属収支の改善が予測される。将来を見据えて経営改善計画が策定されており、学校法人全体の収支バランスが適正になるように改善が期待される。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

学校法人全体において、理事長は、建学の精神及び教育理念を基に教育の柱を確立するとともに、理事会を中心とした学校法人の健全な管理運営体制を確立している。私立学校法、寄附行為、理事会規則に基づき、理事会を開催し、学校法人経営に関わる重要事項について審議・議決するなど適切なリーダーシップを発揮している。

短期大学においては、学長は選考規程に基づき教授会にて推挙され理事会で選任されており、自らが講義「大学教育入門」を担当し、建学の精神や教育理念の伝道者としての役割を果たしている。研究においても研究責任者として科学研究費補助金を獲得するなど教育研究活動に意欲的であると同時に社会的活動にも積極的である。管理運営面においては、教授会規程に基づき、教学に関する重要事項を審議するなど適切にリーダーシップを発揮している。

ガバナンスの体制として、監事は寄附行為に基づき選任され、学校法人の業務及び財産の状況について各設置校を随時巡回監査し、その状況について 4 半期ごとに活動報告書として理事会・評議員会に報告するなど適切に業務を行っている。また評議員会も寄附行為に基づき、学校法人職員、卒業生、学識経験者など適正な人数で構成され、私立学校法第 42 条の規定及び重要諮問事項の審議を行い、その結果を理事長に上申するなど適切に運営されている。さらに、経営改善計画に基づいた毎年度の事業計画及び予算の策定、関係部門への周知、予算執行管理が適切に行われている。予算執行状況は毎月開催される事務局長会で確認がされ、予算の適正執行及び経費削減に努めるとともに理事長に報告がなされている。

また学校教育法施行規則、私立学校法を順守し、ウェブサイトで教育情報の公表及び財務情報の公開を行い、広くステークホルダーに情報を提供している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

建学の精神の下、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目指して人材育成の目的を四つにまとめている。特に教養教育においては全人的な人材育成や基礎学力補強の観点に基づいて、具体的かつ細分化した目標を定め、特色ある科目を展開している。なかでも講義「大学教育入門」は大学の学びに必要な内容を「大学教育入門委員会」で検討し、学長をはじめ全教職員で実施しており、学生の 2 年間の学習計画を明確にさせている。教員は課題の提出内容を採点して教育の効果を測定し、全授業終了後には提出物などをまとめたファイルを提出させ、個々の学生の半年間の学び、成長を総合的に評価している。また、国語力レベルを測定するプレースメントテストを講義開始時に 1 回、講義終了時に 1 回行い、学びにおける成長の可視化に努めている。

建学の精神「日本人の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につける」の具現化を目標とした演習「茶道文化Ⅰ～Ⅳ」についても基礎教育科目の 2 年間必修科目に位置付け、少人数体制によって指導を行い、その成果を「茶道大会」として発表の機会を設け、建学の精神に基づく教育活動及び学生の学習成果を広くステークホルダーに公開している。こうした取り組みについて独自の教科書を作成するなど教育の平準化を図る努力がみられる。さらに「大学教育入門」、「茶道文化」の効果を測定するために授業アンケートを実施し、各学科の専門分野の学びに密接に関連するよう見直しを図るなど積極的に改善を行っている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　建学の精神「日本人の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につける」に基づく演習科目を必修化するとともに、全教員が関わりをもつことで、建学の精神の具現化に向けて全学的に取り組んでいる。

○　特色ある取り組みを全教員が同じように実施するため、独自の教科書、学習ノートを作成するなど教育の平準化に努めている。

職業教育の取り組みについて

総評

学生の幅広い職業選択のニーズに対応するため、各学科での職業教育と事務局就職課での就職指導・斡旋を有機的に活用し、職業教育が実施されている。特に食物科、保育学科においては特定分野の職業の国家資格・免許を付与する教育課程が編成されていることから、職業能力の陶冶を目的として、専門科目の講義・演習・実習を中心に課内活動の中で職業教育を行っている。英語科ではコミュニケーション力を養うための専門科目を展開し、その向上と定着を目指して特色あるインターンシップ等が実施されている。さらに教育課程外では、就職課員が担当する、週 1 回 45 分間の就職講座を設けて早期からの動機付けを行っている。

職業教育と後期中等教育を円滑に接続するための実践モデルとして、系列の九州文化学園高等学校と高大接続の教育を実施し、系列校と短期大学での 5 年間の学びの連続性及び保育教育の接続化を図っている。系列校以外には職業選択の幅を広げる職業教育として、県内の高等学校での出張授業や当該短期大学での体験実習によって連携を図っている。

各学科共に、多様な職業教育の実践を通してそれぞれの専門性を高めることによって専門職への就職率の成果をあげており、実施体制は確立されている。

保育学科の専攻科保育専攻では、午前中にインターンシップ生として保育現場で就労しながら、午後から学ぶ教育体制が整えられており、リカレント教育の場として非常に特色のある取り組みである。

職業教育を担う教員は実務経験者が中心となり、専門科目の教授とともに自らの職業現場での経験を生かし、実習指導や実習先との連絡調整、卒業生の職業定着支援を行っている。また、就職指導・斡旋を行う事務職員にはキャリア・デベロップメント・アドバイザー（CDA）保持者を配置するなど専門性を考慮している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　就職指導・斡旋を行う事務職員にキャリア・デベロップメント・アドバイザー（CDA）保持者を配置するなど教員のみならず、事務職員も専門性を兼ね備えている。その成果が、専門職への就職率の高水準として表れている。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会に向けた公開講座として、市民公開講座「オモシロ国際学」を 17 年間継続して 8 回にわたる講座形式で開講し、異文化理解・グローカル発信をテーマに時節に応じた世界各地の話題を提供すると同時に、食物科･製菓コースとの連携で受講者へお菓子･パンなどを提供し、学生の実習成果を地域に発表する場となっている。一方、「大

学コンソーシアム長崎」による単位互換制度への参画や科目等履修・聴講という形での正規授業の公開を行っているが、近年の実績はごくわずかである。また、長崎県から委託された潜在的有資格者等養成支援事業等を実施し、介護福祉士国家試験の実技試験に代わる介護技術講習会や長崎県の大学・短期大学が連絡協議会を組織して開設している教員免許状更新講習を開講するなど、大学が持つ教育資源を地域に還元している。

地域社会との交流事業として、地元佐世保市椎木町との異文化交流パーティー等へ教職員や学生が参加したり、県や市主催の審議会審議員や社会福祉法人の外部評価員、様々な団体主催の研修会の講師等として教職員を派遣したりしており、地域に根差した活動を行っている。なかでも昭和 52 年から全学協働で継続して開催している茶道大会には、毎年 1,000 人を超える来場者があり、学習成果公表の場として、また、伝統文化に触れる場として広く地域に受け入れられている。学科単位の取り組みとしては、食物科調理コースの「農業体験を通した食育」や小学校での食育活動への学生の派遣、保育学科主催の「幼児のための音楽と動きのつどい」や「のびのびワークショップ」などがあり、多様な活動を通して地域と交流し、学習成果を発表している。

学生のボランティア活動として、社会福祉施設や保育所等での夏祭りや運動会への派遣、市民イベントでの託児、水族館の子ども広場における絵本の読みきかせ、地域の防犯パトロールなどを行っており、様々な地域貢献を通して、学生活動に対する地域の期待度と認知度が上がっている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　昭和 52 年から全学協働で継続して開催している茶道大会は、建学の精神の一項目「日本人の誇るべき徳性と品格を身につける」教育を具体化し、学習成果を地域社会に公表する場として、また、伝統文化に触れる場として広く地域に受け入れられている。

○　市民公開講座「オモシロ国際学」を 17 年間継続して 8 回にわたる講座形式で開講し、異文化理解・グローカル発信をテーマに時節に応じた世界各地の話題を提供すると同時に、受講者へお菓子･パンなどを提供して食物科の実習成果を地域に発表する場となっている。

○　保育学科の「幼児のための音楽と動きのつどい」では学生の日頃の表現音楽活動の成果を発表すると同時に、地域の子供たちや保護者とともに表現音楽に親しむ機会を作っている。

別府大学短期大学部の概要

設置者	学校法人　別府大学
理事長	日高　紘一郎
学　長	金子　進之助
ＡＬＯ	足立　圭司
開設年月日	昭和 29 年 4 月 1 日
所在地	大分県別府市北石垣 82

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養科		50
初等教育科		150
地域総合科学科		80
保育科		60
	合計	340

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	福祉専攻	35
専攻科	初等教育専攻	10
	合計	45

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

別府大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 22 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「真理はわれらを自由にする」である。これを基本にして理事長、学長のリーダーシップの下、平成 23 年 3 月に「別府大学・別府大学短期大学部教育発展計画 2012－2016（中期計画）」を策定している。この過程でも建学の精神が議論され、その現代的な意味付けをして、ミッション（使命）を明らかにしている。各学科の学位授与の方針にはそれぞれ教育、研究、地域貢献が記されている。さらにそこからビジョン（目標、大学像）を示すなど理念は確固としている。

教育の効果に関しても建学の精神に基づいた教育目的・目標を定めている。また、平成 23 年度からはカリキュラム・マップを導入し、学科レベルの学習成果を示す試みを始めている。

自己点検・評価報告書については、平成 17 年度以降、毎年度作成して公表し、継続して作成することで、前年度に提起された課題と改善計画が明らかにされている。ただし、本協会に当初提出された自己点検・評価報告書に行動計画、改善計画が記載されていないなど不備がみられた。今後、理事長、学長、ALO を中心により一層自己点検・評価活動を生かして改善・改革に取り組むことが望まれる。

科目レベルでの質の保証を査定する手法として FD 研修の充実を図っている。学生による「授業改善アンケート」を実施し、その評価結果は数値（平均値及び評価点分布）と自由記述ですべての教員にフィードバックされ、各教員は評価要因の考察を行い、「私の授業改善プラン」を FD 委員会に提出する。このような形で教育の質の向上・充実の授業改善 PDCA サイクルが確立している。

シラバスには成績の評価基準や方法が明記され、必要に応じて随時小テストやレポートの提出を求め学習成果の確認をしている。基礎学力が不足している学生には定期的に学科会議などで情報交換を行い担任と授業担当者とが協力して支援する体制がとられている。また、図書館は、シラバス図書コーナー、教職コーナー、就活コーナー等を設けて学生の学習支援を図っている。メディア教育・研究センターはすべての教室において LAN 端末あるいは無線 LAN によるネットが利用できるよう支援している。

職員もSD研修などに参加し、教員と連携して学生支援に貢献している。

学生の生活支援組織である学生委員会は毎月開催され、学生支援に関する諸問題等を検討している。また、外国からの学生のためには毎月留学生委員会を開催し、留学生への支援を図っている。入学者の受け入れに関しては、各学科に入学者受け入れの方針が明確にされている。入学前教育を行うに当たって、高等学校長宛に入学前教育の実施を通知し各学科別に実施している。入学式後には入学者及び保護者を対象とした保護者懇談会を開催している。また、各学科とも 4 月～5 月にかけて宿泊による入学者の合宿を実施し、学生同士の交流を深めている。

専任教員数、教員組織は短期大学設置基準を充足しており、教員の採用・昇任は規程に基づき厳格に審査されている。校地、校舎、運動場面積は同設置基準を十分に満たしている。省エネルギーについては、デマンド監視装置を導入し推進している。また、学内のハードウェア及びソフトウェアに関しては、メディア教育・研究センターにおいて適切に管理されている。

法人及び短期大学の資金収支及び消費収支は過去 3 年間にわたり均衡し、財務状況は健全である。

理事長及び学長は規程に基づき選任されそれぞれ理念の確立、学習成果の獲得、教育実践、社会貢献・地域貢献にリーダーシップを発揮している。教育活動においては 3 人の学長補佐体制（教務担当、学生担当、大分校担当）が効果的に機能している。

監事は、理事会及び評議員会に出席して業務の執行状況を監査し、毎会計年度監査報告書を作成し理事会及び評議員会に報告している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　大韓民国の大邱（てぐ）科学大学とメディア教育・研究センターにおいて遠隔授業による交流を行っている。

○　同窓会による奨学金制度を導入し就学支援の充実を図り、学校法人別府大学スポーツ、文化・芸術奨励賞により、特に活動が顕著と認められる学生には奨励賞を授与するなど、学生の地域貢献やボランティア活動等を積極的に支えている。

○　各学科の就職委員（教員）を中心に短期大学全学科で基礎教養学習の指導を実施

している。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　学内に放送大学が設けられていることもあり、職員の放送大学での科目の受講を奨励し、毎年度 20 人程度の職員を受講させ個人の能力開発と知識習得を図っている。

［テーマ B　物的資源］

○　南海地震などの災害に備え「防災ハンドブック」を作成して学生及び教職員に配布している。

［テーマ D　財的資源］

○　「学校法人別府大学中期計画」に基づいて、その使命・目的を実現するべく組織的で継続的な努力をし、そのための教育研究・人事・財務の各基本方針が整えられている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　学長は、教務担当、学生担当、大分校担当として 3 人の学長補佐を置き、それを統括しながらリーダーシップを発揮している。教員の研究面にも理解があり、問題点を解決すべく真剣に取り組んでいる。高い見識を有して、短期大学の課題を解決すべく教職員に強力なリーダーシップを発揮して大学運営に取り組んでいる。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマ B　教育の効果］

○　授業改善アンケートは全科目を対象としていないので、何年かで全科目が一巡するなど工夫することが求められる。

［テーマ C　自己点検・評価］

○　本協会に当初提出された自己点検・評価報告書に行動計画、改善計画が記載されていないなど不備がみられた。今後、理事長、学長、ALO を中心により一層自己点検・評価活動を生かして改善・改革に取り組むことが望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神は「真理はわれらを自由にする」である。これを基本にして理事長、学長のリーダーシップの下、平成23年3月に「別府大学・別府大学短期大学部教育発展計画2012－2016（中期計画）」を策定している。この過程でも建学の精神が議論され、その現代的な意味付けをして、ミッション（使命）を明らかにしている。各学科の学位授与の方針にはそれぞれ教育、研究、地域貢献が記されている。さらにそこからビジョン（目標、大学像）を示すなど理念は確固としている。

教育の効果に関しても建学の精神に基づいた教育目的・目標を定め、学習の成果はGPAを導入し、量的データとしてより客観的にとらえる努力をしている。また、平成23年度からはカリキュラム・マップを導入し、学科レベルの学習成果を示す試みを始めている。しかしながら、導入し始めたばかりで、その結果分析と活用の検証が今後の課題である。具体的にはその評価を複数教員で共有し、より組織的・客観的に学習成果の妥当性を検証していく必要がある。

科目レベルでの質の保証を査定する手法としてFD研修の充実を図っている。学生による「授業改善アンケート」を実施し、その評価結果は数値（平均値及び評価点分布）と自由記述ですべての教員にフィードバックされる。各教員は評価要因の考察を行い、「私の授業改善プラン」をFD委員会に提出する。このような形で教育の質の向上・充実の授業改善PDCAサイクルが確立している。

自己点検・評価については、「別府大学短期大学部自己点検評価・FD委員会規程」が整備されている。構成員も多く短期大学全体で自己点検・評価活動が実施できるようになっている。

自己点検・評価報告書については、平成17年度以降、毎年度作成して公表し、継続して作成することで、前年度に提起された課題と改善計画が明らかにされている。具体的な改善を毎年積み上げ、全体の教育の質の保証と向上・充実に努めている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

学位授与の方針は、学科履修規程に規定されている。学則に卒業要件、成績評価の基準が明記されている。学科ごとに、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針と

の対応関係が容易に理解できるように工夫している。授業は 15 回の授業プラス、テスト期間を確保している。不足する曜日には、他の曜日と振り替えて実施するなどの工夫がみられる。

学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置により編成されている。学科・専攻課程の教育課程の見直しは、教務委員会において毎年度、定期的に行われている。

学生支援に関しては成績の評価基準や方法が明記され、必要に応じて随時小テストやレポートの提出を求め学習成果の確認をしている。基礎学力が不足している学生には定期的に学科会議などで情報交換を行い担任と授業担当者とが協力して支援する体制がとられている。また、図書館は、シラバス図書コーナー、教職コーナー、就活コーナー等を設けて学生の学習支援を図っている。メディア教育・研究センターはすべての教室において LAN 端末あるいは無線 LAN によるネットが利用できるよう支援している。職員も SD 研修などに参加し、教員と連携して学生の学習成果獲得に貢献している。

学生の生活支援組織である学生委員会は毎月開催され、学生支援に関する諸問題等を検討している。また、外国からの学生のためには毎月留学生委員会を開催し、留学生への支援を図っている。入学者の受け入れに関しては、各学科に入学者受け入れの方針が明確にされている。入学前教育を行うに当たって、高等学校長宛に入学前教育の実施を通知し各学科別に実施している。入学式後には入学者及び保護者を対象とした保護者懇談会を開催している。また、各学科とも 4 月～5 月にかけて宿泊による入学者の合宿を実施し、学生同士の交流を深めている。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

短期大学設置基準に基づいて教員数、教員組織が整備されている。専任教員の職位については、「別府大学短期大学部教員資格審査基準」を基に、資格審査教授会を開催し審査している。教員の採用・昇任も規程に基づき厳格に審査されている。

専任教員の研究活動の状況は、ウェブサイトの「研究者総覧」から簡単に検索できる。教員全員に個人研究室が用意され、「別府大学短期大学部紀要」を毎年発行し研究業績の発表の場を設けている。紀要の投稿数も増え、外部資金の採択も行われている。

事務組織は管理運営規則に明確に規定され、それに基づき整備されている。事務職員の資質向上のため、放送大学の科目受講や各種研修への積極的な参加を促し、専門的知識獲得の支援も行っている。また、就業規則をはじめ、諸規程等の制定、改廃は、随時行われており、教職員の就業はそれらに基づき適正に管理されている。

校地、校舎、運動場面積は短期大学設置基準を十分に満たしている。教育の目的を達成するための講義室、演習室、実験・実習室は資格取得に基づく法令や規程に基づいて整備されており問題はない。

省エネルギーについては、デマンド監視装置を導入し推進している。また、学内のハードウェア及びソフトウェアに関しては、メディア教育・研究センターにおいて適切に管理されている。

財的資源は、良好である。だが、より健全な財務体質維持には地域総合科学科の定員確保の対策が求められる。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園を総理している。法人の経営には法令順守の下、広く経営状況を公開するとともに、情報収集に努め、多様な視点に立って様々な角度から重要事項等の提案・審議を行って結論を見出し、自らのリーダーシップにより決断し執行している。

平常の業務の意思決定は、週に一度開催する学内の理事、評議員で構成する定例役員会において、様々な角度から重要事項等を提案・審議し結論を見出すとともに、自ら決断し執行している。

寄附行為に基づいて、理事会及び評議員会は、毎年 3 月、5 月、12 月に開催し、理事長が改革の強い意志を持って法人経営にあたっている。

学長は学長補佐 3 人を置き、組織的に短期大学を運営している。「短期大学部の未来を語る会」などを設け、広く教員からも意見を吸い上げ、新任教員・若手教員を育てる体制を整えるなど、次世代をも考慮したリーダーシップを発揮している。

学長は「別府大学学長並びに別府大学短期大学部学長選任規程」に基づき選任され、人格高潔な大学運営に関し識見を有する人物である。教育活動においては学習成果獲得、教育実践、社会貢献・地域貢献におけるリーダーシップを発揮している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要な審議事項や報告事項の説明を受け、業務の執行状況等の監査を実施している。当法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

教養教育の取り組みについて

総評

教養教育の目的は「人間教育を基礎として、人格の陶冶に努める」と学則で示している。また、これを受けて各学科では「個性豊かな人間性の育成に努める」ことを目標として掲げている。教養科目として位置付けている「共通科目」は 41 科目あり、各学科とも 8 単位以上の履修を卒業要件としている。教養教育の実施体制は、各学科において独創的な取り組みと指導体制を取り、教養科目の履修以外の正課外活動等においても幅広い人間教育が行われている。

各学科ともに「専門的な知識・技術」や「協働的態度」、「広い視野で総合的に考える力」、「積極的に社会参加する態度」などを学位授与の方針に掲げ、それとの関係で教養教育を実施しており、それぞれ具体的に次のように目標を定めている。

食物栄養科では「専門的知識と幅広い教養を備えて地域の健康教育や栄養教育に貢献できるリーダーシップを身に付けた栄養士を養成する」、初等教育科及び保育科では「教育・保育に関する専門性を生かして積極的に社会参加する態度を育てるために、研究会活動やボランティア活動等を支援する科目を設置」、地域総合学科では「職業人・社会人としての基礎的な教養の上に専門的な知識・技術を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成することが目標である」としている。教養教育が専門教育や社会貢献と関連した形で位置付けられている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　各学科においてユニークな取り組みが行われている。食物栄養科では一泊二日の「食の国内研修」、日本独特の「わび・さび」を取り入れた感性の育成、「テーブルマナー」講習を実施している。初等教育科と保育科では教育課程外の活動として任意の「研究会活動」や学内の音楽ホールを用いた「音楽鑑賞会」を実施するなど特色ある教養教育を試みており、また、「地域社会論」においては地域から外部講師を招いた授業を展開し地域への関心を重視している。地域総合学科では、「日本の伝統文化」において茶道や華道など幅広い内容を取り入れ、それを理解できる機会を設けている。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、カリキュラム・マップを作成し、各科目と教育目標の関連を明確化している。これを土台にして、開講科目一覧及びシラバスに職業教育の観点からの役割・機能、分担を明示している。具体的な科目としては、「インターンシップ」、企業トップによる「地域社会・経済論」、職場でのマナーを学ぶ「ビジネス実務演習」などを開講している。

初等教育科と保育科では、平成 23 年度より初年次教育として「基礎演習（幼児教育）」を開講し、その一部を入学後に行うコミュニケーション合宿研修会に組み入れて、後期中等教育との接続を図っている。また、高大連携として、高等学校で食品学や幼児教育に関する出前講座を実施している。

教育課程においては、「給食経営管理実習」、「保育所実習」、「施設実習」、「教育実習」、「介護体験実習」などの実習科目とそれらの事前事後指導となる講義科目が相互に関連性を持つようになっている。これらの実習科目については、教員が訪問指導を行い、実習先機関と連携して、学生に対する職業観の育成を図っている。

食物栄養科では、リカレント教育の場として管理栄養士国家試験のための特訓講座を週 1 回夜間に半年間行っている。また、平成 23 年度に卒業生による「保育園栄養士の会」を設立。当該短期大学で研修会を開催し、組織的なリカレント教育の実施が可能となるネットワーク作りを行っている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○　事前事後指導となる講義科目が相互に関連性を持たせるように「実習ガイドブック」を作成し、活用している。また、定期的に実習担当者会議を開催し、実習科目と事前事後指導となる講義科目及び「実習ガイドブック」が相互に関連性を持つようにするとともに、実習先との連絡会議等の一体的な実施を行っている。

地域貢献の取り組みについて

総評

現在、地域社会に向けて正規授業の「地域社会論」を開放し、また、ハーブ料理講習会、和菓子講習会等の公開講座、生涯学習講座などを実施している。正課以外での学生や教職員の地域貢献活動については、地域貢献活動報告書に詳しく記載されている。また、大分県からの委託食育活動等のほか、地域社会、商工業、教育機関及び文化団体との交流活動を学生が積極的に主体となり、率先して行っている。初等教育科においては、学生の自主活動として八つの「研究会活動」が組織されて、初等教育科の 7 割の学生が所属し、教員がそれぞれの顧問となり、保育所や幼稚園などに出向い

て公演を行ったり、地域におけるイベントに参加したりするなどしている。教職員は学生の活動に対して全学でバックアップ体制を整え、支援を行っている。

これらの活動は、学位授与の方針にあげている「柔軟な思考、困難に対応できる姿勢」（食物栄養科）、「積極的に社会参加する態度」（初等教育科・保育科）、「地域社会に貢献する能力」（地域総合科学科）を達成するために大きな役割を果たしている。

宮崎学園短期大学の概要

設置者	学校法人　宮崎学園
理事長	大坪　久泰
学　長	山下　忍
ＡＬＯ	山下　恵子
開設年月日	昭和 40 年 4 月 1 日
所在地	宮崎県宮崎市清武町加納丙 1415

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		210
初等教育科		50
音楽科		30
人間文化学科		90
	合計	380

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	音楽療法専攻	10
専攻科	福祉専攻	50
	合計	60

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

宮崎学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 25 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

１．総評

平成 23 年 6 月 28 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神である「礼節と勤労」を教育目標の根幹に位置付け、それを具現化すべく、作法練習室や農場を授業の場とする特色ある科目や、全専任教員が 1 年生全員を担当する少人数制の科目等を開設している。さらに建学の精神より導かれた、全学の学位授与の方針を掲げ、それを受けた学科の学位授与の方針が打ち立てられたことにより、一貫した流れの中での教育を可能としている。

よりよい教育の実現と質の保証をするために、教育効果の測定、結果の分析・評価方法が全学的な議論を経て構築され、恒常的・系統的な自己点検・評価に基づいて実施・点検する独自の仕組みが確立された。学習成果の具体性を持たせるために、全学の学位授与の方針に基づいて行動目標を示し、学習成果の獲得の水準が判断可能な形となっている。学習成果は、学位授与の方針に関連付けられた教育課程のシラバスに明示され、教育の質保証のために、学生自身の自己評価と科目担当教員による関連科目の平均値により総合的に評価する体制が築かれている。卒業生についても、卒業後評価アンケートを実施し、学習成果獲得上の課題を検討することによって、教育の改善へと繋げる仕組みができている。これらのことにより、建学の精神に基づく人材育成の道筋が多様な手法により作り上げられていると考えられる。

入学者受け入れの方針についても、建学の精神に基づいた全学の方針を受けて、各学科の入学者受け入れの方針を定めている。また、この学科の入学者受け入れの方針は、学位授与の方針と対応しており、ここでも一貫した流れの中で組み立てられている。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会、第三者評価推進委員会、FD 推進委員会の連携により推進されている。その体制には、年度当初の各個人・各組織の FD・SD 宣言、その中間チェックを経て、年度末には、全教職員が報告を受け成果と課題を共有し､次年度に向けての改善方法を策定するという PDCA サイクルが導入されている。

教員組織・教員数は短期大学設置基準を充足している。また、「宮崎学園短期大学紀要」のほか、「宮崎学園短期大学教育研究」が毎年発刊され、学習成果に照らした教育

実践という観点からも教育研究が行われているが、その活動には教員により偏りがみられ、研究時間の確保・研究費の充実を含め、より活発な教育研究活動の推進が望まれる。事務職員にあってはSD推進委員会が組織され、事務局の組織としてのSD目標及び個人の SD 目標を毎年定め、学生に公表しその実行に努めている。さらに事務職員は委員会・拡大教授会の構成員となり、教職員が一体となって学習成果向上に向けて努力している。しかし、このような活発な活動の結果、特定の教職員が多くの委員会にかかわる例が散見され、教職員間に負担の格差があると思われ、組織的な整備が望まれる。校地及び校舎は短期大学設置基準を充足している。また、学内LANを利用したポータルサイトシステムが構築され、授業及び学生支援事業に利用されている。

財的資源については、短期大学部門の帰属収支差額は収入超過で推移し、当面の資金繰りについては安定していると考えられる。収容定員充足率の低い初等教育科については、四年制大学学部への改組転換を検討している。同時に、広報・学生募集の強化が必要であることを十分認識し、外部資金導入にも積極的に取り組んでいるが、平成24年度からの学校法人宮崎学園将来構想中長期計画の実現と成功に向け、今後の努力が期待される。

理事長は、教育理念・方針の共有化を図り、学校運営上の課題解決にリーダーシップを発揮している。学長は、自ら具体的目標を提起し、FD活動を推進している。監事による各学校の業務監査体制が確立している。

２．三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

［テーマA　建学の精神］

○　建学の精神である「礼節と勤労」を、必修科目「人間の研究Ⅰ（礼節）」における明教庵という作法練習室での授業及び「人間の研究Ⅱ（勤労）」における農場での勤労体験をとおして、極めて明確に具現化している。

［テーマB　教育の効果］

○　建学の精神とそれに基づく全学の学位授与の方針、学科の学位授与の方針、卒業後のアンケート、それぞれを関連付けながら学習成果を量的・質的データとして収集し､そのデータを分析･解釈することによって判定する仕組みが構築されている。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ A　教育課程］

○　建学の精神とそれに基づく全学の学位授与の方針に基づいた学習成果の測定、さらに学科の学位授与の方針についても達成度を測定するために、具体的な評価指標が例示され、学習成果を多面的に測定する仕組みが整備され具体化されている。このように学位授与の方針が、それぞれの学習成果の測定にまで関連付けられ、体系的な仕組み作りがなされている。

［テーマ B　学生支援］

○　ポータルサイトシステムを活用するなど、学生の学習成果の獲得に向けての工夫がされている。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

［テーマ B　学長のリーダーシップ］

○　学長自ら「学長の FD 宣言」「組織の FD 宣言」を行い、FD 活動に率先垂範の姿勢を示している。さらにウェブサイト上に「学長折々の記」を定期的に掲載し、学生を支援するメッセージを発信している。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

［テーマ B　学生支援］

○　「自己開発Ⅰ・Ⅱ」や「忍ヶ丘学びのサポート」、「キャリアガイダンス」等の科目を開設し、ポータルサイトシステム上においても、種々の学習リテラシーの獲得を支援しているが、卒業生、就職先からのアンケートではリテラシーへの評価がまだ低く、今後の向上・充実が期待される。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

［テーマ A　人的資源］

○　学習成果査定の仕組み作りや委員会活動における教員の負担の軽減化と均等化により、更に活発な教育研究活動が望まれる。

（３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

３．基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基　準	評価結果
基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ　教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ　教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果

建学の精神である「礼節と勤労」は、全学的な教育目標として行動目標化され、全学の学位授与の方針の根幹に位置付けられている。これを教育理念・理想として抽象概念にとどめず具現化する取り組みとして、学位授与の方針の具体化とそれを評価する評価指標、さらに指標ごとの評価基準が設けられている。「教職員自らが率先垂範を心がけ、毎日明るい笑顔で挨拶することが日常の姿として定着している」と自己点検・評価報告書に書かれていることが、訪問調査の際に教職員・学生に接する中で感じることができ、これは建学の精神の全学的共有化が成功している証の一つと考えられる。

さらに学科の学位授与の方針は、全学の学位授与の方針に基づいて定められ、それぞれ学科の教育目的、目標に対する学習成果が明確に示されている。各学科の教育目標は、行動目標化され具体的に評価指標を設定することによって、達成状況が測定できる仕組みが構築されている。測定結果は拡大教授会、自己点検・評価委員会、部科長会等で報告され定期的に点検されている。

さらに教育の質を保証するものとするために、学習成果の測定に加えて卒業生・就職先アンケート及び訪問等を行い、各種の測定による査定を行っている。また、次年度に向けた改善・向上を図るために、全教職員及び部局による点検体制が整備され、教育改善のための研修が行われている。年度末には自己点検・評価相互交流会が開催され、教育研究の総括と次年度に向けての改善も検討されている。

自己点検・評価は自己点検・評価委員会、第三者評価推進委員会、FD 推進委員会の連携によって推進されている。その活動は、年度当初に各個人・組織が FD・SD 宣言を行い、具体的な行動目標を掲げ、9 月に中間評価し、年度末に評価結果を基に、次年度に向けての改善方法を策定するという PDCA サイクルが導入されている。こうした活動は毎年刊行される「自己点検・評価報告書」及び「本学教育の充実を目ざして」にまとめられおり、向上・充実に向けての努力をみることができる。平成 24 年度に発足した DP 推進委員会が、今後、全学の学位授与の方針及び学科の学位授与の方針に基づく学習成果の査定に基づき、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の関係の見直しを整備する PDCA サイクルを司り、評価指標の検証も行なうことで、将来の教育の質保証を継続的・組織的に維持改善するシステムの構築が期待される。

基準Ⅱ　教育課程と学生支援

全学の学位授与の方針を各学科の学位授与の方針と対応させている。それぞれの方針に評価指標を導入して、大学全体が目指す目標を明示している。さらにシラバスには各授業科目について、全学及び学科の学位授与の方針とのかかわり、評価指標が明記され、授業目標が達成されるよう配慮されている。

学習成果の獲得状況については、学生自身の自己評価と科目担当教員による科目の成績の平均値から総合的に評価され、教育の質の保証に向けた評価体制が築かれている。さらに、「卒業後評価アンケート（就職先アンケート）」も、全学の学位授与の方針に対応した評価項目を用いることにより、学習成果の測定としてふさわしいものとなっている。

このように、全学の学位授与の方針及び学科の学位授与の方針並びに卒業生について学習成果の測定を行っているが、共に具体的手法が策定され、的確な査定が実施されている。こうした学習成果の獲得に向けたシステムが構築されているのは、大学内で真剣な論議と取り組みが行われた成果であると考えられる。全学的な入学者受け入れの方針も建学の精神に基づき定めている。さらに、全学的な入学者受け入れ方針に基づいて、各学科においても受け入れの方針を定めている。

学生支援については、学習支援と生活支援ともに担当部署による組織的な支援が行なわれている。特に、教育に関する人的資源の質の向上を目的とした FD 活動や SD 活動が活発に展開されており、卒業式終了後に実施される「卒業時入学満足度アンケート」では、毎年、満足度が 80 パーセント台後半で推移している。今後は、整備された学内ポータルサイトシステムの利用を始め、学習に対する悩みをかかえた学生への支援体制の充実も望まれるところである。

全体として、学習成果への取り組みは提起されてまだ間もない中で、このような学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みが構築され、それが定期的に点検されている。学位授与の方針については、それが妥当なものかどうかの検証を今後、自己点検・評価活動の中で行っていくことが望まれる。

基準Ⅲ　教育資源と財的資源

教員組織・教員数は免許・資格取得のための基準も含め充足されている。また、研究成果の発表の場としての「宮崎学園短期大学紀要」のほかに、FD 推進委員会編集による「宮崎学園短期大学教育研究」が毎年発刊され、学習成果に照らした教育実践という観点からも教育研究が行われている。DP 推進委員会の発足により、今後、更に推進されるものと期待される。また、事務職員にあっても SD 推進委員会が組織され、月１回のミーティングのほか、事務局の組織としての SD 目標及び個人の SD 目標を毎年定め、学生に公表し、その実行に努めている。さらに事務職員は図書委員会・紀要編纂委員会を除くすべての委員会にも加わり、教員とともに課題検討・企画立案に積極的に携わり、拡大教授会には課長以上の職員も構成員となり、教職員が一体となっ

て学習成果向上に向けて努力している。しかし、このような活発な活動の結果、ややもすると教職員間の業務の負担に差が出てくると考えられ、組織的な整備が望まれる。

校地及び校舎は短期大学設置基準を充足している。バリアフリーについてはその対応が遅れているが、平成 27 年度に予定している校舎改築により解消される計画となっている。施設については、個性ある教育施設として「明教庵」と農作業の実習園を設置し、建学の精神を実現するための授業を行っている。また、学内ＬＡＮを利用したポータルサイトシステムが構築され、授業及び学生支援事業に利用されている。

財的資源については、短期大学部門の帰属収支差額は、収入超過で推移しているが、学校法人全体の帰属収支差額は、平成 21 年度から 2 年間支出超過である。しかし、キャッシュフロー自体はプラスで推移しており、運用資産は余裕があり、当面の資金繰りは確保されている。財政安定化のために、収容定員充足率が低下している短期大学部門の初等教育科について、四年制大学学部への改組転換に着手している。平成 24 年度からの学校法人宮崎学園将来構想中長期計画の実現と成功に向け、今後の努力が期待される。

基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス

理事長は、学園の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事会を隔月開催し、学園の意思決定機関として運営している。また、常勤理事会議を月 1 回開催、学校法人及び各学校の運営について必要な協議を行っており、学校運営上の課題解決に努めている。さらに幹部連絡会議（各学校の所属長及び事務責任者）を招集し、教育関連情報の提供を行い、教育理念・方針の共有化を図っている。

ただ、理事、監事ともに年齢が高いため、長期的な視野に立った役員の世代交代が必要であることが考えられるが、その課題については認識されている。

学長は、自ら「学長の FD 宣言」、「組織の FD 宣言」をとおして具体的目標を提起し、FD 活動の推進に率先垂範してリーダーシップを発揮している。当該短期大学の運営においては、部科長会、拡大教授会及び教授会において、学長方針が提示され、教職員への方針の共有化を図っている。さらに、法人本部との連絡会議、幹部連絡会議により理事会の意向、学園各学校の動向につき共通理解を図る体制ができている。企画部が主管する改組転換検討委員会においては、喫緊の課題である定員未充足学科の対応等、短期大学改革の推進にリーダーシップを発揮している。

監事による各学校の業務監査体制が確立しており、毎年 8 月、3 日間にわたり業務監査が実施されている。また、年度末の学校法人の業務及び財務状況の監査も実施、会計年度終了後 40 日以内に監査報告書を作成、理事会及び評議員会に提出されている。

予算編成方針の決定、予算案の作成及び執行は経理規程により適正に行われている。公認会計士の監査指摘事項については、改善状況の報告書により理事長に速やかに報告されている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

本来の学生教育・研究活動に加えて、市民講座「ニューライフ・アカデミー」、教員免許更新制講習、保育研修会、介護技術講習会、福祉現場職員のためのスキルアップ・交流セミナー、音楽療法ミニ・フォーラム、合唱講座、箏のしらべ、こども音楽教育センター、子育て支援セミナー、訪問介護員（2 級）養成講座、社会人入試制度、科目等履修生制度等をとおして、大学の特色ある人的、物的資源を有効に利用し、多岐にわたって地域に還元している。正規授業期間中での並行実施には限界があり、受講しやすい曜日、時間帯の設定は教職員の負担も増加するという困難な条件にありながらも、生涯学習推進委員会を設け継続的に実施されている。

また、「自他共生をめざす地域連携教育」に取り組んでおり、一般教育科目の「地域共生Ⅰ」「地域共生Ⅱ」の開設と「地域交流研究センター」の設置により、地域社会の諸機関と連携を図り研究・交流活動を実施している。

学生のボランティア活動は、学内のボランティア掲示板による情報提供のほか、ボランティア担当教員等の働きかけにより、積極的な参加を促している。ほとんどの教員が年間に 1 回以上の社会的活動を行うなど、短期大学として充実した地域貢献が行われている。

参考１　用語解説

あ

アカデミック・アドバイザー

専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学生一人一人を担当し、学生の成績（GPA）や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学生指導を行う制度です。アカデミック・アドバイザーが入学時から卒業時まで継続的に指導する体制をとることで学生の修学指導に責任を持ち、また、きめ細かな学生のサポートの実現が期待されます。

アセスメント・ポリシー

アセスメント・ポリシーとは、学生の学習成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。

アドミッション・オフィス入試（AO 入試）

アドミッション・オフィス入試には法令上の定義はなく、その具体的な内容は各大学の創意工夫に委ねられています。従来の一般入試選抜ではなく、入学希望者の様々な能力や関心・意欲、活動について面接等を行い、時間をかけて多面的に評価する選抜が多くの大学・短期大学で行われています。推薦入試選抜とは違い、誰でも一定の資格があれば出願できる、公募型の入試選抜であるという点も特徴です。

e ラーニング（e-learning）

学習活動の主たる場面でコンピュータやネットワークを活用した授業のことです。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータを利用した教材を利用できる点が特徴です。

インターンシップ

学生が在学中に、企業や官公庁などにおいて、自らの専攻や将来のキャリア（職業選択）に関連した就業体験を行うことをいいます。その内容は、職場見学や業務体験、企画立案まで幅広いものになっています。

オープンキャンパス

主に短期大学への入学を希望する者に対して、短期大学の施設を公開したり、教育内容や学生生活を紹介するイベントを行うなどして、短期大学への関心を高める活動です。

オフィス・アワー

授業内容や学生生活などに関し、学生の質問、相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間のことをいいます。多くは、シラバスの中で明示されます。

オリエンテーション

ガイダンス（学生指導）の一領域で、入学した時、あるいは新学年になった時、履修登録をする時などに行う指導、説明のための機会です。

か

ガイダンス

ガイダンス（Guidance）は案内や指導を意味します。学習の仕方、科目履修、学生生活、就職などの学生への周知や指導の際に行われます。

外部評価

自己点検・評価のように評価の主体が学内にあることに対し、評価主体が学外にある評価を意味します。外部評価機関を設置し学外者によって実施される評価や本協会が行う「第三者評価」などもこれに相当します。

科学研究費補助金

我が国の学術研究を振興するため、人文･社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を発展させることを目的とする文部科学省の競争的な研究助成費です。

学科

学科は、短期大学では基本組織として、4 年制大学では学部の下に置かれる組織として位置付けられます。短期大学の学科は、短期大学設置基準第 3 条において、「教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるもの」とされています。

学期（関連用語：セメスター制）

各授業科目の授業は、10 週または 15 週にわたる期間で行うものとされ、これを基に 1 年間を前期・後期、あるいは 1 学期、2 学期、3 学期のように区分します。

近年多くの大学で導入されるようになったセメスター制は、授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度です。セメスター制は、1 学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることができ、また、学年開始時期の異なる大学間における転入学を円滑に実施できるというメリットがあります。

学習成果（Student Learning Outcomes）

学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、実践できることを期待される内容を表明したものです。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示されます。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものです。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まります。

学生による授業評価・学生の授業評価

教育の質の向上のため、学生による授業評価を行い、その結果を基に教員が授業内容の改善に役立てることを目的に実施されているものです。各短期大学において実施方法

や活用方法などは異なりますが、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の一部として行われることもあります。

学則

短期大学の組織や教育課程、管理運営に関する事項などを定めた規則です。学則記載事項を変更する場合には、変更内容により許可の申請又は届出を文部科学大臣に対して行わなければなりません。

学長・副学長

大学・短期大学には学長を置くことが義務付けられています（学校教育法第 92 条第 1 項）。学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督することです（学校教育法第 92 条第 3 項）。学長の資格としては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し、識見を有すると認められるものとされています（短期大学設置基準第 22 条の 2）。

また、大学・短期大学には、学長のほか、副学長を置くことも認められており（学校教育法第 92 条第 2 項）、その職務は学長の職務を助けることとされています（同法第 92 条第 4 項）。

学校法人

学校法人とは、私立学校を設置する主体のことです。学校法人を設立しようとする場合は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類等、所定事項を定めた上で、文部科学省令で定める手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければならないとされています（私立学校法第 30 条）。

学校法人会計基準

文部科学省が定める省令です。私立学校振興助成法による補助を受ける学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならないとされています。

学校法人の役員及び理事会

私立学校法によれば、学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上が置かれ、理事のうちの 1 人が寄附行為の規定に従い理事長になります（第 35 条）。

理事によって組織された理事会は、学校法人の業務を決する機関であり、また、理事の職務の執行を監督します。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません（同法第 36 条）。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します（同法第 37 条）。理事長は理事会を招集し、その議長を務め、議事の議決において可否同数のときには議決権を持ちます（同法第 36 条）。

監事については、その職務は、「学校法人の業務を監査すること」、「学校法人の財産の状況を監査すること」、「学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「学

校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」などです（同法第 37 条）。

学習ポートフォリオ

学習ポートフォリオとは、学生が、学習過程並びに各種の学習成果（例えば、学習目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など)を長期にわたって収集し、記録したものです。それらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るという、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自律的な学習をより深化させることを目的としています。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用されます。

科目等履修生（科目等履修生制度）

当該短期大学の正規の学生以外の者で必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者（制度）を指します。正規の学生と同様、履修科目の成果として単位を取得することができるため、後に正規の学生となった場合に、取得した単位を学位取得のための卒業に必要な単位へ加算することも可能です。

カリキュラムマップ

科目ごとに、それを履修することにより学生が何をできるようになるか到達目標をあげ、その到達目標が、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のどの項目を達成することになるかを明確に図で表したものをいいます。学習内容の順次性と科目間の関連性を同時に図示化し、教育課程（カリキュラム）全体をとらえやすくする効果があります。履修系統図ともいいます。

機関別評価

学科や学問領域などを対象にする分野別評価に対して、短期大学という機関全体を対象に、教育・研究等の総合的な状況について行われる評価を機関別評価といいます。本協会の行う第三者評価は、この機関別評価に当たります。

寄附行為

寄附行為という文言は、学校法人等を設立する行為自体とそれが諸目に記載された寄附行為書（法人の基本法）との二つの意義を有しています。私立学校を設置しようとするものは、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、所轄庁の認可を申請しなければなりません。

キャップ制度（履修登録単位上限制）

単位の過剰登録を防ぐため、1 年間あるいは 1 学期間に履修登録できる単位数の上限を設ける制度です。短期大学設置基準第 13 条の 2 には、「短期大学は、学生が各年次に

わたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」とあります。

キャリアセンター

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる」（中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（平成 11 年））というキャリア教育の趣旨の下に、大学・短期大学にはキャリアセンターが設置されています。このキャリアセンターは、学生自身が自己の資質や能力を最大限に活用し、主体的にキャリアを形成していくことができるように、学生への支援やサービスを提供する施設です。センターでは、進路相談、企業・求人情報の照会、インターンシップ支援、国家試験取得支援等を行っています。

紀要（研究紀要）

短期大学などが所属教員の論文や研究活動などを公開するために出す出版物です。本協会は、短期大学における研究活動を評価する際、短期大学での教育活動の基礎に教員の研究が位置付けられているかどうかを重視し、紀要をそのための重要な資料とみなしています。

教育課程（カリキュラム）

教育課程（カリキュラム）は、教育目的を達成するために選ばれた教育内容をどのような順序で、どこまで教育するかを系列化させたものです。短期大学設置基準においても、教育課程の編成方針として同趣旨の内容が規定されています。

教育研究経費比率

教育研究経費は教育研究活動を維持・発展させるために不可欠なものであり、学生・生徒等を募集するために支出する経費などの管理経費を除いた教育研究のために支出した経費のことで、この教育研究経費が帰属収入に占める割合を示したものが教育研究経費比率です。本協会の評価基準において、この比率が 20%程度を超えているかどうかを目安にしています。

教員組織

短期大学は、教育研究上の目的を達成するために、学科の規模や授与する学位の分野に応じて、必要な教員を置かなければなりません（短期大学設置基準第 20 条）。その教員には、専任としての教授、准教授、講師、助教があります。そのほか、教育研究を補佐することを主たる職務とする助手も置くことができ、短期大学設置基準（第 20 条の 2 第 2 項）では、「演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、助手に補助させる」と規定しています。また、同法の第 23 条から第 26 条によって、教授、准教授、講師、助教、助手の資格を定めています（教授、准教授、講師、助教については、「教授・

准教授」、「講師」、「助教」の項参照)。

教学

短期大学などの教育研究に関することやそれを扱う事務を広く意味します。意味する内容は短期大学によって若干異なりますが、教育課程の編成や授業に関すること、学生の成績に関することなどが含まれます。「教務」と表現されることもあります。

教育目標

建学の精神や教育理念から導き出されたより実質的、具体的な概念です。なお本協会では「教育目的」と「教育目標」はほぼ同義と考え、そのどちらかが確立していればよいと考えています。

教員免許状更新講習

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されました。免許状に有効期限を付し、免許状の取得後もその時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新を図るための制度です。この制度により免許状の有効期限は 10 年間となりました。

また、更新の要件は、有効期限内（直近 2 年間）に免許状更新講習（30 時間）を受講・修了することとされています。なお、施行前に授与された免許状を有している教員は、10 年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならないとされています。

教授・准教授

学校教育法では、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者」（第 92 条第 6 項）を教授とし、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者」（第 92 条第 7 項）を准教授としています。教授と准教授の職務は、いずれも「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことです（同法第 92 条第 6 項及び第 7 項)。短期大学における教授及び准教授の資格は、短期大学設置基準の第 23 条と第 24 条で規定されています。

教授会

学校教育法第 93 条により、大学、短期大学が教員人事、教育課程、学生関連などの重要な事項を審議するために必ず設置しなければならない組織です。教授のみならず、准教授その他の職員を構成員に加えることもできます。

教職員

短期大学には、主に教育研究に従事する教員と事務を処理する職員がおり、この「教員」と「事務職員」を合わせてこのように表記しています。

教養教育

教養教育とは、理系・文系、あるいは「人文科学、社会科学、自然科学といった従来の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や、専門教育への単なる入門教育」ではない、「人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力」を涵養し、「学生に、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるもの」です(中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」(平成 14 年))。

GP（Good　Practice グッド・プラクティス）

「GP」とは、大学教育改革の「優れた取り組み」という意味で、“Good　Practice”の略称です。GP 事業とは、各大学・短期大学が自らの大学教育に工夫を凝らした優れた取り組みで、他の大学・短期大学でも参考となるようなものを公募により選定する文部科学省の事業の通称です。

なお、平成 21 年度からは、それまで実施されてきた特色 GP、現代 GP、教育 GP は「大学教育・学生支援推進事業」のテーマ A「大学教育推進プログラム」、学生支援 GP はテーマ B「学生支援推進プログラム」として実施されています。

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度

Grade Point Average の略称です。授業科目ごとの成績評価に対して、GP（グレード・ポイント）を付し、（たとえば、5 段階（A、B、C、D、E）の成績評価に対して、それぞれ 4、3、2、1、0 の GP)、この単位あたりの平均を出し、その一定水準を進級や卒業などの要件とする制度です。

建学の精神と教育理念

短期大学やそれを設置する学校法人の最も根本的な理念、方針を定めたものが建学の精神です。一方、教育理念は、建学の精神を反映した教育に関する基本的な考え方です。

兼任教員（非常勤教員／非常勤講師）

大学及び短期大学によって正規かつ継続的に雇用される専任教員に対して、正規に雇用されず、一定の期間を定めて授業等を担当する教員があり、そのような教員の呼称として「兼任教員」、あるいは「非常勤教員（非常勤講師)」という言葉が使われます。

公開講座

生涯学習の機会を広く提供するという趣旨の下に、短期大学が現在開設している公開講座は、主に正規在籍者でない一般人を対象とした、学外向けの講義等を指します。したがって、短期大学では、正規の教育課程ではなく、サービス活動として、地域からの要望や社会の要請などを考慮したテーマに関し一定時間の講義等を行っているのが現状です。

講師

学校教育法（第 92 条第 10 項）によれば、講師は「教授又は准教授に準ずる職務に従事する」となっています。また、講師の資格としては、教授又は准教授になることができる者、あるいは特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされています（短期大学設置基準第 25 条）。

高大連携

近年、学生の学習意欲の低下が指摘され、「学びの動機付け」が大きな課題となり、初等中等教育と高等教育の接続いわゆる「高大連携」、「高大接続」が必要との認識が教育関係者の共通のものとなっています。高等学校に大学の教員を講師として招く「出前授業」、高校生が短期大学を訪問して模擬授業を受ける「授業体験」、半年から 1 年をかけて短期大学に通学して講義を受ける「聴講」など様々な取り組みが行われています。

校地・校舎

学校教育法施行規則の第 1 条において、「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と規定しています。そして、その校地と校舎に関しては、短期大学設置基準（第 27 条第 1 項）によって、「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有するものとする」とされています。また、運動場についても同設置基準（第 27 条第 2 項）は、「教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内またはその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設ける」よう定めています。

校舎に関しては、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障のないと認められる場合を除き、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも学長室、会議室、事務室、教室（講義室、演習室、実験室、実習室等）、研究室、図書館、保健室を備えなければなりません（短期大学設置基準第 28 条第 1 項）。そのほか、できる限り情報処理及び語学学習施設を整備し（短期大学設置基準第 28 条第 4 項）、さらに、原則として体育館を備え、できれば体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室や学生控室、寄宿舎、課外活動施設等を備えることになっています（短期大学設置基準第 28 条第 5 項）。

高等教育機関

学校教育法（第 1 条）で規定されている学校の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。同法第 83 条では、「大学」の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」としています。また、同法第 108 条は、短期大学に言及し、その目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」としています。

学校教育法の第 1 条に掲げられる学校以外の教育施設としては専修学校（同法第 124 条）、各種学校（同法第 134 条）があります。

以上のような学校及び教育施設のうち高等教育機関とみなされるのは、大学、短期大

学、高等専門学校、そして専修学校の専門課程（高等学校を卒業した者及びこれに準ずる学力がある者に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程）です。

コンソーシアム

大学、短期大学など複数の機関が、連携して何らかの事業や教育研究活動などを展開するために組織する団体です。例えば、単位互換、産学連携、生涯学習事業、共同研究などを行います。

さ

自己点検・評価

短期大学及びその教育研究組織である学科、専攻科などが自らの活動を点検し、自ら評価することです。学校教育法において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（学校教育法第 109 条第 1 項）と定められています。

司書

図書館法第 4 条にあるように、司書とは、図書館の専門的事務に従事する職員です。また、司書の職務を助ける司書補という職も図書館法で定められています。司書・司書補になるための資格は司書講習を受講するほか、大学や短期大学において司書資格に必要な科目を履修すれば、卒業を待って取得することができます。

就業規則

就業規則とは、労働基準法第 89 条により常時 10 人以上の労働者を使用する所で作成することが求められているもので、教職員の労働条件や就業上守るべき規律等を明文化したものです。

習熟度別授業（習熟度別クラス編成）

ある教科が苦手であったり、理解に時間がかかる学習者、あるいはその教科が得意であったり、理解の早い学習者というように学習者の集団を区別し、それぞれの集団における学習内容を変えて行う授業を習熟度別授業といいます。また、このように習熟度別授業が実施できるようにクラスを分けることを習熟度別クラス編成と呼びます。

学習者を習熟度別に分ければ、学習集団によって学習内容やそのために要する時間数を変えることができ、効率のよい学習ができるという利点がある半面、学習者の学習意欲を減退させたり、差別観を与えることにもなりかねないという指摘があります。

収支バランス

「消費収支」の項目を参照。

授業科目（関連用語：一般教育科目）

教育課程は各授業科目を必修科目及び選択科目に分けており（短期大学設置基準第 6 条)、また各授業科目の単位数（「単位」の項を参照）は短期大学において定めるものとされています（短期大学設置基準第 7 条)。

一般教育科目は授業科目の区分の一つで、平成 3 年 6 月における短期大学設置基準の改正以前には、開設が義務付けられていた授業科目です。改正後の短期大学設置基準第 5 条第 2 項に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とあり、この一般教育科目の精神が反映されています。

授業形態（講義、演習、実習）

授業を行っている形態のことです。本協会が定めた『自己点検・評価報告書作成マニュアル』では、授業形態として、「講義」、「演習」、「実習」（実験、実技を含む）をあげています。

ここで「演習」とは、教員と少人数の学生による討論、あるテーマに基づく発表・報告、原書講読などによって進められる授業の形態です。演習科目 1 単位の授業時間について、短期大学設置基準（第 7 条第 2 項）は、「15 時間から 30 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」と規定しています。また、「演習」という用語は「ゼミナール」の訳語としても使用されることが多いです。このゼミナールは、教員の指導の下に学生が研究を行い、それを発表し、討議することが中心になり、演習とよく似た形態ですが、より専門性の高い授業形態と言えます。ゼミナールは「ゼミ」と省略することもあります。

また、「実習」とは、教室で講義や演習によって獲得した知識を基に、今度は実地において学習する授業方法です。短期大学設置基準（第 7 条第 2 項）では、実習は「30 時間から 45 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」ことが規定されています。

生涯教育（関連用語：リカレント教育）

昭和 56 年に提出された中央教育審議会答申「生涯教育について」は、生涯教育を「国民一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度がその上に打ち立てられるべき基本理念」としています。つまり、生涯教育とは、「生涯にわたって教育される」という意味合いではなく、「生涯学習にとっての条件整備を行う」という考え方を指しています。

このような考え方に支えられた学習支援システムの一つであるリカレント教育は、職業人を中心とした社会人に対して学校教育の終了後、いったん社会に出た後に高等教育機関において行われる教育のことをいいます。これは 1970 年代に経済協力開発機構（OECD）が提唱した教育概念に基づいたものであり、特に職業従事者の訓練機会としての役割が期待されています。職業従事者の訓練機会としては、OJT（仕事に就きながら、その仕事に必要な知識・技能を習得させる教育訓練）はもとより、Off－JT（仕事を一時的に離れて、企業内又は企業外で行う教育訓練）も広く行われています。専修学

校、教育訓練機関等と大学との単位互換や単位累積加算制度の導入といった方策は、学校教育とその他の諸活動が相互に連携するというリカレント教育の考え方に立ったものだといえます。

消費収支（関連用語：帰属収支）

帰属収入（負債とならない収入）から基本金組入額（主に校地・校舎・機器備品等の施設設備関係の支出）を除いた残りを「消費収入」と呼び、「消費収入」の額と、人件費、教育研究経費、管理経費など当年度に消費する「消費支出」の額とを対比させ、その均衡の状況を「消費収支」といい、学校法人の経営状況を明らかにするものです。類似の用語として「帰属収支」とは、上に述べた帰属収入の額と当年度に消費する「消費支出」の額とを対比させ、その均衡を示したものです。また、本報告書において「収支バランス」とは、主として後者の均衡を意味しています。

初年次教育

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新入生を対象に作られた総合的教育プログラムのことです。

高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育（リメディアル教育）とは異なり、新入生に最初に提供されることが強く意識されたもので、1970年代にアメリカで始められ、国際的には「First Year Experience（初年次体験）」と呼ばれています。

具体的内容としては、（大学における学習スキルも含めた）学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものになっています。

シラバス

シラバス（syllabus）とは、教員が授業の開始時に学生に配布する授業計画のことです。授業科目名、担当教員名、授業のねらいや目的、授業の概要、各回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考書及び参考文献、履修する上で必要な要件などを記載します。平成 20 年度から短期大学は学生に対してそれらをあらかじめ明示することが義務付けられました。これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっています。

また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えており、短期大学で習得した単位を認定する際に、その授業科目の内容を照会する場合に必要となります

シラバスによく似た用語として講義要項がありますが、これも授業の目標、授業で扱う分野や話題などについての説明を簡単にまとめたもので、学生がどの授業を選んで自分の時間割を作っていくかという学習計画の指針となるものを指します。

なお、「講義要綱」、「講義要覧」、「講義概要」、「授業要項」、「授業要綱」、「科目概要」、「授業計画」などの用語も使用されていますが、ほぼ「シラバス」と同義です。

私立学校法

「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を目的に制定されている法律で、私立学校に関する教育行政と学校法人について定めたものです。

助教

助教は平成 17 年の学校教育法の改正により、平成 19 年から新設されました。同法第 92 条第 8 項において「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とされています。短期大学における助教の資格は、短期大学設置基準第 25 条の 2 で規定されています。

スタッフ・ディベロップメント（SD）活動

事務職員や技術職員などを対象とした職能開発で、管理運営や教育・研究の支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組みを指します。「スタッフ」に教員を含み、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を包含する場合もありますが、一般には区別し、職員の職能開発活動に限定して用いています。

専攻課程

短期大学には学科が置かれていますが、教育上特に必要があるときに、学科の中に設けられる組織が専攻課程です（短期大学設置基準第 3 条第 2 項）。また、専攻分離とは学科の中を二つ以上に分けることをいい、各専攻は〇〇専攻と称されるのが普通です。

専任教員

専任教員とは、大学又は短期大学において正規かつ継続的に雇用され、専ら教育研究に従事し、なおかつ当該法人で専任教員として発令されている教員のことです。専任教員としては、教授、准教授、講師、助教が該当します。

なお、学科の専任教員の数については、短期大学設置基準で詳述されており、学科の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び入学定員に応じて決められています。

専門教育

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す一般教育に対し、専門教育は、特定の分野の知識や技能等をより深く教授する教育であり、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するための教育です。

専門（職）就職

短期大学の学生が、卒業に際し、所属した学科において学習した分野に関連した職種に就業することを専門（職）就職といいます。本協会では、第三者評価において、学科等ごとに専門就職の状況についての記述を求めています。

相互評価

相互評価は、本協会が進めてきた評価の一つです。本協会は、平成 11 年度より、二つの短期大学が自己点検・評価の結果を相互に持ち寄り、率直に意見を交換して改善点を見出すことを通して、当該短期大学における教育の質の維持・向上を図るための相互評価活動を支援しています。

卒業後評価

ステークホルダーの 1 つで、卒業生に対して行う「学生時代についてのアンケート」や、卒業生の就職先・編入先から意見を聴取することなどを通して得られた情報を基に行う評価です。教育の実績や効果を確認することなどを目的に行い、認証評価においては重要視されています。

た

単位（関連用語：単位数、単位認定、単位互換）

単位とは、講義、演習、実習・実験などによる授業科目ごとに学生に付与されるものです。単位数については、短期大学設置基準（第 7 条）は、「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるもの」としています。また、同法によると、1 単位の授業科目は「45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」としています。

各授業科目の単位は、その科目を履修した学生に対して試験等を行い、評価が合格点に達している場合に認定されています。なお、卒業研究や卒業制作等の授業科目については、「学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学習等を考慮して、単位数を定めることできる」（短期大学設置基準第 7 条第 3 項）としています。

単位互換は、学生が他の大学あるいは短期大学で履修した単位を、短期大学が自校の授業科目の履修により修得した単位と認定することです。

短期大学士

短期大学士は、学校教育法（第 104 条第 3 項）によって定められた学位です。学位規則に基づく学位としては、短期大学士のほかに、学士（大学の卒業者）、修士・博士（大学院課程の修了者）、専門職学位（専門職大学院の修了者）があります。

平成 17 年 10 月の「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により、それまで短期大学卒業生に付与されていた「準学士」の称号に代わって、「短期大学士」の学位が授与されることになりました。この学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとされています（学位規則第 5 条の 4）。短期大学が学位を授与するにあたり、他の学位（学士・修士・博士など）と同様に短期大学士にも専攻分野を付記することになっています。

短期大学設置基準

短期大学設置基準は、学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められた

もので、新たに短期大学を設置する場合の教育研究の水準であるとともに既設の短期大学の維持向上のための基準です。具体的な事項としては、短期大学の学科編制、学生定員、教育課程、教員組織、施設設備、事務組織などの基準が定められています。

短期大学評価基準

本協会は第三者評価を行うために、「短期大学評価基準」（別添資料参照）を定めています。この基準では、法令の規定に基づいて認証評価機関として機関別評価を行う場合に①教育研究上の基本組織に関すること、②教員組織に関すること、③教育課程に関すること、④施設及び設備に関すること、⑤事務組織に関すること、⑥財務に関すること、⑦その他、教育研究活動等に関することをなどを含め、評価を行うこととしています。この「短期大学評価基準」に基づく評価を「基準評価」と呼んでいます。

平成 17 年度から開始された第三者評価は平成 22 年度に第 1 評価期間が終了し、平成 24 年度からは新しい評価基準による評価が始まりました。第 2 評価期間は従前の 10 の評価領域を再編成し、4 つの「基準」（「基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ　教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ　教育資源と財的資源」、「基準Ⅳリーダーシップとガバナンス」）にまとめました。加えて、各短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育を評価できるよう「選択的評価基準」を新たに設けました。

地域総合科学科（総称）

地域総合科学科とは個々の学科の名称ではなく、特定の学問領域に限定せず、学生あるいは地域の多くのニーズに応えることを目的とした学科の総称です。本協会は平成 15 年開設の学科から、各短期大学が計画した学科の教育の質について構想段階の評価を行い、それが地域総合科学科にふさわしいものであれば適格と認定しています。また、当該学科の完成年度を待って、構想時の諸目的の達成度の確認をするため達成度評価を行っています。

チューター制

在学生や教員などが新しく入学した学生に対して、学習、生活上の精神的なサポートとして、支援や助言を個別的に行う仕組みを指します。

通信教育

通信教育は通信手段を用いて行う教育方法であり、短期大学は通信教育によって充分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を実施することが認められています（短期大学通信教育設置基準第 2 条）。授業方法としては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、添削指導により学修を進める通信授業、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学習させる放送授業、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業、多様なメディアを高度に利用した授業などがあります。

文部科学省の学校基本調査によれば、平成 24 年度現在、大学 54 校、短期大学 11 校で通信教育課程が開設されています。

ティーチングアシスタント（TA）

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実や大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当てを支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものです。実験・実習など自然科学系での活用が中心になっているなどの傾向があります。また、大学院生でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、ティーチング・アシスタント（TA）とは区別してスチューデント・アシスタント（SA）と称することがあります。

な

入学定員

入学定員とは1学年分の学生定員のことです。また、学生定員の総定員が収容定員を意味します。学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、学科ごとに学則で定めるものとされています（短期大学設置基準第4条第1項及び第 3 項）。この場合、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとされています（短期大学設置基準第4条第1項）。

入学前教育（関連用語：導入教育）

入学前教育は、主に推薦入試のような早期に大学進学を決定した次年度入学者や受験負担の軽減措置の入試で合格した次年度入学者が対象であり、課題やスクーリング等の方法をとおして入学者の質の向上を目指す取り組みです。

一方、導入教育は、入学の決まった学生に対し、その入学前後において、学生に学習スキルを身に付けさせ、中等教育からの円滑な移行を促すとともに、入学後の教育内容の効果をより高めることを目的として、大学や短期大学が学生に提供する教育です。この教育プログラムは正規課程に付随したものであり、主に新入生を対象に初年次教育という形で、多くの大学や短期大学で実施されています。

は

PDCA サイクル

ある期間の教育実践の結果として得られた量的･質的データの分析･解釈をとおして、求めようとする学習成果の獲得状況が判定されます。そして、その判定結果の適否の要因に立ち戻り、それらに関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ります。これがフィードバックであり、PDCA サイクル（計画―実行―検証―改善循環）とは、このフィードバックにおいて用いられる手法です。フィードバックが繰り返される限り、PDCA という一連の行為は継続して行われることになります。

例えば、「授業改善の PDCA サイクル」ならば、まず、改善すべき内容の目標を、人的・物的・財的資源配分を考慮しつつ設定し（P：計画）、次に、実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出します（D：実行）。そして、その学習評価が、自らの目標として掲げた学習成果を達成しているかどうかを判定し、また、自分の授業の課題を発見・分析します（C：検証）。その後、FD（ファカルティ・ディベロップメント）をとおし

て論じ合い、課題の解決策を見出します（A：改善）。この一連の行為が PDCA サイクルです。

評議員会

私立学校法の規定（第 41 条）により、学校法人には評議員会を置かなければなりません。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員から組織され、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります（同法第 41 条）。

評議員会の役割としては、私立学校法の規定（第 42 条）に従い、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併などについて理事長の諮問により意見し、あるいは寄附行為の定めによって議決を行います。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えたり、役員からの報告を徴したりします（第 43 条）。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取り組みを指します。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができます。

なお、各短期大学は短期大学設置基準の規定（第 11 条の 3）により平成 20 年度からその実施を求められることになりました。単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員の職能開発の活動全般を指すものとして FD の語を用いる場合もあります。

ホームカミングデー

学校によって開催形式・内容は多少異なりますが、一般には、大学及び短期大学の卒業生が卒業大学及び短期大学の近況に触れ、また、当時の恩師や学友と再会・交流することによって親睦を深めるために用意された期間を、ホームカミングデーと呼びます。

ま

三つの方針

三つの方針とは、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」のことです。学位授与の方針は、各短期大学が定める卒業認定や学位授与に関する基本的な方針を意味します。教育課程編成・実施の方針は、各短期大学が定める教育課程の編成及びその実施の基本的な方針です。そして、入学者受け入れの方針は、各短期大学が定める入学者選抜方針で、入学を希望する学生に求める学生像を示した方針のことをいいます。

三つの方針は、短期大学の個性・特色の根幹を成すものです。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、中央

教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年）が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針」に対応するものとして定められました。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存するものではありません。この答申は、組織的な取り組みの強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹を成すものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調しています。なお、本報告書では三つの方針は、それぞれ「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」と日本語で記述しています。

や

余裕資金

本協会では、余裕資金とは、期末の貸借対照表上の「その他の固定資産」のうち、①目的別引当資産、②有価証券、③貸付金と、「流動資産」のうち、④現金預金、⑤有価証券、⑥貸付金の合計額から、負債の部合計（固定負債＋流動負債）の額を差し引いた金額を指しています。

ら

リメディアル教育

補習授業を総称してリメディアル教育といいます。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されています。

履修登録単位上限制

キャップ制度を参照。

参考２　　会員校一覧（平成 24 年度）

（都道府県別・五十音順）

旭川大学短期大学部
帯広大谷短期大学
釧路短期大学
光塩学園女子短期大学
國學院大學北海道短期大学部
札幌大谷大学短期大学部
札幌国際大学短期大学部
札幌大学女子短期大学部
拓殖大学北海道短期大学
函館大谷短期大学
函館短期大学
北翔大学短期大学部
北星学園大学短期大学部
北海道自動車短期大学
北海道武蔵女子短期大学
青森明の星短期大学
青森中央短期大学
東北女子短期大学
八戸短期大学
弘前医療福祉大学短期大学部
岩手看護短期大学
修紅短期大学
盛岡大学短期大学部
聖和学園短期大学
仙台青葉学院短期大学
東北生活文化大学短期大学部
宮城誠真短期大学
秋田栄養短期大学
聖霊女子短期大学
日本赤十字秋田短期大学
聖園学園短期大学
羽陽学園短期大学
東北文教大学短期大学部
いわき短期大学
郡山女子大学短期大学部
桜の聖母短期大学
福島学院大学短期大学部
茨城女子短期大学
つくば国際短期大学
常磐短期大学
足利短期大学
宇都宮短期大学
宇都宮文星短期大学
國學院大學栃木短期大学
作新学院大学女子短期大学部
佐野短期大学
育英短期大学
関東短期大学
桐生大学短期大学部
群馬医療福祉大学短期大学部
高崎健康福祉大学短期大学部
高崎商科大学短期大学部
東京福祉大学短期大学部
新島学園短期大学
明和学園短期大学
秋草学園短期大学
浦和大学短期大学部
川口短期大学
国際学院埼玉短期大学
埼玉医科大学短期大学
埼玉純真短期大学
埼玉女子短期大学
埼玉東萌短期大学
十文字学園女子大学短期大学部
城西短期大学
武蔵丘短期大学
武蔵野短期大学
山村学園短期大学
植草学園短期大学
三育学院短期大学
昭和学院短期大学
聖徳大学短期大学部
清和大学短期大学部
千葉敬愛短期大学
千葉経済大学短期大学部
千葉明徳短期大学
帝京平成看護短期大学
東京経営短期大学
愛国学園短期大学
青山学院女子短期大学
有明教育芸術短期大学
上野学園大学短期大学部
大妻女子大学短期大学部
嘉悦大学短期大学部
共立女子短期大学
国際短期大学
駒沢女子短期大学
実践女子短期大学
自由が丘産能短期大学
淑徳短期大学
女子栄養大学短期大学部
女子美術大学短期大学部
白梅学園短期大学
杉野服飾大学短期大学部
星美学園短期大学
創価女子短期大学
鶴川女子短期大学
帝京大学短期大学
帝京短期大学
貞静学園短期大学
戸板女子短期大学
東京家政大学短期大学部
東京交通短期大学
東京女子体育短期大学
東京成徳短期大学
東京農業大学短期大学部
東京富士大学短期大学部
東京立正短期大学

東邦音楽短期大学
桐朋学園芸術短期大学
新渡戸文化短期大学
日本歯科大学東京短期大学
日本体育大学女子短期大学部
文京学院短期大学
目白大学短期大学部
山野美容芸術短期大学
立教女学院短期大学
和泉短期大学
小田原女子短期大学
鎌倉女子大学短期大学部
カリタス女子短期大学
相模女子大学短期大学部
上智大学短期大学部
湘南短期大学
湘北短期大学
昭和音楽大学短期大学部
聖セシリア女子短期大学
洗足こども短期大学
鶴見大学短期大学部
東海大学医療技術短期大学
横浜女子短期大学
新潟工業短期大学
新潟青陵大学短期大学部
新潟中央短期大学
日本歯科大学新潟短期大学
明倫短期大学
富山短期大学
富山福祉短期大学
金沢学院短期大学
金沢星稜大学女子短期大学部
金城大学短期大学部
小松短期大学
北陸学院大学短期大学部
仁愛女子短期大学
敦賀短期大学
帝京学園短期大学
山梨学院短期大学
飯田女子短期大学
上田女子短期大学
佐久大学信州短期大学部
信州豊南短期大学
清泉女学院短期大学
長野女子短期大学
松本大学松商短期大学部
松本短期大学
大垣女子短期大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部
岐阜保健短期大学
正眼短期大学
高山自動車短期大学
中京学院大学中京短期大学部
中部学院大学短期大学部
東海学院大学短期大学部
中日本自動車短期大学
静岡英和学院大学短期大学部
東海大学短期大学部
常葉学園短期大学
浜松学院大学短期大学部
愛知医療学院短期大学
愛知学院大学短期大学部
愛知学泉短期大学
愛知きわみ看護短期大学
愛知工科大学自動車短期大学
愛知江南短期大学
愛知産業大学短期大学
愛知大学短期大学部
愛知文教女子短期大学
愛知みずほ大学短期大学部
岡崎女子短期大学
修文大学短期大学部
豊橋創造大学短期大学部
名古屋学芸大学短期大学部
名古屋経営短期大学
名古屋経済大学短期大学部
名古屋女子大学短期大学部
名古屋短期大学
名古屋文化短期大学
名古屋文理大学短期大学部
名古屋柳城短期大学
南山大学短期大学部
鈴鹿短期大学
高田短期大学
滋賀短期大学
滋賀文教短期大学
びわこ学院大学短期大学部
池坊短期大学
華頂短期大学
京都外国語短期大学
京都経済短期大学
京都光華女子大学短期大学部
京都嵯峨芸術大学短期大学部
京都聖母女学院短期大学
京都西山短期大学
京都文教短期大学
成美大学短期大学部
藍野大学短期大学部
大阪青山短期大学
大阪学院短期大学
大阪キリスト教短期大学
大阪薫英女子短期大学
大阪芸術大学短期大学部
大阪健康福祉短期大学
大阪国際大学短期大学部
大阪産業大学短期大学部
大阪城南女子短期大学
大阪女学院短期大学

大阪女子短期大学
大阪信愛女学院短期大学
大阪成蹊短期大学
大阪千代田短期大学
大阪夕陽丘学園短期大学
関西外国語大学短期大学部
関西女子短期大学
近畿大学短期大学部
堺女子短期大学
四條畷学園短期大学
四天王寺大学短期大学部
樟蔭東短期大学
常磐会短期大学
梅花女子大学短期大学部
東大阪大学短期大学部
プール学院大学短期大学部
平安女学院大学短期大学部
芦屋学園短期大学
大手前短期大学
近畿大学豊岡短期大学
甲子園短期大学
神戸女子短期大学
神戸常盤大学短期大学部
神戸山手短期大学
産業技術短期大学
夙川学院短期大学
頌栄短期大学
聖和短期大学
園田学園女子大学短期大学部
東洋食品工業短期大学
姫路日ノ本短期大学
兵庫大学短期大学部
湊川短期大学
武庫川女子大学短期大学部
奈良芸術短期大学
奈良佐保短期大学
奈良文化女子短期大学
白鳳女子短期大学
和歌山信愛女子短期大学
鳥取短期大学
岡山短期大学
川崎医療短期大学
吉備国際大学短期大学部
作陽音楽短期大学
山陽学園短期大学
就実短期大学
中国短期大学
美作大学短期大学部
山陽女子短期大学
鈴峯女子短期大学
比治山大学短期大学部
広島国際学院大学自動車短期大学部
広島文化学園短期大学
安田女子短期大学
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学
四国大学短期大学部
徳島工業短期大学
徳島文理大学短期大学部
香川短期大学
高松短期大学
今治明徳短期大学
環太平洋大学短期大学部
聖カタリナ大学短期大学部
松山東雲短期大学
松山短期大学
高知学園短期大学
折尾愛真短期大学
九州大谷短期大学
九州女子短期大学
九州造形短期大学
近畿大学九州短期大学
久留米信愛女学院短期大学
香蘭女子短期大学
純真短期大学
精華女子短期大学
西南女学院大学短期大学部
東海大学福岡短期大学
西日本短期大学
東筑紫短期大学
福岡医療短期大学
福岡工業大学短期大学部
福岡こども短期大学
福岡女学院大学短期大学部
福岡女子短期大学
九州龍谷短期大学
佐賀女子短期大学
西九州大学短期大学部
長崎女子短期大学
長崎短期大学
尚絅大学短期大学部
中九州短期大学
大分短期大学
東九州短期大学
別府大学短期大学部
別府溝部学園短期大学
南九州短期大学
宮崎学園短期大学
鹿児島国際大学短期大学部
鹿児島純心女子短期大学
鹿児島女子短期大学
第一幼児教育短期大学
沖縄キリスト教短期大学
沖縄女子短期大学

以上（323校）